

日本-南アフリカ通商関係史研究

北川 勝彦

日本-南アフリカ通商関係史研究

目 次

序 —— 本研究の目的 ——	1
第1部 19世紀末～第二次世界大戦までの日本-南アフリカ通商関係史	
第1章 日本・アフリカ・国際経済 —— 1880年代～第二次世界大戦 ——	7
1 日本-アフリカ貿易の概観	7
2 日本・アフリカ・国際経済	9
3 南アフリカ経済小史	13
第2章 戦前期日本の南アフリカ経済事情調査	17
1 戦前期日本の外務省通商局による主要な調査報告書	19
2 『貿易雑誌』にみられる南アフリカ経済情報	23
第3章 戦前期日本の対南アフリカ貿易と日本企業の活動	32
1 日本の対南アフリカ貿易の展開	32
2 日本-南アフリカ貿易にかかわった日本企業	36
第4章 世界恐慌期における日本-南アフリカ通商関係史	44
1 南アフリカ市場調査の一端 —— 『朝日新聞』の報道から ——	45
2 日本の対南アフリカ貿易 —— 1930-1936年 ——	48
3 南アフリカ市場の日本品と「東洋の脅威」論 —— ダーバン駐在名譽領事の報告に基づいて ——	50
4 日本の対南アフリカ通商政策	53
第5章 『日阿取締』と南アフリカ羊毛購入問題	60
1 『日阿取締』への動き	60
2 南アフリカ市場と日本製綿布	62
3 南アフリカの通商政策と日本品をめぐる通商摩擦	63
4 日本の南アフリカ羊毛購入対策	65

第2部 第二次世界大戦後の日本-南アフリカ通商関係史

第6章 日本・アフリカ・国際経済 —— 第二次世界大戦後～1980年代 ——	73
1 戦後の国際経済の変化	73
2 戦後の日本経済の変化	75
3 戦後のアフリカ経済と南アフリカ	77
第7章 戦後日本の対南アフリカ貿易	83
1 南アフリカ市場情報の収集と報知のシステム ——「日本貿易振興会」の設立 ——	83
2 『通商弘報』にみられた南アフリカ市場調査の概観	85
3 戦後日本の対南アフリカ貿易の展開と通商問題	93
第8章 1980年代における日本-南アフリカ通商関係の新展開	103
1 日本-南アフリカ貿易の現状	103
2 日本の対南アフリカ投資	105
3 日本の対南アフリカ通商政策の新展開	109
第9章 新生南アフリカの誕生と日本-南アフリカ通商関係の新潮流	114
1 マンデラ政権誕生後の南アフリカ経済の動向	115
2 日本-南アフリカ貿易関係	117
3 投資市場としての南アフリカの新動向と日本企業	118
4 南アフリカの通商政策と日本	122
付論Ⅰ 1930年代の英領熱帯アフリカ市場における日本製品 ——日本領事報告に基づいて ——	129
1 英領熱帯アフリカ市場への関心 ——『貿易雑誌』の調査に基づいて ——	129
2 日本の対東アフリカ貿易 —— 1926～1939年 ——	133
3 日本の対西アフリカ貿易 —— 英領西アフリカを中心にして ——	138
4 热帯アフリカ市場をめぐる日英貿易摩擦	142
付論Ⅱ 新生南アフリカにおける黒人企業の動向	147
1 マンデラ政権誕生後の南アフリカ	148
2 「復興開発計画」(RDP)と中小黒人企業の育成 ——持続的発展の枠組 ——	150
3 ポスト・アバルトヘイトのブラック・ビジネス	153
結　　び	159

序 —— 本研究の目的 ——

最近、日本でもアフリカ研究ないし経済史研究において、新しい問題提起や試論が公にされるようになった。これは、日本の学会独自の問題意識やそれに基づく問題設定の仕方によるのであろうが、諸外国の学会のそれを反映している面も少なくない。また、アジアおよびアフリカ大陸で生じている政治・経済現象を見れば、今日の国際社会の特色の一つになってきた人間、商品、貨幣および情報の国際移動現象を目前にして、こうした現象をどのように理解し、説明すればよいのか、その枠組を求めて従来の研究を批判的に再検討する必要に迫られていることも容易に知られるであろう。本研究もそのような動向の中に位置付けられることは言うまでもない。

それに加えて、1980年代半ば以降、日本の経済史研究のパラダイムが、大きくシフトしたことあげなければならない。従来の「一国史」研究や欧米に準拠した「比較史」研究を超えた新しい「視角」や「枠組」が提起されてきた。すなわち、イギリス経済史と日本経済史の展開をアジアに準拠点をおく同時代史として把握する考え方が現われてきた。また、イギリスをはじめとするヨーロッパの強い影響のもとにあった日本の「西洋化の構造」の再検討、あるいは「日本工業化の国際的契機」についてとくにそのアジア史的文脈において考察しようする研究が数多く見られるようになった。アジア経済史における「ウエスタン・インパクト」の意味や「アジア間貿易の展開」が議論されるようになり、さらには、最近、経済史の立場から、「アジア国際関係史」の研究が構想されるようになっている。以上の動向は、一方では、アジアのさまざまな地域および国家の多様な発展過程の存在やそれぞれの地域内および地域間の関係についての認識を深める研究と、他方では分析単位としてのアジアの一体性とその歴史的役割についての認識を深める作業とが必要なことを明らかにしている。

したがって、本研究においても、これまでの歴史研究でしばしば行われてきた「比較史」にかわって「関係史」という視点から、ある意味で野心的な、しかし考えようによつては平凡な次のような三つの目的を実現しようという狙いがある。

第一に、本研究では、アフリカ経済という多面的な現象に関する歴史的研究を行うにあたって、欧米あるいはアフリカの経済史家と異なる独自のアフリカ史へのアプローチの方法、視角および枠組を獲得できる可能性を追求する。第二に、本研究は、諸外国と日本の国際関係について、具体的には、日本とアフリカ大陸諸国との関係を国際経済関係史の立場から解釈する。すなわち、本研究は、現在アフリカ史の再構成に取り組んでいるアフリカ人史家に対して、過去における日本とアフリカ諸地域との関係に関する史実を提示することによって、日本-アフリカ関係史はアフリカ史の一部であったという意味で、アフリカ史認識の枠組を広げる点で一定の貢献を期待できるであろう。第三に、本研究では、日本経済の展開を常にその国際的契機のなかで考える。本研究で問題とされている日本-アフリカ関係史は、実は日本史の一部でもある

という意味で、これまでの日本史研究の欠落した部分を埋める基礎作業をなすであろう。

このように、本研究は、諸外国と日本の実に多面的な国際関係についての歴史的研究の一部をなすものである。とくに、日本とアフリカ大陸諸国との将来の関わり方だけでなく、現在に特有な関わり方を認識するために、何にもまして過去、日本がどのようにアフリカ大陸と関わってきたかを振り返って、それを解釈しようとするところにその目的がある。したがって、この研究は、日本におけるアフリカ認識の歩みを考える作業、いわばのアフリカとの関わり方あるいは関わらせ方やアフリカ認識の枠組を反省することと密接に重なり合っていると言えるであろう。

以上のような動機で始められたのが戦前と戦後における日本のアフリカ経済事情調査の研究であった。本研究は、これまでの作業の中で書きとめておいたノートのうちでとくに日本と南アフリカとの通商関係史に関わるものを探理したものである。

しかしながら、日本とアフリカとの関係の歴史的研究といつても、いったいそれをどのように構想すればよいのであろうか。一様に日本-アフリカ関係史といつても、それが何をさすかという問題がある。それについても必ずしも一定の見解があるわけではない。ただ、次の二点だけは指摘しておかねばならない。

すなわち、第一は、日本、それにアフリカにおいて日本と関係を行した諸地域ないし諸民族の関係には基本的にどのような結合構造ないし結合形態がみられたのか、という点である。そこには帝国的・従属的結合構造がみられるのか、あるいは互恵的で自由かつ平等の結合構造がみられるのか、という点である。この研究のひとつの狙いは、産業国家としての日本の興隆、日本の植民地支配とその挫折、世界の他の国々と日本との特有の関係など、これらすべてのことがらが日本の国の人々の生活に与えてきた影響の若干を描き出し説明するところにある。日本の国際関係の歴史は、その関係から最も遠い存在のひとつによって実は支えられてきたという逆説を解くことにこの研究の意義の一つを見出したい。たしかに現在まであるいは実質的にはほとんど現在近くにまでたどりうとする歴史には結論を下すことなどできないし、現在、われわれが一つの時代の終わりにいるのか、別の時代の始まりにいるのかも、にわかには定めがない。しかし、本研究において、アフリカ史、日本史そして日本とアフリカの関係史をごく最近の時代に至るまで研究しようとした理由は、過去の偉大さが多くのひとつに抱かせる興味以外に、その過去が我が国の経済や社会の現実的諸問題を解決する上で重くのしかかっているからであり、もう一つの理由は、この研究が「世界史」における一つの現象に光をあててくれるに違いないと思われるからである。とはいっても、この研究もまた特定の時代の産物であるという自覚を欠いてはならないだろう。というのは、本研究は、現在の知識の状態を反映しているだけでなく現在の関心のありかたを反映しており、それは必ずしも過去の関心とは同一ではなく、また将来のそれとも異なるからである。

第二は、日本-アフリカ関係の発展をどのような視点から考察すべきか、という点である。さしあたり、経済関係ないしその発展から考察するのが適当ではないかと考えられる。というのは、日本経済の発展に応じて、それぞれの発展段階において異なる要因を媒介とした多様な経済関係のメカニズムが見られたであろうし、それにともなって国際経済との関係も異なって

きたと考えられるからである。具体的には、日本のどこで生産されたいかなる種類の商品がどのような経路でアフリカの諸地域に輸出され、アフリカではどの地方のどのようなひとびとにいかなる経路でもたらされ消費されたのか、逆に、アフリカのどの地方で生産されたどのような種類の商品がいかなる経路をへて日本に輸出され、日本ではどのような経路でいかなる地方にもたらされ、どのようなひとびとに利用されたのか、を描くことである。そうすることで、いずれが優位にたっているかという比較ではなく、関係のありかたを描こうとするところにこの研究の目的がある。人は、みずから手にした他の国の商品を通して、他国でそれを作り利用しているひとびととそのひとびとの暮らしを想像するものである。また、こうした商品と商品の複合体は、それらを生産しているひとびとのライフスタイルさえ表している。こうした商品を通して、他の国には実に品質の高い製品を作ることに精を出す普通の人々が数多くいるのではないかというイメージを生み、他方、同じひとびとがこれらの商品を生産するのに必要な資源を採掘しているひとびとの生活を剥奪しているのではないかという別のイメージを生む。

さて、以上の目的をもつ本研究は、主として次のような資料に依拠してすすめられてきた。第一は、戦前期日本の「領事報告」であり、第二は、戦後、海外市場調査に重要な役割を演じた日本貿易振興会から刊行された貿易雑誌にあたる『通商広報』である。

経済史の研究資料として「領事報告」が注目されるようになったのは、それほど旧間に属することではない。1978年8月、スコットランドのエジンバラで第7回国際経済史会議が開催されるにあたって、ロンドン大学のT. C. バーカー教授は、「世界の主要なすべての貿易国家においては外国に領事が派遣され、彼らによって政府や実業家の利益となる情報が国内にもたらされてきた。しかし、それはどれほどの規模であったのか。また、これらの報告はどの程度印刷に付され、どの程度迅速に配布されたのであろうか」という点を検討するために、各国で領事報告に関心を持っていると考えられる研究者を召集し、情報を交換するとともに領事報告に関する国際的研究への道を開くセッションを計画した。バーカー教授は、「領事報告——貴重だが無視された資料——」と題する報告の中で、次のように述べている。「歴史家たちは、自國以外の国々の経済生活に関する情報を求めて時に応じて領事報告を利用するのを常としてきたが、しかし、それは主たる資料としてではなく、付隨的で追加的な証拠を示すためである、というのがほとんどかわらぬ態度であった」と^①。世界で「最初の工業国家」になったイギリスは、世界最大の貿易国家でもあり、世界中いたるところから領事報告がよせられていたにもかかわらず、領事ないし領事報告に関する研究は、これまでわずかにプラット教授による『シンデレラ・サービス——1825年以降のイギリス領事——』^②という研究が見られるにすぎなかった。これ以来、この問題提起をうけて我が国でも領事報告の研究が行われるようになり、その成果は角山栄教授によって『日本領事報告の研究』^③としてまとめられ、また、日本の領事報告を駆使して、明治前期の日本の海外市場開拓を明らかにした『「通商国家」日本の情報戦略——領事報告を読む——』^④が刊行されている。

ところで、領事報告というのは、海外各地に駐在する領事が本国へ送達した現地の通商経済情報や貿易報告のことである。この領事報告は、19世紀になって先進工業国イギリスに追いつこうとする過程で、後発のヨーロッパ諸国やアメリカが輸出戦略の重要な支柱として認める

ようになったものである。それは、我が国においても殖産興業政策を遂行する上で主たる経済政策の一つとして位置づけられた⁽⁵⁾。すなわち、後発帝国主義国としての日本が、世界経済の中で存続を計ろうとすれば、それはいかにして迅速かつ正確に海外の情報、わけても経済情報を獲得するか、また、国内にそれを公表・報知できるかにかかっていた。我が国で海外経済情報を収集するために整備されていった制度的枠組こそ「領事館制度」ならびに「領事報告制度」であった。領事の任務は、駐在地における臣民および船舶の保護、通商・経済上の利益保護その他これと関連する各種業務であるが、関連業務のうちで、管轄区における通商・経済上の情報を本国政府に報告することが義務づけられていた。その報告内容は多岐にわたるものであった。たとえば、商品の仕向地における商品取扱商の名称、当該商品の現地価格や需要の変動、当該商品の世界主要産地における生産状況、当該地の外国商品の輸入量、その売買相場と為替相場の変動、消費者の当該商品の評判、消費者の趣味、風俗、習慣であった⁽⁶⁾。

この戦前期日本の領事報告は、1881年から1943年までの期間にわたって、商人や中小工業家が利用できるように海外経済情報として印刷され、配布されたのである。領事報告が掲載された印刷物の表題はしばしば変更されたために、その継承関係が不明であったが、最近になって確認されるようになった。すなわち、(1)『通商彙編』(1881～1886年、明治14～19年)、(2)『通商報告』(1886年12月～1889年12月、明治19～22年)、(3)『官報』(1890年1月～1905年12月、明治23～28年)、(4)『通商彙纂』(1894年1月～1913年3月、明治27年～大正2年)、(5)『通商公報』(1913年4月～1924年12月、大正2年～13年)、(5)『日刊海外商報』(1925年1月～1928年3月、大正14年～昭和3年)、(6)『海外経済事情』(1928年4月～1943年10月、昭和3～18年)の順になっている。海外から領事によって収集された情報は、外務省や農商務省に集められ、地方自治体、商業会議所、商品陳列所をへて、輸出関連業種の商工業者や農民に伝達されていった。それだけではなく、こうした経済情報の収集と報知体制には、商務省貿易局、拓殖事務局、農商務省商工局、逓信省管船局、満鉄東亜経済調査局なども組み込まれていたのである。また、末端の生産者の要求や問い合わせが外務省通商局に集約され、海外在住の領事に通達されるとともに調査依頼もおこなわれ、「情報のシステム化」に成功していた点は注目に値する⁽⁷⁾。

ところで、第二次世界大戦後、海外市場調査をになったのは、「日本貿易振興会（JETRO）」であった。ジェトロは、1951（昭和26）年2月28日、大阪市に設立された。設立当初のジェトロの正式名は、「財團法人海外市場調査会」であったが、この調査会がジェトロと呼ばれるようになったのは、当時、イギリスで海外市場調査活動をおこなっていたペトロ（BRITISH EXPORT TRADE RESEARCH ORGANIZATION, BETRO）に倣い、このペトロの日本版という意味で設立されたことに由来している。戦後、1947（昭和22）年8月、日本の民間貿易は再開されたが、占領下にあって海外渡航や海外支店の設置が著しく制限されていた。貿易上必要な海外市場の調査と情報の入手はほとんど不可能であり、海外市場調査機関の設立が貿易業者の間で求められていたのである⁽⁸⁾。このジェトロが海外市場情報を提供する目的で発行したのが日刊の『通商弘報』であった。本誌に毎日掲載されるアフリカに関する通商情報は、これまでのところ研究者（経済史家）の間ではほとんど取り上げられることはなかったが、戦

前期の「領事報告」と同様に日本-アフリカ通商関係史を研究する重要な資料となるであろう。

以上の資料に依拠しつつ、本研究では、その対象地域として、前世紀末からその輪郭を少しずつ整えてきたアパルトヘイトが、「アパルトヘイトの世紀末」を迎えるようとしている今日、とくに多くの人々の関心を集めている南アフリカ共和国（南アフリカ連邦）を取り上げる。近年、南部アフリカの政治・経済変動に小さくない関わりをもってきた日本と南アフリカとの過去の関係を振り返って、これからどのような関係を組み立てていくか、という点を考えてみると、ことはあながち無意味なことではないだろう。そこで、日本と南アフリカとの関係を、主として経済関係とその発展から考えてみることにする。その場合、日本と南アフリカとの経済関係の歴史を、戦前と戦後の比較的長い時期をとって考察する。以下では、第一に、戦前期日本の南アフリカへの経済的関心が具体的にはいつ頃から生まれ、南アフリカに関する経済情報がどのように収集され、それを日本国内の当該業者に報知するどのようなシステムが形成されていたのか、また、戦後の日本ではどのように南アフリカの経済情報が収集され、それを関連業者に拡散させるどのようなシステムが形成されたのか、を明かにする。第二に、戦前と戦後において、日本と南アフリカの貿易はどれほどの展開を示していたのか、また、日本と南アフリカの通商関係とその展開の中で、それぞれの段階でどのような問題が生じ、さらに、日本の対南アフリカ貿易を促進するために、どのような市場獲得政策が展開されたのかについても明らかにする。

注

- (1) T. C. Barker, "Consular Reports: Rich but Neglected Historical Sources", *Business History*, Vol. 23, No. 3, 1981, p. 265.
- (2) D. C. M. Platt, *The Cinderella Service: British Consuls since 1825*, London, 1971. 角山栄「イギリスの領事制度および領事報告」(同編『日本領事報告の研究』同文館、1986年所収)。
なおアメリカの領事活動については、C. S. Kennedy, *The American Consul: A History of the United States Consular Service, 1776-1914*, New York, 1990. 参照。
- (3) 角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、1986年。
- (4) 角山栄「通商母家」日本の情報戦略——領事報告を読む——』日本放送出版協会、1988年。
角山栄「アジアルネサンス——勃興する新・都市型文明——』PHP研究所、1995年、115-145ページ。
- (5) 高嶋雅明「復刻版『通商叢纂』解説」3ページ。
- (6) 角山栄「『領事報告』について」(和歌山大学『経済理論』167号、1979年)、高嶋雅明「領事報告制度と『領事館報告』について」(和歌山大学『経済理論』168号、1979年)、S. Tsunoyama, "Japanese Consular Reports", *Business History*, Vol. 23, No. 3, 1981, pp. 284-287.
- (7) 角山栄「通商母家」日本の情報戦略』204~205ページ。杉原薰「アジア間貿易の形成と構造」ミネルヴァ書房、1996年、250~258ページ。松木貴典編『戦前期日本の貿易と組織間関係——情報・調整・協調——』新評論、1996年、311~340ページ。
- (8) 詳細については、後掲、本論文第7章を参照。『JETRO 20年の歩み』4~9、12~27ページ参照。

第 1 部

19世紀末～第二次世界大戦までの
日本-南アフリカ通商関係史

第1章 日本・アフリカ・国際経済

— 1880年代～第二次世界大戦 —

「日本経済は国際経済のなかでしか存続しえない」という点は周知のことと屬する。そうであるとすれば、日本経済の海外進出は国内的要因ばかりでなく国際経済の枠組によつても規定されると考えられる。それでは、日本が海外へと進出しあり、しかもアフリカ大陸各地域に対する関心、とりわけ経済的関心を有するにいたつた時期には、いったいどのような国際経済関係が展開されていたのであろうか。ここでは、何ゆえに海外経済情報収集の制度的枠組の構築が急がれ、海外経済事情調査が行われたのか、その背景について考察する。

1 日本-アフリカ貿易の概観

日本の貿易は、日清戦争ごろまでは欧米商人と中国商人に支配されていた。日本人商人がいわゆる直輸（貿易における外商から邦商への転換）をはじめたのは日清戦争後であり、とくに日露戦争以後、大商社は欧米、オーストラリアおよびインド、小貿易業者は朝鮮や中国との貿易に従事するというように分業がみられたようである。しかし、第一次世界大戦後にいたつてはじめて、日本の主要貿易港での邦商の外国貿易への進出が著しくなった。ところが、第一次世界大戦後の余波のなかで、ヨーロッパ諸国はロック経済政策へ転換しはじめ、また、中国大陆では中華民国の建設、英領インドでは英帝経済との関連強化にともなつて、関税政策がとられることになった。他方、日本国内では、第一次世界大戦に前後して発展してきた綿織物業や雑貨品工業は、輸出市場を求めることが急務としていたのである。以上のような状況の下で、新たに開拓されるべき市場としてアフリカ、近東、バルカン諸国それに中南米が注目されるにいたつたと言つてよいであろう。しかも、1931（昭和6）年、金輸出再禁止とともに為替相場が下落し、輸出には有利な条件が現れていたのである¹⁾。

さて、このような時期に日本とアフリカ諸地域との貿易関係はどのような展開を示したのであろうか。ここでは、表1および表2から読み取れるいくつかの点を指摘しておこう。まず、日本の対アフリカ貿易の変化についてみると、第一次世界大戦中に一時的に輸出が輸入を上回るが、1923年まではほぼ入超で推移している。その後、出超に転じているが、これはアフリカが日本の新市場として注目されてきたことを反映しているのであろう。また、日本の総輸出と総輸入に占めるアフリカの割合についてみると、第一次世界大戦中に一時的な上昇がみられるものの、1920年代末から1930年にかけて輸出と輸入とともにアフリカの比率が増加している。

次に、日本の対アフリカ貿易の地域別構成を検討しておこう。日本の輸出対象地域としては、常にエジプトが首位であるが、1936年以後は南アフリカと首位の座を交代している。日本の

表1-1 日本の対アフリカ貿易
地域別輸出（上段）・輸入（下段）、明治44年—昭和14年（単位：十万円）

年/地域	輸出（上段）および輸入（下段）						大洋州
	アジア	ヨーロッパ	南北アメリカ	エジプト	ケープナタール 南アフリカ	その他 東アフリカ	
明治44年	1,769 2,173	1,052 1,935	1,475 842	6 55	— —	— —	122 79
明治45年 (大正元年)	2,187 2,600	1,143 2,033	1,758 1,295	8 63	4.5 0	— —	138 128
大正2年	2,759 3,480	1,472 2,202	1,917 1,270	13 71	4.7 0.4	— —	136 150
大正3年	2,771 3,045	917 1,588	2,022 1,006	18 68	4.9 0	— —	157 146
大正4年	3,415 3,019	1,260 790	2,131 1,067	9 61	10.0 0.1	— —	249 322
大正5年	5,054 3,682	2,164 1,084	3,558 2,124	53 83	42 0.07	4 2	388 476
大正6年	7,041 4,755	3,351 821	5,034 3,766	135 109	67 188	5 100	389 398
大正7年	9,355 8,127	2,982 827	5,970 6,549	284 91	183 294	13 6	829 575
大正8年	9,550 10,743	1,949 1,629	8,778 7,915	159 160	81 371	6 14	461 664
大正9年	9,983 9,425	1,955 3,053	6,321 9,106	305 132	82 738	8 12	825 747
大正10年	6,200 6,646	754 2,818	5,165 5,948	49 122	38 28	2 19	316 453
大正11年	6,722 7,380	1,479 4,141	7,588 6,272	64 105	48 37	4 26	466 898
大正12年	5,873 8,144	798 4,374	6,341 5,468	180 206	47 6	24 14	421 1,007
大正13年	7,570 9,986	1,750 5,810	7,828 7,212	270 170	57 9	83 40	508 1,277
大正14年	10,005 12,138	1,526 4,477	10,503 7,133	252 326	95 13	— —	590 1,541
大正15年 (昭和元年)	9,034 10,175	1,294 4,163	9,069 7,673	230 319	107 9	— —	618 1,321
昭和2年	8,445 8,729	1,478 3,877	8,875 7,503	290 246	116 10	— —	610 1,272
昭和3年	8,349 9,031	1,603 4,036	8,796 7,057	237 203	116 13	64 62	530 1,365
昭和4年	9,152 8,579	1,472 4,198	9,707 7,385	313 258	131 14	131 114	548 1,386
昭和5年	7,040 6,324	1,279 2,797	5,451 4,962	289 162	141 16	106 44	356 982
昭和6年	5,050 4,939	1,041 1,997	4,523 3,851	228 135	192 13	108 22	265 1,174
昭和7年	6,776 4,509	1,271 2,252	4,721 5,546	418 197	164 26	157 34	472 1,399
昭和8年	9,306 6,585	1,820 2,828	5,456 6,809	556 264	267 43	231 143	653 2,113
昭和9年	11,695 8,120	2,277 2,956	5,123 8,482	729 462	295 82	374 213	798 2,142
昭和10年	13,044 8,698	2,627 3,522	6,528 9,131	538 513	327 47	223 26	954 2,489
昭和11年	13,709 10,641	3,077 3,301	7,187 10,546	409 457	415 225	270 291	977 2,104
昭和12年	16,459 12,951	3,562 5,040	8,239 15,556	327 741	537 888	401 241	1,160 1,221
昭和13年	16,647 10,235	2,610 3,762	5,299 11,051	139 363	352 95	225 60	966 978
昭和14年	23,202 11,810	2,382 3,099	7,094 12,475	156 503	468 92	228 196	675 135

（資料）内閣統計局編纂『大日本帝國統計年鑑』大正5年、9年、11年、14年、昭和5年、10年、14年、15年の外国貿易統計より作成。

大正14年以降は内地の外国貿易のみを記載（台湾、朝鮮の貿易は除く）。また、東アフリカとその他の地域を分けて記載。昭和5年以降は、ケープ・ナタールという表示は南アフリカに変更されている。

輸入地域についてみると、南アフリカでは第一次世界大戦中と1930年代後半に輸入額の急増がみられるにしろ、基本的なトレンドとしてはエジプトの占める割合が高い。ただし、日本のアフリカへの輸出と輸入ともに、1930年代になると東アフリカの割合が高くなっていることは注目されてよい。日本の対アフリカ貿易における商品別構成については充分な統計データが整理されていないので、さしあたり1939（昭和14）年についてみておくと、輸出品の中心は雑貨品と綿織物であった。この雑貨品の内訳は、毛織物、シャツ類、メリヤス靴下、ふとん類などであり、また、輸入品の中心は、実綿と縫綿であったことがわかる。

2 日本・アフリカ・国際経済

不平等条約の下で、西洋列強の構築した国際経済と国際政治の枠組のなかで従属的な地位を余儀なくされていた日本経済は、日清戦争の勝利を契機として本格的に近代化と海外への経済進出を始める。さらに、日露戦争後は、後発帝国主義国として帝国建設にも本格的に乗り出している。国際政治には、常に「恐怖と希望」がつきまとう^②。近代日本外交の源流たる明治前期は、日本政府のみた国際政治の「現実」と実際の「現実」が近似していた時代であった。しかしながら、帝国主義国家としての道を歩みはじめた日本は、国内においては、日本外交の抽象的思想を欠く「現実主義」的指導者層と、日本と東洋の特殊性を強調し、「アジア主義的」思想を説く「理想主義」的な民間の一部指導者層との対立を生む。また、日本の列強觀あるいは列強の構築した国際政治のシステムに対する日本の「現実認識」と実際のヨーロッパ列強の現状維持的政治にみられる国際政治の「現実」との背理が生じた。さらに、この時代はアジアの西洋化＝日本の台頭に対する恐怖から生まれた西洋列強によるアジアの「現実認識」とアジアの「現実」とが対立しはじめる時期でもあった。このような日露戦争後の日本外交の理念と現実の対立の背後には、「清国の内政変革と国権回復運動」や「アメリカの移民をめぐる人種偏見」が大いに関連していたようである^③。我が国では、この帝国主義の時代は、成立しつつあった資本主義経済の欠陥によるのか、あるいは工業化過程特有の前工業社会の残存物によるのか、いずれにしろ社会の貧困と矛盾が表面化した時代でもあった^④。すなわち、この時代は、典型的な底辺者たちの風景をみ

表1-2 日本の対アフリカ貿易（地域別、商品別）
—昭和14年—

1. 地域別構成 単位%			
輸出	輸入		
南アフリカ	30.6	エジプト	54.2
ケニア	14.9	ケニア	21.2
エジプト（仮領モロッコを含む）	23.7	南アフリカ	9.9
モザンビーク	7.0	エリトリア	4.3
イギリス・エジプト領スーザン	5.8	イギリス・エジプト領スーザン	3.0
ベルギー領コンゴ	5.6	その他	7.8
ナイジェリア	1.9		
カメルーン	1.9		
その他	8.6		

2. 商品別構成			
輸出	輸入		
綿織物（その他）	20.5	実綿・縫綿	64.1
綿織物（さらし）	9.7	矯鉱石	6.4
綿織物（生地）	9.3	羊毛	1.7
人糸織物	3.7	その他	27.8
紡織物	1.1		
毛織物メリヤス製品	3.5		
毛織物	1.4		
その他（雑貨）	47.4		

3. 対アフリカ向け重要輸出雑貨構成比			
毛織物	13.2	シャツ類	12.0
メリヤス靴下	5.4	フトン類	4.9
陶磁器	4.7	茶	4.0
缶詰	3.9	洋服	3.7
ガラス製品	3.2	肩掛け	3.0
綿タオル	2.9	靴	2.2
莢煙草	1.9	玩具	1.7
その他	33.2		

(資料) 日本貿易振興協会「アフリカ向本邦雑貨輸出貿易の分析—昭和14年—」(昭和16年12月) より作成。

ごとに描ききった松原岩五郎が『最暗黒の東京』（明治 26 年、1895 年）を、また日清戦争後の産業革命期の鉄工や工女などの近代的労働者群の状態を描いた横山源之助が『日本の下層社会』（明治 32 年、1899 年）を世に問うた時代でもあった。

これに対して、西ヨーロッパを中心とした国際経済とアフリカの状況はどのようなものであつただろうか。18 世紀後半から 20 世紀初頭にいたるヨーロッパ史を三つの時代に区分した著者の表現を借りれば、この時代は、『革命の時代』と『資本の時代』に続く『帝国の時代』であった⁽⁵⁾。また、第一次世界大戦からはじまる『危機の 20 年』に先立つ『平和の 40 年』でもあったと言えよう⁽⁶⁾。しかしながら、過去を語りながら現在をみごとに読ませる『古典外交の成熟と崩壊』の著者は、この「平和の 40 年」が「二つの矛盾した要請に引きさかれつあった」ことを指摘する。すなわち、「世界が多くのに分かたれているという事実に注目すれば、『啓蒙化された國益』を指導原理として一步離れてつき合うのが望ましい。しかし、世界が緊密に結び付けられ、ひとつになっているという事実から出発すれば、そうした古典外交の知恵では不十分だし、また将来の発展にとって障害となるかもしれない。」⁽⁷⁾ ヨーロッパにおける『帝国の時代』はかかる時代であった。

ところが、アフリカ大陸諸地域にとっては、この時代は 1880 年代半ばの『分割』が終了し、ヨーロッパ諸国の樹立した植民地支配の下で、サハラ以南のアフリカが国際経済に最終的に統合される時代であった。植民地政府は、本国と植民地間、あるいは植民地内部での政治的・経済的支配を拡大していくために、租税政策、財政政策、投資に重大な役割を担ったのである。他面よりすれば、こうした政策は、アフリカ経済の自立化を抑制し、対外依存を強め、しかも植民地間の関係の発展を阻害し、植民地内部での経済的連関効果をもたらさなかつばかりでなく、地域的不平等を残すだけに終わったのである。さらに、植民地政府の強力な労働政策や土地配分政策の下で、アフリカ人社会は破壊され、アフリカ人たちがヨーロッパ系白人の建設したプランテーションや鉱山の労働の担い手として植民地経済機構の中に組込まれ、ひいてはヨーロッパ人の建設した植民地社会の中でアフリカ人たちの「精神の植民地化」が始まった。1894～1914 年の時期において、ヨーロッパ-アフリカ間の貿易の増加という統計的数字の背後に、また日本がようやくアフリカに関する経済情報の収集をはじめるにいたった背後には、以上のような状況があったわけである。もっとも、アフリカ人たちがこのような自らの境遇の変化に対して手をこまねいていたわけではなかった⁽⁸⁾。『アフリカ人の見た植民地支配』の著者によれば、1880 年代から第一次世界大戦にいたる時代は、植民地支配に対する抵抗の第一期として位置付けられていたことを急いで付け加えておきたい⁽⁹⁾。

ところで、これまでの世界観や国際問題への考え方の反省が生まれ、日本外交のありかたにも深刻な反省が迫られた時代が現われる。第一に、中国では辛亥革命が勃発し、清王朝が崩壊するなかで新中国を創造するナショナリズムが台頭した。第二に、バルカン半島の国際関係が緊迫して第一次世界大戦が始まった。第三に、この間、1917 年にはロシア革命が起り、連合軍のシベリア出兵を招いている。第一次世界大戦は、文明の担い手を自認していたヨーロッパ諸国に「西洋の没落」を感じさせるものであった。他方、1917 年以降参戦したアメリカ合衆国が世界に対する影響力を高めたこととロシア革命は戦後の世界に大きな影響を与えた。そ

これは從来の国際関係と思想界を混乱させたからである。すなわち、先進国内部の革命的階級と植民地の反封建階級がロシアと協力して世界各地に社会主义革命を起こし、眞の社会主义に基づく平和を実現しようという動きが強くなるとともに、アメリカの外交は、国際貿易と国際金融の圧倒的優位に基づいたパックス・アングロサクソニカの体制を背景としながらも、力の均衡による平和にかわって人類共同の福祉を主眼において平和を唱え、一部列強による集団的安全保障の下で一時的な現状維持を主張するものであった。

ところが、我が國には、以上のような諸外国の新しい事実の認識に立った外交思想は生まれてこなかった。すなわち、この時代は、アメリカを仮想敵国とし、辛亥革命に乗じて中国大陆に勢力拡大を計り、ロシア革命に乗じてシベリアへ出兵しようとした軍部が西園寺内閣と衝突して生じた「大正の政変」の時代であった。また、経済面からみれば、第一次世界大戦に乗じてある程度の工業化の進展と海外市場への進出をはたし、ヨーロッパ对中国との経済関係に生じた一時的な間隙について中国への二十一箇条の要求をつきつけるが、結局は、反日運動の高まりと、貿易と資本の対米依存の強まりのなかで、対米協調外交をとらざるをえなかった⁽¹⁰⁾。したがって、「大正の政変」後生じた憲政擁護運動は、官僚と政党が妥協して民衆を支配する桂園時代を過去のものとする時代を生み、第一次世界大戦は、ある程度の物質的福祉とかなりの程度の社会的挫折をもたらしたと考えられる。この時代は、吉野作造の民本主義が青年知識人層をとらえ、選挙権拡大運動が展開され、平塚明子の青鞜社が婦人の解放をもとめるとともに、河上肇の『貧乏物語』が連載された時代でもある。この間の政府による産業の奨励と輸出優先の政策は、買い占め、売り借しみを生み、近代化と農業の矛盾のなかで米価をはじめとする物価の騰貴が続き、民衆の不満は高まる。

第一次世界大戦後の世界が、レーニンの革命外交と威尔ソンの民主外交で始まったことは確かである。しかし、戦勝国が敗戦国の犠牲の上に築いた体制であったヴェルサイユ体制は、東欧の民族独立を認めながら、アジア・アフリカの植民地体制にはまったく手をつけないままに放置するというものであった。こうしてできあがった国際連盟は、帝国主義のインターナショナルとなり、これに対してロシア革命を契機にして、国内の政治的危機をプロレタリア独裁に移行させるとともにそれを植民地の民族解放闘争と結合しようとする社会主义のインターナショナルとしてコミニテルンが形成されたのもこの時代であった。また、戦後のワシントン会議は、海军軍縮条約であるとともに集団安全保障でもあった。これには、日本による中国の特殊地域化を拒否し、アメリカの中国市场進出を認めるという国際政治の恐怖と希望が作用していたのである。

以上の状況の中で、戦後日本では、明治以降の国家体制を改造し、変革しようとする団体が出そろう。『國家改造原理大綱』の北一輝のファシズム、少壯幕僚の永田鉄山の国家総力戦体制、大杉栄のコミニテルン日本支部などである。シベリアでの野心と敗北も蔭をおとした。こうして関東大震災の打撃のなかで、護憲三派、軍縮、普通選挙と治安維持法、政党政治へと歴史の流れが展開するとともに数々の矛盾をはらんだ幣原外交が始まる⁽¹¹⁾。すなわち、日本の外交は、「アジア主義的思想」(歐米諸国への不信感と西洋列強は日本を猜疑心で見ているという二重の被害者意識)と東西協調的思想(西洋諸国との理解と提携の下に中国その他の地域で日

本の権益をまもるという帝国主義外交の原則の応用)、それに道義的で平和的な国際関係、個人主義的、立憲主義的な国内政治の展開を踏まえて、新しい国際関係の思想を創りだそうとする主張の間に見られるギャップをどのように埋めるかというところに重大な課題があった⁽¹²⁾。

この間、ヨーロッパを中心とする国際経済とアフリカの動きはどうであったか。『帝国の時代』の著者が述べるように、1914年から始まる第一次世界大戦に前後する時代は、我々の生きている世界を作ってきた人々の成長した時代であった。たとえば、レーニン30才、フランクリン・ローズベルト32才、アドルフ・ヒトラー25才、ウィンストン・チャーチル40才、マハトマ・ガンジー45才、ネール25才、毛沢東27才、ドゴール24才、ムッソリーニ31才であった⁽¹³⁾。そして、この時代は、『世界経済と世界政治』の著者が語るように、「戦争と社会変動によって深く揺り動かされた一つの世界を再建しようとする試みが成果を挙げられなかっただけでなく、あらためてグローバルな危機」⁽¹⁴⁾で終わるという事態の生じる時代でもあった。世界の貿易と金融に根本的な変化がもたらされた。一つは、1917年のロシア革命によって資本主義の世界体制の最も弱い輪の中で社会主义国家が成立し、自立的経済政策をとりはじめたことである。さらにつつは、世界経済の制権が輸出主導的なイギリスから国内市場中心的なアメリカ合衆国へ移行したことである。

第一次世界大戦の余波はアフリカにも影響を及ぼさずにはおかなかった。第一次世界大戦はヨーロッパの内乱であるとともに、アフリカ内部にも軍事闘争をひきおこした。すなわち、ドイツ植民地内部での戦闘がアフリカ人社会を巻き込むとともに、ヨーロッパの西部戦線へ西アフリカの植民地から人的・物的資源が動員されたからである。さらに、戦争状態に巻き込まれているヨーロッパ諸国から資金流入の途絶と貿易の停滞は、植民地政府の金融困難と植民地での価格上昇をひきおこした。輸入代替化が生じたところも南アフリカを除いてほとんどみられず、熱帯農産物価格の上昇はあっても貿易の実質的な数量は伸びていない。1920年代においても国際経済は縮小傾向をたどり、アフリカの貿易額は減少している。これは、第一次世界大戦後の保護貿易の傾向、金本位制の崩壊、それにヨーロッパ人口の停滞や減少が影響したようであった。

アフリカ植民地の対外関係は以上のような状況に大きく規定されたのであるが、二つの要因があったことを付け加えておきたい。一つは、「帝国の自給自足」という考え方の下に本国とアフリカの植民地との関係の緊密化がはかられたことである。たとえば、英帝国では、タバコは植民地産に切り替られているし、綿花の帝国内自給は帝国内栽培協会の活動やスーダンのゲジラ計画のなかにあらわれている。第二に、ヨーロッパとアフリカをつなぐものとして、ヨーロッパにおける企業の集中合併の影響の下で、アフリカ各地の植民地においても巨大企業が出現した。たとえば、西アフリカでは、連合アフリカ会社の形成とユニレヴァー社による同社の吸収、リベリアのファイアーストーン社のゴム生産への進出などがみられた。また、西・中央アフリカ、とくにベルギー領コンゴでは、ユニオン・ミニエール、フォル・ミニエール、ユイルリー・デュ・コンゴ・ベルジュなどの各社が鉱業経営と農産物の買付けを独占し、南アフリカでは、北ローデシアの産銅地帯でライアン・グッゲンハイム社やアングロ・アメリカン社の支配が行われた。

その結果、第一次世界大戦をへて、1920年代になると、アフリカの植民地経済では二つの形態がかなり明確に識別されるようになった。すなわち、西アフリカや東アフリカの一部でみられた小農型輸出経済と南アフリカや西・中央アフリカでみられた鉱業・プランテーション型輸出経済である。アフリカ人農民は、もともと輸出向けの現金作物の栽培と国内市場向け食料の栽培の両方を行っていたのであるが、小農型輸出経済でも鉱業・プランテーション型輸出経済でも次第にアフリカ人農民の分解が進行し、とりわけ後者では、植民地政府の政治的圧力の下で移民による農業と鉱業の労働力を確保するためにアフリカ人農業を排除する土地政策がとられ、アフリカ人たちは安価で不熟練の出稼ぎ労働者として労働市場に立ちあらわれざるをえなくなった。このようにして農民層の分解は生じたのであるが、当時、都市に移住してきたアフリカ人労働者には未だ集団的な行動をとれる力はなかった。工業化の最も進んだ南アフリカでは、労働組合の形成が行われた反面、「白人と有色人種との差別」を軸とする人種差別政策が、こうしたアフリカ人たちの動きを打ち砕き、重大な影響をアフリカ人社会に与えた。とりわけ1924年に成立したスマッツ政権（国民党と労働党の連立政権）の下で打ち出された諸政策は新たな段階を画するものであった⁽¹⁵⁾。

3 南アフリカ経済小史

ところで、南アフリカにおける近代資本主義の発展は、新たな活動に対する投資とインフラストラクチャーの開発という点からみると、四段階を識別できる。すなわち、道路と牧羊業の発展期、鉄道建設期、深層鉱山採掘期および電力準備期である。このうちで最後のものは、広範な工業化、都市化および道路建設の一層の進展をともなっていた。

金鉱発見の前夜において、資本主義的事業は、ケープの牧羊業とナタールの砂糖栽培に関する一部の農業で効率的な組織を生んだ。また、国家支援によるケープやナタールでの道路と鉄道の建設を通じてインフラストラクチャーの開発が進展する。ローズ、バイト、エリックソン、バルナトなどの一部の企業家はキンバリーで資本を蓄積した。しかし、これは必ずしもボア人やアフリカ人の農業に近代化をもたらさず、長期的にみれば農業の低生産性は経済発展を遅らせたのである。

ところが、1880年代の南アフリカにおける緩慢な経済成長は、ウィットウォーターズランド金鉱の開発とともに終わった。ジョハネスバーグは証券取引所、銀行および鉱業金融会社の活躍する場所となった。ウィットウォーターズランド金鉱業は、ケープ、ナタール、トランスペールに強い経済的衝撃を与え、1890年代はじめの深層採掘の導入とともに、資本輸入が必要となった。このように、金の時代は、南アフリカを世界の資本市場に直接接觸させたのである。南アフリカ金鉱からもたらされる利益は、南アフリカをイギリスの重要なパートナーとし、シティとの結びつきを緊密化させていった。

鉄道、銀行および金鉱業こそは、第一次世界大戦以前の南アフリカ資本主義を代表するものであった。それらは、東ケープとナタールの市場志向的農業にも支えられていた。1914年までに南アフリカ資本主義の発展が期待通りにすすまなかつたとすれば、それは非経済的要因が

市場の動きを阻害したからである。労働移動の制限と雇用のリザーブの始まりは、少数派の利益であったが資本主義発展のためにはならなかった。1914年頃、南アフリカ社会は、多様な構成要素間の緊張と対立を表しはじめており、この闘争のなかでは必ずしも資本主義企業が勝者となるわけではなかった⁽¹⁶⁾。

第一次世界大戦後、金鉱業の発展によって誘発された南アフリカ資本主義は、他の経済部門にも広がっていった。それは、戦時の輸入代替化、1924年以後の政府の保護主義政策、1933年の金価格の上昇にも影響されたのである。南アフリカでは、次第に、国内の原料を利用した製造業がおこり、それは比較的簡単な消費財の生産に集中した。資本集約的でダイナミックな生産は、政府が後ろだてとなって、1928年に設立されたISCORに象徴される。しかし、全体としてみれば、繊維、靴、衣類、家具などの消費財生産は発展したが、資本集約的産業の成長は遅れた。

南アフリカ経済の矛盾は、一方で一次部門にあたる金鉱業が発展の強力な促進要因となっているのに、他方、同じ一次部門の農業が市場の成長を抑えるような低生産性に阻害されたことにある。金鉱業内部でさえもアフリカ人労働者の低賃金の持続は市場の成長を妨げた。1914～48年には、アフリカ人の実質賃金は鉱業でも農業でも上昇していない。「ブラー・ホワイト問題」は、積極的な工業化政策で解決されると考えられ、農業政策は生産性向上ではなく、価格引上げで解決されると考えられていた⁽¹⁷⁾。

ところで、南アフリカ連邦が誕生したのは1910年のことである。白人の統一こそがより重要な目的と考えられたために、アフリカ人たちは全く議会から排除されていた。初代首相にルイス・ボタ将軍が選ばれることで、イギリスは、イギリス人の商業的および鉱業的利害とアフリカーナー社会の重要な人物との首尾よき連合を樹立させることができたのである。裕福なアフリカーナー農民と資本主義的鉱山所有者の間の長期にわたる連合は、南アフリカ党の背骨を形成し、この党は、ほぼ15年間イギリス系人の政治的支配を保障した。ただし、アフリカーナーたちは、ヘルツォーク将軍の指導の下で、1912年には内閣から離脱し、イギリスに味方して南アフリカが第一次世界大戦に参戦することに反対した1914年の「反乱」は、アフリカーナーの不満をあらわしていた。

この時期には、アフリカ人たちの経済的地位を掘り崩す人種差別的な法律が導入される。1911年の鉱山労働法は作業場における法律的な「カラー・バー」の基礎となったものであった。1911年のアフリカ人労働規制法は、アフリカ人鉱夫が雇用契約を破ったり、あるいは労働者に高い賃銀を提供して契約を破るように説得するような試みがなされることに攻撃を加えるものであった。また、1913年の土地法は、アフリカ人が土地を入手するのを制限するだけでなく、白人農場で「不法居住」することを厳しく制限し、安価な労働力の供給を増加させようとするものであった。

1910年以後の12年間に、ボタとスマットの政府は人種別に分離された社会経済構造を創りだそうとしたが、その目的は南アフリカの鉱物資源の開発の成功と利益の獲得に必要な条件を作ることであった。しかし、1922年における白人鉱夫のストライキとそれに続いたランドの内乱は、イギリス系人支配層の政治的および経済的ヘゲモニーにとって一大敗北であった。コ

ストライキのなかで、1921年に生じた金価格の低下は、鉱山会議所に鉱山における雇用条件の変更と低賃金のアフリカ人鉱夫への雇用機会を開くことを強制した。この資本家の利潤原理が鉱業資本と白人労働者との直接対決を引き起こしたのである⁽¹⁸⁾。

ストライキに対する暴力的な抑圧を媒介にして、クレスウェルの率いるイギリス系の労働党とヘルツォークの国民党との連合が生まれた。反資本主義者とアフリカーナー・ナショナリストとの動員でこの連合は1924年に政権をとる。社会主義指向の労働党とイギリス系人の経済的および植民地支配に敵対する国民党のナショナリストは結合し、南アフリカの植民地資本主義への最初の真剣な挑戦が生み出された。

この選挙の勝利で、政府の経済哲学は経済的自由主義から経済的ナショナリズムに移行し、それは国家の介入の増加と保護主義的対外政策となってあらわれた。実施された政策は、意図的な輸入代替政策を媒介として一層の国民経済の自立をはかることであった。連合政権には、近代化と都市化の結果、被害をうけて貧困化と破滅の淵にあったプワーホワイト（アフリカーナーの80%）を補償する狙いがあった。この政策の基本は、農民に金融的支援を与え、農業・鉱業・製造業に安価なアフリカ人労働の供給を確保し、労働市場においてアフリカ人の競争から白人を保護することであった。この最後の政策の信条（1925年貨銀法）は、白人が労働市場の支配原理に従うよりもむしろ「文明的」生活水準にふさわしい同等の支払いを受けるべきだというものである。

1926年の鉱山労働法（カラーバー法として知られている）によって仕事の確保は鉱山にまで広げられた。このために1924年から1932年まで南アフリカ鉱業への投資が大きく減退したといわれる。しかし、鉱業資本の利益は、南アフリカの人種差別的および分離主義的政策によって曖昧な恩恵をうけたのである。白人労働の保護の結果コストが高くついたにもかかわらず、アフリカ人労働の移動に対する水平的支配（1923年の都市地域法）は、鉱業資本に有利に作用した。

世界恐慌の到来とともにヘルツォークは、1933年にはスマッツとの連立政府を余儀なくされた。しかし、経済のリハビリは、1932年の金本位離脱に続く経済回復によって容易になった。1924年と同様に、1933年は、南アフリカ政治経済史の重要な分水嶺であった。それは、政治経済戦略の重大な方向転換を示しているからである。連立政府は、帝国との憲法的関係に決着をつけ、南アフリカを経済危機から抜け出させるという共通の目的から生まれた。しかし、ヘルツォークは、ケープとナタールでの選挙権をアフリカ人から剥奪するための支持を取り付け、他方、スマッツは、高い利益をあげている企鉱にヘルツォークが増税するのを阻止することを暗に狙っていた⁽¹⁹⁾。

注

- (1) 日本貿易振興協会『阿弗利加向本邦雑貨輸出貿易の分析——昭和14年——』(調査報第6輯) 1941年、1～5ページ。中村隆英・尾高理之助編『二重構造』(日本経済史6) 岩波書店、1989年、55～56、69～72ページ。
- (2) 高坂正亮『国際政治——恐怖と希望——』中央公論社、1966年、202～204ページ。

- (3) 入江昭『日本の外交——明治維新から現代まで——』中央公論社、1966年、27～28、41～42、45～46、55～62ページ。細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送出版協会、1993年、33～41ページ。Thorstein Veblen, "The Opportunity of Japan", *Essays in Our Changing Order*, New York, 1934, pp. 248～266.
- (4) 高坂『国際政治』178～183ページ。
- (5) Eric J. Hobsbawm, *The Age of Empire, 1875-1914*, New York, 1987, p. 8.
- (6) E. H. カー、井上茂訳『危機の十年』岩波書店、1952年。
- (7) 高坂正亮『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、1978年、352ページ。
- (8) J. F. マンロー、北川勝彦訳『アフリカ経済史 1800～1960』ミネルヴァ書房、1987年、88～99、127～129ページ。
- (9) A. Adu Boahen, *African Perspective on Colonialism*, Baltimore, 1987, p. 63.
- (10) 入江昭『日本の外交』64～78ページ。細谷千博『兩大戦間の日本外交——1914～1945——』岩波書店、1988年、1～2ページ。
- (11) 藤村道生『日本現代史』山川出版社、1981年、62～104ページ。
- (12) 入江昭『日本の外交』78～84ページ。L. ニッショ、宮本盛太郎監訳『日本の外交政策 1869～1942——霞が関から三宅坂へ』ミネルヴァ書房、1994年、vii～xiページ、138～166ページ。
- (13) E. J. Hobsbawm, *The Age of Empire*, p. 3.
- (14) G. チブラ、三宅正樹訳『世界経済と世界政治——再建と崩壊 1922～1931——』みすず書房、1989年、230ページ。
- (15) J. F. マンロー『アフリカ経済史』130～164ページ。L. トンプソン、宮本正興・吉岡恒雄・峯陽一訳『南アフリカの歴史』明石書店、1995年、280～301ページ。峯陽一『南アフリカ——「虹の国」への歩み』岩波書店、1996年、106～125ページ。R. Austen, *African Economic History: Internal Development and External Dependency*, London, 1987, pp. 134～147, 162～181.
- (16) S. Jones ed., *Banking and Business in South Africa*, Macmillan, London, 1988, pp. 7～11.
Z. A. Konczacki, J. L. Parpart & T. M. Shaw eds., *Studies in the Economic History of Southern Africa*, Vol. II, London, 1990, pp. 25～34, 64～80. 北川勝彦『1886～1914年の南アフリカにおける金鉱業について——Corner House Groupを中心として——』関西大学『経済論集』第30巻第1号、1980年、17～34ページ。
- (17) S. Jones, *ibid.*, pp. 12～16. Z. A. Konczacki et al., *ibid.*, pp. 87～90.
- (18) Nicoli Nattrass & Elizabeth Ardington eds., *The Political Economy of South Africa*, Cape Town, 1990, 7～8. Z. A. Konczacki et al., *ibid.*, pp. 32～34, 74～80.
- (19) Nattrass & Ardington, *ibid.*, pp. 9～11..

第2章 戦前期日本の南アフリカ経済事情調査

戦前期の日本において、南アフリカに関する経済情報が国内に報知されるシステムのなかで重要な役割を演じたのは、当時発行された「貿易雑誌」であった。それをたどるという基礎作業を通じて明らかとなった点を中心に以下にまとめておきたい。そうすることによって、戦前期日本の経済界のどの部門が南アフリカとの経済関係を形成していたかを具体的に認識する手がかりがえられるであろう。

以下では、まず、戦前期に外務省通商局が刊行した南アフリカ連邦に関する経済調査報告書のなかで重要と思われるものを概観する。次に、戦前期において海外経済情報の国内への報知（情報の拡散）に大きな役割を演じた「貿易雑誌」に掲載された南アフリカ経済情報を整理する。戦前の「経済雑誌」あるいは「貿易雑誌」は、報道解説雑誌の性格を有し、「主として貿易関連業者の実践の参考となる情報を提供する実務的雑誌」¹⁰であった。これらの雑誌は、編集および発行の主体から特徴を見れば、次のように分類することができる。

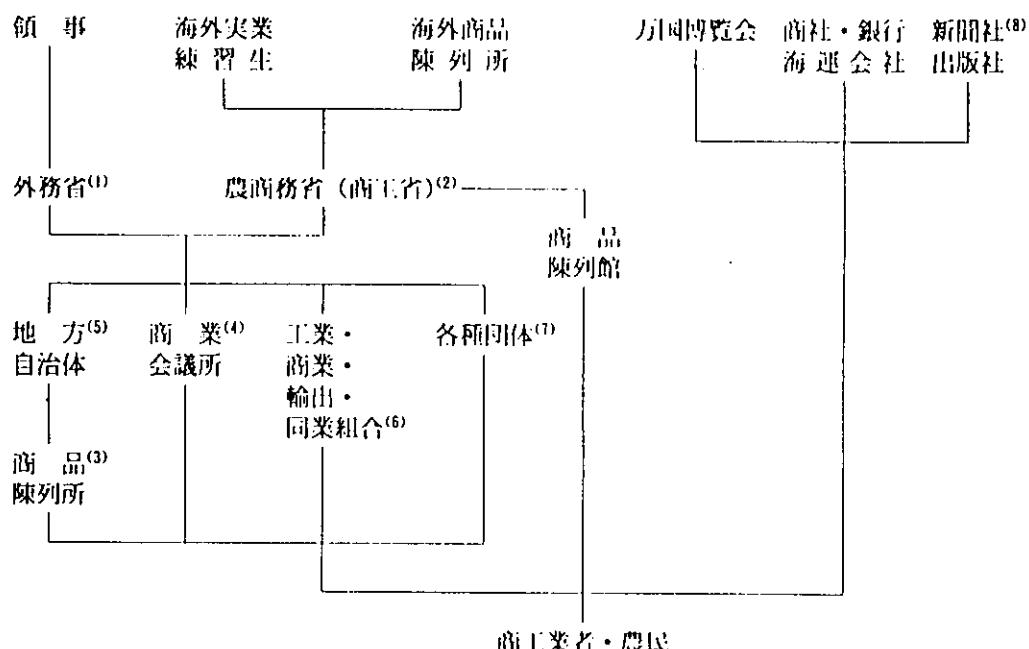
表2-1 戦前における日本の在アフリカ公館と定期航路

（アフリカにおける経済情報の収集）

年 月 日	在 外 公 館	貿 易 関 係 機 閣	定 期 航 路
1918年(大正 7年) 8月14日	ケープタウン領事館		
1919年(大正 8年) 12月10日	ポートサイド領事館		
1926年(大正 15年) 3月15日	アレキサンドリア総領事館		大阪商船東アフリカ航路 日本郵船東アフリカ寄港
1927年(昭和 2年) 10月		モンバサ貿易局通信員	
1932年(昭和 7年) 2月	モンバサ領事館		
1933年(昭和 8年) 1月			日本郵船ヨーロッパ航路 カサブランカ寄港
1933年(昭和 8年) 11月			大阪商船西アフリカ航路
1933年(昭和 8年) 12月		ナイロビ貿易局通信員 (モンバサ通信員廃止)	
1934年(昭和 9年) 5月		カサブランカ貿易局通信員	
1936年(昭和11年) 1月 1日	カイロ公使館 (アレキサンドリア総領事館 は領事館に格下げ) アジアペバ公使館		
1936年(昭和11年) 12月 3日	アジアペバ公使館閉鎖		
1936年(昭和11年) 12月	カサブランカ公使館		
1937年(昭和12年) 10月 25日	ケープタウン公使館		
1937年(昭和12年) 10月		アレキサンドリア貿易斡旋所	
1938年(昭和13年) 11月		カサブランカ貿易斡旋所	
1938年(昭和13年) 12月		ナイロビ貿易斡旋所	
1939年(昭和14年) 2月		ラゴス貿易斡旋所	
1942年(昭和17年) 8月19日	カイロ公使館引き揚げ		
1942年(昭和17年) 8月27日	ケープタウン公使館引き揚げ		

(資料) 西野照太郎「両大戦間におけるアフリカ経済調査(1)――日本におけるアフリカ研究の一駒として――」『アフリカ研究』1-1 (1963年), 藤野起央「アフリカ国際関係論」有信堂, 1975年, 462ページ参照。

図2-1 日本におけるアフリカ経済情報の拡散機構



海外経済情報の掲載された雑誌

(1) 外務省通商局(領事報告の掲載)

『通商彙編』(明治14年—19年),『通商報告』(明治19年—22年),『官報』(明治23年—38年),『通商彙纂』(明治27—大正2年),『通商公報』(大正2年—13年),『日刊海外商報』(大正14年—昭和3年),『海外経済事情』(昭和3年—18年)

(2) 農商務省(商工省)

『農商公報』(明治18年—21年),『農商務省商工局臨時報告』(明治30年—37年),『農商務省商工彙報』(明治38年—大正2年),『農商務省商品陳列館報告』(明治38年—大正3年),『貿易時報』(大正3年—5年),『内外商工時報』(大正6年—昭和15年)

(3) 大阪商品陳列所(大阪府立貿易館)

『大阪商品陳列所報告』(明治23年—26年),『通商月報』(明治27年—大正4年),『通商彙報』(大正4年—昭和19年)

(4) 商業会議所(商工会議所)

1. 大阪商業会議所(大阪商工会議所)
『大阪商業会議所月報』(明治25年—37年),『貿易通報』(明治39年—大正10年),『大阪商業会議所月報』(大正11年—昭和2年),『大阪商工会議所月報』(昭和3年—18年)

2. 横浜商工会議所

『横浜商業会議所月報』(明治29年—大正12年,大正13年—昭和2年),『横浜商工会議所月報』(昭和3年—9年),『横浜商工月報』(昭和6年—18年)

3. 神戸商工会議所

『神戸商業会議所雑誌』(明治24年—26年),『神戸商工会議所報』(昭和13年—?)

(資料) 角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館1986年,並ページ。

杉原四郎編『日本経済雑誌の源流』有斐閣1990年,219—280ページ。

(5) 地方自治体

1. 大阪市
市役所産業部調査課『支那貿易通報』(大正11年—14年),『東洋貿易研究』(大正15年—昭和19年),『大阪市商工時報』(大正5年—昭和2年)

2. 神戸市

『神戸商工通報』(大正9年—?)

3. 横浜市

『横浜商工彙報』(大正8年—?)

(6) 工業・商業・輸出・同業組合

1. 日本輸出綿織物同業組合連合会
『月報』(大正10年—昭和4年),『輸出綿織物月報』(日本綿織物工業組合連合会と共同,大正9年—昭和10年)

2. 日本綿糸布輸出組合(連合会)

『輸出錦糸布時報』(昭和12年—14年),『綿輸連』(昭和14年—16年),『綿輸月報』(昭和16年—19年)

3. 大阪織物輸出組合『輸出織物』(昭和12年—16年)

4. 日本歐阿近東輸出組合連合会『歐阿近東』(昭和14年—17年)

5. 神戸貿易同業組合『神戸貿易時報』,『神戸貿易会館貿易時報』(昭和10年—14年)

(7) 各種団体

1. 日本貿易協会『貿易』(明治33年—昭和19年)

2. 京都貿易協会『関西商工時報』(大正6年—9年)

3. 横浜貿易協会『交易』(大正10年—昭和18年)

(8) 新聞社・出版社

1. 神戸貿易商業俱楽部『神戸貿易商業俱楽部雑誌』(明治25年),『神戸貿易商業雑誌』(明治26年—27年)

2. 横浜貿易新聞社『日本貿易雑誌』(明治26年—27年)

第一は、貿易関係の政策担当機関の発行する「官府雑誌」である。それには、外務省、農商務省（商工省）、大蔵省等の中央官庁が発行するものと主要貿易都市（横浜、大阪、神戸）の地方官庁が発行するものがあった。第二は、貿易関連業者の団体の機関誌にあたる「民間団体雑誌」である。そして、第三は、新聞社や出版社が自ら編集発行する「出版企業雑誌」である⁽²⁾。表2-1および図2-1は、筆者の知ることができたアフリカ経済情報の収集体制、それを掲載した諸雑誌と日本国内におけるアフリカ経済情報の報知体制を示している。しかし、本章では、「領事報告」を掲載した外務省通商局の諸雑誌、商工局の『内外商工時報』、大阪商品陳列所の『通商彙報』、大阪商工会議所の『月報』、大阪市役所産業部調査課の『東洋貿易研究』にみられる南アフリカ経済情報について言及するにとどめておきたい。

1 戦前期日本の外務省通商局による主要な調査報告書

(1) 『南ア視察復命書』(『通商彙纂』明治36年22号所収)

『南ア視察復命書』は、南アフリカの現地調査として、おそらく我が国では最初のものであった。本『復命書』は、シンガポール領事久水三郎と農商務省嘱託勝部寅臣によって行われた二ヵ月にわたる調査に基づいている。以下、この調査の目的、南アフリカ経済分析、産業と貿易、日本の対南アフリカ貿易とその推進策について見ておこう。

久水と勝部による南アフリカ調査は、1902年（明治35年）8月3日から10月5日までの約二ヵ月、ケープ、ナタール、トランスバールおよびオレンジ自由国の4植民地について行われた。この調査が行われたのは、アングロ・ボア戦争が終結した時期にあたっており、南アフリカでは平和が回復されるにつれて、経済活動も次第に発展するという見通しが『復命書』では語られている。ところが、当時の南アフリカでは、生活必需品の生産がほとんど行われず、その大部分は輸入に依存しているのが実情であって、将来、生活必需品の流入が外国貿易の焦点になることは想像に難くないという認識が示されていた。我が国でも、欧米の例に倣って何よりもまず南アフリカの実情を調査することが痛感されたのである。（『復命書』2ページ）

久水と勝部は、金とダイヤモンドの発見以後急速に南アフリカ経済の変化が生じた点を指摘するとともに、この経済発展過程において鉱業生産を底辺で支えたアフリカ人の労働、生活および人種関係が次第に改善されるという見通しを示している。（同書、12～13ページ）農業について見ると、南アフリカでは、穀物（小麦、大麦、米）と輸出用の果実（葡萄、梅、桃、ナシ、リンゴ、パイナップル）が主たる農産物であった。それ以外には、ナタールのサトウキビ、茶、コーヒーの栽培とトランスバールのタバコの栽培が注目すべきものとしてあげられている。また、耕作に適した土地が十分に存在するにもかかわらず、農業人口が少ないために十分な生産が行われないが、やがて農業技術が改良されれば、農業の将来性は好転すると論じられていた。（同書、14ページ）

鉱業についてみると、20世紀初頭におけるダイヤモンド鉱業が「デ・ビーアス」鉱山会社の独占の下にあった。『復命書』では、「デ・ビーアス」鉱山会社の発展の概要やダイヤモンド採掘の方法について同社の資料に基づいて詳細に説明されている。（同書、18ページ）周知の

ごとく、1900年代初頭において、南アフリカ金鉱業の中心はウィットウォーターズラント金鉱であった。ランドにおける75カ所の金鉱会社の営業報告書に基づいて、『復命書』では、金鉱業経営の本質的問題が労働力不足による高賃金をどのように克服し、生産コストを引き下げるかという点にあることが指摘されている。(同書、22ページ)

20世紀初頭の南アフリカにおいては、国内産業も外国貿易とともに金鉱業の発展に著しく依存していたことが『復命書』の一文から知ることができる。「南阿ノ商業ハ常ニ一点ニ向ッテ活動シツツアル……所謂其ノ中心ハ何ソ黃金產地『ヨハネスブルグ』是ナリ鐵道モ此ニ向ッテ架設セラレ電信モ亦此ニ向ッテ開通セラレ是レ真ニ其商業的中心タルカ故ナリ而シテ彼ノ『セシルローズ』ハ企テタル関税的同盟モ亦此商業上ノ大勢ニ副ハンカ為ニ外ナラサルナリ」(同書、26ページ)

ケープとナタールの両植民地の輸入額のうちで、英本国が60%を占め、他の英領植民地を含めると約80%を英帝國関係が占めている。また、商品別に見ると、輸出ではやはり金、ダイヤモンド、羊毛が多く、輸入では、綿布および雑貨品の多いことがわかるであろう。日本と南アフリカの貿易については、有望視されていたが、まだとくに見るべきものはなかった。「日本ト南阿併利加トノ貿易ハ始ント之ヲ絶無ト評スルモノ可ナリ然レトモ南阿到處ノ都市必其一二ノ店舗ニ日本雜貨ヲ見サルハナシ是レ多クハ英國ヨリ再輸出セラレタルモノカ或ハ印度商人ノ手ニ依リテ輸入セラレタルモノナラン」(同書、35ページ)

最後に、20世紀初頭において、日本はどのような国際経済認識と国際貿易政策を有していたのか、また、日本の貿易政策のなかで南アフリカがどのように位置付けられていたのであるか。『復命書』では、20世紀初頭は「平和的戦争の時代」であり、外国貿易立国を目指さねばならない、と提言されている。そうであるとすれば、外国貿易政策は、生産力の発展していないにもかかわらず購買力の大きい弱者を相手とするべきである。以上のような視点からすれば、南アフリカは、「國際商業上ニ於ケル最弱者ト評スヘキモノナリ何トナレハ……購買力ノ原因トナルヘキ生産ヲ除キテハ世界中最モ生産業ノ進マサル國ナレハナリ……然ラハ則我對南阿貿易ハ将来最モ有望ナルモノニアラスシテ何ソヤ」(同書、43ページ)というわけである。

(2) 『南アフリカ貿易事情』(農商務省商工局、商工叢書48号、大正6年3月)

『南アフリカ貿易事情』は、農商務省嘱託の布川係長が南アフリカ連邦成立以後に行なった実地調査に基づいて刊行された報告書である。布川は、1916年(大正15年)9月に日本を出発、10月23日にはケープタウンに到着し、南アフリカ連邦各地を視察した後、1917年(大正6年)1月末に帰国している。当時、ケープタウンに駐在していた外務省嘱託清水八百一の報告によれば、第一次世界大戦中、日本の対南アフリカ貿易が急激に増大したにもかかわらず、1913年移民法の下で、アジア人が禁止移民とされ、自由な商業活動を行えなかった。日本と南アフリカとの貿易の持続的な発展と南アフリカ連邦への日本人商人の入国と滞在の保障のために然るべき対策を講じる必要上、この調査が実施されたようである。(『貿易事情』3ページ)以下では、本『貿易事情』に基づいて、まず、南アフリカ連邦の外国貿易および日本と南アフリカ連邦との貿易状況を述べ、次に、日本の対南アフリカ貿易における問題点について言

及し、最後に、布川の提言をあげておくことにする。

南アフリカ連邦の貿易は、第一次世界大戦前には出超であったが、戦中には入超に変化している。貿易相手国は、英國および英領が圧倒的に多く、商品別に見ても、鉱物、農産物および畜産物を輸出して、製造工業品を輸入するというパターンであった。1910年代前半における日本と南アフリカ連邦の貿易を見ると、第一次世界大戦中に輸出が急増していることがわかる。それは、戦争中に、ヨーロッパからの消費物資の流入が途絶し、物価が騰貴したために日本製品に対する需要が増大したからであった。南アフリカの商人の中には、直接日本人商人との取引を求めたり、日本に在住する外国人商人を通じて日本商品を入手しようとするものもいた。日本からの輸出品は、綿織物、紡織物、メリヤス製品および雑貨品であり、輸入品は、ワットル樹皮、牛皮、山羊皮、アロースなどであって、金額も僅かであった。

ところで、日本の対南アフリカ連邦貿易を発展させる上で、二つの重要な問題があった。第一は、貿易決済の慣行に関する問題である。南アフリカ連邦において豊かな資金力をもって自由に活動を営むことができたのは、イギリス系商人であった。彼らは、日本から商品を輸入する場合、ロンドンの関係会社から日本に注文させ、商品は南アフリカに発送させる手続きが行われる。その際、ロンドン払いの90日ないし100日の為替が組まれる。ところが、それ以外の南アフリカ商人から注文を受ける場合、はるかに長期にわたる信用供与を覚悟しなければならなかつたのである。（同書、88～89ページ）第二に、南アフリカ連邦において禁止移民となっている日本人が営業活動を行えなかつたために、日本商品の円滑な取引を行う上で信頼できる代理商を搜し出せるかどうか、という問題があつた。（同書、90ページ）

このように、日本商品の南アフリカ市場への進出に関する制約を前提とすれば、日本の工業化を一層推進し、粗製濫造を厳しく戒め、日本商品の声量を高め、製造業者が同業組合を組織して信頼しうる代理商を選定するとともに、直接取引を発展させる道を切り開かねばならないと『貿易事情』は指摘する。（同書、98～99ページ）

最後に、布川は、次のような原則論を展開している。「凡ソ通商貿易ノ発展ヲ期スルニハ一面ニ於テ對手國民ノ風俗習慣ヲ知悉シテ彼等ノ嗜好趣味ニ投スル適切ノ商品ヲ輸出シ他面ニ於テ其國ノ産業状態ヲ觀察シ有利ノ貨物ハ之ヲ輸入シ以テ交互ニ貿易スルヲ要ス之ヲ為ス先ズ其國柄ヲ知ルノ要アルヲ以テ當業者ノ如キハ自由ニ出スルノ便ナカルヘカラス」（同書、99ページ）

（3）『南ア連邦概観』（外務省通商局、昭和2年8月）

『南ア連邦概観』は、ケープタウン領事今井忠直による1927（昭和2）年4月26日の報告に基づいて刊行された。報告内容は、南アフリカ連邦の歴史、地理、気候、政治、財政、国防、産業、貿易、貨幣、銀行、度量衡、交通、通信、移民労働など多岐にわたつてゐるが、1920年代半の南アフリカの状況がわかる。

当時、南アフリカ在住の邦人は23名で、官吏とその家族、会社員、洗濯屋、活動写真・飲食店の経営者、労働者、画工であった。南アフリカは、当時、世界の産金のうちで45.3%、ダイヤモンド生産では47.8%を占めていた。農業では、ナタールのサトウキビ、綿花、タバコ

および酒が見るべきものであり、牧畜業では羊毛、林業ではワットルパークを除いてほとんどの木材は輸入されていた。また、漁業として捕鯨業と鯨油詰業以外は未発達で、製造業についても政府の保護政策によって奨励されていたが、必需品はほとんど輸入に依存していたのである。

南アフリカ連邦の貿易政策については、次のような記述が見られた。「当国は頻に製造業保護政策を採っている関係上国内に於て製造し得る輸入品に対して高率の関税を賦課し原料品に対しては低率の関税を賦課し著しくはこれを無税にしている例えば紡織物の如きは比較的低率で、またシャツ製造業者の輸入する綿、毛、及び綿毛交織の如きも無税である。而して以前は英國製品の殆ど全部に対し一律に三分の特惠戻税をしていたが現政府は之が大整理を行なひ今や英國品にして特惠戻税を受くるものは甚だ少数となった尙現行関税法は「一般税率」（最高税率）と「協定税率」（最低税率）の二種区別せられていて、協定税率は、外國と関税の協定を締結した場合に適用されることになっているが、未だこの協定を結んだ国は一つもない。」（『連邦概観』53～54ページ）

また、日阿貿易については、次のように記している。「歐州人戦中本邦より南阿に輸入した商品は頗る多額に上ったが戦後歐米品が競争者として現れたために本邦品の輸入は著しく減退した而して此の減退は本邦より南阿への距離遠く随って商品の到着まで多数の日子を要すること、距離の遠き丈運賃高価なること、本邦における商品相場の変動余りに激しきこと、商品の市価比較的高価なること、諸外国の如く長期信用貸しを為さざること等に因由するものならんも一層研究努力するにおいては日阿貿易は今日に比し一段の発展を見る余地が充分にあることと思ふ。」（同書、71～72ページ）

（4）『南アフリカ連邦経済事情並ニ貿易状況』（商工省貿易局、昭和11年7月）

『南アフリカ連邦経済事情並ニ貿易状況』は、1936（昭和11）年7月に商工省貿易局より発行された。この報告書は、南アフリカ在住のイギリス商務官の調査、南アフリカ連邦政府の発行した『南アフリカ貿易年報』および外務省通商局の『海外経済事情』その他の資料に基づいて貿易局貿易課の渡貫尚、水谷巖、橋爪彌衛によって編纂された。その内容は、南アフリカ連邦の概観からはじまり、交通・運輸・通信、産業（農業、鉱業、製造業）、貿易、関税政策、日本との貿易状況などの多面にわたり、とりわけ、1931（昭和6）年以降1932（昭和7）年12月末にいたる不況の様子を概観している。本報告書の中で、不況期における南アフリカ貿易の概況と日本と南アフリカの貿易に関する記述を抜き出しておこう。

1925（大正14）年から1934（昭和9）年までの南アフリカの貿易は輸出超過で推移していくが、1934年だけ輸入超過となっている。南アフリカの主要輸入相手国は、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、日本、インドである。（『経済事情並ニ貿易状況』36～37、42ページ）輸入品としては、金属製品、機械、乗物が多く、それに匹敵するのは纖維製品（衣類を含む）である。それに次いで多いのは、農産物、食料品、塗料（ワニス類）、化学製品、肥料である。南アフリカの主要輸出相手国はイギリス、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、アメリカ、日本であって、主要輸出品は、金、ダイヤモンド、ワットルパークなどで

あった。

南アフリカ政府は、1931年12月より金本位を離脱した諸国からの輸入品に対して為替ダンピング税を賦課した。日本に対しては、1932年2月22日付で「日本貨幣一円について南ア貨幣22.12ペニス」と公定された。この率で一定品目に税が課されたのである。また、1935（昭和10）年2月20日より次のような関税政策が採られている。「南アハ世界貿易ノ現勢ニ鑑ミ、其輸出ヲ増進シ、且ツ南ア物産ヲ多量ニ購入スル國ト通商協定商議ヲ容易ナラシメンガ為三元関税ヲ設定ス。其ノ最低率ハ英帝国特惠関税、中間率ハ現行最高関税、最高率ハ一般ニ現行ノ最高率ヨリ高キモノトシ、政府ハ総督令ニ依リ之ヲ賦課シ得ベキモノトス」（同書、75ページ）

日本との貿易状況については、次のような記述が見られた。1912（大正元）年以降、日本の対南アフリカ貿易は進展を示し、第一次世界大戦中にはヨーロッパ諸国が供給難のために日本品に対する代替需要が生まれた。その後、日本の輸出は、南アフリカ市場へのヨーロッパ製品の回復と世界恐慌のために停滞したが、日本にとって重要な市場であったことは疑いない。日本の輸出に占める南アフリカの割合は、1912年0.09%、1919（大正8）年0.39%、1929（昭和4）年0.6%と増加しているし、南アフリカからの輸入も増加している。また、南アフリカにおける日本の地位について見ると、輸出のなかでの日本の割合は、2.08%（1932年）、2.37%（1933年）、3.34%（1934年）と増加し、輸出品としては羊毛、金、石綿、マンガンがあった。南アフリカの輸入に占める日本の割合は、イギリスを含めないとすれば、各年それぞれ7.04%、8.67%、6.75%であって、主として繊維製品が占めていた。その中には、綿織物、絹織物、人絹織物、メリヤス製靴下、陶磁器、金属製品、玩具などがあった。報告書には次のような記述がある。

「日本ノ対南ア貿易ハ地理的関係、輸出入業者間ノ信用問題、運輸関係、並ニ南ア政府ノ輸入阻止運動等ニ制肘セラレ自由ナル進展ハ抑制セラレツツアルモ、近時世界各国ニ於テ日本品ニ對シテ阻止手段ノ講ゼラル際確ニ南ア市場ハ将来性ヲ有スル新市場ナルコトニ疑イナシ尚當該市場ハ日本ニ於テ輸出品ニ對シ補償法ノ適用ヲ受クル地域ノ一ニ属ス」（同書、101ページ）

2 「貿易雑誌」にみられる南アフリカ経済情報

戦前期の日本において、南アフリカに関する経済情報は、表2-1に見られるように、「領事館制度」あるいは「領事報告制度」に基づいて、主として南アフリカ在住の領事からもたらされた。それらの情報は、外務省に収集・蓄積され、地方自治体、各都市の商業会議所、商品陳列所などを通じて輸出関連業者、商工業者および農民に周知徹底されていったのである。

初期の日本の貿易業者は、海外の経済情報を得る方法として、「居留地」で発行されていた欧文の新聞に頼らざるを得なかった。当時、日本の居留地で発行されていた新聞の紙面にどの程度アフリカに関する経済情報が掲載されていたかは、興味深い問題であるが、現時点では明らかではない。その後、外務省通商局から「領事報告」の掲載雑誌が刊行される。この雑誌は、

表2-2 領事報告に見られる南アフリカ経済事情調査報告の概観

掲載雑誌	報告件数	報告内容	報告担当公館
「通商叢書」	18	南アフリカ戦争とロンドン株式市場、港湾と海運航路、南アフリカの対カナダ貿易、商況一般、経済事情調査、移民制限法、ナタールの茶、南アフリカのインド人出稼ぎ人、南アフリカ市場におけるアメリカ製品	ロンドン総領事館、ポンペイ領事館、カルカッタ領事館、シンガポール領事館、モントリオール領事館、シドニー領事館、シアトル領事館、ケープタウン名譽領事館(ジュリウス・ジェップ)、ニューヨーク商務官
「通商公報」	249	南ア連邦貿易概況(貿易年報)、日本-南ア貿易、南アフリカ市場での日本品の売れ行き、貨物輸送上の注意、南アフリカでの代理商調査、一般貨物販売営業免状下附手続内地旅行手続、日本品の販路拡張方法、南アフリカ向け輸出品の内地価格証明、関税率調査、ダンピング税、移民条例・規則、南アフリカ在住邦人調査、各商品の市況および需給調査(羊毛、綿花、石綿、ブターケ、ワットルバーク、過磷酸塩肥料、アロー、雑貨、呉服、綿毛布、木材、醍醐川ブラシ、文具、メリヤス製品、ガラスピン、マッチ、灯油、化粧品、セメント、電球、綿布、米、穀類、インキ、砂糖、糸靴下、万年筆、錦織品、錫、帽子、日用品、タオル、ベニヤ板、ビール、玩具、日向葵種子、ガラス製品、海鳥糞)、鉱業(金生産、石炭問題、工夫の同器能業)、製造工業、主要銀行の資産および金融問題、南アフリカ植民地史研究、欧洲人人口、インド人と中国人の状態とアジア人にに対する排斥、港湾設備、諸港の料金と規則、汽船航路、出入船舶などの調査	ケープタウン名譽領事館(ジュリウス・ジェップ)、ケープタウン領事館(清水八百一、上原善、今井忠直)、ブエノスアイレス商務官(石井忠吉)
「日刊海外商報」	138	南アフリカ貿易概観(貿易年報)、日本と南アフリカの貿易、ダンピング税、関税改正と無税輸入品、日本の対南アフリカ貿易促進策(販路拡張策)、南アフリカ向け送り状の要件、南アフリカと英帝國特恵関税、南アと豪州の特恵税、鮮果の英國向け輸出、米国-南ア間新航路、ケープタウン港拡張、南アフリカの経済一般及び産業状態(鉱物生産、金、白金、石炭、石綿、マンガン、養蚕業、メリヤス工場建設計画)、鉄道建設、銀行業の状態、百貨店・商業会議所、商品作柄(綿花、トウモロコシ、ワットルバーク、グアノ)、商品市況(綿織物、加工綿布、日本産檜材、ガラスピン、自転車、除虫菊製品、コールタール、木箱用材、亜鉛鉄板、ゴム靴、寒天、綿毛布、靴下類、セメント、穀物類)、富士絹染色の改良問題	ケープタウン領事館(今井忠直、加藤喜太郎)、ブエノスアイレス商務官(石井忠吉)、イタリア大使館(松山商務參事官)、リヨン領事館(小川領事)
「海外経済事情」	273	南アフリカ経済状況一般及び貿易(貿易年報)、日本-南アフリカ貿易状況、日本-南アフリカ政府取扱と南ア发展策、関税改正及び免税品(特殊工業用原料輸入税免除)、南ア向け輸出手続き、綿織物の取引習慣、外国商社代理商許可規定、船舶出入り統計、ケープ港拡張、鉱業状況(ダイヤモンド、金、マンガン、ナタール炭)、養蚕業、ロウソク及び石鹼製造業、綿花・トウモロコシ作柄、英帝國特恵制度と南アフリカ、英帝國商業会議所決議と南アフリカ政府及び南アフリカ商業会議所の態度、英國使節の南アフリカ調査、金本位制復に対する南アフリカ政府の態度、南アフリカ中央準備銀行の公定歩合引きあげ、南アフリカ連邦予算案、南アフリカと東アフリカの貿易、ドイツと南ア連邦の通商協定改訂、商況一般(綿織物、ガラス器、人相ネクタイ、紡織物、オータク材、婦人靴下、綿木綿、ゴム底靴、漁具、ガラスピン、除虫菊、自動車部品、煙草および煙草製造材料、植物性油脂、金網、靴紐、運動用具、封筒及び便せん)	ケープタウン領事館(今井忠直、関千秋、山崎杜重、本合龍男、錦山直次郎、茂垣長作、藤村信雄、太田知輔、岡崎憲一郎、木下武雄)、ケープタウン公使館(吉田賀吉、岡田兼一)

(資料)「通商叢書」、「通商公報」、「日刊海外商報」、「海外経済事情」に掲載された領事報告に基づいて作成した。尚、速報および業者紹介については省略した。

図2-1に示したように、『通商叢編』(明治14年～19年)、『通商報告』(明治19年～22年)、『官報』(明治23年～38年)、『通商叢纂』(明治27年～大正2年)、『通商公報』(大正2年～13年)、『日刊海外商報』(大正14年～昭和3年)、『海外経済事情』(昭和3年～18年)と変遷する。

「領事報告」は、在外公館の政治的・外交的情報の交換とは別の領事による通商報告を指す。その報告内容は多岐にわたるものであった。たとえば、商品の仕向地における商品取扱商人の名称、当該商品の現地価格や需要などの変動、当該商品の世界の主要生産地における生産状況、当該地の外國商品の輸入量、その売買相場と為替相場の変動、消費者間の当該商品の評判、消費者の趣味・風俗・習慣などであった⁽³⁾。

南アフリカに関する経済事情報告の中では、「南阿諸港ニ於ケル戒厳令ノ施行」(『通商叢纂』明治35年208号)が最初であった。表2-2は、『通商叢纂』、『通商公報』、『日刊海外商報』、『海外経済事情』に掲載された南アフリカに関する「領事報告」の調査に基づいて、報告件数、主要な報告内容および報告担当公館を整理したものである。本表から南アフリカに関する詳細な数多くの報告が、ケープタウンをはじめとする各領事館から寄せられていたことが知られるであろう。

ところで、『通商叢纂』の刊行にあたっては、次のような時代背景があったようである。

日清戦争前、明治25年6月に農商務省は、生糸、綿糸、米をはじめ雑貨品を含めて36品目の「海外輸出品ノ増減及沈滞ノ理由ヲ調査シ」対策を講じるために、在外領事、国内主要地の商業会議所などによる調査報告を求める臨時調査を実施した。翌年には、輸出版路拡張調査の要・不要を主要商業会議所に諮問している。こうした状況の中で、原敬通商局長の下、明治26年10月「『通商叢纂』刊行ニ付局議」がもたれ、海外通商情報に対する国内業者の関心も高まっており、在外公館への問い合わせも増加している折から、国内における海外通商情報の報知体制の拡充をはかるために、『通商叢纂』の刊行に踏み切ったのである⁽⁴⁾。

『通商叢纂』において、その報告表題を見る限り、アフリカに関する領事報告は61件であるが、それ以外に報告内容から見てアフリカについて触れている報告を含めると、110件以上になる。(表2-3を参照) そのうちで、南アフリカに関する情報をもたらした領事館は、他の地域と比較して数が多い。それらの中には、リヨン、ロンドン、福州、モントリオール、ポンペイ、シドニー、シンガポール、シアトル、カルカッタ、ニューヨーク、ケープタウン、の各領事館があった。南アフリカといつても、報告にあらわれる地域は、後に南アフリカ連邦となる英領のケープやナタールが中心であって、それ以外にはマダガスカル島、仮領レユニオン島、英領モーリシャス島、英領中央アフリカについての報告が見られるにすぎない。主要な調査項目としては、仮領マダガスカル島の概要や養蚕業を除けば、南アフリカのケープやナタールにおける産業の概況、移民法、外国製品の進出状況などをあげることができる。

この地域で調査された重要な事柄としては次の二点があげられる。第一は、インド洋上の島々の中でマダガスカル島、レユニオン島、モーリシャス島における経済状況に関する調査であり、第二は、南アフリカ戦争(アングロ・ボーア戦争)以後の英領南アフリカに関する調査である。前者について見ると、マダガスカル島がフランス領になってから、鉄道建設に必要な

表2-3 「通商叢書」にみられるアフリカ経済事情調査一覧

掲載年・号	報告書題名	報告年月日	報告担当公館
明治29年 48号	廿八年三於ケル蘇士運河の情況	明治29年 6月29日	ロンドン領事館
32年 121号	亞非利加公果自由國ニ於ケル鐵道敷設三閔スル概況	31年11月 7日	アンウェルス領事館
32年 145号	亞非利加國ニ於ケル鐵道敷設三閔スル概況	32年 7月19日	アンウェルス領事館
33年 174号	佐領マダガスカル島外國人移住ニ閔スル規定摘要	33年 6月13日	リヨン帝國領事館
34年 182号	佐領マダガスカル島外國人移住ニ閔スル規定摘要	33年 6月31日	リヨン帝國領事館
34年 182号	中部アフリ加金剛國	33年 5月 7日	ベルギー帝國公使館
34年 183号	中部アフリ加金剛國	33年 9月19日	アンウェルス帝國領事館
34年 183号	埃及カイロ一府ニ於ケル紡糸紡績会社設立	33年 11月27日	ポンペイ帝國領事館
34年 190号	佐領マダガスカル島行清國勞働者募集契約	34年 4月 9日	福岡帝國領事館
34年 190号	佐領マダガスカル島事件	33年 12月18日	ポンペイ帝國領事館
34年 196号	三十三年中スエズ運河会社營業並月報通過狀況	34年 6月17日	ロンドン帝國領事館
35年 206号	英領中央アフリ加ニ於ケル棉花ノ試作	34年 11月23日	ポンペイ帝國領事館
35年 208号	南阿諸島ニ於ケル戒嚴令ノ施行	34年 12月 3日	オオリス帝國公使館
35年 216号	公果獨立國ニ於ケル自由國資本及殖民地の会社	35年 1月31日	アンウェルス帝國領事館
35年 221号	南阿諸島ノ倫敦株式市場ニ及ヌ影響	35年 6月11日	ロンドン帝國領事館
35年 222号	南阿諸島ニ於ケル印度出稼人	35年 6月24日	ポンペイ帝國領事館
35年 225号	南阿諸島風雲大雪	35年 7月 2日	ポンペイ帝國領事館
35年 229号	南阿新嘉坡間汽船航路現況	35年 7月26日	シンガポール帝國領事館
35年 229号	南阿新嘉坡地近況	35年 8月 2日	ロンドン帝國領事館
35年 232号	スエズ運河三十四年中通過船舶	35年 9月18日	ロンドン帝國領事館
35年 237号	埃及スーザン地方ニ於ケル棉花栽培ノ前途	35年 9月21日	ポンペイ帝國領事館
35年 238号	南阿諸島戒嚴令一部ノ撤去	35年 11月 7日	オオリス帝國公使館
35年 246号	南阿諸島一斑	36年 3月20日	モントリオール帝國領事館
36年 7号	南阿諸島峰殖民地移住民制限法ノ制定	36年 5月15日	ロンドン帝國領事館
36年 19号	美國ニ於ケル南阿事業新公債ノ募集	36年 6月 9日	外務省通商局
36年 22号	南阿規制復舊	36年 6月20日	ロンドン帝國領事館
36年 27号	三十五年中「スエズ」運河通過ノ各國船舶	36年 10月19日	アンウェルス帝國領事館
36年 30号	公果鐵道買主延期三閔スル條約締結並自由國議会ノ承認	36年 11月 7日	モントリオール帝國領事館
36年 55号	公果自由國政府宣稱公債賃貸三閔スル教合ノ發布	37年 1月 15日	シアトル帝國領事館
37年 1号	加那利南阿貿易近況	37年 10月 2日	フランス帝國公使館
37年 14号	南阿ニ於ケル「ヨーラ」ノ北米移住計画	37年 6月29日	フランス帝國公使館
38年 73号	蘇士運河会社役員会決議	39年 10月 29日	アンウェルス帝國領事館
39年 52号	蘇士運河通行規則改正	39年 12月10日	外務省通商局
40年 2号	公果自由國三十八年度支出歳入決算額	40年 9月 5日	ニューヨーク帝國領事館
40年 13号	公果獨立國ニ於ケル建設会社	40年 10月24日	ポンペイ帝國領事館
40年 28号	埃及ニ於ケル重要輸入品目概況	40年 3月16日	フランス帝國公使館
40年 61号	西垂利加ニ於ケル野生稻糸(山繭)発見	40年 7月18日	カルガリヤ帝國領事館
41年 24号	佐領ラ、レユニオン島並ニ英領マダガスカル島ニ閔スル調査	40年 12月21日	リヨン帝國領事館
41年 28号	蘇士運河航行規則改正	41年 12月 9日	リヨン帝國領事館
41年 53号	英領ナタールニ於ケル製茶狀況	42年 3月 4日	ロンドン帝國領事館
42年 6号	チュニス千九百七年外國貿易一般	42年 5月 5日	リヨン帝國領事館
42年 8号	モロッコ千九百七年貿易	42年 6月10日	ロンドン帝國領事館
42年 20号	英領南阿殖民地合同公議	42年 10月20日	ロンドン帝國領事館
42年 35号	蘇士運河会社營業狀況	43年 4月15日	モリシャス港在赤坂外務書記官報告
42年 41号	小亞細亞及埃及ニ於ケル莫大小類需要ノ概況	43年 12月19日	ベルリン帝國領事館
42年 70号	英領南阿殖民地ニ於ケル千九百九年上半期貿易並ニ移民移動概況	44年 4月 1日	外務省通商局
43年 45号	「モリシャス」島ノ状況一斑	44年 4月12日	リヨン帝國領事館
44年 20号	有限公司アフリ加紗会社ノ設立	44年 6月 1日	ハノーファー帝國領事館
44年 30号	埃及事情一斑	44年 6月23日	ニューヨーク帝國領事館
44年 36号	中央アフリ加ニ於ケル天然蚕	44年 8月22日	ロンドン帝國領事館
44年 46号	埃及ニ於ケル棉花収穫	44年 11月 2日	ケープタウン帝國領事館
44年 56号	摩洛哥問題上海保険料引下	44年 11月 29日	ハノーファー帝國領事館
44年 62号	南阿千九百十年概況	44年 11月 29日	モントリオール帝國領事館
44年 64号	独逸ノ金融及株式界ニ及ボシタル独仮問モロッコ問題交渉ノ影響	44年 10月 2日	リヨン帝國領事館
44年 71号	マダガスカル天蚕ノ発達	44年 11月 28日	ハノーブル帝國領事館
45年 1号	南阿アフリ加ニ於ケル米綿製品ノ将来ニ就テ	44年 12月 1日	リヨン帝國領事館
45年 4号	鉄領東阿ニ於ケル支那蚕ノ試育	44年 12月 29日	リヨン帝國領事館
45年 8号	佐領アーバチ港概況	45年 6月28日	リヨン帝國領事
元年 8号	英領モンバサ状況	45年 6月29日	木島孝藏山張中報告
元年 9号	蘇西運河通過料ノ引下	元年 8月 8日	ロンドン帝國領事
元年 15号	ザンジバル状況	45年 7月11日	リヨン帝國領事

(資料)『通商叢書』索引より作成。

外国人労働者の導入問題が生じた。それは、近隣のモザンビークからの労働者の調達をはじめとして、フランス領事クローデル、フランス人商人ヴィエル、福建洋務局の三者で清国人労働者の導入も考えられていたことが、領事報告から知ることができる。また、日本領事の手で日本からの移民の可能性に関する予備調査、とくに移民規定についての研究が行われている^⑮。

他方、南アフリカについては、次のような三つの問題関心があった。第一は、南アフリカ戦争自体はもちろんのこと、この戦争がロンドン証券市場に影響を及ぼし、その結果、日本の公債価格へどの程度影響するかについて研究されている点である。これは南アフリカの経済的変動がロンドン資本市場を媒介として日本経済の変動に連動していたことを予想させる。第二は、南アフリカ戦争後の経済回復にともない、アジア人出稼ぎ労働者の需要が増加する可能性が、南アフリカ鉱業での低賃金労働の必要性とあいまって高まり、日本からの鉱山労働者の移民についても研究が行われていたことをうかがわせる。その場合、移民制限法の制定にはとくに神経を使っており、ナタールやケープ植民地での動向のみならず、南アフリカ植民地の合同以降、どのような形の移民法が制定されるのか、そのなりゆきに注目している。第三は、英領南アフリカ植民地合同問題と連邦成立後、日本の雑貨品市場として、カナダやアメリカ合衆国との競争に勝って販路を広げていくために商品の需要状況が調査されている点である^⑯。

ところで、『通商彙纂』は1913年（大正2年）3月で終刊する。これを継承したのは、外務省通商局の『通商公報』であった。それでは、いったいどのような事情の下で『通商公報』は刊行されることになったのであろうか。それについては、『通商公報』第一号に掲載された「通商報告に対する希望」という記事のなかに見られる。すなわち、これは、農商務省書記官兼外務書記官鶴見左吉雄によって外務省談話会の席上、新任の外交官および領事官のために行われた講演の様子を伝えるものであるが、それは次のような内容であった。

明治年代において、日本の産業は飛躍的な発展を遂げた。それは、工業、鉄道、商船および汽船、商工業会社の大型化、銀行業および手形取引の発展、さらには海外貿易の増大にあらわれている。しかも、最近の日本の貿易の内容を見れば、従来は工業製品の輸入が多く、原料の輸入が少なく、輸出については、原料が多く工業製品が少なかったのに対して、近年、次第に原料輸入、製品輸出の割合が増加する傾向がでてきた。明治末年から大正初期にかけて、我が国は輸入超過で推移してきたが、次第に貿易市場は欧米はもとより東洋、南米、豪州も貿易市場として発展しつつある。さらに、その貿易も従来輸出・輸入共に居留地外国人の手をへて行われる居留地貿易から日本人貿易商の手に移りつつある。しかしながら、日本の世界貿易上の地位は、輸入は17位であり、輸出は18位であった。また、貿易の内容についても、日本の輸出重要品中で年額千万円以上のものは、生糸、綿糸、羽二重、銅、石炭、茶、マッチにすぎず、年額五百万円以上のものは、金巾、肩糸、樟脑、メリヤス、真田類、陶磁器の6種類にすぎなかった。その上、日本の貿易は、連年輸入超過が続き、国際収支の悪化は、こうした貿易の赤字のみならず、貿易外の支出（外債償還、利子、外国船運賃、外国会社の収入）も収入（日本船舶運賃、保険会社保険料、外国人の本邦内消費、法人海外事業利益）を上回るという状況であった^⑰。

以上のような状況認識にたって、鶴見は、新任の外交官および領事官に次のような提言を

行っている。

1 「将来我製造工業の進歩に伴ひ此種原料の輸入益々多かるべし幸いに近方なる支那、印度、蘭領印度等に於いては是等の大産物饒多なるを以て有要なる原料品を是等の地方に求め以て我製品を供給し互に交易を為すは甚必要の事とす故に各位は原料品の生産分配の状況に注目して報告する処あらばその裨益頗る多人なるべしと信ず」

2 「近時米価の騰貴著しく外米の輸入又少しとせず米価は需要供給の関係に因り高低するは今更言を俟たず而して近時米価の騰貴は米の供給不足に因るものなるは天下定論ありざれば我邦においては年々非常なる豊作に非ざる限りは年々多少の輸入を免る能はざる所なるべし米の生産地に赴任せらるる諸君は米作の豊凶相場分配に付き多人の注意払はれんことを切望せざるを得ざるなり」

3 「我邦将来輸出品として大いに力を用ゆべきは各種織物なりと信ず…（略）…織物中特に綿布類は益々力を用ふべきものにして支那、印度、東洋諸邦に好市場多し…（略）…機械と化学製品とは工業の基礎となるべき工業にして此の二者大に発達するに非ずんば他の工業の発達得て望べからざるなり…（略）…薬品、化粧品等の化学製品漸く発達し輸出増大せんとしつつあり是等に付いても各位の注意を乞ふ其他紙類、各種雑貨、木産製造物等は将来有望なる輸出品たるべきを以て是等の市況、需給状況、競争状態等は御注意の上時時詳報あらんことを望こと切なり」

「我商品の販路は近時次第に拡大せられつつありと雖未だ十分なりと云うこと能はざるなり…（略）…南米諸邦、アフリカの市場は着手せざるも同然なり是等の市場は将来我商品輸出の好市場として我商人の人々に發展すべき所なり…（略）…元来貿易は運賃、関税、文化の程度等諸種の事情に依り難易あるものなれば距離我に近して種々の点に於て便宜を行する支那、印度、蘭領印度等に一層の注意を払ふの要あり且つ是等の諸邦は又各種の工業用原料品の産出に富むを以て是等の原料を輸入して我製品を輸出するの便あり…（略）…是等各地の状況は未だ一般に詳報せられざるを以て生産状況、需給関係、嗜好、競争等の精密なる調査報告は最も有効なると信ず」

また、貿易の実権が邦人の手に移ったのはよいが、邦人間の競争が激しく価格の変動が著しいため、注文もないのにいたずらに生産することから過剰生産となり、粗製乱売となる傾向が強い。「故に海外各地に於ける英、独、米、澳の如き先進諸外国商人の採れる販路開拓の方法即ち如何にして市場を拡張しつつありや如何にして内国外商人間の競争を避けつつありや営業方法等詳報して邦人商人を覚醒すると同時に範を示すことを努められんことを切望す」（傍点は原文）と述べている⁽¹⁾。

以上に加えて、鶴見は従来の領事報告に対する業者による希望を次のように列挙している。まず、日本の重要輸出品の海外における売れ行き状況は、国内の業者の最もすみやかに知りたい事柄であるので、できるかぎり迅速に報告してもらいたいという点と、海外市場における外國競争品の出現に対しても迅速に報告してもらいたい点を挙げている。また、領事報告の中で、商品の価格は卸売価格なのか小売価格なのか明示してもらいたい点、さらに、商品については現物および見本を添付して説明するよう要望している。そして、「従来の領事報告は余り高尚

にして非実務的なり過去の報告に多くして現状を知るに適せず精密ならんよりも簡単に機宜を得るものを見むと云うに帰せるが如し」⁽⁹⁾ と結んでいる。

『通商公報』において、その報告表題を見る限り、アフリカに関する領事報告は756件に達する。しかし、それ以外に報告内容からアフリカに関して触れられているものを加えれば、報告数はもっと多くなるはずである。表2-2には『通商公報』に掲載された南アフリカ経済情報とそれをもたらした担当公館の一覧が示されている。南アフリカでは、領事報告の量から見て、南アフリカ連邦が中心であった。もっとも、後になると英領南北ローデシア、仏領マダガスカル、西南アフリカ、バストラント、ニヤサラント、英領モーリシャス島、レユニオン島などの調査も行われている。主要調査項目としては、南アフリカ連邦の外国貿易状況をはじめとして、南アフリカ鉱業（石炭、トランスパールの金）、羊毛生産と市況、本邦雑貨品（ボタン、化粧品、紙類、硝子ビン、マッチ、綿製品、毛皮、ベニヤ板、漁貝、セメント、タオル、帽子など）の需要状況の調査が行われている。それ以外には、インド洋岸諸港の設備、度量衡、税制、南アフリカの対日輸出品（羊毛、ワットルバーク、石綿）などの調査が行われ、後には、南北ローデシアの外国貿易と鉱業への関心がうかがえる。担当公館は、初期にはロンドンやポンペイの帝国領事館であったが、ケープタウンに領事館が開設されてからは、帝国領事が南アフリカ（一部東アフリカを含めて）の現地調査にあたるようになった。当時の南アフリカにおいては、貿易を拡大する上で邦人の移住に関する取扱問題の解決が重要であった。

このように戦前昭和期にはいると、ますます数多くの通商情報が南アフリカ在住の帝国領事から寄せられてくる。表2-2にみられるように、『日刊海外商報』では南アフリカ関係の報告は138件、『海外経済事情』では273件に達している。また、報告内容も実に多岐にわたるものであった。

ところで、貿易政策の直接担当機関であった農商務省は、1885年（明治18年）に『農商工

表2-4 「貿易雑誌」に見られる南アフリカ経済情報の概観

掲載誌名	報告件数	掲載記事の内容
『貿易時報』 (農商務省)	10	メリヤス製品の販路調査、南アフリカ連邦の貿易、日本の対南アフリカ貿易と貿易上の注意事項
『内外商工時報』 (農商務省)	87	南アフリカ連邦の貿易、貿易の発展策、関税及輸出入規則調査、南アフリカ市場におけるドイツ製品、南アフリカにおける日本製綿織物、羊毛生産と市況、トランスパールの産金高
『通商叢報』 (大阪商品陳列所) ⁽¹⁰⁾	99	南アフリカ連邦の貿易、関税と輸出入規則の調査、羊毛市況、木材市況、見本品輸送上の注意、南アフリカ航路と本邦海運、日本から輸出された商品の市場調査(タオル、南ブラシ、ガラス瓶、金物類、玩具、医薬品、化粧品、粗織物、綿毛布、綿布)
『貿易通報』(大阪商業会議所) ⁽¹¹⁾ 付録「海外経済叢報」	81	南アフリカにおける英・独・荷の盛況、南アフリカ貿易と日本、日本製品の流入状況、三元関税法の公布と輸入税免除品、為替相場の調査、南アフリカ向け日本品の商標取締・品質・郵送に関する注意、木材市況、羊毛生産予想、綿花市況、魚類估定・セメントのダンピング税、電球・日本製スリッパの估定、トランスパールの金生産、排口問題
『大阪商業会議所月報』 『大阪商工會議所月報』
『東洋貿易研究』	25	南アフリカ経済一般事情、産業政策と貿易政策、南アフリカ貿易、関税改正、南アフリカ市場における日本製綿織物および靴下類

(注) (1) 昭和5年秋より大阪府立貿易館発行となり、427号以降は大阪南方院発行となっている。また、437号より「南方院時報」と改称。

(2) 昭和18年4月より大阪商工會議所は商工經濟会に転換、「月報」は8月15日(435号)で終刊。10月以降「大阪商工經濟会月報」となる。

(資料)『貿易時報』、『内外商工時報』、『通商叢報』、『貿易通報』、『大阪商業会議所月報』、『大阪商工會議所月報』、『東洋貿易研究』に掲載された記事に基づいて作成。

公報』を発行し始めた。本誌には、外国貿易案内、外商出店の心得、輸出品の商況、外国の産業事情が掲載されていた。さらに、同省は、1895年（明治28年）から1902年（明治35年）にかけて、貿易情報資料として『輸出重用品要覧』を編集・配布するとともに、1897年（明治30年）から海外視察員や海外実業練習生による調査報告を『農商務省商工局臨時報告』に掲載している。1905年（明治38年）からは、それらの報告は、『農商務省商工彙報』に掲載され、本『彙報』は、1913年（大正2年）まで継続発行された。これと並んで1905年（明治38年）から領事報告の転載や海外実業練習生の報告それに外國雑誌の当該記事の翻訳の掲載を主とした『農商務省商品陳列館報告』が発行され、1914年（大正13年）まで刊行された。同年以降、『商工彙報』と『商品陳列館報告』は合併されて、『貿易時報』が刊行される。この雑誌は、1917年（大正6年）より『内外商工時報』と改題され、1940年（昭和15年）まで継続発行されたのである。表2-4に示したように、南アフリカ連邦に関する経済情報は、『貿易時報』から掲載されるようになった¹⁰。

次に、地方官庁の発行した雑誌についても一瞥しておこう。ただし、ここでは、主として大阪で刊行された雑誌に限定する。海外経済情報の普及において大きな役割を演じた大阪府立商品陳列所が開設されたのは、1890年（明治23年）であった。その後から1893年（明治26年）まで『大阪商品陳列所報告』が発行されている。本『報告』は、1894年（明治27年）から1915年（大正4年）までは、『通商月報』と改題されて、その後は、さらに『通商彙報』と改題され、第二次世界大戦中の1944年（昭和19年）にいたるまで継続発行された。これらの雑誌には、領事報告、海外の陳列品見本の説明、それに各国の市場取引習慣などが掲載されていた¹¹。

大正期になると、主要都市の官庁から定期刊行物が出版されているが、大阪市で発行された経済雑誌には次のようなものがあった。まず、大阪市では、1916年（大正5年）に『商工時報』が創刊され、1927年（昭和2年）まで継続発行された。この間、1922年（大正11年）、大阪市商工課に貿易調査係が設置され、『支那貿易通報』が創刊されている。本誌は、1926年（大正15年）には、『東洋貿易研究』と改題され、世界各国の重要市場が調査対象とされるようになった。『東洋貿易研究』には、昭和恐慌以後、南アフリカ連邦に関する報告が掲載されるようになる。たとえば、「南ア連邦経済事情」（12-8、昭和9年）、「南ア連邦の経済更正策」（15-11、昭和11年）、「南ア及西アに於ける本邦品」（16-5、昭和12年）などをあげることができる。

また、この時期には、主要貿易都市の商業会議所の機関誌も発行されるようになっていた。大阪商業会議所は、1891年（明治24年）に設立され、翌年、1892年（明治25年）から『大阪商業会議所月報』が創刊されている。この『月報』は、1904年（明治37年）まで継続し、1906年（明治39年）から1921年（大正10年）までは『貿易通報』、1922年（大正11年）から1927年（昭和2年）までは『大阪商業会議所月報』、さらに1928年（昭和3年）から1943年（昭和18年）までは『大阪商工會議所月報』として継続発行されたのである¹²。

注

- (1) 杉原四郎編『日本經濟雑誌の源流』有斐閣、1990年、254ページ。
- (2) 同書、254ページ。
- (3) 角山 栄編著『日本領事報告の研究』同文館、1986年、4~10ページ。Katsuhiko Kitagawa, "Japan's Economic Relations with Africa between the Wars: A Study of Japanese Consular Reports", *African Study Monograph* (Kyoto University), 11-3, December 1990, pp. 125-131.
- (4) 高嶋雅明「領事報告制度の発展と『領事報告』の刊行——『通商叢編』から『通商叢纂』まで——」(『日本領事報告の研究』所収、95~96ページ)。高嶋雅明「復刻版『通商叢纂』解説」13~14ページ。
- (5) 本章所収の表2-3に記載された領事報告、4、5、9、10を参照。
- (6) 同表に記載された領事報告、13、15、16、19、22、23、24、25、26、30、43、46、53、56を参照。
- (7) 『通商公報』第1号、大正2年4月2日、58~60ページ。
- (8) これらの議論は、前掲『通商公報』第1号、60~62ページ参照。
- (9) 『通商公報』第1号、62ページ。
- (10) 『貿易時報』には、ケープタウンで「ミカド商会」を経営していた古谷駒平が「南ア貿易に及ぼせる時局の影響および輸出有望品」(3-2、大正5年)という報告を寄せていた。また、南アフリカ連邦の経済事情調査にあたった布川孫市は、「貿易上より観たる本邦対南ア」(3-9、大正5年)や「南阿行き途次の一瞥」(3-11、大正5年)を書いている。それ以外には、『内外工商時報』に掲載された今井忠直の「東阿及南阿の経済」(12-9、大正14年)などが興味深い。
- (11) 『通商叢報』に掲載された諸報告の中で興味深いのは、次のようなものであった。ケープタウン領事館の清水八百一の「南アボリガ貿易事情」(40号、大正9年)、大阪アフリカ輸出組合「南ア・東ア視察報告」(294号、昭和7年)、ケープタウン通信員味岡の南アフリカ連邦の貿易に関する報告(375号、昭和13年)などである。
- (12) 『貿易通報』には、工業原料の確保のために南アフリカを調査し、輸入の道を開く必要性を訴える記事(122号、大正6年)や商取引の紹介の中にアフリカ各地の業者の問い合わせ(132号、大正7年)が掲載されている。『月報』には、「南アに於ける排日の真相」(290号)を伝える記事や南アフリカ産の羊毛を日本に紹介するために来日した南アフリカ農商務省市場局長が、昭和6年8月18日、大阪商業会議所を訪問した記事(292号)などが掲載されている。

第3章 戦前期日本の対南アフリカ貿易と日本企業の活動

本章では、両大戦間期における日本の対南アフリカ貿易史の一端を明らかにする。その狙いは、南アフリカ連邦形成期から第二次世界大戦の勃発に至る約30年間に、日本のどこで生産されたどのような種類の商品がどのような経路で南アフリカに輸出され、南アフリカではどの地方のどのような人々にどのような経路でもたらされ消費されたのか、具体的な状況を描き出すことにある¹⁰。

それに関連して考察しなければならないいくつかの問題がある。第一は、なぜ南アフリカ経済と日本経済が結びつかざるをえなかつたのか、という点であり、第二は、南アフリカ経済と日本経済が結びつくにいたるには、両者がどのような関係の構造におかれていったのか、という点である。本章では、戦前期の日本において対南アフリカ貿易を促進し、南アフリカ経済情報を日本国内に報知する上で重要な役割を演じた「日本領事報告」をたどるという基礎作業を通じて、両大戦間期における日本の対南アフリカ貿易とそれにかかわりをもった日本企業の活動の一端について主として考察する。

1 日本の対南アフリカ貿易の展開

(1) 連邦形成期における日本-南アフリカ貿易

戦前期の日本経済にとって南アフリカは、エジプトとならんで商品市場としてはやくから注目されもっとも重視された地域であった。その点は、日本の対アフリカ輸出に占める南アフリカ連邦の割合が、年平均で1910年代には34%、20年代には25.3%、30年代には22%であり、輸入に占めるその割合も、それぞれ23.9%、17.2%、12.7%であったことから知ることができる¹¹。また、日本領事報告に基づいて作成した、1910（明治42）年から1939（昭和14）年までの南アフリカ連邦の対日貿易（表3-1参照）の推移から知られるように、南アフリカ連邦の立場からみれば、第一次世界大戦中と戦後を除いてすべて入超（日本側には出超）であり、日本-南アフリカ貿易には、1910年代後半と1930年代後半の2つのピークがあったことが知られる。

すなわち、南アフリカの対日輸出額が5,900,000ポンドに上り、イギリス領以外の外国向け輸出の40%を占めた年（1920年）もあれば、68,000ポンドに過ぎないような年（1916年以前を別とすれば1923年）もあった。同様に、1931年には100,000ポンドであった輸出が、1937年には3,300,000ポンドに急増している。輸出品のなかで日本に知られていたものは羊毛、牛羊皮、ワットルバーク、トウモロコシ、石綿等であるが、継続的に輸出されているのは羊毛と

ワットルパークぐらいであった。

これに対して、日本からの南アフリカへの輸入は、各種の制約があったにもかかわらず継続的におこなわれていた。1918（大正7）年に輸入額が2,600,000 ポンドに達したのは、第一次世界大戦という特別の事情があったからであるが、1923（大正12）年以後、輸入額は520,000 ポンドから1937（昭和12）年の3,800,000 ポンドにいたるまで増加し続けている。1931-2年における日本品の南アフリカ進出が一時的に減退したのは世界恐慌の影響であった。この間、日本からの輸入では綿布が多くを占めていた。輸入額の持続的な増加は日本品自体の価格上昇にもよるが、日本品の主力が生地物よりも加工品に、下級品よりも高級品に次第に移行したこと反映している。人絹布、毛織物、綿布なども相当日本から輸入されている。とくに人絹と天絹は両方ともに一位を占めた。これ以外の日本品としては陶磁器、硝子製品、亜鉛引板、刃物、琺瑯鉄器、家具用金具、小型機械（ミシン、発動機、動力機）、鮑缶詰、木材製品（家具用材、包装用箱板）などがあげられる⁽³⁾。

それでは、このような趨勢の背後でどのような事態が進行していたのであろうか。それについては、第一次世界大戦をはさんだ二つの時期にわけて考察することにしたい。

さて、第二次アングロ・ポー戦争が終結した時期（1902年）に、当時のシンガポール領事久水三郎と農商務省嘱託勝部國臣は、約2カ月間にわたり南アフリカの現地調査を実施した。當時、南アフリカでは、戦後の平和が回復されるにつれて経済活動も次第に発展するであろうと期待されていた。『南アフリカ視察復命書』の中で久水と勝部は、まさに20世紀が始まろうとしていたときに、南アフリカで目にした日本品がすでにイギリスあるいはインドからもたらされたことに注目して次のように記している。

「日本ト南アフリカトノ貿易ハ始ト之ヲ絶無ト評スルモ可ナリ然レトモ南アフリカ到處ノ都市必其一二ノ店舗ニ日本雜貨ヲ見サルハナシ是レ多クハ英國ヨリ再輸出セラレタルモノカ或ハ印度商人ニ依リテ輸入セラレタルモノナラン」⁽⁴⁾

それでは、いったいどのような日本品が、アングロ・ポー戦争に前後する時期に南アフリカに入っていたのであろうか。ケープタウンに派遣されることになった外務省嘱託清水八百一は、1898年以後ケープタウンに在住していた古谷駒平からの聞き取り調査にもとづいて、「日本対南アフリカ貿易及南アフリカに於ける本邦品売行状況」と題する報告のなかで次のように述べていた。

表3-1 日本-南アフリカ連邦貿易
(1910-39年)

(単位: 1000 ポンド)

年	日本からの輸入	日本への輸出
1910	78	—
11	94	—
12	104	—
13	109	—
14	110	0.1
15	221	0.7
16	540	14
17	730	2,842
18	2,663	2,816
19	1,754	3,752
20	1,436	5,981
21	747	467
22	628	155
23	525	66
24	699	87
25	846	93
26	1,116	89
27	1,046	116
28	1,233	106
29	1,399	87
30	1,557	101
31	2,446	100
32	1,209	158
33	2,064	428
34	2,241	341
35	2,656	428
36	3,065	2,335
37	3,869	3,308
38	2,785	406
39	2,893	771

(資料) 外務省通商局『通商公報』、『日刊海外商報』、『海外経済事情』に掲載された南アフリカ経済年報より作成。

「本邦品の当地方へ輸入せられたるは余程以前のことにして千八百九十八年頃阿弗利加へ渡りし爾來ケープタウンに店舗を構へ本邦雑貨の販売に従事せるミカド商会主吉谷駒平の談に拠れば同氏の初めて当地へ上陸したる頃には已に本邦品の当地方へ輸入販売せられ居りしを見受けたりと云ふ而して其當時当方面に於て取引せられたるものは屏風、絹手巾、扇子、团扇、着物、七宝器、銅、真鍮及青銅製品、竹籠、提灯、傘、陶器、絨毯、行李、花瓶等にして其取引高も少なく本邦より直接輸入するだけの額に達せず日本品を専門とせるミカド商会を除き多くは本邦より倫敦へ輸送せるものを同地より仕入れたり」(傍点原文)^⑤

ところが、南アフリカ連邦の成立期になると日本の対南アフリカ貿易は変化を示しはじめる。すなわち、1907、8年頃から綿メリヤス肌衣、タオル、抜糸細工製品、ブラシ、靴足袋、貝釦などが南アフリカに輸入されるようになるが、その貿易は、南アフリカ商人が神戸に滞在する外国商人を通じて直接日本品の仕入を試みるというものになっていった。次いで、1910年の連邦形成後になると日本品に対する需要がますます増加して、日本に支店又は本店を有するギルマン商会、プリスト、マリエンス商会、コンス商会などの外国商店が南アフリカ貿易に直接関与し、日本品の輸出入業務を営むようになってくる^⑥。

こうした動きを反映して、南アフリカ連邦への日本品の輸送経路も発展を見せた。すなわち、日本と南アフリカの間で、直接輸入取引が開始されるようになった1908年頃から、海上輸送に変化が見られた。日本からの商品は日本船または外国船によりコロンボまで輸送され、同地で南アフリカ-インド間を航行していたイギリス船に積替えられて南アフリカへ輸入されたのである。その後、日本郵船会社がカルカッタ航路を開設し、イギリス船と激しい競争を演じる。その結果、その運賃が大幅に引下げられ、積み替え地もコロンボからカルカッタに変更され、そこから荷物が南アフリカに向けられることになった。さらに、1912、3年頃から Andrew Weir & Co. は汽船サラミスを以て南アフリカ-香港間に約四ヶ月一回の不定期航路を開き、後には同社は汽船マダワカを加えて約二ヶ月一回の航行とし、もっぱら貨物の輸送に従事するようになった。クリスマス前のような荷物の輻輳する時期には日本までその航路を延長することもあったようである^⑦。

(2) 第一次世界大戦後における日本の対南アフリカ貿易

ところで、第一次世界大戦の勃発の結果、南アフリカにおける日本品に対する需要が急速に増大するに至った。清水八百一の調査によれば、日本品は主として南アフリカ市場におけるドイツ品の代替品として進出していったようである。すなわち、従来、主としてドイツ製品の勢力範囲に属していた商品は、第一次世界大戦中には取引が断絶したため著しく不足することになった。アメリカ製品は比較的高価であり、一般人衆の実用品需要を充たしていたドイツ製品に代わる役割を演じることができなかった。そこで、この成り行きとして日本製品を輸入して代用しようとする傾向を生めたわけである。このために日本製品の需要が著しく増加した。とくに綿メリヤス肌衣、綿毛布、アフリカ人用腕輪、硝子製品、靴足袋などの実用的な商品は供給不足のため、着荷と同時に取引が完了してしまうという有様であった^⑧。

こうした背景の下で、南アフリカの業者は日本の関係業者へ直接取引を求めるようになった。

清水八百一の報告によると、南アフリカの業者は、日本商品の直接輸入を試みようとして、あるいは日本の製造業者と代理店契約を結ぼうとして、ケープタウンの各領事館に対して日本に於ける信用できる製造業者や商社の店名、所在、取引方法などの問合せが著しく増加している。商品の仕入や日本市場の視察のためにケープタウン、ダーバン、ジョハネスバーグなどから数名の南アフリカ人商人が日本に渡航した模様である^⑨。このように、第一次世界大戦をはさんで日本の対南アフリカ貿易は、外国商人を介するものから日本商人の直接取引へと変化していったことが知られる。

少なくとも1916（大正5）年に至るまでの南アフリカと日本の貿易においては、日本への輸入はほとんど皆無に等しい状況であったが、1917（大正6）年には日本と南アフリカの貿易は著しく増加している。1918（大正7）年2月22日付の報告のなかで、清水八百一は、綿メリヤス製の下着と靴下、羽二重、玩具、各種ブラシ、陶器、帽子、毛布、小間物の南アフリカ向け輸出が好調であったと記した^⑩。

また、南アフリカから日本への輸入も次のような事情の変化を反映して著しく増加した。日本では、従来、南アフリカ産羊毛の品質や取引方法等に関する知識に乏しく、しかもオーストラリア産羊毛の供給が十分に行われている間は敢て南アフリカ産羊毛の輸入を企てようとするものはいなかった。ところが、1916年にイギリス政府がオーストラリア産羊毛の買収を行ったために、同地からの羊毛の輸入が杜絶するにいたった。そこで、日本の毛織物業者は初めて南アフリカおよび南アメリカの羊毛の輸入を試みる。南アフリカ産羊毛を試験的に使用してみるとオーストラリア産羊毛よりも分止まりがすくないが、上等品はモスリンの原料として充分に使用しうることが確実となった。これをうけて、1917年には、兼松商店、三井物産株式会社、高島屋、大倉組、岩井商店、スローン商会などが南アフリカ産羊毛の買入れに着手はじめた。とくに、兼松、三井および高島屋は羊毛の買付けにあたって店員を派遣して買入仲買人を指揮したようである。大倉組、原輸出店、日本毛糸紡績株式会社、日本綿花株式会社、東京毛織株式会社、野澤組および三門商会なども店員または技師を南アフリカに派遣して、羊毛市場の調査に従事させた。この結果、第一次世界大戦中には南アフリカが出超となつたわけである^⑪。

第一次世界大戦後、一時的に日本-南アフリカ貿易は急減するが、1920年代後半から日本の対南アフリカ輸出は着実に増加していった。ところが、南アフリカからの日本の輸入が全くのびず、しかも世界恐慌期において南アフリカ市場では日本品と南アフリカ製品との摩擦が生じてきた。1930年代中頃には南アフリカの対日批判はピークに達する。

これに先だって、1920年代中頃に、南アフリカ連邦の対外貿易政策は、金、ダイヤモンドおよび羊毛の輸出に依存した「外向き」政策から輸入代替工業の育成を主とする「内向き」政策に転換した^⑫。第一次世界大戦後の危機意識の中から国内工業化の促進を目指した1925年関税法は成立するが、この中にて、とくに保護の対象となつたのは食品、飲物、衣類、繊維、家具、紙、文房具であった^⑬。

一方、世界恐慌期において南アフリカの農業も深刻な打撃を蒙った。とくに牧羊業に従事するボア系農民は窮状に陥った。南アフリカ経済全体の回復は、1934年ごろに見られたが、そのなかで農業の回復は遅れていた。それは、世界全体の需要の低迷、飢餓、および家畜の病

気も原因であるが、南アフリカ連邦政府の企本位制離脱が遅れたという対外経済関係もいくぶん作用していたと考えられる。1929年以降、農産物価格の統制のために過剰生産を招き、農民たちは窮境の打開策を輸入規制と輸出促進の政策に求めた。国内価格を国際価格よりも高く維持するために強制的に余剰を輸出させようとする政策は、国内市場を持つ農産物を生産している農民とそうでない農民との利害対立を生んだ。このためにもっとも大きな被害をうけたのは、もっぱら国外市場に依存する羊毛、モヘア、ワットルパーク、毛皮などを生産していた畜産農民である。これらの商品こそ南アフリカから日本に輸出されていたものであった⁽¹⁴⁾。このような事情が南アフリカ政府の日本に対する輸入促進要求の背景となっていたのである。

他方、日本と南アフリカの貿易では日本製品輸出をめぐっても摩擦が生じることになった。すなわち、1930年代には、南アフリカ市場におけるさまざまな日本品の進出に関して、商工局 (Board of Trade and Industry) には数多くの訴えが寄せられ、それをうけて種々の調査がおこなわれた。当時、日本円は、18 シリング - 9.764 円で、日本円の下落のために日本からのセメントの輸入は南アフリカセメント業界の脅威となり、連邦のセメント工業の保護のために日本品に対してダンピング税を課そうとしていた。他方、日本から輸入されるハンカチ、男性用下着、ゴム製床、ワイヤネット、乾豆、キルト、買物カゴ、子供用靴などの市場調査が行われた。当時、男性用下着産業は、日本品の輸入のために打撃を蒙り、その保護を立法化するように要求した。ゴム製床、ゴムタイル業も打撃を受けたようである。茶、トイレットパウダー、香水、テニスラケット、婦人用ハンドバッグ、などの日本からの輸入に対しても為替ダンピング税を課すように訴えがあった。ナタールの製茶業は、連邦需要の8%をみなし、1932(昭和7)年以後、茶の価格が上昇し、茶の増産が見込まれていたが、セイロン茶よりも80%安い日本茶の侵入のために現地の製茶業は脅威を感じていた。また、日本製スリッパの輸入に対する為替ダンピング税が課せられた。日本製スリッパの価格が、為替下落のために低価格となり、南アフリカ製品は競争できなかったからである。日本からの輸入は、1933年の9,904足から1934年には45,041足に急増した。ブーツと短靴製造業者を含めて、日本からの輸入は、現地のスリッパ業者に著しい不利益をもたらし、業者から保護の訴えが続いた⁽¹⁵⁾。

2 日本-南アフリカ貿易にかかわった日本企業

(1) 古谷駒平のミカド商会と森村商店

それでは、両大戦間期における日本の対南アフリカ貿易にはいったいどのような日本企業がかかわり、そこにはどのような通商のネットワークが築かれていたのであろうか⁽¹⁶⁾。日本-南アフリカ貿易にもっとも早くから関与していたのは古谷駒平のミカド商会であった。

古谷駒平は、1870(明治3)年1月茨城県筑波郡小田村小田に、父古谷定次郎、母きんの三男として生まれた。1887(明治20)年、アメリカに渡り、ハワイで雑貨商を経営し、熊本出身の飯星喜代子と結婚した。1898(明治31)年、横浜から香港、シンガポール、ポンペイを経てケープタウンに到着する。その後、ケープタウンでミカド商会を設立し、雑貨品、綿布、綿布、陶磁器、布詰、美術品を輸入するかたわら、羊毛、駝鳥の羽、薬草を輸出した。その後、

小田村近くの土浦から大塚徳一が1906（明治39）年ケープタウンに上陸し、ミカド商会の営業に加わっている。

大正時代のミカド商会には、鈴木平四郎、倉敷定、飯島高美、新井有二が勤務していた。1919（大正8）年、古谷駒平は、森村市左衛門と50万円ずつを出資して、神戸にミカド合資株式会社を設立し、ケープタウンにミカド貿易株式会社を設立した。古谷は、また、森村商事横浜支店の経営にもかかわっていた。当時、森村商事は、「ノリタケチャイナ」のブランドで知られた日本陶器株式会社を設立し、衛生陶器や陶製食器の東洋陶器、高庄碍子の日本碍子株式会社を傘下におさめる大企業であった。1917（大正6年）には、森村開作を社長に擁して森村商事を設立し、陶磁器や一般雑貨の輸出業務を始めていたのである。

この後、古谷は1923（大正12）年9月1日の関東大震災で死亡している。ミカド商会は、実質上森村商事の傘下にはいり、森村からケープタウンに社員を派遣し、経営にあたらせるようになつた。そのために大塚徳一は日亞商会、倉敷定は南阿商会、飯島高美は日阿商会を設立してそれぞれ独立した。その後、ミカド商会については、第二次世界大戦の勃発直前までは、森村商事の高井清吉が経営にあたつていたようである⁴³⁾。

（2）大阪商船会社 ——『アフリカ航路史』に基づいて——

大阪商船会社(OSK)が、アフリカ航路を開拓した目的は、東アフリカ市場を開拓し、南アフリカ貿易を促進することであった。1926（大正15）年3月、「かなだ」丸がアフリカ航路第一船として就航し、4月に逓信省の受命航路となって「めき志こ」丸が就航した。この結果、日本と東南部アフリカ諸港間直通の月1回の定期航路が開始されたのである。（地図5参照）

開航直後は、日本からの出荷よりも中間港からの出荷の方が多かった。綿布類は金融の不便さのためと円の急騰のために予想を下回り、安価な雑貨品（エナメル器、硝子器、燐寸）は運賃を下げても伸びなかつた。また、南アフリカ航路ではダーバンまでしか船は行かなかつたために、OSKの南米線のほうが輸送日数が短いので受注が多かつた。その上、日本郵船の南米東岸線では神奈川丸、鎌倉丸、若狭丸、河内丸の四隻が配船され、年10回航海しており、1926（大正15）年7月に運賃協定を結んでも、日本-南アフリカ間では復路ではOSKよりも日本郵船の方が有利であった。

1929（昭和4）年3月を期限とした逓信省からのOSKへの受命は、1932（昭和7）年3月まで延長された。受命の内容の変更はなかつたが、ペイラを往航で省略し、復航では寄港することになった。届出寄港地もボートルイス、ダルエスサラーム、ザンジバル、タンガとし、航海日数は110日以内で、月1回の定期航路であった。使用船は「かなだ」丸、「志かご」丸、「めき志こ」丸、「ばなま」丸の四隻である。開航から満州事変のはじまるまでは、輸出面で、綿布や綿製品が増加し、箱板、陶器、セメント、燐寸も運ばれた。輸入面では、マガジソーダ会社とOSKが一手積契約を結び、後には綿花の積荷も増加している。

満州事変から支那事変の時期にかけて、OSKは、ケープタウンとポートエリザベスの貿易に食い込むことなしに南アフリカ貿易の發展はないと考えるようになった。遠洋航路補助法の適用をうけた新造船の計画はすぐには実現しなかつたので、1931（昭和6）年、OSKは

ピューゼットサウンド線を日本郵船に譲る代償としてアフリカ航路をOSKの独占とする商郵協定を結んだ。ピューゼットサウンド線から撤退した一万トン級の「まにら」丸、「はわい」丸、「あらびあ」丸、「あふりか」丸、「ありぞな」丸をアフリカ航路に就航させ、同時にケープ延航が実現したのである⁽¹⁸⁾。

商郵協定以後、南アフリカへの積荷は、輸出では綿布、綿製品、セメント、箱板、陶器、エナメル器、硝子器、燐寸、ゴム靴、絹製品、人絹製品が占め、輸入では南アフリカ産の羊毛、樹皮（ワットルエキス）、石綿、精鉄、メイズが占めた。1934（昭和19）年2月には、OSKは山下汽船、国際汽船、川崎汽船との協定の下でそれぞれの会社船をOSKの扱いで南アフリカ航路に就航させることになった。同月には、川崎汽船の「いんであ」丸が配船されている。

支那事変以後歐州大戦が開始される時期には、OSKは、報國丸、愛國丸、興國丸（後の護國丸）を建造し、1939（昭和14）年に就航させている。これらの新造船は、1937（昭和12）年4月に議会を通過した優秀船建造助成法によって建造されたものである。OSKは、1938（昭和13）年10月、ニューキャッスル・チームシップのバール氏の勧めで南アフリカ沿岸同盟に加盟申請をおこない、12月20日に承認されている。というは、OSKは南米線開航当初より、南アフリカ沿岸間の集貨を行わないとの条件で船貨の特典をえていたが、南アフリカ運賃同盟に加盟することで沿岸貨物の集貨を行えるというメリットのほうが大きいと判断したからである⁽¹⁹⁾。

（3） 南アフリカ貿易にかかわった日本商社

まず、南アフリカ産羊毛の輸出が急増していた時期に、日本から出張員を派遣したり、駐在員をおいて商業活動をおこなっていた大手の商社があった。そのような商社として兼松商店、高島屋飯田株式会社、岩井商店、三井物産、三菱商事をあげることができる。

1916（大正5）年10月、イギリス政府は豪州羊毛の微発管理を断行し、市場が閉鎖されたために、豪州羊毛買付の道を失った日本商社は一斉に南アフリカや南米に目を向けた。兼松商店の前田取締役は1917（大正6）年4月南アフリカに赴き、羊毛買付けの工作をすすめて、シドニー支店の広瀬店員ほか一名を現地に呼び寄せた。兼松は、1917-18（大正6-7）年には26,000俵、1919（大正8）年には3万俵買付けている⁽²⁰⁾。

この当時、高島屋飯田株式会社は、1917（大正6）年にアルゼンチンのブエノスアイレスに出張所を開設し、高島屋飯田輸入部では南アフリカから雑貨と羊毛を輸入している。1915（大正4）年に、オーストラリアのビューズ社の羊毛買付けを開始していた岩井商店も1918（大正7）年には高辻楠次を調査のためにインドと南アフリカに出張させている。三菱商事も、1917（大正6）年、ジョハネスバーグのパリー・レオン・ハイホー商会と取引を開始しており、1919（大正8）年1月から南アフリカ産羊毛の輸入を開始した⁽²¹⁾。

ところで、世界恐慌を経て1930年代にはいり、求償的貿易が現れてくるにつれて、輸出のための輸入というかたちで南アフリカや南米の羊毛買付けが再認識されてくるようになった。この当時、兼松商店の網谷福造が、南アフリカと南米へ出張し、羊毛買付けの基礎を確立した。吉田統三も1933（昭和8）年出張し、買付けにあたっている。1936（昭和11）年、日瀛通商

紛争が生じる。これは、オーストラリア政府が日本の綿布と人絹に対して禁止的関税を課し、日本もこれに対して通商擁護法を発動、オーストラリア産羊毛不買を唱えるにいたったというものである。この時、輸入の統制と対策のために日本羊毛輸入統制協会が組織される。兼松商店は、9月に藤原猛と三浦重俊、10月には塙見福松を南アフリカに派遣し事態に対処した。1938（昭和13）年には、南アフリカのダーバンに海外法人 F. Kanematsu (South Africa) Pty. Ltd. が設立されている⁽²²⁾。

三井物産では、1929（昭和4）年4月29日にはケープタウンに駐在員を置き、1931（昭和6）年12月26日にはアレキサンドリアに出張員を置いた。1932（昭和7）年5月1日には、南アフリカ物産株式会社を設立している。1939（昭和14）年にはアフリカ各地（カサブランカ、ケープタウン、ジョハネスバーグ、アレキサンドリア）に出張員を派遣し、本店直轄とした。南アフリカに派遣された出張員は羊毛の買付けに重要な役割を演じていたと考えられる。岩井商店でも、1929（昭和14）年12月にはジョハネスバーグに駐在員を置いていた。この当時、羊毛、毛糸、毛織物、原毛トップ、屑毛の取引がかなり行われている。岩井商店では、すでに1917（大正6）年に毛糸工業の設立が計画され、1921（大正10）年に中央毛糸紡績株式会社が設立された。原料の羊毛の買い入れその他産地における事情調査のために専門技術係が派遣されている。三菱商事では、1920年代にはいって本格的に羊毛取引が開始された。1922（大正11）年以降関東大震災を経て、三菱はオーストラリア産羊毛の買付けのために大阪に羊毛係を設置したり、羊毛輸入手形のロンドン廻し決済あるいは羊毛取引条件改善協定に取組んだ。1933（昭和8）年9月には、中南米と南アフリカ市場開拓のために調査員を派遣している。1934（昭和9）年4月には、南アフリカ片貿易調整のために南アフリカ産羊毛の買付けが委託され、ジョハネスバーグ駐在員は Elephant Trading Co. の設立した Combined Agencies を代理店として取引を開始した。1938（昭和13）年、三菱は同社の全株を買収している⁽²³⁾。

ところで、このような大手商社以外に、日本の主要都市および主要貿易港には南アフリカとの貿易に関与した企業が数多く存在したと考えられる。これらの中小の商社は、主に綿織物、人絹織物、絹織物などの繊維製品をはじめとして、帽子、電球、缶詰食品、針金、釘、鉗、自転車部分品、護謨製品などの雑貨品を扱っていた。

神戸市で主に南アフリカとの貿易に従事していた商社を列挙すれば、大塚徳一商店、鞍田兄弟商会、コックス平尾合資会社、佐川商会、清水合名会社、日本輸出入コミッショング商会、などの名前が見出せる。また、東京では、株式会社加瀬忠商店、合資会社東洋工業商会、服部貿易株式会社、浜野商事株式会社、丸木貿易合資会社、株式会社宮崎商店、綿麻通商株式会社などが南アフリカ貿易に従事していた⁽²⁴⁾。

同様に、大阪でも、株式会社有馬洋行大阪支店、株式会社大一組本店、東洋貿易株式会社、日商株式会社、今井商店、西川ブラザース、株式会社島田商店、合資会社田中半商店などの商社が見出せる。さらに、横浜では、南アフリカ貿易に関与していた商社として、丸二商会、ユタカ貿易商会、宇田商会、合資会社中村貿易商会、コガネ貿易店、合資会社鈴木康之商店、株式会社岩上商店、株式会社岩井田商店、野崎商会、佐藤貿易株式会社、森友貿易株式会社、株式会社竹村商会、米倉商店、株式会社日光商会、藤沢商店などがあげられている⁽²⁵⁾。

これに対して、横浜や神戸などの主要貿易港に居をかまえる外国商館のなかにも南アフリカ貿易にかかわったものがあった。神戸では、ジャー・ガーバー商会、合名会社デヲカンブ・ピーパー商会、シーモア・セルドン商会、バーバリー・ヘンチー商会、パテン・マッケンジー商会、ピールマホメッド合名会社、ピヤス商会などがあった。横浜では、アール・ジー・ベル商会、ジョルダン・八羽商会、株式会社クーパー・フィンドレー商会、株式会社ゼー・ウイットコスキーセンター、株式会社ペリック商会、オリエンタル・パーク・カンパニーなどがそれにあたる。それに加えて、インド人貿易商で南アフリカ貿易に関係したものをあげなければならないであろう。一例としてバラート貿易商会があつた⁽²⁶⁾。

最後に、日本と南アフリカとの貿易が発展するにつれて、南アフリカ内部に日本品を取り扱う商社が増加してきたようである。これについては、まだ詳細を明らかにできるにはいたっていないが、これまでの領事報告資料の研究で明らかになった点に限定してのべておきたい。1917（大正6）年当時には、ジョハネスバーグ、ダーバン、ケープタウン、ポートエリザベス、イーストロンドンなどで広く店舗を展開していた Mosenthal & Co. J. W. Jagger & Co. Randles Bros & Hadson Garlick & Holdcroft, などの名前が見られる。また、1930年代になると、日本と南アフリカとの貿易に関与した金融商社（Confirming House）として、F. J. Hawkes & Co., Green Bro., J. A. Ewing & Co., Joseph Bond & Jeans, J. Goodman & Co., MacKinley & Co., Stephen Frazer, William Dunn & Co., A. Plein & Co., Anglo-Africa Shipping Co., Dominion Shippers, Dee Bee Bazaars, Mosenthal Sons, W. G. Brown & Co, などがしばしば見出される。なお、ナタールのダーバンを中心にして、インドからかつて南アフリカに渡ってきた人々を起源とするインド系の商社も日本品を取り扱っていたと考えられる。第一次世界大戦以前、1908年にインド人商業会議所を設立するのに重要な役割を演じた商社、たとえば B. Ebrahim Ismail & Co., Abdool Hai and Amod, Hoosen Cassim & Co., などをあげることができるであろう⁽²⁷⁾。

大正初年、当農商務書記官兼外務書記官の職にあった鶴見左吉雄は、外務省談話会の席上、新任の外交官および領事を前にして、次のような主旨の講演を行ったことがあった。明治時代において、日本の産業は飛躍的な発展をとげたが、最近の日本の貿易内容をみれば従来の工業製品輸入・原料輸出から次第に原料輸入・工業製品輸出に変化しつつある。また、貿易市場は東洋、南米、オーストラリアへと拡大し、貿易も居留外国人の手から日本人貿易商の手に移りつつある。しかし、日本の貿易と貿易外の収支は連年赤字が続き、輸出重要品のなかで年額千円を越えるものは、わずかに生糸、綿糸、羽二重、銅、石炭、茶、マッチにすぎない。そこで、鶴見は、日本の工業製品輸出地と原料供給地の調査の強化を訴えるとともに、とくに日本の有望輸出品としての綿布類の新販路を拡大するために南アメリカやアフリカの市場情報の獲得にも力を注ぐことを期待した⁽²⁸⁾。

明治維新以後、富國強兵と殖産興業の政策にもとづいて近代産業の育成をはかってきた日本は、工業化の進展について工業製品の拠け口として海外市場を追及してきた。海外市場といつても、過去にまったく経験も実績もない未知の市場に進出するにはどこでどのような日本製品

と同様に日本製品の締め出しに対して克服しなければならないさまざまな問題があった。それにもかかわらず日本製品が南アフリカ市場に進出できたのは、それらが低所得層でも購入できる商品であったからに他ならない。また、日本製品が進出できた背景には、その通商にかかわる人々の情報ネットワークが形成されていたことも関連していると考えられる。日本製品の南アフリカ市場への進出は、アジアの貧困層の需要に対応して綿布だけでなくそれ以外の安価な日本製雑貨品の市場をすでに拡大してきた通商ネットワークの延長上に位置づけられるのか、あるいはむしろそのネットワークとアフリカ東岸に古くから築かれてきたインド系ないしスワヒリ人商人を中心とする通商ネットワークとの接合と理解されるのか、俄には定め難いところである。いずれにしても、日本－アフリカ通商関係史の解釈をめぐる問題は、それをめぐる関係の歴史的構造の解明が基本をなすということは間違いないであろう。

注

- (1) 本章は、筆者がこれまで取り組んできた以下の諸論稿に基づいている。「戦前期日本の領事報告に見られるアフリカ経済事情調査の研究——外務省通商局『通商公報』を中心にして——」(日本アフリカ学会『アフリカ研究』35号、1989年12月)、「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心——『貿易雑誌』の調査に基づいて——」(龍谷大学『社会科学研究年報』22号、1992年3月)、「日本・南アフリカ関係史」(川端正久・佐々木建編『南部アフリカ——ポスト・アパルトヘイトと日本』頃草書房、1992年7月)、「日阿取扱」と南アフリカ羊毛購入問題——日本領事報告に基づいて——」(川端正久編『アフリカと日本』頃草書房、1994年12月)。
- (2) 北川勝彦「戦前期日本のアフリカ経済事情調査の研究——その予備的考察——」(関西外国語大学『研究論集』48号、1988年) 177～179ページ。
- (3) ケープタウン在住の領事は、毎年、詳細な『南アフリカ貿易年報』を外務省通商局に送っている。各領事によって多少記載要領に違いは見られるものの、この領事報告によって日本の対南アフリカ貿易を時系列的にとらえることができる。連邦形成以後の日本－南アフリカ貿易の概観については、昭和13年11月25日付、ケープタウン木下武雄領事報告の『南ア連邦外國貿易年報（一九三七年）』(『海外経済事情』昭和14年、4号)を参照。
- (4) 「南阿視察復命書」(『通商叢纂』明治36年、22号) 35ページ。
- (5) 「日本対南ア貿易及南阿に於ける本邦品売行状況」(『通商公報』332号、大正5年) 146ページ。
- (6) 同書、146～147ページ。
- (7) 同書、147ページ。
- (8) 同書、148ページ。それに先だってケープタウン名譽領事ジュリウス・ジェップは、大正4年6月26日付の報告で次のように記している。「米人は独逸人が此等の地方に造りたる貿易上の地盤を獲得せんと大に努力しつつあり而して日本が南アとの貿易を増進して以て人に利を得んとせば此機会を利用すること最も緊急とす特に以前独逸の供給せし商品中日本の供給し得べき商品甚だ多し」(『通商公報』275号、912ページ)。
- (9) 前掲書、148～149ページ。
- (10) 「南ア連邦貿易概況『一九一七年』」(『通商公報』512号、大正7年) 310～311ページ。
- (11) 「南ア連邦貿易年報『一九一七年』」(大正7年6月10日付、在ケープタウン副領事清水八百一報告、『通商公報』544号、大正7年) 548～549ページ。
- (12) Anthony Lumby, "Foreign Trade and Economic Growth: South Africa during the Inter-

- War Years", *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 2, September 1990, p. 63.
- (13) W. G. Martin, "The Making of an Industrial South Africa: Trade and Tariffs in the Inter-War Period", *The International Journal of African Historical Studies*, Vol. 23, No. 2, 1990, pp. 75 - 76.
- (14) Anthony Minaar, "The Great Depression 1929 - 1934: Adverse Exchange Rate and the South African Wool Farmer", *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 1, March 1990, pp. 31 - 32.
- (15) 筆者がウィットウォーターズラント大学で参照できたこれらの通商摩擦を示した資料の一部は、以下の通りである。Board of Trade and Industry, Report No. 130, Application of Exchange Dumping Duties to Japan, Pretoria, 1932 (B.T.I. 600/130), Report No. 163, Dumping of Cement from Japan, Pretoria, 1933 (B.T.I. 600/163), Report No. 170, Implication of Exchange Dumping Duty: Japan, Cape Town 1934 (B.T.I. 600/170), Report No. 186, Further Imposition of Exchange Dumping Duties: Japan and Australia, Pretoria, 1934 (B.T.I. 600/186), Report No. 196, Imposition of Exchange Dumping Duties on Slippers from Japan and Australia, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/196), Report No. 198, Imposition Exchange Dumping Duty on Japanese Plywood, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/198)
- (16) 農商務省嘱託の布川孫市の「南アフリカ貿易事情」(農商務省商工局、商工秘纂 48 号、大正 6 年 3 月)によれば、当時の南アフリカ貿易は次のような経路で行われていたようである。「目下日阿間ノ貿易ハ左ノ五種ニヨリ行ハレツツアリ(一) 唯一ノ日本人商店『ミカド』商会ノ手ヲ経ルモノ(輸出入)、(二) 本邦製造家又ハ商店ノ代理者(南ア商人)ノ手ヲ経ルモノ(輸出入)、(三) 神戸横浜ニ支店ヲ有スル南ア商人ノ手ヲ経ルモノ(輸出入)、(四) 南ア在住商人ヨリ本邦商店ヘ向ケ註文ヲ發スルモノ(輸入)、(五) 南ア商人カ直接本邦ニ米リテ取引スルモノ(輸入)」(104 ページ)また、南アフリカの商取引事情については、「南アフリカ連邦一般経済状況(其四)」(『海外経済事情』33 号、昭和 4 年) 52 ~ 56 ページ参照。
- (17) 「森村商事創業 100 年 1876 - 1976」(1976 年 10 月) 参照。なお、森村商事の関与していたと考えられる南アフリカへの陶磁器輸出については、「陶磁器需要状況(南ア連邦)」(昭和 13 年 2 月 2 日付ケープタウン領事岡崎憲一郎報告、『海外経済事情』昭和 13 年、8 号、187 ~ 190 ページ) 参照。吉谷駒平とミカド商会については、青木澄夫「アフリカに渡った日本人」時事通信社、1993 年、141 ~ 190 ページ参照。外交史料館ファイル No. 3-8-8-20 「南ア渡航者一件(清水八百一報告)」
- (18) 大阪商船会社(OSK)「アフリカ航路史」1956 年、2、17 ~ 20 ページ。
- (19) 同書、26 ~ 36 ページ。T. Chida and P. N. Davies, *The Japanese Shipping and Shipbuilding Industries: A History of their Modern Growth*, London, 1990, pp. 47 - 50.
- (20) 「兼松六十年の歩み」(1934 年 4 月)、88 ページ。
- (21) 高島屋 135 年史編集委員会「高島屋 135 年史」昭和 43 年 9 月、『岩井商店百年史』昭和 38 年 11 月、三菱商事株式会社史史料別冊「通商年表」昭和 62 年 5 月。
- (22) 「兼松六十年の歩み」110 ページ。
- (23) 三井物産株式会社「三井物産小史: 戦前ノ三井ノ歩ミ」1951 年 5 月(1965 年 1 月再版)、『岩井商店百年史』、『三菱商事社史』(上) 昭和 61 年 11 月、307 ページ。
- (24) 神戸市役所産業課「神戸市商工名鑑」昭和 12 年、189 ~ 202 ページ、東京商工会議所「東京商工名簿」昭和 13 年版、947 ~ 957 ページ。
- (25) 「大阪商工名鑑」(昭和 8 年)、577 ~ 584 ページ、大阪商工会議所「大阪商工名鑑」(昭和 15 年)、441 ~ 449 ページ、横浜商工会議所「横浜商工名鑑」(昭和 14 年)、351 ~ 369 ページ。
- (26) 神戸市役所商工課「神戸市商工名鑑」(昭和 7 年)、61 ~ 71 ページ、『横浜商工名鑑』(昭和 14 年)、351 ~ 369 ページ。

- (27) 「南アフリカ貿易事情」157 - 160 ページ。Vishnu Pdayachee and Robert Morrell, "Indian Merchants and Dukawallas in the Natal Economy, 1875 - 1914", *Journal of Southern African Studies*, Vol. 17, No. 1, March 1991. A. J. Arkin, "The Contribution of the Indians to the South African Economy, 1860 - 1970", Ph. D. Thesis, Institute for Social and Economic Research, University of Durban-Westville, 1981. B. Guest & J. M. Sellers eds., *Receded Tides of Empire: Aspects of the Economic and Social History of Natal and Zululand since 1910*, Pietermaritzburg, 1994, pp. 198 - 215. M. Swan, *Gandhi: The South African Experience*, Johannesburg, 1985, pp. 2 - 10.
- (28) 外務省通商局「通商公報」大正2年4月、第1号、60 ~ 62 ページ。

第4章 世界恐慌期における日本-南アフリカ通商関係史

本章では、日本領事報告その他の資料に依拠して世界恐慌期における日本-南アフリカ通商関係史について考察する⁽¹⁾。近年、内外において1930年代の研究が数多く見られるようになった。とりわけ、国際通商関係史の立場から、世界恐慌期において、たとえば日本がみずから直面した問題にどのように対処していくかという点に焦点をあわせた研究が注目されるようになっている⁽²⁾。

ところで、1930年代において「経済外交」という用語が政府文書やマスコミなどで盛んに使われるようになった。この背後には、世界恐慌期における各国の保護主義政策への傾斜が潜んでいたようである。当時、世界経済は、自由貿易主義から二国間主義、互恵主義、求償主義の時代へ転換しはじめた。日本からの輸出は他の先進工業国との間で数多くの通商摩擦を生み出している。もとより「経済外交」という用語には定まった意味内容があったわけではなく、むしろそこには多くの含意があった。たとえば、国内的には産業界の統制、輸出組合の設立、通商法の制定、通商関係省庁の整備、対外的には産業界との連携に基づいた輸出の増進、新市場の開拓、他国との間で生じた摩擦についての交渉というものが含まれていた。

いまから考えてみると、1930年代の日本は実に多くの「経済外交」の舞台に登場している。1932年のオタワ英帝国経済会議後には、日印通商条約の破棄通告を契機として日印会商が開始されたし、ロンドン国際経済会議も開催されている。1934年の日英民間会商の開始と決裂の後には、英領植民地と英本国での輸入制限が実施され、日蘭会商、日比会商、日米会商の開始が続いた。また、1935年には日加交渉と日英通商会議が始まっている。1936年には、日米綿業交渉が決裂し、日豪会商が開始された。

このような時代背景の下で、1933（昭和8）年7月には、外務省を中心にして対外経済問題を総合的な立場から立案検討するために「通商諮議委員会」が設置されている。その構成員は、外務大臣、六省庁（外務、大蔵、商工、農林、通信、拓務）の次官、関係局長、民間企業の代表、有識者であった。これは、1934（昭和9）年にいたって広田弘毅外相のもとで実施された中近東、アフリカ、中南米などの「新市場」への進出政策と連動していたのである⁽³⁾。

以上の点を踏まえて、本章では、とくに1930年代の世界恐慌期における日本-南アフリカ通商関係の展開とそれにともなってあらわれてきた諸問題について考察する。その場合、主としてケープタウン駐在の日本領事およびダーバン在住の名譽領事の報告とその他の外交記録に依拠するとともに、必要に応じて当時の南アフリカ側史料ならびに最近の当該研究の成果を利用する。

具体的には、本章では、まず第一に、当時の南アフリカ市場に関する情報収集の一端を扱っ

た朝日新聞記者による南アフリカ市場調査を紹介する。第二に、ケープタウン駐在日本領事のもたらした通商報告に基づいて世界恐慌期における日本の対南アフリカ貿易の展開を概観する。第三に、ダーバン在住の名譽領事からもたらされた通商報告に依拠して南アフリカ市場への日本品の進出から生じた具体的な通商問題の一端を明らかにする。第四に、世界恐慌期に南アフリカ連邦でとられた通商政策と日本の対南アフリカ通商政策について当時の領事報告に依拠して明らかにする。

1 南アフリカ市場調査の一端 ----「朝日新聞」の報道から----

(1) 戦前期日本の南アフリカ市場調査

戦前期の日本において、南アフリカに関する経済情報は、「領事館制度」あるいは「領事報告制度」に基づいて、主として南アフリカ在住の領事からもたらされた。「領事報告」は、在外公館の政治的・外交的情報の交換とは別の領事による通商報告を指すのであるが、それらの情報は、外務省通商局に収集・蓄積され、地方自治体、各都市の商業会議所、商品陳列所などを通じて輸出関係業者、商工業者および農民などに周知されていった。時の経過とともに情報収集の担い手と情報伝達の経路は多様化していった。日本の対南アフリカ貿易の発展にはこのような「情報インフラストラクチャー」が重要な役割を演じたのである¹⁴⁾。

南アフリカ市場についてみると、1910（明治43）年のジュリウス・ジェップ名譽領事の任命をはじめとして、1918（大正7）年にケープタウン領事館が開設されてからは、清水八百一、上原蔵、今井忠直などの歴代領事から外務省通商局に送られてきた249件の報告が『通商公報』に掲載された。その主要なものをあげれば、「日本と南アフリカ貿易の概況」、「南アフリカ市場での日本品の売れ行きと日本品の販路拡張方法」、「南アフリカでの代理店調査」、「各商品の市況と需給調査」、「インド人と中国人の状態とアジア人への排斥ならびに移民法」、などであった。大正末期から戦前昭和期にかけては、『日刊海外商報』と『海外経済事情』に合計411件の南アフリカ市場に関する「領事報告」が掲載されている。これらの通商情報はケープタウン領事館の今井忠直、加藤喜太郎、関千秋、山崎莊重、本合龍男、錦田直次郎、茂垣長作、藤村信雄、太田知耕、岡崎憲一郎、木下武雄の各領事から、またケープタウンに公使館が設置されて以後は吉田賢吉や岡田兼一の各公使から外務省通商局に送られてきた。

(2) 『大阪朝日新聞』の報道 ----「海外新市場アフリカ」----

世界恐慌期において、1930（昭和5）年10月にケープタウン駐在日本領事山崎と南アフリカ連邦外務大臣ファレルの間で交わされた『日阿取締』があった¹⁵⁾。この『取締』の前後から日本の南アフリカ市場へのこれまでにない積極的な情報獲得と市場開拓が展開される。こうした事情をうけて、『大阪朝日新聞』に数次にわたって連載された記事は、当時の南アフリカ市場と当時の南アフリカ問題を広く紹介したものとして注目すべきであろう。

この記事は、朝日新聞から南アフリカに派遣された矢木長人によって『大阪朝日新聞』に三回にわたって連載されたものである。その第一は、6月15日から7月9日まで25回にわたっ

て連載された「アフリカ大陸縦走記」である。この連載記事は、ケープタウンの紹介からはじまって、キンバレー、ジョハネスバーグ、プレトリアなど南アフリカの主要な都市とそこに見られる人種差別問題その他を紹介している。さらに、この連載では、アフリカ大陸を北上してヴィクトリア・フォールと南北ローデシア、コンゴ盆地、東アフリカのザンジバルとタンガニーカ、ケニアのマガディ湖とウガンダのブガンダ王国、スーダンとアビシニア王国などの紹介で終わっている⁽⁶⁾。

第二は、二期にわけて連載された「海外新市場アフリカ」である。この第一期連載は、第一信として1930（昭和5）年2月14日から3月7日まで12回にわたって連載されたが、これは主として南アフリカを対象としていた。これに対して第二期連載の第二信は、1930（昭和5）年8月21日から9月4日まで12回にわたって連載されたもので、これは主としてポルトガル領東アフリカ、南北ローデシア、ニヤサランド、ベルギー領コンゴを扱っている⁽⁷⁾。

この中で「海外新市場アフリカ」の第一信をとりあげて、1930年ごろの南アフリカの状況を紹介しておこう⁽⁸⁾。八木長久は8月に門司を出て、1929年10月16日にケープタウンに到着し、その後12回にわたって記事を送っている。第一回では、英國の「ケープからカイロ」（シー・ツー・シー）に至るアフリカ大陸縦断支配の政策が、第一次世界大戦におけるドイツの敗戦によって完成したことを伝えられている。第二回では、当時、日本の対アフリカ貿易は、英領の「シー・ツー・シー」を連ねる諸植民地との取引きが大部分であったことと第一次世界大戦を契機に日本の商品は「シー・ツー・シー」市場へ進出したことが論じられている。すなわち、日本品は、北はエジプト、南は南アフリカ連邦、中央はケニアやタンガニーカへ進出したのである。

第三回では、「有色人種に対する白人の優越意識が、日本の輸出品の中心である紡織物の売れ行きに影響するので、留意する必要がある」との指摘があった。すなわち、南アフリカ市場の流行は白人女性によって形成されていくというわけである。1920年頃より南アフリカに入った「富士絹」は当初白人女性に着用されたが、その着古しがカラードの使用人などに払い下げられると、それと同じタイプの絹製品には白人女性は見向きもしなくなる。したがって、日本品の輸出には常に白人女性の流行に注目しなければならなかった。

第四回では、次のような非常に興味深い指摘がなされている。「南アフリカには有能な黒人がいるにもかかわらず、黒人の知能的労働への進出が白人の生活の脅威になるとの理由で、白人はあらゆる手段を講じて防いでいる。」「南アフリカの労働党は実に奇妙である。彼らの競争の相手は資本家ではなく、黒人労働者である。プロレタリアート團結という標語も人種的偏見の前には馬糞のごとく踏みにじられる。」また、「現金収入を得る必要に迫られて鉱山などで働くを得ないアフリカ人労働は、大購買力となる」との指摘も興味深い。

第五回では、南アフリカにおける「アホワイト問題」を取り上げている。農村部で生活の糧を得られなくなった白人が都市部へ流れ込んでくる。政府としては、結局、「文化労働政策」の名のもとに「有色人労働を排除して白人を雇用する」政策を実施することで問題を解決しようとした。

第六回と第七回では、黒人への差別とインド人への差別について論じられている。まず、第

六回では、「白人は徹底的に黒人を差別しようとしている。唯一選挙権をもっていたケープでもそれを黒人から剥奪しようとしていた」との指摘がある。白人が脅威を感じていたのは、アジア人も同様であった。とくにその経済活動は脅威であった。それとともに南アフリカのアジア人排斥問題についても記されている。「日本人の排斥は、アジア人＝インド人排斥の道連れになっている」というのである。

南アフリカにおけるアジア人問題の発端は、ナタールの砂糖栽培のために1860年代より1911年までインド人契約移民の流入を認めてきたのに、以後、打ち切られたことにある。次いで、1913（大正2）年移民法によってアジア人が禁止移民となった。そのために日本人も排除された。日本人の滞在は、仮に入国が許されても滞在期間は五年以下、十円の手数料、百円以上千円までの保証積み立てが必要であったし、言うまでもなく居住、営業、不動産取得は許可されなかった。

第八回と第九回では、日本人に対する入国制限の撤廃の必要性が訴えられている。まず、「南アフリカの白人は世界の田舎者であるから、彼らの目が開けて世界の大勢が解ってくれば、社会的差別待遇は当然緩和されるはずである」と論じられている。ケープタウンでは、歐州大戦当時より日本郵船、大阪商船の南米航路の寄港、ダーバンでは、1926（昭和元）年より大阪商船の定期航路が開設され、日本人への差別待遇は減少した。「日本人は南アフリカ白人の脅威とはならないはずであるから、移民法の除外規定を設けることは難しくないはずである。まして、当時、南アフリカは農産物の輸出先として東洋を熱望していたのであって、日阿貿易発展のためにも日本人の入国緩和は必要である」と八木は訴えている。

第十回から第十二回までは、南アフリカがボーア人のものになりつつあったことを伝えている。第十回では、南アフリカは、英帝国の一自治領ではあるが、これをカナダ、豪州と同一に見るべきではない。それはボーア人の存在を抜きに考えられないからである。第十一回にあるように、ボーア人はオランダ移民の子孫ではあるが、オランダに従属する意志はなく、自らを「アフリカーネル」と称する。当時、南アフリカには、ヘルツォークの国民党（反英）とスマッツの南阿党（親英）があった。1924年6月の選挙以後、「新南アフリカ」建設を目指していた。すなわち、その目標は、「南アフリカ人の南アフリカ連邦の建設」であり、「英本国の植民地たる地位から完全な国家の地位へ」上昇することであった。1926年の英帝国議会議で自治領は本国と対等の立場に立つことが認められた。そこで、1927年には、新南アフリカ国旗が制定され、総督府の英国旗も問題視されたぐらいで、ユニオンジャックと並べて新国旗が掲げられるようになった。言語面では、英語とアフリカーンス語が併用され始めている。

以上のように、当時の日本と南アフリカ連邦との通商関係の発展のためには、英國との関係も重視しながら、「アフリカーナ・ナショナリズム」の台頭にも充分注意すべきだという主張が伝わってくる。しかし、南アフリカ市場へアプローチするにあたっては、1913年移民法に規定されたアジア移民を禁止移民とする条項の例外適用を日本人に求める外交努力が何よりも必要とされたのである。

2 日本の対南アフリカ貿易 — 1930 - 1936年 —

それでは、次に、世界恐慌期における日本の対南アフリカ貿易の状況について、主として領事報告および外務省記録に依拠しながら概観しておこう。(表4-1、表4-2参照)⁽⁹⁾

1930(昭和5)年は、世界的不況の影響で各國からの南アフリカへの輸入は減少したが、日本からの輸入は増加し、総輸入額のなかで2.6%となった。とくに著しい増加を示したのは、ゴム底靴(金額で前年比15倍、総輸入の80%は日本品)と人絹織物(前年比10倍)の増加であった。それ以外には琺瑯鉄器と莫大小下衣類が増加している⁽¹⁰⁾。

1931(昭和6)年度の日本からの輸入額は244万6,967ポンド(4.9%)で、1932(昭和7)年度の輸入額は120万9,492ポンドとなり、英、米、独について4位に進出した。これは南アフリカの総輸入額の3.8%を占める。前年比で減少したのは、織物類の減少にもよるが、日本円が南アフリカ通貨に対して下落したからもある。しかも、1932年内には、日本品に対して為替ダンピング税が課せられ、10月には織物類に高率の関税が課された。1932年の南アフリカの対日輸出額は、15万6,858ポンドで、前年度と比べて50%増加したが、輸入偏重の片貿易には変化は見られなかった。輸出増加の原因は、古鉄などの増加による⁽¹¹⁾。

1933(昭和8)年度における南アフリカ連邦の輸入は、206万4,745ポンドで、南アフリカの輸入総額の4.3%にあたり、日本は英、米、独について4位であった。この金額は前年に比して70%の増加になるが、南アフリカ通貨の下落が影響した。この輸入増は、紺、人紺、羊毛などの織物類および男性用服裝品その他の製品、陶磁器、木材、玩具、自転車およびその部分品、靴下、その他の雑貨品の増加による。南アフリカの対日輸出は、26万429ポンドで、前年比で66%増加したが、これは南アフリカの総輸出額の0.4%にすぎない。輸出増のあったものは、牛革他の動物製品、羊毛、アスベストである⁽¹²⁾。

表4-1 南アフリカの対日輸出入
1930-36年 (ポンド)

年	輸入	輸出
1930	1,557,208	101,859
1931	2,446,967	100,435
1932	1,209,492	158,858
1933	2,064,745	260,429
1934	2,241,495	341,268
1935	2,656,805	428,387
1936	3,065,901	2,397,202

(資料)「南アフリカ外國貿易年報(1936年度)」(『海外経済事情』昭和13年 第6号)

表4-2 南アフリカの対日商品別輸出入 1930-36年

年	輸出品			輸入品		
	ワットルバーク	羊毛	アスベスト	紺織物	人紺織物	紺織物
1930	68,547	991		342,828	13,417	580,526
1931	75,873	15,953	7,017	636,160	237,625	681,967
1932	61,806	62,078	4,367	341,195	195,203	250,402
1933	48,156	157,606	16,131	391,943	322,729	369,752
1934	39,294	237,077	23,195	297,744	450,740	296,955
1935	39,788	217,208	30,497	469,000	471,000	294,000
1936	40,430	2,087,552	28,357	488,000	423,000	239,000

(資料)「南アフリカ外國貿易年報(1936年度)」(『海外経済事情』昭和13年 第6号)

次に、1934（昭和9）年度の日本からの南アフリカへの輸入は、224万1,495ポンドで、これは総輸入額の3.5%を占める。日本は英、米、独、加について5位である。綿布、絹布および織物製品の輸入は減少したが、綿布の減少はオタワ協定、織物製品の減少は為替ダンピング税の影響である。輸入の増加したものは、人絹布、玩具、宝石類、ファンシーグッズ、自転車、陶磁器、毛織物、エナメル器、木材などである。従来、輸入されていなかったものあるいは試験的に輸入されたものの中で、器具、器械類（エアコンプレッサー、農具、自動車、工業用ボイラー、キャッシュレジスター）、金属製品および光学機器などの機械的または科学的商品の新規輸入があった。「これらの新商品の販路開拓が重要である」との藤村領事の指摘があった。同年の日本への輸出は、34万1,268ポンドで、これは輸出総額の0.6%にすぎない。対日輸出増加の原因は、羊毛の買い増しである。これがなければ、ワットルバークとワットル・エキストラクトだけとなり、対日輸出は減少したであろう。「日本-南アフリカ間の片貿易の調節上、マンガン鉱、クローム鉱、石綿の輸出が増加したことは注意すべきである」と藤村領事は報告している⁽¹³⁾。

さて、1935（昭和10）年度の南アフリカの対日輸入は、265万6,805ポンド、輸出は43万707ポンドであった。日本品の中で有望なものは、工業用ボイラー、鉱山用機械、日用品、農具、汽車、車両、レール、自動車、自転車およびその部分品と付属品、その他の機械器具、外科および歯科医療器械および同部分品と付属品、石油ランプ、時計（柱、置、目覚まし）と同部分品その他の光学品類である。「輸出入ともに増額したにもかかわらず、著しい片貿易のために、輸入阻止の策動が生じるかも知れない。従来の単価の安い品物よりも高級品、器械類などの高価品の市場開拓が望まれる」と太田領事は通商局に書き送っている⁽¹⁴⁾。

1936（昭和11）年度における日本から南アフリカへの輸入は、306万5,901ポンドで、南アフリカの対日輸出は239万7,202ポンドに達した。輸入の75%は繊維工業製品、対日輸出の95%は羊毛とワットルバークであった⁽¹⁵⁾。

1930年代において、日本と南アフリカの貿易は以上のような展開を示したのであるが、その前途にはいくつかの重大な問題があった。第一に、ケープタウンと日本との距離は9,000マイルあり、日本船は僅かに月二回の入港に過ぎなかった。第二に、南アフリカでは日本の金融機関をまったく欠き、金融上の不便だけでなく信用調査機関もなかった。第三に、入国規定が厳格でアジア人排斥が根強く、日本人が渡航して市場調査や市場開拓が充分に行われず、取引は仲介者に依存せざるを得なかった。第四に、支払い方法は信用状のかわりに「コンファーミングハウス」を経由して決済が行われるために手形の決済には常に不安がつきまとった。第五に、日本と南アフリカの間には通商協定がないために他国品と比較して高率の輸入税を課せられた。第六に、金本位制離脱後、円為替の下落を理由に為替補償税として60%以上の高率の税を課せられた。以上である⁽¹⁶⁾。

3 南アフリカ市場の日本品と「東洋の脅威」論

——ダーバン駐在名譽領事の報告に基づいて——

(1) 『日阿取極』

1930（昭和5）年10月16日にケープタウン山崎領事と南アフリカ連邦外務大臣代理ファレルとの間で交わされた一通の取極文書がある。これが日本人の南アフリカへの入国居住に関する『日阿取極』である。この文書は、これまでの慣例に従って日本人に対して与えられてきた入国規定を明文化したものであった。昭和初期において、日本人は、仮入国許可の規定を適用して自由に入国でき、南アフリカ連邦内の旅行には差しつかえはなかったが、商業に従事し、不動産を所有することは許可されていなかったのである。

したがって、日本政府は、南アフリカ市場を確保するために南アフリカ政府に対して日本人の居住と商業の自由を承認させることを急務としていた。同様に、南アフリカの1913年移民法制定以前に移住した永住権保有者の補助員呼び寄せに関する件とトランスパール州における1908年のアジア人登録法の修正または日本人に対する例外適応の件について、日本政府は交渉を重ねた。その結果、ついに、日本側の要求は受け入れられることになった。1936（昭和11）年6月16日、太田領事は、有田八郎外務大臣に宛てて次のように打電している。

「居住商業権ニ関スル改正法は十五日議会ヲ通過シ我方主張ハ全部貫徹シタル次第ニシテ本官ハ関係各方面殊ニ総理大臣ニ対シ其ノ好意ニ対シ深甚ナル謝意ヲ表スルト共ニ本法通過ハ日阿兩國ノ為慶賀ニ堪ヘス此ノ上トモ兩國親善關係増進方ニ付努力アリ度キ旨述へ置キタリ」^①

この『日阿取極』は、南アフリカにおける商工業者に少なからぬ不安をもたらした。この点に関して、当時ダーバンの名譽領事の職にあったウイリアム・ロバート・ライトの通商報告に基づいて考察する。

(2) ダーバン名譽領事の任命

1926（大正15）年4月16日付、幣原喜重郎外相からケープタウン今井忠直領事に宛てた「ダーバン駐在名譽領事ウイリアム・ロバート・ライト任命通知ノ件」に添付されていた「任命通知」には、ダーバン名譽領事任命について次のように記されている。

「日本國ト英領南アフリカトノ間通商貿易ノ関係漸次頻繁ニ赴キ隨テダーバンニ帝國名譽領事ヲ置クノ必要を感スルノ際貴下ノ勤勉誠実ナルヲ信認シ今般大臣ニ於テ上奏ヲ遂ケ候結果貴下ニダーバン駐在名譽領事ヲ命セラレ候因テ之ニ関スル辭令書式通ヲ封送シ併テ任命ニ對スル賀詞申述候貴下ノ御委任状ハ追テ大不列顛國政府ノ認可状ヲ得タル後ケープタウン今井領事ヨリ貴下ヘ転文ノ旨ニ有之候貴下ノ現官ハ名譽職ナルニ依リ俸給及事務所費ハ不賜候……」

1926年（大正15）年4月20日付、今井領事より幣原外相への電文によれば、4月26日よりダーバンで名譽領事館が開館され、連絡先は、PO Box 1021, Durban, South Africaと記されている。あるいは、郵便の宛先がC/O Wm Cotts & Co. Ltd., 49 Point Road, Durban, Natal, S. A.となっている文書も見られる。また、1926（大正15）年5月25日付、今井領事から幣原外相への連絡によると、5月21日付でダーバン名譽領事について南アフリカ連邦總

件の承認がえられたようである。1942（昭和17）年5月8日付、東郷外相から在スウェーデン領事代理公使宛て書簡によると、この W. R. ライト名誉領事は、1941（昭和16）年12月8日付で、日本と南アフリカとの国交断絶による解任に至るまで職務を続けた¹⁹⁸。

（3）南アフリカ市場の日本品と「東洋の脅威」論

W. R. ライトは、1930年代前半のナタール経済の動向を知らせる資料として『ダーバン商業会議所年報』を外務省通商局に郵送している。ダーバン商業会議所は、1856年に設立され、市内スミス通のソールズベリー・ハウスに置かれていた。その『第80回年次報告書（1935-36年）』によると、会頭は A. M. ネイルソン、副会頭に D. R. マッキントッシュ、理事会は当時ダーバンにおいて有力なイギリス系企業の経営に関与していた人々によって構成されていたことがわかる。

ところで、ライト名誉領事から外務省通商局に送られてきた当時のダーバン市場における日本品の動向に関する報告によって通商問題の一端を明らかにしておこう¹⁹⁹。1931（昭和6）年6月、ダーバンの F. H. ハドフィールド社の社長は『ナタール・マーキュリー』のインタビューに答えて、「アイロン、ランプシェード、スイッチなどの日本製電気製品が三分の一の価格でナタールに流入している」と語った。日本製のゴム底靴についても、その低廉価格を非難する記事が新聞紙上を賑わした²⁰⁰。

こうした事態について、南アフリカ工業会議所連合会の J. N. ボス会頭は、『ナタール・マーキュリー』のインタビューに答えて、「日本製ゴム靴のような製品の南アフリカ市場への流入は、西洋の工業と文明への挑戦である」と語った。また、ダーバン商業会議所の R. エリス・ブラウン会頭は、「南アフリカのヨーロッパ人の生活、すなわち西洋文明は、二つの東——極東と近東——の脅威にさらされている」と語っている²⁰¹。

ダーバン商業会議所は、日本から流入する安いスーツケース、綿製シャツ、ゴム底靴、ドリルなどの繊維品への苦情を訴えた。同商業会議所は、独自に研究を進めた結果、日本女性が週60時間6シリングで働くのに対して、南アフリカ連邦の女性は週46時間10シリング～3ポンドの給料であったと報告している。「このような低賃銀の日本や中国から入ってくる綿シャツやパジャマと南アフリカの業者は競争できない」との訴えがあった。また、ジョハネスバーグでは、ニット製品（メリヤス）工業から警告が発せられた。日本製ソックスは1ダース3シリング6ペニス、南アフリカ製品は6シリングであった。南アフリカ工業会議所連合会は通商局に対して輸入制限措置をとるように訴えた²⁰²。

こうした非難が聞かれる一方で、日本品が安値にもかかわらず良質なのに驚きの声が聞かれた。たとえば、ジョハネスバーグとジャーシストンだけで1,000人のヨーロッパ人女性がシャツ製造業で働いており、一週間で15万のシャツが生産できた。ところが、試みに日本製のカーキシャツを輸入したところ、その製品の優秀さに驚いている。また、ジョハネスバーグのあるシャツ工場では60人の女性が解雇され、別の工場では75人の解雇があった。南アフリカ連邦のシャツ工業では関税なしに原料を獲得しているにもかかわらず、日本の完成品は市場で現地品価格の三分の一で売られている。試しに日本品を輸入した業者は、南アフリカ連邦で1

ポンドするのに日本品はダーバンにおいて19シリングで陸揚げされているのを知って愕然とした。ジョハネスバーグの業者は、日本製のスーツ、オバーオール、靴が流入するともはや対抗策はないとまで語った⁽²³⁾。

このような状況において、南アフリカ連邦が日本と結んだ協定に対する批判が聞かれるようになった。関係業者は、『日阿取極』が前例となって中国やインドとも同様の協定が結ばれるのではないかという懸念を隠さなかった。これに対して、南アフリカ政府は、『日阿取極』が南アフリカ産の羊毛やワインに日本市場を与えるものであると論じた。すなわち、農務大臣のJ. C. G. ケンブは、日本との協定は、農業問題に対する対策の一環である、と語った。すなわち、日本との協定は、小麦輸入の制限と価格安定、地主への500ポンドの貸付、移民救済法、メイズ割当法、非合法価格決定法の中に位置付けられるものであるというわけである⁽²⁴⁾。

『日阿取極』の締結以後、このような日本品の脅威論に対して、日本領事は、「日本品の南アフリカ市場への進出は、つまり日本品の低価格は経営の優秀さ、工業組織、効率的な機械、科学的管理方法、大量生産方式によるものであって、南アフリカ商人はむしろ日本市場を研究して輸出促進策を講じるべきだ」との談話を発表した。D. F. マラン内務大臣もまた、『日阿取極』と衣服産業の不満について、「安価な日本品の流入は『日阿取極』と関係があるとの訴えがあったが、安価品はむしろチェコスロバキアやベルギーから流入しているのであって、政府への不満がそうした不快感を生んだのだろう」と述べた⁽²⁵⁾。

それにもかかわらず、当時誕生した南アフリカ経済学会ダーバン支部では、金本位制や不況問題だけでなく、日本の脅威についても議論すべきであるとの意見が出された。また、南アフリカ工業会議所連合会は、この「東洋の脅威」を問題視し、被害をうけた全産業は「ランド集会」を開いた。こうした動きに呼応してナタール工業会議所も集会を開催している。南アフリカ工業会議所連合会会頭H. J. レイトは「日本のみならず東洋からの安価品の流入は南アフリカ工業のダメージとなる」とのメモランダムを回観した。とくに靴製造業、皮鞣工業、スーツケース工業、シャツ工業からの日本品の低価格に対する彈劾は厳しいものであった⁽²⁶⁾。

1930年代前半、南アフリカ市場において生じた日本品との通商摩擦のために、関係業者から商工局（Board of Trade and Industry）にはさまざまな訴えが寄せられ、種々の調査がおこなわれた。たとえば、当時日本円は、18シリング=9.764円で、日本円の下落のために日本からのセメントの輸入は南アフリカセメント業界の脅威となり、連邦のセメント工業の保護のために日本品に対してダンピング税を課そうとしていた。

また、日本から輸入されるハンカチ、男性用下着、ゴム製床、ワイヤネット、乾豆、キルト、買物カゴ、子供用靴などの市場調査が商工局によって行われている。当時、男性用下着産業は、日本品の輸入のために大打撃をこおむり、その保護を立法化するように要求していた。ゴム製床、ゴムタイル業も打撃を受けたようである。茶、トイレットパウダー、香水、テニスラケット、婦人用ハンドバッグなどの日本からの輸入に対しても関係業者から為替ダンピング税を課すように訴えがあった。ナタールの製茶業は、南アフリカ連邦の需要の8%をみたし、1932（昭和7）年以後、茶の価格が上昇したために茶の増産が見込まれていたが、セイロン茶よりも80%も安い日本茶の侵入のために現地の製茶業は脅威を感じていた。また、日本製スリッ

バの輸入に対する為替ダンピング税が課せられた。日本製スリッパの価格が、為替下落のために低価格となり、日本からの輸入は9,904足（1933年）から45,041足（1934年）に急増し、南アフリカ製品はまったく競争できないような状況になったからである。ブーツと短靴の製造業者を含めて、日本からの輸入は現地のスリッパ業者に著しい不利益をもたらし、業者から保護の訴えが相次いだ⁽²¹⁾。

4 日本の対南アフリカ通商政策

（1） 南アフリカの通商政策

1920年代中ごろに、南アフリカ連邦の通商政策は、金、ダイヤおよび羊毛の輸出に依存した政策から輸入代替工業の育成に基本をおく政策に転換した。更にその貿易相手国も多様化している。すでに1920（大正9）年10月には、工業科学諮問委員会（Advisory Board of Industry and Science）が設立され、1921（大正10）年には、4人の委員からなる商工局（Board of Trade and Industry）が政府の助言機関として設立された。1924（大正13）年6月30日、国民党と労働党の連立政権が成立し、同政権は、BTIの再編成と関税の改正に着手する。BTIは、4人の委員（A. J. Bruwer, M. H. de Kock, F. J. Faley, H. E. S. Fremantle）から構成された。鉱山会議所（Chamber of Mine）は、保護貿易が農業と鉱業に悪影響を及ぼすので、自由貿易を主張した。商業では、南アフリカ商業会議所連合会（Association of South African Chamber of Commerce）内部の意見が、北部と南部で対立した。工業では、南アフリカ工業会議所連合会（South African Federated Chamber of Industries）は、保護貿易を主張した。農業では、南アフリカ農業同盟（South African Agricultural Union）が、国内市場に依存する農民と海外市場に依存する農民の対立の中で分裂した。以上のような状況の中で、国内工業化の促進を目指した1925年関税法は成立する。この法律では、食品、飲物、衣類、繊維、家具、紙、文房具などが保護の対象となったのである⁽²²⁾。

太田領事は、南アフリカの通商政策について外務省通商局への報告の中で次のように述べている。まず、南アフリカ連邦経済において、「金鉱依存の危険性を緩和し、経済の堅実性を増すために政府は第二次産業の保護として種々の施策を講じている。その主要な産業としては金属製品、飲食料品、車両、家具、砂糖などである」と分析した。

次に、通商政策について、南アフリカ連邦は英帝國經濟ブロックの一員として英帝國各構成国と特恵関税を有するほか、国内産業保護の立場から通貨価値下落時の商品に対しては為替ダンピング税を採用し、他方、最高、中間、最低の三段関税制度を設けて各國との通商協定成立促進を図っている。1936（昭和11）年までの通商協定は、英本国（北アイルランド、非自治植民地、保護領、パレスタン、トランシヨルダン、タンガニーカ、カメルーン、トゴーランド、などの英國委任統治地を含む）、カナダ、オーストラリア、アイルランド自由国、イタリア、オランダ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ベネズエラ、イス、スウェーデン、ノルウェー、リベリア、モロッコ、エジプト、ドイツ、デンマーク、コスタリカ、コロンビア、アルゼンチン、南ローデシア、モザンビークなどであったと論じている⁽²³⁾。

(2) 日本の対南アフリカ通商政策

ところで、太田領事は、次のように対南アフリカ通商政策を提言していた。すなわち、日本から南アフリカへの輸出品で主要なものは繊維工業製品と雑貨である。輸出品の種類と金額は毎年増加しているが、日本品というと安価品との印象が強い。しかし、南アフリカ市場は、相当の購買力を有すると考えられるので、安価品ばかりをターゲットにする必要はない。たとえば、米国の商品はかなり高価で、しかも最高税を課されているが、続々と南アフリカに輸入されている。日本は安価第一主義を再考すべきである。南アフリカ市場は、日本品にとって「チープ・ジャバニーズ・グッズ」のみの市場ではない。従来から進出してきた日本品についてはその品質を検討するだけでなく、価格の統制を行い、更に将来有望な高級日用品、機械類、理化学用品の輸出に力を入れるべきである。

その点を実証するものとして、太田領事は、南アフリカ連邦の貿易統計に基づいて、1932(昭和7)年のオタワ英帝国経済会議および為替ダンピング税設定以後の日本品の進出状況を次のように指摘している。すなわち、第一に、オタワ協定成立および日本品に対する為替ダンピング税の設定にもかかわらず進出している商品としては、人絹織物および同製品、自転車および同部分品、陶磁器、ガラス製品、玩具および室内遊戯道具があげられるという点、第二に、進出を阻まれた商品としては、カンバスピースグッズ、莫大小製品、セメントなどがあげられる点、第三に、将来南アフリカ市場で有望な商品としては理化学製品や機械類があげられる点である。

次に、日本は、1931(昭和6)年の金輸出再禁止以来、外國為替水準を1シリング2ペンスに安定させる政策を探ることで外國貿易の発展に努力してきた。対南アフリカ貿易もこれによって一定の成果をあげてきたのである。従来からの日本品の安値と円為替下落のために、南アフリカ政府は日本品に対して為替ダンピング税を課した。南アフリカ市場は購買力の大きい白人と購買力の小さい黒人から成り立っている。しかし、アフリカ人と同様白人の中にも生活費の削減要求があり、市場は安価品を必要としている。この点で、日本品は南アフリカ消費経済に大いに侵入できると考えてよいし、日本の安価で優良な商品は、日本のみならず南アフリカに対しても貢献し、互恵の実をあげている。

とは言え、太田領事によれば、「日本では輸出統制がなく、円為替安に乗じて不必要に価格を落とすことで利益を犠牲にするだけでなく、品質を低下させ日本品の評価を落している。南アフリカにおける自衛主義による対日偏見と国家主義経済政策による通商上の障害を克服して進出したのに残念なことである」と報告している。

もちろん、南アフリカ市場における「チープ・ジャバニーズ・グッズ」の不評の原因は、別のところにもあった。すなわち、日本品の売り捌きがもっぱら南アフリカのエージェントに依存するからである。ジョハネスバーグやケープタウンで、日本品を扱うエージェントは60ないし30に達したが、エージェントは手数料を担当としているために競争が激しく、安値で小口の取引を狙う。したがって、低品質の日本品の評判がひろがってしまうという傾向があった。他方、日本国内では南アフリカ貿易に關係する輸出業者あるいは製造業者の組織がなく、価格と品質の統制ができなかった。また、外國貿易の知識がないものが割り込むということも生じ

た。経験者および未経験者が自由競争の風を孕んで外国貿易に躍然と乗り出すのは壯觀ではあるが、危険性も潜んでいる。そこで、太田領事は、「この際、輸出業に従事できる資格を定め、各地各商品について組合を造り、この組合に輸出の権利を与えるべきである。自由貿易主義は過去の夢であって、現在は國家主義經濟ないしブロック經濟に邁進しているのであるから、無統制と放任を続けることの方がよくない」と提言した⁽³⁰⁾。

かくして、(1) 日本人商人間の商業道徳、(2) 輸出統制、(3) 日本人の南アフリカ市場に対する認識、について次のような注意が喚起されることになったのである。

第一に、日本人商人間で商業道徳を昂揚し、信用を基礎とする品質本位の取引をおこなう。それに関連して、(a) 品質を考慮に入れないような無理な註文は避ける。(b) 一商人の斬新な意匠は、この独創性を保護するように努め、類似品・模造品の製造を慎む。(c) 通信の交換、商品の積出し、見本の提示、手形の送達についてはクレームがつかないように留意する。第二に、対南アフリカ輸出に従事するものは関係当局と連絡のうえ、商品別、地域別に輸出組合を結成する。商人だけでなく製造業者についても統制が必要である。というのは、南アフリカ市場では、輸出業者のエージェントとしてよりも製造業者のエージェントとして契約する傾向が見られたからである。価格統制も必要である。日豪通商紛争以後、日本人商人が南アフリカに注目し、日本品の売り込み競争が激化したために、小口註文が増え、価格の動搖と品質の低下に対する苦情が続出し、反省が求められていた。第三に、南アフリカ市場への認識を深める。(a) 南アフリカ市場は、今後は理化学製品、高級な日用品、機械類の「新市場」としなければならない。(b) 日本品の南アフリカ市場への進出はエージェントに依存しているが、良質のエージェントを得るのが非常に困難であった。現在 200 あまりが日本人商人のエージェントとなっているが、そのうちでも十数名で日本品輸入のほとんどを掌握している実情に鑑み、エージェントを整理する必要がある。(c) 日本品の宣伝については、南アフリカの商業雑誌や新聞を大いに利用すべきであろう。この点については、各地の商工会議所を中心に一層の研究が必要である⁽³¹⁾。

『日阿取締』が締結された時期は、日本の積極的なアフリカ市場進出戦略が試みられた時期にあたる。1930（昭和 5）年 3 月 19 日には、日埃通商暫定取締が締結され、それを契機に、政府は、1931（昭和 6）年度予算の編成にあたって、カイロに帝国公使館の新設と東アフリカに帝国領事館の新設を決定している。東アフリカがとくに重視されたのは、1929（昭和 4）年が 1919（大正 8）年にコンゴ盆地地域の通商自由の原則を規定したサンジェルマン・アン・レー条約の改訂期にあたり、イギリス系商業団体がこの廃棄を考えているというような日本政府の情勢判断があったからである。また、西アフリカについても、綿布輸出を促進するために東洋紡の庄司と伊藤忠の伊藤は、輸出補償法適用地の指定をとりつけ、現地調査に乗り出していた。以上のような状況の中で、『日阿取締』にもとづく南アフリカ市場での日本人の商業活動の自由確保と国内における輸出休制の再検討は、日本の対アフリカ輸出戦略上どうしても必要であったと考えられる。

注

- (1) 筆者がこれまで取り組んできた「日本・南アフリカ通商関係史研究」に関する諸論稿には以下のものがある。「戦前期日本の領事報告に見られるアフリカ経済事情調査の研究——外務省通商局『通商公報』を中心にして——」(日本アフリカ学会『アフリカ研究』35号、1989年12月)、「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心——『貿易雑誌』の調査に基づいて——」(龍谷大学『社会科学研究年報』22号、1992年3月)、「日本・南アフリカ関係史」(川端正久・佐々木建編『南部アフリカ——ポスト・アバトルヘイトと日本』顕草書房、1992年7月)、「『日阿取扱』と南アフリカ羊毛購入問題——日本領事報告に基づいて——」(川端正久編『アフリカと日本』顕草書房、1994年12月)、「両大戦間期における日本の対南アフリカ貿易と日本企業の活動」杉山伸也他編著『近代アジアの流通ネットワーク』同文館、近刊、「日本・南アフリカ経済関係の新展開」川端正久・佐藤誠編著『新生南アフリカと日本』顕草書房、1994年、「マンデラ政権誕生と日本・南アフリカ経済関係の新潮流」川端正久・佐藤誠編著『南アフリカと民主化』顕草書房、1996年、"Japan's Economic Relations with South Africa in the Post-War Period: Determinants of Japanese Perceptions and Policies towards South Africa", (Shikoku Gakuin University, Ronshu, No. 86, 1994), "Japan's Trade with South Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports", Paper presented for the 11th International Economic History Congress: C 47: Commercial Networks in Asia, 1850 - 1930, Milano, 13 September 1994.
- (2) たとえば、以下のような諸研究をあげることができる。 Hiroshi Shimizu, *Anglo-Japanese Trade Rivalry in the Middle East in the Inter-war Period*, London, 1986. M. B. Rose ed., *International Competition and Strategic Response in the Textile Industries since 1870*, London, 1991. I. Brown ed., *The Economies of Africa and Asia in the Inter-war Depression*, London, 1989. C. Worm, *Business, Politics and International Relations: Steel, Cotton and International Cartel in British Policies, 1924-1939*, Cambridge, 1993. T. Rooth, *British Protectionism and the International Economy: Overseas Commercial Policies in the 1930s*, Cambridge, 1993. 伊藤正直「1933年ロンドン国際経済会議と日本——貿易・通商問題を軸にして——」後藤靖編『日本帝国主義の経済政策』柏書房、1991年、龍谷直人「日印会商(1933-34年)の歴史的意義——1930年代前半の日本綿業と政府」「土地制度史学』117号、1987年、同「日中戦争前の日本の経済外交——第二次「日印会商」(1936~37年)を事例に——」(京都大学人文科学研究所『人文学報』第77号、1996年、Naoto Kagotani, "Japanese Cotton-textile Diplomacy in the first half of the 1930s: the Case of the Dutch-Japanese trade negotiations in 1934", 社会経済史学会編『1930年代の日本経済——その史的分析』東京大学出版会、1982年、清水元編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』アジア経済研究所、1986年、杉山伸也・イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦——日本の南進とアジア・欧米』同文館、1990年。
- (3) 石井修「世界恐慌と日本の「経済外交」——1930~1936年——」東京顕草書房 1995年、16、20、22ページ。I. ニッショ著、宮本盛太郎監訳『日本の外交政策』1869-1942——霞が関から三宅坂へ——ミネルヴァ書房、1994年、225~250ページ。
- (4) 「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心——『貿易雑誌』の調査に基づいて——」172~174ページ。杉原薰「アジア間貿易の形成と構造」ミネルヴァ書房、1996年、250~261ページ。
- (5) 次のようなタイトルの文書であった。Union of South Africa, *NOTES exchanged between the Union Government and the Japanese Consul in the Union concerning Japanese Immigration into South Africa*. (Laid upon the Table of the House of Assembly on the 13th February, 1931) Document No. A. 1-31 Japanese Consul on Japanese immigration into Union. 外務省外交史料館調書目録、通212「南アフリカ連邦へ日本人ノ入國ニ関スル日本國及南アフリカ連邦ノ政府間ノ取扱正文及和訳」(1931年)を参照。『海外経済事情』第4年、第32号、昭和6年5月2日付ケープタウン本合領事館事務代理報告。

- (6) 「アフリカ大陸縦走記」の内容は次のようなものであった。(1)「美しい緑の都ケープタウンに入る」(6月15日)、(2)「人種のカクテル：有色人に対する差別待遇」(6月16日)、(3)「荒寂たる大高原：特有の丘陵性の小山」(6月17日)、(4)「金剛石と金の都：南アフリカ経済界の心臓」(6月18日)、(5)「世界一の大滝布：ヴィクトリア滝の壯觀」(6月19日)、(6)「愈よ神秘境へ：奥地コンゴーに向ふ」(6月20日)、(7)「不可思議な天運：コンゴー河を河蒸汽で下る」(6月21日)、(8)「野獣団の領内へ：数知れぬ鹿の大群」(6月22日)、(9)「天草の娘子軍：悲壯な彼女等の運命」(6月23日)、(10)「自動車の前に魔物の如き豹：思はず銃を握り締める」(6月24日)、(11)「湖水一面にソーダ結晶：全く不思議」(6月25日)、(12)「赤道直下で日本式お正月：踊り明かす土人達」(6月26日)、(13)「ブガンダ王国の首相モガ相と語る：『アフリカの日本』と自負」(6月27日)、(14)「御機嫌を損じた王様の舞姫：黒人の踊るを見る」(6月28日)、(15)「ナイルを下る：様々な土人の服装」(6月29日)、(16)「スダンに入る：愛嬌者の河馬クン」(6月30日)、(17)「はばをきかせるメード・イン・ジャパン」(7月1日)、(18)「大縦走終る：荒漠たる大海原」(7月2日)、(19)「厳然独立を誇る千古の黒人王国：アビシニアをめざす」(7月3日)、(20)「山の行者のいでたち：白木綿づくめ　どこでも吹く役人風」(7月4日)、(21)「今も敵討の奇習：名判官のはなし　沙翁劇に似た人情味」(7月5日)、(22)「澄み切った高原の都：古びたホテルが当國一番の映画館」(7月6日)、(23)「徳川時代のやうな三勤交代制：日本式のお辞儀をする女」(7月7日)、(24)「時ならぬ砲声に流言が飛ぶ：アビシニアの紛争」(7月8日)、(25)「アビシニアの維新：大事変の遭遇」(7月9日)
- (7) 第二信は次のような内容であった。(1)「共同の門戸たる葡領東アと背後地」(8月21日)、(2)「牢固たる英國の経済的勢力」(8月22日)、(3)「唯一の貿易港：ロレンソ・マルケス港モザンビーク協定とは」(8月23日)、(4)「無税協定を廃し最低税率を賦課：重要な役割を演ずる黒人」(8月24日)、(5)「マルケス港に似た公社領のベイラ港：土地開発上のプラゾ制度」(8月26日)、(6)「工業助成上独占権が与へられる：葡国人は排他的でない」(8月27日)、(7)「土人の買ふものは先ず第一に衣服：輸入の大宗は綿織物」(8月28日)、(8)「日本商品は印度商人の手を経る：メリヤスと人絹が有望」(8月29日)、(9)「ニヤサランド地方の将来有望な鉱物：農業発達の見込もある」(8月30日)、(10)「東洋方面に煙草の販路を求む：コンゴーの交通状況」(8月31日)、(11)「恵まれたるコンゴー地方の鉱産：世界一のラヂウム産」(9月2日)、(12)「ベルギー政府は自領への入国を喜ばぬ：商權はギリシャ人に握らる」(9月4日)
- (8) 第一信は、次のような内容であった。(1)「英國の宿願成る：ジョンブル伝統のシー・ツー・シー政策」(2月14日)、(2)「近世文化の門戸：美しい町異人種の街『ケイブ』」(2月15日)、(3)「アフリカの流行は土人の眞似から：衰滅し行く先住民族」(2月16日)、(4)「南阿の偉大な眠れる購買力：踏躡られた黒人労働者」(2月18日)、(5)「南阿白人の将来に暗影を投ずる白人浮浪者の大群：所謂文化労働生活」(2月20日)、(6)「日本人は排斥の道づれ：腰を据えた印度人」(2月21日)、(7)「滞在拒絶の不愉快極まる文句：姿を消した白人商店」(2月22日)、(8)「白人至上主義の彼等：日本人の待遇は漸次緩和　但し在留者十五人」(2月25日)、(9)「差別待遇の分岐点：白人以外に売らぬ酒　日本人は此限にあらず」(2月26日)、(10)「勢力の対立と連邦の三首府：一千マイルの引越し」(2月27日)、(11)「ボアの反英熱と南阿移民の角逐：所謂アフリカーネル」(3月5日)、(12)「英人が繰返すボアの逃避と新南阿の建設：連邦公用語の協定」(3月7日)
- (9) 本節の説明は、主として、外務省記録 E 320 XI-B 6 「各国貿易状況関係雑纂 南アノ部」、外務省記録 E 320 XI-B 6 「各国貿易状況雑纂 南アノ部 第一巻」、外務省記録 E 320 XI-B 6 「各国貿易状況雑纂 南アノ部 第二巻」に依拠している。なお、世界恐慌期における南アフリカの関税その他の貿易規則関係については、外務省記録 E 312 XI-B 6 「各国関税並法規関係雑件 南アノ部 第一巻」、外務省記録 E 312 XI-B 6 「各国関税並法規関係雑件 南アノ部 第二巻」を参照。

- (10) 「南アフリカ連邦対日貿易概況（1930年）」(昭和6年6月27日付ケープタウン本合領事館事務代理報告『海外経済事情』第4年、第36号)
- (11) 「南アフリカ連邦貿易概況（1932年）」(昭和8年7月7日付ケープタウン茂垣領事代理報告『海外経済事情』第6年、第37号)
- (12) 「南アフリカ連邦貿易概況（1933年）」(昭和9年6月23日付ケープタウン藤村領事報告『海外経済事情』昭和9年、第37号)
- (13) 「南アフリカ連邦貿易年報（1934年）」(昭和10年7月17日付ケープタウン藤村信雄領事報告『海外経済事情』昭和10年、第18号)
- (14) 「南アフリカ連邦貿易年報（1935年）」(昭和11年6月29日付ケープタウン太田知庸領事報告『海外経済事情』昭和11年、第17号)
- (15) 「南アフリカ連邦貿易年報（1936年）」(昭和12年9月24日付ケープタウン太田知庸領事報告『海外経済事情』昭和13年、第6号)
- (16) 「南アフリカ連邦貿易年報（1937年）」(昭和13年11月25日付ケープタウン木下武雄領事報告『海外経済事情』昭和14年4号)
- (17) 外務省記録 K 36111-1 「各国ニ於ル本邦人ノ入國居住及営業關係雜件 法規關係」参照。
- (18) 外務省記録 M 21014-43 「各國駐在帝國名譽領事任免關係雜篇『ダーバン』ノ部」参照。
- (19) 外務省記録 E 129 J 2-4 「帝國名譽領事經濟並商況報告雜篇『ダーバン』ノ部」参照。以下の記述は、本記録に収められている資料に基づく。
- (20) *Natal Mercury*, June 13 1931, "Japanese Menace to Union : Undercutting in Electric Goods : Cheap Labour : Durban Industry Threatened : Manufacturers must be safeguarded", *Natal Mercury*, June 12 1931, "Economic Fight with Japan : Durban Businessman Alarmed : Price Cutting : Secret Five Year Plan? : Rubber Shoes at below Cost", *Natal Mercury*, May 5 1931, "Japanese Shoes Dumping : Threat to Local Industry : White Labour Countries Powerless, Low Wages Behind Cheap Goods".
- (21) *Natal Mercury*, June 17 1931, "Menace of Asiatic Trade : Western Standards facing Great Threat : Cheap Goods the first move in Direct Challenge : Call for British Preference Japanese Treaty Denounced as Serious Blunder".
- (22) *Natal Mercury*, June 17 1931, "Japanese Trade Menace : Growing Alarm of Industry, Undercutting : Flood of Cheap Goods : President for Other Orients".
- (23) *Natal Mercury*, June 27 1931, "Made Shirts Cheaper than Raw Material", *Natal Mercury*, June 27 1931, "First Fruits of JAP Trade Invasion : Retrenchment of Maritzburg and Rand Factory Hands : Employers threaten to Close Down Altogether : Competition Impossible" "Only Remedy Lies in Protection of Union Industries", *Natal Mercury*, June 30 1931, "Cheap Goods of Good Quality: Disturbing JAP Trade Features: Tariff Useless: Manufacturers' view Other Lines Follow Shirts and Shoes".
- (24) *Natal Mercury*, July 8 1931, "General Kemp's Claim for Japanese Treaty : Means of benefiting Farmers of South Africa": Maize Export Quota to be from 30 to 35 percent".
- (25) *Natal Mercury*, July 23 1931, "Japanese Agreement", "Competition for Jap Footwear : Government to Act : Fact Sought : Official Letter Circulated", *Natal Mercury*, July 15 1931, "Japanese Consul Answers Back : Blames Gross Exaggeration : "Ridiculous" : Menace Talk Condemned South African Market not big enough", *Natal Mercury*, July 18 1931, "Defence of JAP Agreement : Not Trade Treaty Says Minister : No Realities allowed under New System : Complaints Fostered by Ill-Feeling?".
- (26) *Natal Advertiser*, June 29 1931, "The Peril from the East", *Natal Mercury*, July 17 1931 "Anti-Dumping More by S. A. Business Men : War Declared on Eastern Trade Competition : Proposed for industrial conference "Grave Situation in Unions" : Menace of " Ridiculous "Low Price".

- (27) Board of Trade and Industry, Report No. 130, Application of Exchange Dumping Duties to Japan, Pretoria, 1932 (B.T.I. 600/130), Report No. 163, Dumping of Cement from Japan, Pretoria, 1933 (B.T.I. 600/163), Report No. 170, Implication of Exchange Dumping Duty : Japan, Cape Town, 1934 (B.T.I. 600/170), Report No. 186, Furthern Imposition of Exchange Dumping Duties : Japan and Australia, Pretoria, 1934 (B.T.I. 600/186), Report No. 196, Imposition of Exchange Dumping Duties on Slippers from Japan and Australia, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/196), Report No. 198, Imposition Exchange Dumping Duty on Japanese Plywood, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/198)
- (28) Anthony Minnaar, "The Great Depression 1929 - 1934: Adverse exchange rates and the South African wool farmer", *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 1, March 1990, pp. 31 - 32, Anthony Lumby, "Foreign trade and economic growth: South Africa during the inter-war years", *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 2, September 1990, p. 63, William G. Martin, "The Making of An Industrial South Africa : Trade And Tariffs in the Interwar Period", *The International Journal of African Historical Studies*, Vol. 23, No. 2, 1990, pp. 75 - 76.
- (29) 「南アフリカ連邦貿易年報（1936年）」（昭和12年9月24日付ケープタウン太田知事領事報告「海外経済事情」昭和13年6号）。1930年代前半において、ケープタウン在住の各日本領事が少なからず関心を向けていくつかの問題があった。第一は、「英帝國經濟連盟規制運動」とそれに対する南アフリカの態度である。1930（昭和5）年3月24日、オレンジ・フリー・ステート州グロームフォンティン商業会議所年次大会において、南アフリカ商業会議所連合会イヴァン・ファールバーガー会頭は、「英帝國内の諸領相互間の利害は錯綜しているので、英帝國内經濟連盟の実現は容易ではない」と発言している。「グレート・ブリテンとドミニオンは互恵主義を原則とする通商協定を締結することが緊要である」が「英帝國經濟連盟を夢想するよりも、製品の改良、販売方法の研究が、急務であると、英本国の製造業者に警告を与えた」と報告している。（昭和5年3月25日付ケープタウン山崎領事代理報告「海外経済事情」第3年、第24号参照）。また、南アフリカへの日本品の販路を拡張するために、英國の當時行った調査を反而教師として利用しようとの姿勢も見られた。1930年、英國製綿製品輸出の減退を調査するために南アフリカに派遣された英國經濟使節（カークリー卿）の一員、ウォディントンがマン彻スターの「合同綿花委員会」（Joint Cotton Committee）で英國の対南アフリカ貿易に関する講演での要旨が伝えられている。（1）南アフリカにおける地方工業の勃興である。英國製綿布への関税が高すぎるために、ボルトンやローゼンタールは被害を受けている。（2）商業中心地には、インド人商人が店舗を開き大量の取引を行っている。（3）長期信用で遠隔地の商人に対して大量取引が行われている。これらの小資本家に財政的援助を与えて商圏の拡張をはかる。英國商人の払う手数料は低い。（4）対アフリカ人商業が南アフリカ貿易の主な要素となる。（昭和6年4月14日付ケープタウン本合領事館事務代理報告「海外経済事情」第4年、第19号参照）また、英國の金本位停止に対する南アフリカ側の対応についても少なからぬ関心が寄せられていた。英國政府の金本位停止は南アフリカ經濟界に衝撃を与えた。ジョハネスバーグ取引所は、二日間休業、ブレトリアにおいて銀行家会議が開催された。政府は、現行の金本位を維持する旨の発表があった。しかし、日本からの輸入は南アフリカ、ニューヨーク間直為替開始の暁にはニューヨークを経由すべきかどうかは、ニューヨーク・南アフリカ間の為替の開きによって決定されるため、日本-南アフリカ間に直為替相場がたたなければ日本からの輸入は打撃をうける。（昭和6年9月30日付ケープタウン本合領事館事務代理報告「海外経済事情」第4年、第50号参照）以上の件に関しては、外務省記録 E 120 XI-B 6 「各国財政経済および金融関係雑纂 南アフリカノ部」所収の資料参照。
- (30) 前掲、太田領事報告参照。
- (31) 前掲、太田領事報告参照。

第5章 『日阿取極』と南アフリカ羊毛購入問題

本章では、両大戦間期における日本-南アフリカ通商関係史のなかで、とくに1930年10月の『南阿入国居住其他ニ関スル日阿取極』締結の時期に焦点をあわせて、本『取極』とその後にあった日本の対南アフリカ貿易をめぐる若干の問題について、主として日本領事報告と外交記録に依拠しながら、必要に応じて当時の南アフリカ側の資料および最近の研究成果を利用しながら考察する¹⁾。

以下、本章では、まず『日阿取極』への動きを概観し、次に日本の対南アフリカ輸出と南アフリカの通商政策を検討し、それを踏まえて、両大戦間期における日本の「南阿羊毛購入対策」を解明する。最後に、以上の考察を通じて、両大戦間期の南部アフリカと南アフリカの経済史の理解の仕方に関する若干の問題を提示したい。

1 『日阿取極』への動き

外務省外交史料館には、「各國ニ於ケル本邦人ノ入國居住及營業關係雜件 法規關係」が収められている。そのファイルの(6)に「南阿入国居住其他ニ関スル日阿取極関係」がおさめられており、1930（昭和15）年6月16日、南アフリカ臨時代理公使、太田知財から外務大臣、宇垣一成へ送付された「入國ニ関スル日阿取極改訂問題ト将来本邦人ノ入國ニ関スル便宜取計ニ関スル件」という報告がおさめられていた。ところが、この報告は、残念ながら消失したことになっていた。しかし、この『日阿取極』は、「南阿弗利加連邦ヘノ日本人ノ入國ニ関スル日本國及南阿弗利加連邦ノ政府間ノ取極正文及和訳」として印刷に附された²⁾。

ケープタウンには、1931年2月13日に議会に提出された文書が保存されている。それは、1930年10月16日にケープタウン領事山崎莊重と南アフリカ連邦の外務大臣代理ファレルとの間で交わされた取極文書である。『日阿取極』とは、通常、この文書をさす。すなわち、次のようなタイトルの文書であった。

Union of South Africa, NOTES exchanged between the Union Government and the Japanese Consul in the Union concerning Japanese Immigration into South Africa. (Laid upon the Table of the House of Assembly on the 13th February, 1931) (Document No. A. 1-31 Japanese Consul on Japanese immigration into Union).

南アフリカのケープタウンに赴任した歴代の日本領事は、1913年移民法の禁止移民条項の例外として日本人の居住営業権の承認について多大な努力を重ねてきた。1927（昭和2）年、1913年移民法について、ケープタウン領事今井忠直は、『南ア連邦概観』と題する報告の中で、次のように書いている。

「1913年法律第22号即ち現行移民法は並細並人排斥を骨子として制定せられたものであつ

て其の第4条第1項（a）に於て所管大臣は経済上の見地及風俗習慣の相違し居る点より連邦若しくは其の一州に不適当なりと思考するものは其の階級の如何を問はず之を禁止移民とすと規定し而して内務大臣は並細並人を以て之に該当するものと認め其の入国を禁止し唯例外として其の第5条に於て左記のものは本法に所謂禁止移民にあらざる旨を規定している。

- (a) 在港外国国有公用船の上官及乗組員
- (b) 適法に外国政府の命を帶び連邦へ差遣されたる者又は其の妻、家族、属僚及従者
- (c) 本法実施前連邦に加入せる南アの一部に於て出生し其の両親は同地における正当在留者にしてその当時有効なる法律の下に一時的若しくは条件付在留の制限を受けざりし者及び本法実施後出生したる者にして出生地の何処たるを問はず出生の当時其の両親が連邦に加入せる南アの一部に住所を行したる者
- (d) 連邦の一州に居住権を有する者並其の妻満16歳以下の子

右の外やむを得ざる場合を慮りてか同法第25条第1項に左のごとき仮入国許可に関する規定を設けている。内務大臣は本法の規定に拘わらず其の裁量によりて何人に対しても第4条第1項（a）（b）（c）（d）の規定に従い且細則に定めらるべき条件の下に連邦又は其の特定の州に入り居住することを得る一時的許可書の発給をなすことを得さらに禁止移民に対しては同法は第8条第1項において左記の制限を設けている禁止移民は連邦内に於て商業若しくは其他の生業に従事する為に要する鑑札を下附せられざると同時に土地及不動産を所有し賃借することを得ず」⁽³⁾

昭和初期において、日本人は、仮入国許可の規定を適用して自由に入国でき、連邦内の旅行には差し支えはなかったが、商業に従事し、不動産を所有することは許可されていなかった。今井領事の報告によると次のような手続きが必要であった。

- 「(い) 本邦駐在英國領事館の査証を得る
- (ろ) 遅くとも連邦到着1か月前に其の氏名、渡航の目的、乗船名、到着予定日、到着地名および滞在日数をケープタウン日本領事に通告し、領事館より予め連邦内務省の承諾を取り付ける
- (は) 上陸の際、仮入国許可書発給手数料として英貨1ポンドを納付し、尚10ポンド乃至15ポンドの供託金を移民官に提供する、但し供託金は連邦のいずれの港より出発するときも返還される
- (に) 仮入国許可書の有効期間は1年以内とされ且1年毎に書き換えられるが、統いて5年以上在留できない
- (ほ) 一等船客の各寄港地における上陸は自由で前記の手続きは必要ない」⁽⁴⁾

ところで、この『日阿取扱』を十全なものにするには、解決をはからねばならない2つの問題があった。第1の問題は、南アフリカに1913年移民法が制定される前に移住していた日本人が高齢化しており、この永住権者の補助員呼び寄せに関する件であった。これについては、1932（昭和7）年6月15日山崎莊重領事から外務大臣斎藤実への「南ア連邦在留邦人永住権者補助員呼寄せニ因スル件」という報告によれば、紛糾曲折をへた後、ようやく1932（昭和7）年6月11日に許可された⁽⁵⁾。第2は、トランスバール州における1908年のアジア人登

録法の修正あるいは例外適応の問題であった。それについては、1936（昭和11）年4月から6月まで太田領事と有田外相との間で交わされた通信によれば、太田領事は、ブレトリア議会の特別委員会で日本の立場の説明を行ない、メモランダム（Memorandum on "The Position of Japanese Subjects and their Trade Interests in the Province of the Transvaal"）を提出するなど、内務大臣との個別交渉を重ねていたことがわかる。その結果、ついに、1936（昭和11）年6月16日、太田領事は、有田八郎外務大臣宛てて次のように打電した。

「居住営業権ニ関スル改正法は15日議会ヲ通過シ我方主張ハ全部貫徹シタル次第ニシテ本官ハ関係各方面殊ニ総理大臣ニ対シ其ノ好意ニ対シ深甚ナル謝意ヲ表スルト共ニ本法通過ハ日阿両国ノ為慶賀ニ堪ヘス此ノ上トモ両國親善関係増進万ニ付努力アリ度キ旨述へ置キタリ」⁽⁶⁾

2 南アフリカ市場と日本製綿布

『日阿取極』が締結された時期には、日本の積極的なアフリカ市場進出戦略がみられた。1930（昭和5）年3月19日には、日埃通商暫定取極が締結され、それを契機に、政府は、昭和6年度予算の編成にあたって、カイロに帝国公使館の新設と東アフリカに帝国領事館の新設を決定している。東アフリカについてとくに重視されたのは、1929（昭和4）年が1919年のコンゴ盆地地域の通商自由の原則を規定したサンジェルマン・アン・レー条約の改訂期にあたり、イギリス系の商業団体がこの廢棄を考えているというような日本政府の情勢判断があつたからであろう。また、西アフリカについても、綿布輸出を促進するために東洋紡の庄司と伊藤忠の伊藤竹之助は、輸出補償法適用地の指定をとりつけ、現地調査に乗り出している。以上のような状況の中で、『日阿取極』にもとづく南アフリカ市場での日本人の商業活動の自由確保が輸出戦略上どうしても必要であったと考えられる⁽⁷⁾。

1930年代前半をふりかえり、南アフリカ経済および日本-南アフリカ貿易について太田領事は、外務省通商局への報告の中で次のように述べている⁽⁸⁾。

まず、南アフリカ連邦経済の現況について、「製造工業は金鉱依存の危険性を緩和し、経済の堅実性を増すために政府は第2次産業保護として種々の施策を講じているが、主要な産業としては金属製品、飲食料品、車両、家具、砂糖などでまだ地方的域を脱していない」と分析した。次に、通商政策については、「南ア連邦は英帝国経済ブロックの一員として英帝国各構成国と特恵関税を有するほか、国内産業保護の立場から貨幣価値下落国の商品に対しては為替ダンピング税を採用し、他方、最高、中間、最低の三段関税制度を設けて各國との通商協定成立促進を図っている」と指摘している。

太田領事は、日本と南アフリカとの貿易の形勢について「1935年、1936年では、日本の対南ア輸出の75%は纖維工業製品で、南アの対日輸出の95%は羊毛とワットルバークが占めている」と述べ、さらに南アフリカの貿易統計を基礎にして、1932年オタワ英帝国経済会議成立および為替ダンピング税創設以後の南アフリカ市場における日本品の進出状況を概観していた。

ところで、南アフリカ市場における日本製綿布の状況について、南アフリカ連邦特命全権公

使岡田兼一は、1939（昭和14）年11月28日付で、次のように報告している^⑨。

まず、生地綿布（Grey）が全体の20%（その中で金巾、粗布が40%）を占める。綾木綿（Drills）については、東洋紡績製造の未晒木綿が裏地用として都市や農村のアフリカ人女性用の衣服に利用されている。細綾（Jeans）は、裏地やポケット用生地で世楽鳥やBuildingマークがはいっている。金巾（Shirting）は、英國と日本の独占で、錦紡製造の36インチ粗布（九龍印）がはいっている。これらは、衣服工場向けの材料（オーバーオール、ダスター、アフリカ人ボーア服、農産物用袋布）として利用されていた。粗布（Sheeting）は、太綾（ラグビー印）であり、帆布（Ducks）は、日本と英國の独占で、靴の裏地、帆、天幕（二菱、月星印）に利用された。

つぎに、晒綿布（Bleached）が、全体の10%を占め、このうちで金巾が70%であった。綾木綿（Drills）の上等品は、英國製、下等品はイタリア製で、衣服の材料としての需要が大きい。日本製カーキドリルは、猫金魚印。細綾（Jeans）では、日本製の猪印、公会堂印、幼稚園印がはいっている。金巾（Sheeting）では、英國製が標準品で、Horrocks, Fish, Tigerなどのトレードマークがはいっている。これらは、被服材料と袋用生地として利用されている。粗布（Kaffir Sheetting）は、アフリカ人女性用である。加工綿布についてみると、捺染綿布が10%で、ジーンズとボブリンが捺染の30%以上を占める。これらは、ワイシャツ用や洋服裏地用として利用されている。縞三綾糸染（Striped Drills, Yarn Dyed）は、綿製の服地として利用され、日本製はアフリカ人の綿い布として利用された。染綾木綿（Drills Dyed）は、衣服工場やシャツの製造で需要があるが、英國のSpinner印が多い。ギャバジン（Gabardines）の反染物は、猫金魚印または錦紡3460がはいっている。

3 南アフリカの通商政策と日本品をめぐる通商摩擦

1920年代中ごろにおいて、南アフリカ連邦の対外貿易政策は、金、ダイヤモンドおよび羊毛に主として依存した「外向き」政策から輸入代替工業の育成に基づく「内向き」政策に転換した。また、その貿易相手国も多様化している^⑩。

前章で触れたように、両大戦間期における南アフリカの工業化政策と対外（貿易と関税）政策を論じたマーティンによれば、南アフリカの対外通商政策は、1920年代初頭に変化を見せた。すなわち、1920年10月には、工業科学諮問委員会（Advisory Board of Industry and Science）が設立され、1921年には、4人の委員からなる商工局（Board of Trade and Industry）が政府の助言機関として設立された。1924年6月には、国民党と労働党の連立政権が成立し、同政権は、BTIの再編成と関税の改正に着手した。当時、この委員会には、南アフリカにおけるさまざまな業界から意見が寄せられた。

鉱山会議所（Chamber of Mine）は、保護貿易が農業と鉱業に悪影響を及ぼすので、自由貿易を主張した。南アフリカ商業会議所連合会（Association of South African Chamber of Commerce）内部では、北部と南部で意見が対立した。南アフリカ工業会議所連合会（South African Federated Chamber of Industries）は、保護貿易を主張した。農業の利害を改善す

る南アフリカ農業同盟（South African Agricultural Union）は、国内市場に依存する農民と海外市場に依存する農民の対立の中で分裂した。以上のような状況の中で、第一次世界大戦後の危機の中から国内工業化の促進を目指した1925年関税法は成立するが、同法の保護対象となったのは、食品、飲物、衣類、繊維、家具、紙、文房具などである⁽¹¹⁾。

ところで、世界恐慌期において南アフリカの農業は、深刻な打撃をこおむったが、とくに牧羊業に従事する農民は窮状に陥った。ミナールは、次のように書いている。

「南アフリカ経済全体の回復は、1934年ごろに見られたが、農業の回復は遅れた。世界需要の低迷、飢餓、家畜の病気も原因であるが、政府の金本位制離脱の遅れも関係していた。1929年以降の農産物価格統制によって過剰生産を招き、農民たちは輸入規制と輸出促進の政策を求めた。国内価格を国際価格よりも高く維持するために、強制的に余剰を輸出する政策は、国内市場を持つ農産物を生産している農民とそうでない農民との利害対立を生んだ。このためにもっとも大きな被害をうけたのは、羊毛、モヘア、ワットルパーク、毛皮などを生産している農民であった。」⁽¹²⁾

以上のような南アフリカにおける経済状況が、日本の経済進出の前提として存在したことを見出せば、種々の調査がおこなわれた。南アフリカ市場における日本品との摩擦を知る上で、いくつかの報告を以下にあげておこう。

まず第1に、日本が金本位制を離脱したために、日本の通貨が南アフリカ連邦の通貨に対して下落し、現行の為替ダンピング税を日本に課することで連邦の産業の保護を計るという主張がみられた⁽¹³⁾。たとえば、当時、日本円は、18シリング=9.764円となり、日本円の下落のために日本からのセメントの輸入は南アフリカセメント業界の脅威となつたために、政府はセメント工業の保護のために日本品に対してダンピング税を課そうとしていた。関税委員会（Commission of Customs and Excise）の調査の結果、日本から南アフリカに輸入されるセメントの価格は、日本品で2s 10 1/2 dで、南アフリカ品は、5s 9 3/4 dであった。通常税とダンピング税を加えても、日本品は、10s 2 dになる。南アフリカ製品は、ダーバン、ケープタウン、ポートエリザベスなどで日本品の競争にさらされることになった⁽¹⁴⁾。

他方、日本から輸入されていたハンカチ、男性用下着、ゴム製床、ワイヤネット、乾豆、キルト、買物カゴ、子供用靴などの市場調査が行われた。当時、男性用下着産業は、日本品の輸入が大打撃となり、その保護立法が要求された。ゴム製床およびゴムタイル業も打撃を受けたようである。茶、トイレットパウダー、香水、テニスラケット、婦人用ハンドバッグなどの日本からの輸入に対しても為替ダンピング税を課すように訴えがあった。ナタールの製茶業は、南アフリカ連邦の需要の8%をみたし、1932年以後、茶の価格の上昇を以て、茶の増産が見込まれていたにもかかわらず、セイロン茶よりも80%安い日本茶の侵入は現地の製茶業の脅威となつた。為替下落のために日本製スリッパの価格が下がり、日本からの輸入は、9,904足（1933年）から45,041足（1934年）に急増した。このような日本からの輸入の急増は、ブーツと短靴製造業者を含めて、現地のスリッパ業者に著しい不利益をもたらし、業者から保護の

訴えがあった⁽¹⁵⁾。

また、パロー合板会社 (C.P. Parow Plywood Ltd.) からは、南アフリカ連邦に大量の日本製合板が輸入されたために、円相場の下落もあって、まったく競争できないとの訴えがあった。輸入税が1923年にはすでに20%から25%に引き上げられていたが、合板製造業は進展を示さず、1工場は閉鎖された。残った1社は、規模を拡大して生産量を増加した。輸入合板は、主として3ミリを越えない製品で、国内では生産されず、欧洲から輸入されていたが、日本品は3ミリを越えるもので、南アフリカ製品と真正面から衝突することになった。南アフリカ品は日本品より12%高かったからである。しかし、合板業者の訴えに対する対応が遅れたのは、家具製造業者や輸入業者の反対にもよるが、南アフリカの合板製造業界の雇用力が小さかったし、家具製造業者の需要に応えられず、さらに、政府委員会が十分な価格資料を得られなかったために為替ダンピング税が世論にかなうかどうか決断できなかったからである⁽¹⁶⁾。

4 日本の南アフリカ羊毛購入対策

以上の背景の中で、日本は、一方では、南アフリカ市場への日本品の進出を有利にしながら、他方で、排日、排日貨をおさえていくという実に微妙で困難な問題に直面したのである。本節では、当時の対南アフリカ通商政策を知る手がかりとして、外務省外交史料館に収蔵されている南アフリカ産羊毛の購入に関する外交史料に依拠して考察をすすめる⁽¹⁷⁾。

まず、日本側の対南アフリカ通商戦略を知るうえで、次の2つの電文に注目しておきたい。

第一は、1933（昭和8）年9月23日、茂垣領事から広田外相へよせられた電文である。それは、南アフリカ政府が、イタリー汽船会社と航路補助契約を交わしたとの連絡と共に、これは、南アフリカが独自の立場を守ろうとする現れであり、日本にとっては、今後、商圏拡張の好機であり、そのためにも羊毛の買付に努力してもらいたいとの内容であった。

「南阿政局上ノ一大『ファクター』ハ農民大衆ニ在ルノ事換言セバ農民ノ利害ヲ忘却シテハ政権維持不可能ノ同情ニアルニ鑑ミ本期南阿羊毛十萬俵買付ハ是非実現スル様努力シタク因ニ当方面公使館設（置）方大藏当局ヨリ折角御折衝中ト思考スルカ此ノ機会ヲ逸シテハ将来ニ影響スル所極メテ大ナルモノアリ」

第二は、1933（昭和8）年12月14日付で、茂垣領事から広田外相におくられた次のような内容の電文である。

「現下南阿ニ於ケル排日貨極メテ険悪ナルニ鑑ミ対策上放任スル事我方ニ取り極メテ不利ニシテ事態ハ漸次人種的偏見サヘ加味シ来リ折角工作済ノ南阿通商発展ノ我方ノ足場即チ日阿取極ニ動搖ヲ來シソノ将来サヘ現在ニ於テハ安全ナラス故ニ此ノ際犠牲ヲ払フモ南阿羊毛ヲ買付ケ南阿ニ於テ政権ヲ左右スル位置ヲ占ムル農民（蘭系）ヲ我味方ニ引入レ以テ現下ノ排日ニ対抗シ更ニ英帝國經濟ブロック破壊ニ迄進ム事最モ緊要ナリト思考ス」

かくして、日本側では、南アフリカ羊毛買付対策が練られるにいたる。1934（昭和9）年2月26日、広田外相から茂垣領事へ「南アフリカ羊毛購入問題に関する件」が通達された。それは、「日本の羊毛購入計画を十分に連邦政府に説明し、関税引上、輸入割当などの措置がとられな

いように伝えよ」というものであった。その内容は、羊毛工業会と輸出関連業者が、2月24日に決定した次のような計画であった。すなわち、

- (1) 今期の新規買付量1万2千俵(総量2万俵)
 - (2) 買付価格は、豪州羊毛より1俵24円高、値開総額28万8,000円
 - (3) 値開負担は、羊毛工業会と輸出関連業者で折半
 - (4) 5月1日より南阿向輸出貨物運賃引上、期間は資金調達できるまでの1年間。引上率は、綿製品、人絹、絹は1割、陶磁器、硝石は5分、木材、琺瑯鉄器、玩具は6分、その他は7分とする
- というものであった。

1934(昭和9)年から1935(昭和10)年にかけての日本の南アフリカ羊毛購入対策については、当時のケープタウン駐在藤村信雄領事から広田弘毅外務大臣へ送附された「本邦ノ1934-35年度南阿羊毛買付問題ニ関スル對南阿工作状況報告ノ件」及び「南阿羊毛本年度買付計画ニ関スル件」(昭和9年12月18日付)から知ることができる。

藤村領事は、1934-35年の羊毛買付戦略を次のように整理した。第1に對南アフリカ政府工作としては、次のように総括されている。すなわち、(イ) 南アフリカ政府に対して、(1) 羊毛買付補助金の付与、(2) 将来新たな排口の手段をとらないこと、(3) 為替ダンピング税の撤廃ないし緩和、を要求したが、(1)と(2)については譲歩がみられず、(3)についても紅茶などの為替ダンピング税にみられるように実施を数か月のばすだけであった。しかし、成果としては、対日認識の深まりと対日為替ダンピング税の不合理性を認識させたことがあげられている。次に、(ロ) 豪阿羊毛値鞘問題では、南アフリカ側に値鞘縮小対策を高じるように要求した。(ハ) 今季羊毛買付実績をみれば、日本の片貿易に対して求償的貿易論が台頭しているが、この是正には、南アフリカ商人自身の日本市場開拓努力の必要と日本向け羊毛価格の是正を提言した。第2に、藤村領事は、對世論工作として、ケープタウンの大坂商船会社の加藤実が新聞紙上で買付困難の事情を説明していた点、日本がトウモロコシ輸出に努力している点をあげ、さらに自らジョハネスバーグの『ランド・メール』紙に日阿片貿易論への反論を投書した点をあげた。

したがって、結論としては、南アフリカ産羊毛の買付の成果はあがらなかったが、日本が困難を犯して買付を行ったこと、一般的な排口貨然がおさまりつつあること、片貿易の調節には南アフリカの新関税制度に期待があつまっていること、ボア人農民にとっては、「獨阿取極」による羊毛買付けのために、日本に対して強く要求する必要がなかったこと、が幸いしたと藤村領事は述べた。

次に、1934(昭和9)年12月18日付の藤村領事による「南阿羊毛本年度買付計画ニ関スル件」と題する報告には、日本の対南アフリカ羊毛買付政策の成立経過とその大綱が示されている点で興味深い。藤村は、南アフリカ産羊毛買付にかかるさまざまな要因と羊毛購入の政策的意義を次のように整理した。すなわち、

- (1) 南アフリカ連邦は、アフリカではエジプトに次ぐ第2の市場であるが、近年、排口、排口貨の思想が台頭、関税引上やダンピング税が賦課されているので、注意を要する。

- (2) 南アフリカ政権は、農民の手中にある。農民救済の消長は羊毛輸出にかかっている。世界恐慌（価格崩壊、輸出減退）のために農民は苦境に陥っている。日本は世界的な羊毛購入国であるが、南アフリカの羊毛を買っていないので、農民の不満が排日、排日貨の動きと連動している。南アフリカ市場での日本の商圏を維持するために、牧羊農民の羊毛を購入し、他の南アフリカ産品の輸入とあわせて、片貿易を是正して、排日運動をおさえる必要がある。
- (3) ところが、南アフリカ産羊毛は、オーストラリア産羊毛と異なり、為替と距離の面で割高であったために、その差損をどのように補填するかという問題があった。今季については、外務、商工、通信、羊毛工業界、輸出関係業者が協議して、差損は羊毛工業界と南アフリカ輸出関係業者が折半することにして、12,000 俵を買うこととし、損失は運賃の引き上げで充当することにした。
- (4) 毎年 70 万俵という南アフリカの羊毛輸出からみれば、日本の買付は微々たるものであるが、官民一体の貿易調整への取組姿勢は好印象を与え、関税引上とダンピング税の影響は少なく、雑貨品の輸出は好調であった。
- (5) 南アフリカ産羊毛のシーズンは、9 月から翌年の 6 月で、ケープタウンとの連絡を密にして、買付時期を逸しないことである。
- (6) 近年、日本の羊毛工業界が不振に陥り、豪州産羊毛の価格も下落を示しているため、南アフリカ産羊毛への関心もうすいかもしれないが、たとえ非経済的であったとしても、買付けを継続し、その負担を輸出業者にたのむことにした。10 月 23 日、29 日大阪で、外務、商工両省の大坂、兵庫、愛知、神奈川の各省府県関係係官は、輸出関係業者と協議して、(イ) 羊毛 25,000 俵を買付け、(ロ) 差損 50 万円は基本運賃の 1 割 - 2 割 5 分引き上げで充当し、(ハ) それを羊毛工業界で配慮し、(ニ) 日本羊毛工業界への折衝は商工省が担当し、(ホ) 羊毛工業界と輸出関係業界との協議会を開催して、最終案を決定する。
- (7) この決定に基づいて 12 月 10 日商工省で外務、商工両省の係官と羊毛工業会理事が協議したうえで、12 月 18 日大阪で関係業者が具体的計画を協議した。

このような経過をふまえて、藤村領事は、1935（昭和 10）年 7 月 8 日付で外務大臣広田弘毅に次のような趣旨の意見を具申している¹⁰⁰。すなわち、「日本と南アフリカとの貿易を促進する上で、南アフリカ政府の対日政策を牽制するためには、片貿易を調整する他はない。それには、羊毛輸出の約 1 割（7~8 万俵）を買い入れるべきである。それが困難であれば、豪阿羊毛の値錶補填により多少買付て、排日、排日貨を牽制するか、あるいは長期的には日本羊毛工業が南ア羊毛を効率的に利用できるように技術革新をはかる以外はない。」

そこで、藤村は、そうした暫定的政策として、「(1) 日本-南アフリカ通商条約締結まで日本品に対する最高税率賦課を防止し、対日為替ダンピング税賦課を防止するために、買付けは続けるべきである。(2) 恒久的計画としては、(イ) 日本品の南アフリカ市場進出は、南アフリカ貿易上の英欧依存を打破することにあるので、片貿易を是正し、(ロ) 漸次、良質の南アフリカ羊毛を利用して先進羊毛工業国と競争する準備のために買付け計画を樹立することを

提言した。

また、藤村領事は、次のようにも語っている。「買付基金としては、前期の15万円と明年的運賃引上収入50万円をあわせて60~70万円とし、無理な買付けは行わない。1935~36年は、ドイツ、イギリス、フランスが競合しているので羊毛価格は上昇すると考えられる。日本としては、9月から12月までにかなりはやい買付けを行い、明年には、豪ア羊毛の値鞘1俵30円を目安として、必要に応じて買い付けることにしたほうがよい。ところが、羊毛の輸入については、日本羊毛工業会が事実上の独占をおこない、非加入者の輸入が不可能となっている。むしろ買付けには、自由競争を認めてはどうか。また、南アフリカ羊毛の値鞘補填を必要としないまでに技術を改良し、そのために日本政府は、羊毛工業改革に対する取組の1つとして『指定工場』を設けて、南アフリカ羊毛を一手に購入して利用して製品を内外に販売することも1つの方法と考えられる。」

以上のような藤村領事の南アフリカ羊毛買付戦略の提案をうけて、「対南阿貿易促進協議会委員会」が開催されるにいたった。ここには、当時の日本の南アフリカ貿易に利害を有した諸団体が参加している。1935(昭和10)年7月23日、大阪市で「対南阿貿易促進協議会委員会」が開催され、次のような「昭和10、11年度南阿羊毛買付第1回委員会協議決定事項」が出されている⁽¹⁹⁾。その内容は次のようなものであった。すなわち、

- (1) 昭和9、10年度値鞘金総額は35万2130円だが、7月13日現在まで16万8804円支払済であるから、残金を支払った後、現行率で昭和12年3月末日まで継続して運賃割増金を徴収する
 - (2) 値鞘金は、1俵あたり30円を上限とする
 - (3) 昭和10、11年度の買付は、季節当初より行う
 - (4) 運賃割増徴収総額、予定買付数量および値鞘は公表しない
 - (5) 買付開始前および開始後は、必要に応じて委員会および小委員会を召集する
 - (6) 買付関係団体には、本日の委員会の協議決定事項を通知する
- というものである。また、当日の委員会出席者をあげれば、次の通りであった。

商工省 商工事務官	柏村稔三
外務省 通商局第三課長	若松虎雄
領事	太田知膳
輸出綿糸布同業会	南郷三郎 中井常三郎
大阪綿布人糸織物輸出組合	中村信太郎
神戸紡布人造糸織物輸出組合	藤井松四郎
神戸貿易同業組合	木高興次郎
日本莫大小輸出組合	柳原恒彦
大日本陶磁器輸出組合連合会	尾崎哲治郎 河原良雄
日本羊毛輸入同業界	綱谷福造
(株式会社兼松商店)	浅川孝吉
(三井物産株式会社)	上田 和 中西良吉 藤村正美

(三菱商事株式会社)

平 伍一

大阪商船株式会社

内田 茂 田島正雄 上田福之助 枝吉正保

日本羊毛工業会

赤尾清孝

横浜絹織物人造糸織物輸出組合

(欠席)

以上の一覧から、当時、南アフリカ産羊毛購入に関して日本経済を支えていたどのようなビジネス・インタレストが関与していたかが知られるであろう。

さて、以上の考察から得られた今後の課題を提示しておきたいと思う。

第一は、両大戦間期の日本経済あるいは日本の対外政策の理解のしかたに関する問題である。戦前期日本の対アフリカ（あるいは南アフリカ）政策（通商政策）とその意志決定過程にこれまでどれほどの関心が向けられていたのであろうか。主として、日本領事報告その他の記録に依拠しながら、日本の対アフリカ貿易関係に国内のいかなるビジネス・インタレストが関与し、その動きが日本の対アフリカ通商政策にどのような影響をおよぼしたのか、さらに究明する必要がある。

第二は、両大戦間期のアフリカ経済史の理解の仕方にかかる点である。この時期は、本国と植民地間の連携が強化され、「帝國の自給自足」のもとに植民地政治・経済の強化（植民地資本主義の形成——小農型輸出経済であろうと鉱業・プランテーション型輸出経済であろうと）がはかられていく時期としてとらえられる。他方では、アフリカ人のイニシアティブのもとで植民地支配への抵抗運動（あるいはアフリカ人農業社会の分解）がみられた時期としてとらえられる。本研究では、こうしたアフリカ大陸の動態をふまえながら、この時代を「経済外交」と「経済（貿易）摩擦の時代」としてとらえてみようとした。しかし、本書ではわずかに日本と南アフリカとの関係についてのみ考察したにすぎない。したがって、それが、どのレベルでどのようなかたちで生じたのか、あるいはアフリカ人の植民地支配への抵抗運動や植民地資本主義の形成とどのような関係にあったのか、については今後の一層の考察が必要である。

第三は、南部アフリカ地域経済史、とくに南アフリカ連邦と周辺諸国との経済関係の歴史、における両大戦間期のもつ意味のとらえ方である¹²⁰。本研究を通じて、日本と南アフリカの通商関係にはそれが位置する東アジア地域と南部アフリカ地域の地域内ないし地域間の関係のあり方が深くかかわっていることが知られた。この問題の考察は、1990年代の南部アフリカ共同体（SADC）の形成と新生南アフリカ共和国との関係を模索するうえで、1つの歴史的教訓をもたらすことになるであろうし、日本はこれにどのように関与すべきか、あるいはすべきでないか、を熟慮する素材となるであろう。

第四は、日本経済と南アフリカ経済を結びつけるにいたった関係の構造への理解の仕方にかかる問題が生じる。そうであるとすれば、すでに第3章で指摘したように、それには両者を結びつけるにいたった共通の舞台であるアジア経済史の構造変化、言いかえれば経済史の立場からみたアジア国際関係史の究明を待たねばならないであろう。

注

- (1) 本章は、筆者の以下の諸論考を基礎にしている。「戦前期日本の領事報告に見られるアフリカ経済事情調査の研究——外務省通商局『通商公報』を中心にして——」(日本アフリカ学会『アフリカ研究』35号、1989年12月)、「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心——『貿易雑誌』の調査に基づいて——」(龍谷大学『社会科学年報』22号、1992年3月)、「日本・南アフリカ関係史」(川端正久・佐々木建編『南部アフリカ——ポスト・アバルトヘイトと日本』頃草書房、1992年7月)。
- (2) ファイル No. K. 3. 1. 11-1 「各国ニ於ケル本邦人ノ入国居住及営業関係雜件 法規関係」参照、外務省外交史料館調書目録、通 212。
- (3) 外務省通商局『南ア連邦概論』昭和2年、104～105ページ。
- (4) 同書、106ページ。
- (5) 1932(昭和7)年5月26日付、南アフリカ連邦内務大臣宛山崎領事の書簡によれば、その対象者は、吉井卯吉と Mr. Kato であった。ファイル K. 3. 6. 1. 11 「各国ニ於ケル本邦人ノ入国居住及び営業関係雜件(南ア連邦)」参照。
- (6) 前掲ファイル参照。
- (7) 1930年代初頭は、日本の対アフリカ通商政策に積極的な姿勢が見られた。それについては、以下の論稿を参照。北川勝彦「戦前期日本のエジプト市場への関心——『貿易雑誌』の調査に基づいて——」(四国学院大学『論集』83号、1993年) 205ページ、岡倉登志・北川勝彦『日本-アフリカ交流史——明治期から第二次世界大戦期まで——』同文館、1993年、97～104ページ、Katsuhiko Kitagawa, "Japan's Trade with East Africa in the Inter-War Period: A Study of Japanese Consular Reports", Paper presented in African/American/Japanese Scholar's Conference for Cooperation in the Educational, Cultural, and Environmental Spheres in Africa, 18-20 December 1993 held at the Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies.
- (8) 「南アフリカ連邦外國貿易年報(1936年)」昭和12年9月24日付ケープタウン領事太田知庸報告『海外経済事情』昭和13年、第6号。
- (9) 『海外経済事情』昭和14年、第4号参照。
- (10) Anthony Lumby, "Foreign Trade and Economic Growth: South Africa during the Inter-War Years", *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 2, September, 1990, p. 63.
- (11) W. G. Martin, "The Making of an Industrial South Africa: Trade and Tariffs in the Inter-war Period", *The International Journal of African Historical Studies*, Vol. 23, No. 2, 1990, pp. 75-56; W. G. Martin, "Regional Formation under Crisis Condition: South Africa vs Southern Africa in the Inter-war Period", *Journal of Southern African Studies*, Vol. 16, No. 1, 1990.
- (12) Anthony Minaar, "The Great Depression 1929-1934: Adverse Exchange Rate and the South African Wool Farmer", *South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No. 1, March 1990, pp. 31-32.
- (13) Board of Trade and Industry, Report No. 130, Application of Exchange Dumping Duties to Japan, Pretoria, 1932 (B. T. I. 600/ 300) .
- (14) Board of Trade and Industry, Report No. 151, Imposition of Exchange Dumping Duty on Cement from Japan, Pretoria, 1932 (B. T. I. 600/ 151), Report No. 163, Dumping of Cement from Japan, Pretoria, 1933 (B. T. I. 600/ 163) .
- (15) Board of Trade and Industry, Report No. 170, Imposition of Exchange Dumping Duty: Japan, Cape Town 1934 (B. T. I. 600/ 170), Report No. 186, Further Imposition Exchange

- Dumping Duties : Japan and Australia, Pretoria, 1934 (B.T.I. 600/186), Report No. 196, Imposition of Exchange Dumping Duties on Slippers from Japan and Australia, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/196).
- (16) Board of Trade and Industry, Report No. 198, Imposition of Exchange Dumping Duty on Japanese Plywood, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/198).
- (17) 外務省外交史料館 ファイル No. E. 4. 3. 2. 2-2 「毛皮羽毛並骨角関係雜件南阿羊毛購入關係」参照。
- (18) 藤村領事、外務大臣広田弘毅宛「1935-36年度季節ニ於ケル南阿羊毛買付計画ニ關シ意見具申ノ件」(昭和10年7月8日)
- (19) この詳細については、昭和10年7月31日付で商工省貿易局長寺尾進が外務省通商局長来栖三郎に宛てた「南阿羊毛買付問題ニ関スル件」で知ることができる。
- (20) Ian Phimister, "Industrialization in the Periphery : Southern Rhodesia and South African Trade Relations between the Wars", University of Witwatersrand, African Studies Institute, *African Studies Seminar Paper*, 28 July 1986.

第 2 部

第二次世界大戦後の 日本-南アフリカ通商関係史

第6章 日本・アフリカ・国際経済

——第二次世界大戦後～1980年代——

1 戦後の国際経済の変化

戦後の国際経済の変化を概観するとき、復興期、成長期および変質期の三期を識別することができる。まず、復興期には、アメリカの政治・経済両分野の絶対的優位による新しい国際経済秩序が形成されていった。第一は、アメリカドルを基軸通貨としてブレトンウッズ体制が成立したことである。すなわち、1944年7月の連合国通貨金融会議において、「国際通貨基金の設立に関する専門家の共同声明」(1944年4月)と「連合国復興開発銀行試案」(1943年12月)の採択をへて、国際通貨基金(IMF)と国際復興開発銀行(IBRD)が、1945年末に創設されるにいたった。第二は、1947年10月、多角的かつ無差別な国際貿易と貿易の数量的制限排除の二大原則に基づき、関税と貿易に関する一般協定(GATT)が生まれたことである⁽¹⁾。

戦後世界は、ブレトンウッズ体制の下、「一つの世界」を建設するはずであった。第二次世界大戦中、「奇妙な同盟」関係を保持してきた米ソは、戦後の世界秩序形成において、1946年、チャーチルの行った「鉄のカーテン」演説以来、冷戦体制に突入する。アメリカの世界政策は、トルーマン・ドクトリンやマーシャル・プランに見られるように、ソ連と民族運動の抑圧のために「共産主義封じ込め政策」に転じ、それに対抗してソ連も1947年、コミンフォルムを結成した⁽²⁾。

その後、陣営の東西を問わず、経済成長(=工業化)政策がとられ、国際経済は、成長期をむかえる。高度成長のいくつかの原因をあげるとすれば、何よりもまず、先進自由主義経済においては、人々の意識のなかに成長志向が定着していったことがあげられる。次いで、人口増加、女子の労働力化および移民による豊富な労働力供給、技術革新および設備投資による生産性向上と供給力増大、さらに、貿易の自由化や決済の円滑化による工業製品貿易の拡大をあげることができる。ソ連においても、豊富な天然資源と労働力を基礎にして、中央計画経済体制による工業化政策は、1950年代後半に10%の経済成長率を達成し、1960年代にも6~7%の成長率を達成した⁽³⁾。

ところが、戦後の世界経済は、次のような事情で次第に変質していくことになった。まず、戦後の経済成長政策の結果、先進資本主義諸国インフレーションが構造化したことがあげられる。次いで、1960年代中葉以後、ベトナム戦争の戦費増大によるドル流出と国内インフレーションのために国際収支の赤字が慢性化したアメリカは、世界の「警察、援助機関および銀行」の役割を果たせなくなった。そのために、先進諸国間、とくに日米間、日欧間の生産力格差に基づく貿易不均衡は、多極化の象徴となってくる。また、世界経済の中心部たる先進国

の復興は、周辺部たる一次產品輸出国にも經濟的繁榮をもたらすものと考えられてきたが、実際には、もっぱら先進国間の貿易が発展し、中心部と周辺部ないし周辺部間の貿易はほとんど発展しなかったのである。1950年代と60年代に独立を達成したアジア・アフリカの諸国は、1964年の国連貿易開発会議（UNCTAD）以後、IMF=GATT体制を自らに有利なものに変革するための新しい国際秩序をつくることで經濟格差を是正しようとしてきた⁽⁴⁾。

かくして、戦後、世界經濟の枠組であったIMF体制は、先進資本主義諸国の成長力ないし競爭力格差と基軸通貨国アメリカの基礎的不均衡により動搖し、1971年の金・ドル交換停止に続いて、1973年には変動相場制へ移行するにいたった。また、多角的・無差別貿易原理に基づくGATT体制も、1964年のUNCTADにおける発展途上国製品への特恵供与、さらに1976年のUNCTADにおける「一次產品総合プログラム」の輸出所得補償などにより変質していった。最後に、1960年代以降、先進国の地域統合、集団的自立をめざす発展途上国の地域協力、東側の地域的經濟協力などの進展がみられたが、最近、さらに、地域的經濟協力機関相互の交流もおこなわれるようになった点は、世界の新しい動きとして注目される⁽⁵⁾。

一方、この間、ソ連においては、フルシチョフの退陣からブレジネフの死にいたる時期に、工業化政策は、資源の大量投入による經濟規模の巨大化と經濟構造の高度化をはかる「粗放的・外延的經濟發展」から生産性向上などの經濟効率を高める「集約的・内包的經濟發展」に一大転換をとげた。また、ソ連および東欧諸国は、西側の先進技術の導入をはかり、他方、西側諸国もソ連・東欧を工業製品市場の射程に入れるべく、經濟交流を展開するにいたった⁽⁶⁾。以上のように、1970年代のデタントの進展と東西間の經濟交流によって、世界は、アメリカ体制とソ連体制の周辺部で緊張が緩和し、アメリカ、日本、EC、ソ連、東欧、中国、発展途上国との間に、不安定均衡ないし消極的安定均衡の状態が現われたのである。

ところで、1970年代から80年代にかけて先進国經濟は、インフレ、生産性の伸びの低下、失業率の増大、公共部門の肥大化、財政赤字の拡大などの諸問題をかかえていた。この対応策が構造調整政策である。構造調整政策は、政府の介入をできる限り抑え、自由な市場の力によって効率的な民間經濟活動を確保するところに目的がある。1988年6月のトロント・サミット以降、構造調整政策は、先進国首脳会議においてもマクロ經濟政策とならんで政策協調の重要な位置を占めるようになった。

一方、1985年、ソ連にゴルバチョフ政権が誕生し、ペレストロイカが開始された。ペレストロイカ政策は、対外的には「新思考外交」となり、ソ連は西側諸国との協調路線をとり、共産圏諸国にも經濟自立を促す各國・各民族の「独自の道」を容認した。国内的には、市場經濟メカニズムを活用した經濟改革とウスカレーニエ（加速化）政策は、中央命令システム強化による資本財増産と調和せず、經濟の混乱を招いた。また、グラスノスチ政策も、政治活動を活発にし、諸民族の独立と対立を表面化させた。1991年末にはソ連が崩壊して、15の独立国が生まれた。これらの国々では、計画經濟から市場經濟への移行が進められている。

また、旧社会主义諸国では、政治と經濟の変革がすすみ、1989年秋には東欧諸国で社会主义が放棄された。これら東欧諸国の中場經濟への移行は多様である。東ドイツは、西ドイツとの統一で一気に資本主義に組み込まれた。旧來の經濟構造の転換がまったく進まない国もあれ

ば、西側協調路線のユーゴスラビアにおける分裂と戦争など多くの問題が生じた^⑩。

ところで、第二次世界大戦後、アメリカは圧倒的な生产力、資本力、政治力、軍事力で世界に君臨した。しかし、「黄金の60年代」以後、アメリカの勢いが衰えるとともに、日・米・欧の力関係に変化が起こった。冷戦後の疲れも日立ち、世界は「パックス・ユニバシリス（多極化）の時代」に入った。日・米・欧の三極時代は、EU、NAFTA（米・加・墨）、東アジア（日本、アジアNIES、ASEAN、中国）の時代へと展開したと言い換えてよい。

1980年代、ECの経済統合は急を告げる。1985年の域内市場統合白書、1987年の単一欧洲議定書、1991年のマーストリヒト条約を経て、EC域内での一大市場の形成を目指すことが決められた。1993年1月より統一市場が発足し、11月には欧洲連合（EU）となる。1994年、欧洲自由貿易連合（EFTA）との統合で欧洲経済領域（EEAC）が創設された。さらに、通貨面では、1999年を目途に域内での単一通貨と中央銀行の設立が計画されている。

1994年1月、北米自由貿易地域（NAFTA）が発足した。これは、1985年のアメリカとカナダの首脳による米加自由貿易協定の合意にもとづく。アメリカ、カナダ、メキシコを構成国にして2,000万平方キロメートル、3億7,000万人の経済圏である。域内の関税と非関税障壁を除去し、サービス貿易その他の分野の規制も撤廃する。これは共同市場よりゆるやかな結合であって、加盟国間の関税と非関税障壁は撤廃されても各国の固有の関税は域外諸国に対して維持される。NAFTAは、先進国（アメリカとカナダ）と発展途上国（メキシコ）の結合という意味でひとつの実験である。

アジア太平洋経済協力会議（APEC）は、1989年1月にオーストラリア首相ホークが提唱したアジア太平洋地域の経済協力のための政府間公式協議体である。当初の加盟国は、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ASEAN6カ国の12カ国であったが、1991年11月の第一回会議（ソウル）で中国、台湾、香港が加盟した。APECでは、「開かれた地域協力」をかけ、人材養成、投資促進などの協力が進められている。1992年9月の第四回会議（バンコク）では、常設事務局をシンガポールに設置することが決定された。また、2000年を展望して、域内自由貿易を検討する「暨人会議」の設置も決められている^⑪。

2 戦後の日本経済の変化

戦後、日本経済はさまざまな曲折をへながら経済成長を達成してきた。この経済成長は、戦後日本の国際関係のパターンに入きな影響と変化をもたらしたのである。

戦後日本の経済成長過程は、三つの時期にわけて概観できる。第一は、戦後経済の復興・再建から朝鮮戦争をへて戦前の水準が回復される時期（1945～55年）である。1945（昭和20）年8月15日の敗戦によって、日本の国土は全く破壊され、帝國も崩壊した。占領軍の対日政策は、非軍事化と民主化であったが、敗戦後の日本経済の窮状は、『経済実相報告書』の語るところである。米ソ冷戦体制への突入を契機にした「共産主義封じ込め政策」は、アメリカの対日政策を、日本の政治・経済の自立化に転換させた。1950（昭和25）年6月に勃発した朝鮮戦争は、多額の特需によって日本の輸出増をもたらし、電力、海運、鉄鋼、石炭への投資と

国内消費が拡大した。

1951（昭和26）年のサンフランシスコ平和会議において、対日講和条約と日米安全保障条約の調印が行われ、日本は、自由主義市場経済体制（＝西側陣営）の一員として独立した。以後、対米依存の日米外交が展開される。1952（昭和27）年の『経済白書』は、「独立日本の経済力」を分析し、1955年の白書は、「前進への道」を摸索するものであった^⑨。

第二は、高度経済成長と日本経済の自由化の時期（1956～72年）である。この時期の前半は、1956（昭和31）年の「日本経済の安定と近代化」という『経済白書』の「からはじまり」、1964（昭和39）年「先進国への道」という白書で終わる高度経済成長期であった。冷戦体制下において、日本外交の自由は限られていたが、1956年、ソ連との国交正常化が実現し、国連への加盟も果たした。以後、1963（昭和38）年に至るまで、まず、世界各国との貿易経済関係の安定化を最重点課題として、GATT（1955年加入）35条援用撤廃交渉、通商航海条約ならびに貿易取締の縮結交渉が展開されていったのである。

次いで、IMF=GATT体制下の自由貿易主義の風潮のなかで、1958（昭和33）年の貿易為替の自由化や1960（昭和35）年6月の政府の貿易自由化大綱の発表をへて、日本は、1963年、GATT 12条国から11条国へ、1964年には、IMF 14条国から8条国へ移行するにいたった。開放体制への道を歩みつつ、国内においては、技術革新に基づく設備投資によって産業の重化学工業化と耐久消費財産業の拡大がはかられ、規模の経済が追求されていった。1965（昭和40）年の不況を長期国債の発行などの財政金融政策によって好況に転じた後、持続的経済成長への道が模索され、1968（昭和43）年には、GNPは自由主義世界第二位となり、経常収支の黒字も定着していく。日本経済の新しい次元を開くべく、国際化と内外均衡の達成が推進された。重化学工業化による良質で安価な工業製品の輸出は、国際収支の黒字をもたらした反面、対米貿易収支の不均衡をめぐる経済摩擦を生じた^⑩。

第三は、国際通貨危機と石油危機をへて安定成長に移行する時期（1971～84年）である。1970年代前半は、「激変の時代」であった。アメリカに端を発する国際通貨不安は、金・ドル交換停止および輸入課徴金導入というアメリカの国際経済政策の一大転換をもたらした。以後、1973（昭和48）年2月、世界は変動相場制に移行し、戦後世界経済の基本的枠組みであったブレトンウッズ体制は崩壊した。次に、1973年10月の第四次中東戦争は、OPECによる原油公示価格の大幅引上げを招き、世界各国に石油ショックをひきおこした。この結果、先進国においては、インフレの高進、国際収支の悪化、失業が経済社会の構造的特質となり、世界経済は縮小に向かった。これを契機に、資源面で重大な制約を有する日本経済は、国内においては、総需要管理や物価鎮静策によりstagflationを克服し、成長経済を越えて、インフレなき福祉をめざした。対外的には、日本政府は、資源ナショナリズムをとなえる資源供給国との政治・経済関係の強化へ政策的根本的な転換を余儀なくされた。安定成長への構造転換をおさすめてきた日本経済は、1978～79年のイラン政情不安による第二次石油ショックにも、すぐれた適応力を發揮した^⑪。

少なくとも1973年の石油ショックにいたるグローバルな繁栄が持続している間は、世界経済に占める日本経済のウェートが低く、また、日米安保体制下で、世界政治における諸外国の

脅威もなかったために、軍備を保持しない経済国として日本の外交は受身的か反応的でも問題は生じなかった。歴史の示すところによれば、国際秩序の活力は、他国に共通の行動を強制できる強大な指導国¹¹¹の存在を前提とするが、それが崩壊した1970年代初頭より、世界は多極化時代をむかえる。アメリカの国際政治における限界の露呈、石油輸出機関（OPEC）の石油戦略をはじめとする戦略的資源保有国¹¹²のナショナリズム、南北問題と東西問題の錯綜する国際関係における争点領域の交錯、といった種々の現象があらわれるにいたって、日本の対外政策の基本姿勢が問われはじめた。

最近の日本経済の成長は、少なくとも二つの要因に支えられていたようと思われる。一つは世界の経済大国アメリカが輸入国に転落したことである。アメリカが国内で財政を赤字にして購買力をつけ、他の国から大量に商品を購入するようになったために、この流れにのって日本の輸出が大きく伸びた。他は、この間原料・燃料価格の下落、とくに石油価格が一時に比べて低下したために日本の経済成長を維持できたことである。1980年代半ばから1990年にかけて、日本経済は、通常の財やサービスの価格は安定していたが、金融資産と土地の価格が著しく上昇した。いわゆるバブル経済である。ところが、1990年以降このバブルが崩壊し、一転して平成不況となった。

それに加えて、国際社会での日本のプレゼンスが高まってくるにつれて、輸出主導型成長の国際紛争への転化（経済の政治化）、日米関係や日欧関係の調整がからむ安全保障をめぐる政治と経済のリンクエージ（政治の経済化）、経済摩擦の鎮静化手段としての文化交流（文化の政治化）に取り組まなければならなくなっている。これは、国際経済の相互依存関係が強くなってきたことを象徴している。異なった経済システムが共存していくためには自由貿易は欠かせないが、異なった経済の交流には価値観の相違から摩擦がつきものである。国際経済との「共生」をはからねばならない日本は自らのシステムの改革を迫られている¹¹³。

たとえば、高度成長期に有効なはたらきをした日本的経営（「終身雇用制度」「年功序列制度」「企業別労働組合」）を日本経済の現実の変化（経済の低成長化とグローバリゼーション、規制緩和、人口の高齢化、若者の価値観の変化）や国際経済との関係の変化のなかでどのように調整していくか、という問題が議論されるようになってきた。市場システムが唯一の解決策であるのかどうかという点を含めて、日本型経済システム（会社社会の形成、横並び主義、長期取引の閉鎖性、行政指導）の抜本的改革に関する議論が期待されるところである。

3 戦後のアフリカ経済と南アフリカ

戦後、西側諸国の中車両や実質所得と消費需要の増加のために、アフリカ産の商品に対する需要は増大し、価格も上昇した。これは、1950年代末までアフリカの一次産品の交易条件を有利にしたのである。この時期には、産出量も商品ごとに、また地域ごとに異なってはいたが、増加していた。西アフリカでは落花生、西、西中央、東アフリカではコーヒー、綿花の生産が顕著であった。ただし、鉱物生産の増加の方が輸出農産物よりも大きかった。

それでは、このようなアフリカからの輸出ブームの背景には、どのような動きがあったのだ

ろうか。ヨーロッパ諸国のアフリカ植民地開発は、ドル地域からの輸入の節約および原料・食料の供給源と製品市場の獲得を目的としていた。そこで植民地政府は、本国の援助、世界銀行からの融資および現地の歳入にもとづいてさまざまな開発計画をたてる。イギリスでは、植民地開発福祉法（1945年）が制定され、フランスでは社会経済開発投資基金（1946年）が設立された。また、1945年から50年代初期には、イギリスの植民地全体にわたってマーケティング・ボードが設置されている。それによって特定商品の輸出と国内取引が独占され、必要な補助的サービスが行なわれて、価格安定化が計られた。農民所得の一部を源泉徴収することでマーケティング・ボードに蓄積された資金は、準備金としてロンドンの銀行に預託され、pond平価の維持に役立ったのである¹³³。

植民地開発計画の資金は、社会资本、社会サービスおよび農業その他の生産に支出された。社会サービスの資金は、教育、衛生および都市住宅の拡充に使用され、港湾の改良、鉄道と道路の建設、水力発電開発など社会资本の増強もはかられていった。

この時期には、アフリカ人農民の間で商業的農業が進展し、それにともなってコーヒー（エチオピア、アンゴラ、コートジボワール、ケニア、ウガンダ）、落花生（フランス領西アフリカと北ナイジェリア）、茶とサイザル麻（ケニアとタンガニーカ）、タバコ（南ローデシア）など輸出向け農産物の栽培が発展した。サハラ以南アフリカの各地域において成長を遂げてきた少数のアフリカ人農民は、農村のエリートとか小ブルジョアとか呼ばれたが、こうした農民の台頭は、植民地経済下におけるアフリカ人社会の階層分化の過程の一部をなしていたのである。

アフリカ人農業の商業化には、植民地政府による「伝統的」社会制度の変革がともなった。ベルギー領コンゴでは、1958年に、農業近代化のためにアフリカ人約20万世帯が強制移住させられている。また、南ローデシアとケニアでは、アフリカ人農村社会を法の力で分解するとともに、アフリカ人「リザーブ」（居留地）における農業の条件を変更しようとした。すなわち、1951年の南ローデシアの土地耕作法と54年のケニアにおけるスヴィナートン計画は、アフリカ人農民の政治的危険性を軽減し、中小規模の商業的農業を営むアフリカ人農民の創出をねらいとしていたのである。

第二次世界大戦後の南アフリカでは、「羊毛」「砂糖」「果物などの海外需要と工業都市を中心とした国内需要に応じるヨーロッパ人農業と生活の最低限度さえも充たすことができず、大多数の人々を出稼ぎ労働として排出せざるをえないアフリカ人農業は、著しい対照をみせていた。1955年、アフリカ人「ホームランド」を調査したトムリンソン委員会は、アフリカ人の農業単位を再編成し、土地を失った人々を雇用するために公共施設や製造工業を「ホームランド」に建設することを勧告した。しかし、南アフリカ政府は、「アバルトヘイト」、すなわち「人種の分離発展」という立場から白人居住地域の周辺部に「隣接地工業」を建設しただけであった¹³⁴。

それでは、鉱業や製造業については、この時期にどのような変化がみられたであろうか。鉱業では、リベリア鉱業会社（ボーミ・ヒルの鉄鉱石）、フライア会社（ギニアのボーキサイト）、シェルブリティッシュ石油会社（ニジェールデルタの石油）が登場する。南ローデシアでは、金にかわってアスベスト、クローム、ニッケルなどの鉱物の輸出と国内向けの石炭と鉄鉱石の開

発が進んだ。南アフリカでは、オレンジ自由州で金鉱の開発がアングロ・アメリカン社によって行われ、金の選鉱くずからウラニウムの抽出も行われるようになった。それ以外には、アンチモン、プラチナ、マンガンなどの産出が増加している。

製造工業は、南アフリカと南ローデシア以外ではあまり発展していない。見るべきものとしては、セネガルやナイジェリアの落花生粉砕業、コンゴと北ローデシアの銅の電気精錬、カルーンのアルミ精錬くらいであった。それ以外では、織物、紡き物、石鹼、タバコ、家具、家庭用台所用品、セメントなどの中間財のような輸入代替品の生産が行われた。その中心としては、ダカール、アビジャン、ナイロビ、モンバサなどの都市をあげることができる。ただし、南ローデシアでは鉄鋼業が、南アフリカでは、鉄鋼公社による鉄鋼生産と産業開発公社による石油化学製品、繊維、リン酸肥料などのセクターが工業化の推進役となつた⁽¹⁵⁾。

ヨーロッパの対アフリカ貿易と開発投資が増加した時代が終わろうとする時、サハラ以南アフリカの植民地帝国が撤去されはじめた。アフリカ人の政治指導者の一般的戦略は、国家の機関を分解することではなくむしろそれを利用して富の生産と分配の機能を方向転換することであった。

独立当初、アフリカ人は、経済計画が成長を促進し、数年以内に経済開発を成功させると楽観的に考えていた。植民地列強がアフリカを去り、アフリカ諸国が自らの経済に責任をもつようになれば豊かになると信じていたアフリカ人たちは、最初の「開発の10年」が終り、目的がまったく達成されていないのを知った。

アフリカでは、植民地時代のインフラストラクチャーはヨーロッパへの一次産品輸出と植民地統治を支えるだけの必要最低限しかなかった。したがって、新しい道路、水、電力および電話のネットワークを建設しなければならなかった。さらに、教育システムと人的資源の訓練が必要であった。しかもアフリカ人には、事業経営や政府行政の経験は浅かったのである。

独立時、工業化が開発の最適戦略であると考えられ、輸入代替工業化がすすめられた。これらの工業化を推進するには、資本財を輸入せねばならなかったために外貨の節約にはならなかったのである。工業化はアフリカ経済を改善しなかっただけでなく、農業経済を傷つけた。農村を押し出された人々は都市へ流入したが、彼らには十分な職はなかった。逆に、農村の食料生産の担い手の喪失は、今日にいたるまで食料危機の原因となっている。

アフリカ諸国は、経済的自立を切望してきたが、独立後に彼らが知ったことは、自らの輸出品が单一の一次産品のままであり、貿易がもっぱら日本・中国に向けられていることであった。ウガンダやブルンジはコーヒー、チャドは綿花、ガーナはココア、ギニアは非鉄金属、ザンビアは銅、ナイジェリアとコンゴは石油といったありさまであった。

このような状況は、アフリカ諸国の立場を国際市場の価格変動に対して弱くさせた。長期にわたって「交易条件」は悪化し続けている。さらにアフリカ諸国では、エリート集団、つまり軍の指導者、政府官僚、特定の企業家が多国籍企業や援助の供与国と結託し、自らの利益を追及してきたために、世界経済システムを支配する強者に従属してきたことも明らかになった。それは、多額の累積債務に象徴されている。1980年代に入って、世界銀行とIMFは、アフリカ諸国に対して経済の「構造調整」を求めはじめた。

アフリカ諸国は、ついに大陸開発のイニシアティブをとる決意を固め、アフリカ統一機構(OAU)の政府首脳会議は、自立的開発の戦略のために「モンロビア宣言」を採択した。1980年4月、国連アフリカ経済委員会(UNECA)とアフリカ統一機構は、「ラゴス行動計画」を採択し、モンロビア宣言の目標を実施するのに必要な行動をとることを確認している。両者は、アフリカの危機が脆弱な農業成長、工業生産の衰退、貧弱な輸出品生産、生産とインフラストラクチャーの崩壊、債務増加、社会的諸指標(教育、衛生、住宅、水)の悪化、環境の破壊に原因があることでは一致した。今後のアフリカ諸国の取り組むべき問題は多い¹⁶。

ところで、1948年以降、南アフリカは、急速な経済成長を経験し、それは実際、産業革命であったと言われる。同時に、この経済の変革は、社会革命をともない、かつては非特権的な立場にいた白人は新しく手にした権力をを利用して経済的利害を前進させた。すなわち、国家機関の支援をともなうアフリカーナー資本主義が出現する。それは、南アフリカ経済における長期にわたるアフリカーナー支配の土台をなした。この最初の勝利以後20年間、アフリカーナー支配集団は、反資本主義的態度をとったのである。

20世紀後半の南アフリカにおける資本主義は、有利な政治的環境に身を置くことはできなかったと論じられることがある。1948年以後30年間、移民の規制、工業の分散化政策、白人に有利な職業の確保、資本の規制、非効率的な交通、不十分な教育構造などが経済発展を妨げたからである。「アパルトヘイト」とは、反資本主義的で反アフリカ人的であったと指摘されることが多い。また、この政策は、持たざるものあるいは特権のないものに対してマイナスの政策であった。1960年代、フェアウールトはこの政策のネガティブ・イメージを変えようとして「分離発展」の夢をみた。すなわち、全黒人は「ホームランド」で生きろというのである。この「遠大な実験」を行うために、近代産業の競争力の拡充に不可欠なあらゆる要素が欠けた遠隔の土地に工業家を向かわせる多く施策が講じられた。南アフリカは経済成長を経験していたのだが、この成長は資本家の最善の利益と必ずしも一致していなかったのである¹⁷。

1948年以後の南アフリカの経済発展には、おおむね持続的な工業化が見られた。金鉱業への投資は、1951年と1958年に復活した。こうした投資に続いて、1974年には金価格が上昇した。インフラストラクチャーへの多額の投資も行われている。住宅や病院、あるいは都市中心部での開発の遅れはあったが、投資は持続的に行われていた。南アフリカにおいて金融サービスが台頭した背景には、これらの工業、金鉱業、および電力への巨額の投資があり、それにもなった銀行および保険会社の成長と少数の巨型企业の出現があった。

金鉱業は、南アフリカ経済の拡大に貢献し、金融制度の形成の背景をなした¹⁸。1960年代中頃以降の金鉱業の拡大には巨額の投資が伴い、また、産金額の増加には、他の鉱業部門(石炭、鉄鉱、プラチナ)の拡大が伴なった。このような経済基盤の広がりは、第二次産業の成長にあらわれている。これには民間企業が主として貢献したが、1970年代には、鉄鋼生産にあたった国営企業、石炭油化プログラム、武器、発電が重要な役割を演じた。製造業の粗固定投資は、1960年と1982年の間に6倍になっている。インフラストラクチャーの発展は、電力生産の成長に規定されていた。1960年と1982年の間に電気、ガス、水道は、粗固定投資の8%から13.9%に上昇している¹⁹。

この間、巨大企業の成長がみられた。1961年以降今日にいたるまで、Anglo-American と Anton Rupert's Rembrandt Group は、民間部門の5分の4を支配している。さらに、金融機関も、南アフリカ経済のこうした展開に対応して機能と規模を拡大してきた。NED Bank は、南アフリカにおける外国貿易での地位を強化してきた。南アフリカ準備銀行はイングランド銀行と同じように、公定歩合と準備率操作によって南アフリカ経済を運営しようとしている。アフリカーナー政府に近い立場の Volkskas は政府ビジネスとの関係で急速に台頭し、巨大保険会社 Sanlam も新興のアフリカーナー企業を支配するようになった。

国際世論を背景にして南アフリカに対する経済制裁期に入ると、外国資本の撤退の中で、パークレー銀行もスタンダード・チャーター銀行も子会社株を維持しなくなり、南アフリカ経済を左右する金融の集中が別の段階に入った。すなわち Volkskas の最終的所有者は、Rembrandt と Sanlam になる。また、Old Mutual は、NED Bank を支配すると同時に、Anglo-American や Standard と結び付き、Liberty Life とも関連するようになったのである⁽¹⁹⁾。

以上のような変化を経験してきた南アフリカは、制裁の解除と新政権の誕生をへて、外的な経済環境にどのように対処し、また国内環境の格差是正に、どのように立ちむかうのであろうか。新生南アフリカの課題は重いと言わざるをえない⁽²⁰⁾。

注

- (1) W. M. Scammell, *The International Economy since 1945*, London, 1980, pp. 9-18. 宮崎勇・丸茂明則『世界経済誌本』(第4版) 東洋経済新報社、1983年、23～30ページ。
- (2) 梅津和郎編著『国際関係誌本』春秋社、1984年、162～164ページ。A. Maddison, *Phases of Capitalist Development*, Oxford, 1982, pp. 126-136.
- (3) 前掲『世界経済誌本』30～40、207～211ページ。
- (4) 前掲『世界経済誌本』40～44、45～47、157～172ページ、前掲『国際関係誌本』177～186、187～196ページ、青木一能『国際政治論』学陽書房、1983年、4～9、9～16、22～38ページ。
- (5) 前掲『世界経済誌本』47～49、66～70ページ、前掲『国際関係誌本』197～214ページ、田中直吉監修、元川房三編集『現代の国際政治』東海大学出版会、1984年、54～70ページ。A. Maddison, *ibid.*, pp. 136-157.
- (6) 前掲『世界経済誌本』212ページ、前掲『国際関係誌本』10ページ、前掲『国際政治論』110～128ページ。
- (7) 宮崎勇・丸茂明則・大来洋一編『世界経済誌本』(第6版) 東洋経済新報社、1994年、103～110ページ。
- (8) 前掲『世界経済誌本』(第6版) 207～213ページ。
- (9) 金森久雄・香西泰編『日本経済誌本』(第9版) 東洋経済新報社、1985年、6～10ページ、渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』有斐閣、1985年、32～57ページ、三宅一郎・山口定・村松岐夫・進藤栄一『日本政治の座標』有斐閣、1985年、18～29ページ、前掲『現代の国際政治』193ページ、前掲『国際政治論』238～242ページ。
- (10) 前掲『日本経済誌本』10～15ページ、前掲『日本政治の座標』29～33ページ、前掲『国際政治論』243～248ページ、前掲『戦後日本の対外政策』91～96、108～134ページ。
- (11) 前掲『日本経済誌本』17～22、122～129、250～254ページ、前掲『戦後日本の対外政策』285～314ページ。高坂正亮『高坂正亮外交評論集――日本の進路と歴史の教訓――』中央公論

社、1996年、95～116、143～164ページ。

- (12) R. S. Ozaki & W. Arnold, *Japan's Foreign Relations: A Global Search for Economic Security*, London, 1985, pp. 6～11. 前掲『戦後日本の対外政策』276～284、315～338ページ、前掲『日本政治の座標』49～55ページ、川田侃『国際関係の政治経済学』日本放送出版会、1980年、4～5ページ。
- (13) P. Cain & A. Hopkins, *British Imperialism: Crisis and Destruction, 1914-1990*, London, 1993, pp. 269～285. R. F. Betts, *France and Decolonization, 1900-1960*, London, 1991, pp. 115～125.
- (14) J. F. マンロー、北川勝彦訳『アフリカ経済史 1800～1960』ミネルヴァ書房、1987、218～222ページ。峯陽一『南アフリカ——「虹の國」への歩み』岩波書店、1996年、163～190ページ。Z. A. Konczacki et als eds., *Studies in the Economic History of Southern Africa*, Vol. II, London, pp. 145～163. F. C. Coleman ed., *Economic History in South Africa*, Pretoria, 1983, pp. 239～244. N. Nattrass & E. Ardington eds., *The Political Economy of South Africa*, Cape Town, 1990, pp. 12～14.
- (15) マンロー、前掲書、228～234ページ。P. C. Wikins, *Africa, 1880-1990: An Economic History*, Cape Town, 1986, pp. 223～229.
- (16) A. A. Gordon & D. C. Gordon eds., *Understanding Contemporary Africa*, London, 1992, pp. 92～102. D. Apter & C. G. Rosberg eds., *Political Development and the New Realism in Sub-Saharan Africa*, Charlottesville, 1994, pp. 6～19. 小田英郎『アフリカの政治と国際関係』頃草書房、1991年、3～31ページ。
- (17) Stuart Jones ed., *Banking and Business in South Africa*, London, 1988, pp. 16～22. M. Lipton, *Capitalism and Apartheid: South Africa, 1910-1986*, Hanto, 1986, pp. 14～48.
- (18) F. C. Coleman, *op. cit.*, pp. 155～162, 191～194, 235～244.
- (19) S. Jones, *ibid.*, p. 22.
- (20) P. H. Baker, A. Boraihe & W. Kraschik eds., *South Africa and the world Economy in the 1990s*, Cape Town, 1993, pp. 91～93. A. Adedeji ed., *South Africa and Africa: within or Apart?* London, 1996, pp. 3～28.

第7章 戦後日本の対南アフリカ貿易

本章では、第二次世界大戦後における日本経済および南アフリカ経済の発展に応じて、それぞれの発展段階において異なる要因を媒介にして多様な展開を見せた日本-南アフリカ通商関係について概観する。その場合、主として『通商広報』に掲載された南アフリカ経済情報を手がかりに考察する。それに関しては、少なくとも次のような問題の研究をともなうであろう。

すなわち、第一に、戦後日本の南アフリカへの経済的関心はどこにあり、南アフリカに関する経済情報がどのように収集され、それを日本国内に報知するどのようなシステムが形成され、また、それはどのような変遷をたどったのか。第二に、戦後の日本と南アフリカの貿易は、現在にいたるまでどのような展開を示したのか。第三に、日本と南アフリカの経済関係とその展開はどのような要因によって規定され、それぞれの発展段階においてどのような問題が生じていたのか、また、日本-南アフリカ貿易を促進するためにどのような流通ネットワークが形成され、そこにはどのような日本企業や南アフリカ企業の活動がみられたのか。第四に、戦後日本の対南アフリカ通商政策および南アフリカの対日通商政策はどのようなものであり、また、その政策決定過程はどのようなものであって、今日にいたるまでいかなる推移をたどったのか。

しかし、このような点を余すところなく明らかにするには広範囲にわたる資料研究を踏まえた膨大な実証研究を必要とすることは言うまでもない。そこで、本章では、主として次のような点に限定して考察したい。第一に、戦後日本の海外市場調査機関として今日にいたるまで重要な役割を演じている「日本貿易振興会」(JETRO) の設立経過をふりかえる。第二に、JETRO 発行の『通商広報』(月刊) に掲載された南アフリカ市場調査を概観する。第三に、この『通商広報』その他の資料に依拠して戦後日本の対南アフリカ貿易の展開過程を概観し、最後に戦後の日本-南アフリカ通商関係に関連した若干の問題について考察する。

1 南アフリカ市場情報の収集と報知のシステム

——「日本貿易振興会」の設立——

ところで、戦後日本の貿易体制は、次のような経過をたどった。1945(昭和20)年12月14日、商工省に貿易庁が設置された。貿易庁は、輸出品を国内業者から買い上げ、GHQ(連合軍総司令部)の指示で海外へ送りだし、GHQによって輸入された輸入品を国内業者に売り渡す役割を担っていた。これらの輸出入品の実際の取扱は、1946(昭和21)年6月20日の「貿易等臨時措置令」で解散された戦時中の交易當局にかわって、1949(昭和24)年4月5日の「貿易公團法」によって誕生した4公團(繊維、食料、鉱工業品、原材料)が担当したのである。

1947(昭和22)年8月15日以降、外国商社の入国許可等制限付民間貿易が開始される。1948(昭和23)年8月15日には「B.S. コントラクト方式」が許可され、外国人バイヤーと

我国の民間業者との直接契約が可能となり、輸入が民間に移行することになった。さらに、1949（昭和24）年5月25日には、商工省が通商産業省へ、貿易庁は通産省の通商局へ改組された。すでに同年4月25日に、単一為替レート（1ドル=360円）が設定されている。また、1948（昭和23）年以降、GHQの交渉によって、スターリング地域、フランス連合、オランダ、インドネシア、ブラジルなど17カ国と通商協定が締結された。その後、GHQは、1949（昭和24）年10月、ローガン使節團を招聘し、「ローガン構想」に基づいて同年12月1日「外国為替および外国貿易管理法」が公布され、1950（昭和25）年1月には、輸出も民間に移行したのである¹⁰。

それに先だって、GHQは、輸出向商品の選択を容易にするために貿易庁に対して「商品陳列所」の設置を命令していたが、1946（昭和21）年8月「貿易庁日本貿易館」が設置された。その後、1948（昭和23）年2月14日、「財團法人日本貿易館」が設立される。その事業内容は、次のようなものであった。すなわち、輸出向商品の陳列展示、海外市場の調査、海外商品見本および資料の収集、海外における日本商品の展示、貿易業者の業態調査、海外商業通信引合の処理、意匠図案等新規商品の製作指導、日刊『通商広報』その他の出版物の刊行、貿易相談などであった¹¹。

ところが、戦後、1947（昭和22）年8月に民間貿易が再開されても、輸出業者のための海外市場情報は皆無に等しい状態であった。通産省が1949（昭和24）年8月15日に公刊した第一回『通商白書』では、英國の輸出調査機関「BETRO」（British Export Trade Research Organization）が輸出の振興に果たした役割が強調され、こうした機関が早急に設立されることが提案された。「BETRO」（英國輸出調査機関）は1945年5月18日に設立されたものである。これは、イギリスの民間実業家によって発案され、彼らが所有する海外調査資料を関係業者に提供し、輸出の振興をはかるとするものであった。年間500ポンドが基金として三年継続して拠出された。その後、イングランド銀行をはじめとする五大銀行、保険会社、海運会社、船舶会社、貿易業者などが会員となって「BETRO」を維持してきたのである。1950（昭和25）年1月18日に、通産省は、「貿易調査斡旋機関設立について」において、「財團法人日本貿易会」（1947（昭和22）年5月28日発足）、「財團法人日本貿易館」（1948（昭和23）年2月14日設立）および「財團法人世界経済調査会」に対して具体案の検討を諮問した。

その後、日本貿易会は、「貿易調査機関に関する懇談会」を開催して、「日本貿易調査機関に関する件」を答申、また、財團法人日本貿易館からは「通商振興調査に関する新団体設立要綱」、さらに財團法人世界経済調査会からは「貿易斡旋機関に関する意見」が提出されたのである。通産省は、新貿易振興機関設立の準備を日本貿易会に委託した。1950（昭和25）年8月18日、東京都中央区銀座西の日本貿易会でジェトロ設立発起人総会が開催され、次いで、1951（昭和26）年1月27日には、大阪市東区博労町の東邦ホテルで総会が開かれ、ジェトロが設立されるとともに、初代理事長に杉道助（大阪商工会議所会頭）の就任が決定された。このようにして、同年2月23日、「財團法人海外市場調査会設立許可申請書」が通産省に提出され、2月28日付で設立許可書が発行されるにいたったのである¹²。

この海外市場調査会は、財政上の困難にしばしば直面し、市場調査自体も不充分で、海外駐

在調査員の派遣もできないという状況であった。当時、我国の貿易振興機関としては、海外市場調査会の他に、国際見本市協議会と日本貿易斡旋所協議会があった。後の二者は、主要な地方公共団体、各輸出組合、大手商社の意向を反映する任意団体であった。そこで、1954（昭和29）年6月11日、通産省は、三団体統合を立案し、「統合準備委員会」が構成された。その後、数回にわたる準備委員会をへるとともに、調査会および二つの協議会ではそれぞれ三団体の統合が承認されて、「財團法人海外貿易振興会」（Japan External Trade Recovery Organization）は発足することになった。その後のジェトロの事業内容は、海外市場調査、国際見本市および海外展示、海外PR、貿易斡旋の4事業となつたのである。

ところで、1950年代後半の日本は、第一回最高輸出会議（1955（昭和30）年10月4日）に象徴されるように、「貿易立国」を旗印に輸出の一層の増強をはからうとしていた。この時にあたって、貿易振興の中核機関設置を求める政府の意向と財政基盤を拡充し貿易振興事業の総合的運営をはからうとするジェトロの意志とが一致した。以上のような背景の中で、1957（昭和32）年12月から1958（昭和33）年2月まで内閣法制局での読会をへて、閣議決定され、「日本貿易振興会法案」が国会に提出されるにいたつた。同法案は、衆参両院を通過して、1958（昭和33）年4月26日公布、施行されたのである。かくして、19名の設立委員が任命されて、7月18日に東京会館で日本貿易振興会設立委員会会議の開催をへて、「日本貿易振興会」（Japan Export Trade Promotion Agency）は設立された¹⁴⁾。

2 『通商弘報』にみられた南アフリカ市場調査の概観

『通商弘報』は、もともと日本貿易館より発行されていたものであるが、1951（昭和26）年に「JETRO」（財團法人海外市場調査会）が設立されてからは、同会が発行業務を継承した。以下では、同年2月以降の『通商弘報』に掲載された南アフリカ経済事情調査を概観する。

1951（昭和26）年以降1959（昭和34）年にいたる時期に『通商弘報』に掲載された南アフリカ通商情報は、表7-1にみられるように50件ほどである。筆者の調査によれば、同誌に掲載された南アフリカ通商情報は、1960年代には250件、1970年代には500件をこえる。いま、1950年代に限定した場合の南アフリカ通商情報の主要な調査項目は、関税改正、南アフリカの産業政策、輸入割当ないし輸入管理（各商品別）、南アフリカ政府の対日政策、英國の対南アフリカ（対スターリング地域）通商政策、南アフリカ市場の現地調査報告（商品別）などである。また、こうした通商情報をもたらした主要な調査機関は、パリ在外事務所、近東アフリカ貿易会、プレトリア総領事館、モンバサ貿易調査員事務所、大阪府立貿易館、アフリカ旅商團、日本自転車輸出組合などであった。表7-1からわかるように、1950年代には、1952年（昭和27）年に設立されたプレトリア総領事館からの報告が多くを占めていた。

こうした通商報告の中でとくに興味深いものは次のような現地調査報告であった。まず、1950（昭和25）年秋、英國政府との交渉のために渡英した通産省北原市場第一課長による「アフリカ視察談」をあげることができる。これは、1952（昭和27）年7月22日に近東アフリカ貿易会の主催で瑞穂会館で行われた講演の転載であった。この視察の目的は、（1）英領

表7-1 「通商広報」に掲載された南アフリカ市場調査（1950年代）

1951年 2月 10日	南ア連邦関税引下 通産省通商局市場第一課 19日 南ア連邦の関税引下 通産省通商局市場第一課
1951年 7月 26日	南アフリカおよびスペインの関税一部改正 パリ在外事務所報
1952年 2月 4日	ジエトロ資料紹介 各国市場展望（その四）アフリカ州・大洋州特集 28日 好景気のアフリカ市場 総領事館 展示室を至急作れ 北原市場第一課長駐國談
1952年 3月 14日	ジエトロ海外市場調査報告：南ア連邦輸入管理
1952年 6月 7日	アフリカの市況回復は半年先、エジプト対日取引を希望
1952年 12月 9日	日本と英連邦諸国との貿易事情 とくに輸入制限を中心としてみた一 市場第一課 土屋芳夫
1953年 1月 9日	非最惠国待遇よりの綿布輸入税引上発表 在ブレトリニア総領事館
1953年 6月 26日	南ア入國に必要な黄熱病の予防注射について 在ブレトリニア吉岡総領事代理報告
1953年 9月 8日	南アのカメラ、喫煙用パイプ等の輸入制限緩和 在ブレトリニア総領事館報告
1953年 10月 8日	1953年における輸入計画実施に関する南ア経済相の発表 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 1月 9日	南アフリカ：非最惠国待遇よりの綿布輸入税引上の発表 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 5月 31日	南ア連邦における1954年の輸入外貨割当追加発表 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 6月 26日	南ア連邦の輸入管理撤廃に関する経済相答弁要旨 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 7月 29日	南ア向混紡毛織等の輸入税引上 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 9月 30日	南ア連邦政府の輸出入管理の緩和発表 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 10月 13日	南ア経済相の日本のガット加盟反対演説要旨 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 11月 13日	南アにおける輸入管理緩和 在ブレトリニア総領事館報告
1954年 12月 8日	南ア連邦政府の輸入管理規則改正 在ブレトリニア総領事館報告
1955年 2月 11日	スターリング地域諸国（完）：南ア連邦
1955年 16日	綿布に対する関税引上 在ブレトリニア総領事館報告
1955年 3月 4日	一部綿布に対する（Suspended Duty）引上発表 16日 ブレトリニア議会における綿布輸入に対するSuspended Duty 引上方審議 在ブレトリニア総領事館 16日 輸入管理緩和に関する経済相の発表 在ブレトリニア総領事館 18日 輸入管理緩和に関し議会における南ア蔵相の説明 19日 南アにおける関税引上申請状況
1955年 4月 23日	南ア工業の発展に関する前南阿合同商業会議所会頭講演要旨 在ブレトリニア総領事館報告
1955年 6月 25日	南ア政府の綿布に対する関税引上発表 在ブレトリニア総領事館報告
1955年 7月 21日	南ア連邦における工業所有権取得
1955年 9月 10日	南ア政府の毛織物輸入関税引上 外務省経済局第4課
1956年 1月 13日	繊維製品に対する関税引上 在ブレトリニア総領事館報告 19日 南アの輸入管理緩和 在ブレトリニア総領事館報告 26日 色糸織物に対する関税引上申請 在ブレトリニア総領事館報告
1956年 5月 2日	ブレトリニアの綿糸品に対する関税引上 在ブレトリニア総領事館報告
1957年 1月 22日	南ア連邦：輸入制限方式を変更か モンバサ刊行調査員報告 25日 アフリカ旅商出現地報告（第5信：南ア連邦） 大阪府立貿易館 村上孝正
1957年 8月 16日	南アフリカ連邦の口蹄病の発生に伴い中国から輸入する動物、畜産物、飼料等の検疫について 農水産課
1957年 12月 16日	タオル海外市場調査報告（7信：南アフリカ） 島内、田畠委嘱調査員
1958年 5月 31日	南アの産業博覧会について 海外貿易振興会東京本部展示部
1958年 8月 15日	南アの人絹織物関税引上 在ブレトリニア総領事館報告
1958年 9月 24日	各業界団体による海外市場調査報告集：海外におけるタオル市場について（3）
1958年 11月 17日	南アフリカ自転車市場について（1） 日本自転車輸出組合 カイロビ駐在員平行行進の調査 18日 南アフリカ自転車市場について（2） 19日 南アフリカ自転車市場について（3）
1958年 12月 19日	南アの輸入管理規則改正 スターリング地域課
1958年 12月 15日	南アフリカ水産事情
1959年 2月 6日	英國の対アフリカ貿易振興策の実態
1959年 12月 19日	南アフリカ政府の明年度輸入方針 在ブレトリニア総領事館報告

アフリカの輸入ライセンスの情報獲得、(2) ベルギー領コンゴのビザ獲得への取組、(3) アフリカ市場の全般的な調査、であった。北原課長は次のように指摘していた。「全般的な印象としては、日本品には安くて悪いという評判があるので、展示室をつくって現物（とくに自転車とミシン）をみせる必要がある。西アフリカのラゴス、アクラ、レオポルドビルなどに領事館を急いで設置し、展示室を付設すべきであろう。日本にとって西アフリカ市場は重要であるが、一時に進出が集中して関税障壁をはりめぐらされないように慎重な対策が必要である。」また、近東アフリカ貿易会主催の「例会」では、1951（昭和26）年秋以来半年間エジプト、東アフリカおよび南アフリカを視察してきた大洋株式会社の石川秀雄氏の「アフリカ市場の近況」という報告が『通商弘報』に掲載されていた¹⁴⁾。

ところで、戦後日本の貿易についてみると、対ドル圏は入超、対ポンド圏は出超となっており、この是正も必要であったが、スターリング圏は日本の産業構造の面から輸出入市場として重要性をもっていた。この地域は、英國経済の状況を反映した経済政策変更の影響がすぐに及ぶ地域であるために常に注意が傾けられていたようである。それは、市場第一課の土屋芳夫による「日本と英連邦諸国との貿易事情」などの報告から知ることができる¹⁵⁾。

また、南アフリカ連邦経済は、これまで農業や鉱業を中心にして発展してきたが、今後は近代的工業化を急速にはかるため各種工業の育成につとめており、その中心となるものは繊維工業であった。最近その生産が向上するにつれて日本との利害対立が激しくなり、日本製綿織物に対する高関税およびダンピング税を附加することが発表され、日本産業を保護育成することに努力が傾けられていた。このような南アフリカ経済の動向には常に注意を怠らなかつたことが『通商弘報』の記事で知ることができる。たとえば、1952（昭和27）年3月14日の「ジェトロ海外市場調査報告：南アフリカ輸入管理」をはじめとして、在プレトリア総領事館からさまざまな報告が寄せられていた。1955（昭和30）年3月16日の『通商弘報』に転載された在プレトリア総領事館報告によれば、ケープタウンで開会中の議会において、綿布輸入に対するSuspended Duty 引上について審議され、その4ヶ月前、ロー蔵相（当時経済相）は、南アフリカ商業会議所において、日本がGATTに加入すると否とにかかわらず、南アフリカは日本の輸出が南アフリカ産業を脅かす場合、一方的にSDを課す権利を留保すると述べていた。すなわち、ロー蔵相は、SD 10% 引上の審議を議会に要請していたのである¹⁶⁾。

以上のような南アフリカ政府による関税引上あるいは輸入割当の強化と緩和というような政策変更の背景を知るために、南アフリカ市場調査が実施されている。たとえば、南アフリカ現地調査に加わった大阪府立貿易館の村上孝正は、次のように南アフリカにおける織物工業の現状を報告していた。

「1955年以来、Good Hope Textile Mill が綿織物の捺染を開始したので、捺染綿布の関税引上が申請されるようである。現在のところ同社が生産全体に占めるシェアは0.5%にとどまっているので早急な関税引上はないと観測される。日本の対南アフリカ輸出の大宗品である繊維製品に対する関税引上は、同産品の生産状況に左右される。主要紡績工場は、以下の通りである。Amato Textile Mills Ltd. (Spinners, Weavers, Knitters, Finishers), Berg River Textiles Ltds. (Spinners, Weavers, Dyers, Finishers), Consolidated Lancashire Cotton

Corp (Spinners, Weavers), Greentex Industries Ltd. (Spinners, Weavers, Dyers, Finishers), The Good Hope Textile Corporation (PTY) Ltd. (Spinners, Weavers, Dyers, Finishers), S. B. H. Cotton Mills (PTY) Ltd. (Weavers, Dyers, Finishers), Duveen Textiles (PTY) Ltd. (Weavers), Steverlynck Bros. Modern Weaving (PTY) Ltd. (Weavers), Wellington Industries (PTY) Ltd. (Spinners), Union Cotton Mills (PTY) Ltd. (Weavers), Frotex (PTY) Ltd. (Weavers), Cape Weaving & Dyeing (PTY) Ltd. (Weavers)¹⁰⁰

また、1958（昭和33）年9月24日の『通商弘報』において、日本タオル調整組合連合会の壇内政明、田畠実尚委嘱調査員は、タオル海外市場調査報告の一部として南アフリカ市場の状況を報告している。当時、ジョハネスバーグには、三菱商事と鐘紡の駐在員ほか4人の日本人がいた。両名は綿タオルの市況小売価格の調査や Edgare, Leurtt & Co., Allice Agencies, Mill Agenciesなどに聞き取り調査を実施している¹⁰¹。

それに加えて、日本自転車輸出組合のナイロビ駐在員、平形行雄は、1958（昭和33）年8月7日以降30日間にわたって自転車市場の調査を行っている。平形は、「ローデシア＝ニアサランダ連邦は対日輸入不許可、モザンビークは対日ライセンス発給停止、南ア連邦の差別課税によって日本の自転車および部分付属品輸出には困難がみられる。南ア連邦については、自転車輸入状況、輸入税、趣向について調査が行われている。自転車には、二つの完成車工場があり、Raleigh Industries of South Africa LTD., Hercules and Phillips Cycles (SA) Ltd. である。当地に対する日本品の輸出振興上もっとも困難な障害は、やはり輸入税と船積期間の長いことである」と報告している¹⁰²。

このようなプレトリア総領事館からの通商報告は、1961（昭和36）年まで『通商弘報』に掲載され続ける。同年、ジェトロはジョハネスバーグに事務所を開設した。同時に、外務省は対アフリカ政策を推進するために「アフリカ課」を設置し、ダーバンには名誉領事を置いた。また、1964（昭和39）年には、ケープタウンに領事館が開設されている。したがって、1961年以降、『通商弘報』には、ジェトロの南アフリカ事務所から送られてきた通商情報が数多く掲載されることになった。以下では、1960年代と1970年代にかけて、とくに興味深い市場調査をあげておくことにする。

1960年代では、第一に、南アフリカの英連邦脱退に対する日本の観測が在英大使館報告として掲載されていた。すなわち、次のような見解が示された。「(1) 英国との連邦特恵関税関係は変化しない。(2) 南アフリカはスターリング地域には残存する。(3) 南アフリカ産金のロンドン市場での販売は継続する。(4) 南アフリカに対する長期投資は、1960年のシャーピル事件以来、悲観的である。(5) ロンドン株式市場での金鉱株は10～15%値下がりし、南アフリカ政府債も2～3ポイント下落した。(6) 新規の民間投資は弱気である。」¹⁰³

第二に、南アフリカの関税制度ならびに関税改訂に関する調査に多くの注意が傾けられていた。1961年9月、ジョハネスバーグの平松調査員は南アフリカの関税制度について次のように報告している。

「(1) 輸入税：輸入品に課せられる基本的なもので、英連邦諸国と同様の最低税率、中間

税率および最高税率がある。(A) 最低税率—英國とカナダに適用、(B) 中間税率—別表に記載の各国、最高税率に記載がない場合の国、(C) 最高税率—(A)、(B) 以外、日本はこれに含まれる。

- (2) 付加税：南アフリカ産業の保護育成のために賦課されるもので、基本税に加算される。これも基本税と同様に最低、中間、最高の三段階に分けられている。とくに繊維品は高い税率となっている。
- (3) ダンピング税：国産品と競合する低価格の輸入品に課せられるもので、5種類ある。
 - (A) 通常ダンピング税—輸出価格が国内価格を下回る場合、その差額を課税する。
 - (B) セールス・ダンピング税—当該商品の南アフリカ国内での販売価格が国内価格より低い場合、その差額を課税する。(C) 助成金ダンピング税—南アフリカへの輸出品に対して輸出国においてある種の助成金が与えられた場合、その額を課税する。
 - (D) 運賃ダンピング税—実際に支払われた運賃が南アフリカ船舶局によって決定された通常の最低運賃よりも下回る場合、その差額を課税する。(E) 為替ダンピング税—原産国通貨によって標示された輸入品の価格が、南アフリカの決定した為替レートにより換算したものより低いとき、その差額を課税する。
- (4) 輸入税の割戻し：輸入品のうちで、とくに南アフリカ国内産業用として使用されるもの（主として半製品）に対して輸入税の全額または中間税率の範囲までそれぞれ払い戻しまたは割戻しされる。適用基準は、(A) 国内工業のために輸入される物資、(B) 蔵相によって承認された工場および1941年のFactories, machinery and building work actに基づいて登録された工場に使用される物資、(C) 鉱山および事業所法(Mines and Works Act)に基づく鉱山または事業所において使用される物資である。

蔵相は、商工局(Board of Trade and Industry)の勧告で、輸入税率を変更できる。その手続きは、南アフリカ国内のメーカーが商工局に申請し、商工局が2～3ヶ月検討した後、蔵相に勧告するというかたちをとる。^[12]

また、関税変更の調査の一例としては次のようなものがあげられる。1965年7月、ジョハネスバーグ平松調査員は、南アフリカ市場の陶器、ガラス器、および装飾品に対する輸入関税引下げの動きについて次のように報告している。

「南アフリカの輸入政策は、国内工業の進展に基づき、すでに国産化がはじめられた商品、あるいは国産化が計画されている商品に対して、関税引上げ、リベート撤廃、輸入ライセンスの発給制限などによって輸入品の締め出しをはかりながら国内産業を保護育成するところに基本がある。繊維産業、製造関係製品産業、雑貨産業では顕著である。陶磁器・ガラス・装飾品についても国産化は顕著であるが、最近、国産品の仕入が困難となり、デリバリーが長期化しているために、業界で輸入制限措置緩和の声があがり、その検討に入った。南アフリカの陶器メーカーは、Continental ChinaとGrahamstown Potteryの二社である。」^[13]

第三は、南アフリカ市場における繊維品調査あるいは日本品の評価調査がしばしば掲載されている。1966年10月、「南アフリカ市場における日本製繊維織物の売り込み上の問題点」と

してジョハネスバーグの山崎調査員は次のように報告している。

「1 南アフリカ市場の特色と日本製織物の輸出

(1) 南アフリカにおける纖維製品の市場規模とその変化

纖維製品に関する総需要は世界水準と比べても低くない。纖維需要は、ウール系織物が減少、綿織物が横ばい、レーヨン織物が減少、合纖織物の新規需要が見られる。総需要の素材別構成は、綿49%、レーヨン27%、ウール9%、合纖15%である。総需要の中で国産が65%、輸入が35%となっている。

(2) 輸入市場としての南アフリカ

各織物に関して輸入は国産化されない品目、とくに高級織物市場としての特色を鮮明にさせてくる傾向がある。国産化の進展（織物→生地→紡糸→ファイバー原料）による各種纖維加工産業の出現の結果、輸入市場の性格が変わりつつある。

(3) 日本製織物の輸出

日本製織物の1トロット当たりの輸出ミニマムは、綿・人絹ではハンド・プリントもので一柄2,500ヤール、機械プリントもので7,500ヤール、合纖では、ハンド・プリントで1,000ヤール、機械プリントで3,000ヤールが標準である。このミニマムのために、エージェントは、縫製業者、小売業者から注文をとり、ミニマムに達したとき日本に発注する方式になっている。これでは需要量は増えない。

2 南アフリカにおける纖維製品に関する市場環境の変化

(1) 国産品の進出が日本製織物の売り込みに与えた影響

かつて欧米品や日本品を扱っていたエージェントは、国産品の品質向上とともにあってそれらを扱うようになった。また、関税および輸入ライセンス政策のために、国産品の売り上げが年々増加している。エージェントに輸入ライセンスの増加、追加発給を認める傾向がある。これが国産品取扱増となっている。

(2) 景気引き締め措置が纖維取引の形態に与えた影響と日本品の売り込み

景気引き締め措置による一般的な消費需要の停滞と小売業者段階における資金と品不足のため、小口注文が多い。日本品の輸入では、エージェント内で販売会議（流行・価格・使用面の検討）→買付け商品の決定→日本へ見本注文→縫製品の売り込み→見本作成→都市・地方を回り注文を取る→販売会議→対口ファーム・オーダーというステップを踏むことになる。このために日本製織物の売り込みは苦しい立場にある。

(3) 流通ルートの変化と過当競争問題

エージェントは、輸入ライセンス保有者である卸売業者と縫製業者から注文をもらってコンサignment・ベースで商売をさせてもらうというのが現状である。大手縫製業者（Zenith, Durban Monatric, Cape Town）は、自己の販売網をもつ。百貨店（OK Bazar, Greeterman Group, Anatey's, John Orrs, Woolworth, Trueworth）は、海外から直接買付けし、縫製業者に委託加工させ、自己の販売にのせたり、縫製業者の売り込みで買い付ける場合がある。¹¹⁰

また、1966年12月、南アフリカにおける日本商品に対する評価について、ジョハネスバーグ駐在の山崎調査員は、次のように報告している。

「カメラ、シネカメラ、顕微鏡、ラジオ、ステレオなどの軽機械類では、品質、性能、デザイン、価格の面で欧米品より優れているという評価がある。日本商品の評価は、商品自身がもつメリットにプラスして日本の南アフリカに対する政治的な関係を考慮する必要がある。自動車については、ダットサン、トヨタが乗用車、商業車の南アフリカでの組立を手掛け、ニューモデルで登場して人気を取り戻しつつある。オートバイは、ホンダ、ヤマハ、スズキの時代になっている。工作機械は、いま一歩の段階にあるが、精密機械では、時計（セイコー、シチズン、リコー）と精密測定機器が進出している。たとえば、日本製ノギスのなかでミットヨ・ノギスは評価が高く、Dury WicMan でも取り扱っている。」¹⁵⁾

第四に注目されていたのは、南アフリカにおける流通機構の実情調査であった。1960年代後半は、南アフリカでは、価格引下げ競争あるいは価格戦争とでも言うべき流通機構の変革期にあたっていた。したがって、この流通機構の変化が日本商品の地位にどのように影響するのかがしばしば調査されていたのである。具体的には、Ellis Bros, Rand Radio Philips, Russel & Co., OK Bazar Westing Houseなどが価格競争に参加し、また、Greaterman-Belfast Store Group, Norman Herbert, OK Bazar, Stanley Cohen, Rave Factory Price Store Dion Freedlandなどでは、2～3年前より出現した米国式のディスカウント・ハウス、スーパーマーケット、チェーンストアあるいは大手卸売・輸入業者の提示する卸売価格による販売が行われるようになったということである。

その背後には、次のような動向があったと考えられる。すなわち、国産化をめぐる環境は逆に製造業者による品質改善、生産コスト引下げ、販売政策の合理化などの企業努力を怠らせ、輸入品に対して品質と価格面での競争力を失わせた。したがって、南アフリカの流通業者は、国産品の取扱を強制されたわけである。そのため、かつてのインデント・ディストリビューターが競争力を失って没落し、それにかわって大手のディストリビューターかまたは国産品のディストリビューターが輸入流通段階を支配するという流通機構の変化が生じた。これに応じて卸売機構は、総合商社化への道をたどる。たとえば、卸売業者のJ. W. Jaguar, L. Feldman, Suzmanなどは、輸入兼卸売兼ディスカウントストア的機能をもちらんながら発展していく。こうしたことが生じた背景には、(1) 1960年以降の所得革命による大衆消費をめざした大量販売の展開、(2) 消費市場が狭いにもかかわらず個人経営規模の卸売業者が多すぎることと工業賃金の上昇によって流通部門へ流入する労働力の不足があった。

これに対応した小売販売機構の変化としては、(A) 大量小売販売店の進出(例:OK Bazar, Greaterman Group)、(B) 特定商品における大規模専門販売店の垂直的統合と巨大化(例:Edgar Stores, Hepporths, Woolworth, Marks & Spencer)、(C) 小規模個人経営小売店の営業品種多角化ないし凋落という現象が生じた。以上の点で、南アフリカ市場への日本品輸入ルートの再検討が迫られたのである¹⁶⁾。

さて、1970年代に入ると、以下のような調査が実施されている。第一に、イギリスのEC加盟による南アフリカ経済への影響調査があげられる。すなわち、南アフリカの対イギリス輸

出と輸入は、それぞれ総額の 30% と 20% を占めている。とくに影響をうけるのは、イギリス市場へ輸出が集中している食料と飲料であった。Muller 経済相は、1970 年 10 月に GATT 事務局など欧州各国、また、1971 年 6 月にはイギリスを訪問し、対策を協議した。それに加えて、南アフリカ貿易振興機関などの協力もすすめられていた。南アフリカ政府の考え方は、(1) イギリスの EC 共通関税制度への移行では調整期間を長くとり、南アフリカへの打撃を少なくする、(2) 関係国との通常の貿易を促進し、関税面の緩和をはかる、(3) 業界の自主的努力で内部の合理化をすすめ、海外市場の多角化をはかる、であったと報告されている⁽¹⁸⁾。

第二は、1972 年以降の円高と南アフリカ市場における日本品の輸出動向の調査である。円の 17% 切り上げとランドの 12.28% の切り下げのために、日本商品の競争力の低下は明らかであった。金額的に多いのは、機械類と繊維品であるが、自動車などは値上げでシェアの低下を懸念された。重電機器のように欧米品と競争できるものもある。消費財については、輸入制限と消費抑制をどのように突破するかという問題があった。日本品は、価格面での競争力の低下を品質の一層の向上、デリバリーの改善、アフターサービスの強化、販売促進策の強化でカバーしなければならなかった。とくに以下の品目について調査が実施されている。すなわち、(1) 食料品、(2) 繊維および同製品、(3) 化学品、(4) 非金属鉱物製品：陶磁器、真珠、(5) 金属および同製品、(6) 機械機器：自動車、商業車、重電機器、家電製品、その他機械類、カメラ・双眼鏡・時計、(7) その他：ピアノ、玩具・文房具・かつら、である。

第三に、1970 年代に入って興味深い調査例をあげるとすれば、それは、日本の対南アフリカ投資と投資環境の調査である。1973 年 4 月には、日本の対南アフリカ投資についての記事が『通商広報』に掲載されていた。まず、欧米諸国の対南アフリカ投資の背景には、南部アフリカの豊富な鉱物資源と南アフリカ経済の潜在的成長力があるが、しかし、人種差別政策に反対する国際世論の動きや活発になってきた黒人労働者の運動にも配慮すべき点があると観測されていた。そこで、日本の対南アフリカ投資に関しては、両国の外交関係の緊密化、租税協定の締結、南アフリカにおける日本人の身分・地位の確立が前提とされていた。当時の日本企業の動きとしては、南アフリカ周辺国のスワジランド、レソト、ボツワナへの投資が検討されている。また、(1) 南アフリカの経済開発計画（73～77 年）に関連する事業への参入、(2) 投資奨励業種へのアプローチ、(3) 重点プロジェクトへのアプローチ（ケープ州北西部開発＝シセン・サルダナ・プロジェクト＝鉄鉱石、リチャーズ湾プロジェクト＝石炭積み出し、オレンジ河プロジェクト、ESCOM の発電計画：Kriel 発電所（トランスバール東部）が検討されている⁽¹⁹⁾。

それに関連して、南アフリカにおける労働市場の動向にも注意が向けられていた。たとえば、1974 年 9 月の「ナタール事件」があげられる。「ナタール事件」とは、次のようなものであった。当初は、プランテーション労働者の賃金引上要求をめぐる詰合いのこじれを契機に、近隣の繊維、機械工場の黒人労働者が職場放棄などをおこし、ダーバンの公共事業部門にまで飛び火した事件で、関係各企業とダーバン市当局は要求を大幅に認めた。その後、南アフリカ各地で同様の事件が頻発するようになった。こうした動きに対応して、業界側は、7 月末、“Interface, On the challenge of Black and White Labour Relations” というシンポジウムを開催

し、その中でアングロ・アメリカン社のハリー・オッペンハイマーは、黒人労働組合の結成を認める提案を行った。その内容は政府の労働政策を見直し、1923年7月の法改正で生まれた労働委員会は適格なものではなく、西洋型の労働組合を黒人労働者に認める、というものであった。そこで、人種に関係なく政府、企業、労働組合、学識経験者、黒人代表の特別調査委員会が設置された。これに対して、South African Confederation of Labour, Trade Union Council of South Africa, Chamber of Mine, National Union of Clothing Workers は支持を表明したのである⁽²⁰⁾。

第四は、輸入保障金制度あるいは日本製繊維品の輸入展望などの調査であった。1976年6月21日、ホーワード蔵相とユーコス経済相は、「輸入業者は、輸入品のFOB価格の20%にあたる現金を6ヶ月間無利子で関税局に預けなければならないとする制度を8月2日から実施する」と発表した。すなわち、南アフリカの貿易および貿易外収支の赤字、金相場の暴落のため、6ヶ月間に限り輸入制限措置がとられることになった。これは、日本の輸出業者にとって大打撃となる。そこで、各種商品の調査が実施されたのである。こうした動きの一つとして、日本製繊維品の輸入展望調査があげられる。ジョハネスバーグのジェトロ事務所は次のような報告を送っている。最近の国内市場の動向の中では、「SASOLグループ他の企業から供給される石炭の副産物の利用でポリ塩化ビニル、ポリエステル、ポリプロピレンの生産が可能となり、天然繊維（綿、羊毛）については、国内の綿花生産、羊毛生産を背景に綿製品・毛製品のがびつつある」点が注目された。したがって、日本製繊維品のなかで南アフリカ市場への進出が困難になるものが出てきたであろう。アクリル関係はまだ進出しやすかったようであるが、日本の当該業者は、南アフリカのメーカーが生産できないような製品（レース産業、特殊加工織物・繊維、家庭用調度品、不織布、プリントなど）を市場に供給する必要がある。その場合、日本品に対しては、廉価で機能的な合成繊維製品のイメージが定着しているので、日本製品の集中豪雨的な侵入には注意を怠らないことが肝要である⁽²¹⁾、と報告されていた。

3 戦後日本の対南アフリカ貿易の展開と通商問題

それでは、戦後日本の対南アフリカ貿易はどれほどの展開を示し、そこにはどのような通商問題がみられたのであろうか。まず、1950年代の日本の対南アフリカ貿易の推移を示した表7-2と商品別貿易の変化を示した表7-3を参照しながら考察する。

戦前期において、たとえば1936（昭和11）年をとりあげてみると、日本の対アフリカ輸出の26.1%、アフリカ輸入の21%を占めていたのは、南アフリカであった。戦前の日本の輸入品は、主として羊毛であって、1936年には総輸入の80%を占め、タンニン（ワッフルエキス）、屑鉄、皮類がこれに次いでいた。日本の輸出品としては、綿布類が約60%、衣類が9%で、それ以外には玩具、自転車、陶磁器、ガラス、糸類等があった。戦後、1948（昭和23）年にはじめて対南アフリカ輸出が行われていが、ほとんどが繊維品であった。1949（昭和24）年も同様で、1950（昭和25）年には輸出が急増しているが、その85%は織物で、人絹と綿の織物が多くを占めていたのである。1951年には鋼材の輸出もみられるようになったが、

表7-2 日本の対南アフリカ貿易（1949～60年）

(単位 1,000 ドル)

年	南アフリカ貿易	
	輸出	輸入
1949	1,675 (54.981)	5,653 (33.511)
1950	29,746 (73.761)	3,468 (26.260)
1951	29,665 (111.949)	5,995 (80.139)
1952	18,026 (94.452)	13,171 (53.031)
1953	28,244 (128.782)	19,570 (55.868)
1954	30,289 (138.491)	10,584 (51.283)
1955	28,902 (205.580)	17,505 (62.955)
1956	34,771 (392.501)	26,472 (101.443)
1957	50,069 (498.952)	34,096 (103.788)
1958	39,087 (415.511)	15,964 (83.737)
1959	51,914 (49.946)	37,185 (128.295)
1960	56,945 (351.771)	57,513 (163.895)

(注) 括弧内は日本の対アフリカ輸出入

(資料) 通商産業省「通商白書」各年版

表7-3-△ 日本の対南アフリカ商品別輸出入（1950～60年）

(単位 1,000 ドル)

輸出品／年	1950	1951	1952	1953	1954	1955
綿織物	9,931	6,665	3,006	9,631	5,257	3,967
毛織物	2,442	1,314	374	2,417	3,431	162
絹織物	941	476	119	181	185	174
人織織物	11,591	10,384	5,277	10,545	13,963	12,260
陶磁器	1,211	1,361	441	852	1,096	1,157
木材	403	474	469	467	397	1,253
合板	179	95	169	81	32	145
鋼材	292	3,115	4,365	1,998	3,624	11,080

輸入品／年	1950	1951	1952	1953	1954	1955
羊毛	1,459	1,832	9,303	14,487	6,073	8,570
タンニン	343	364	1,228	1,850	1,465	2,253
牛皮	339	1,018	31	172	0	3
ワットル	363	89	269	50	83	56
無煙炭	324	451	923	1,077	921	430
石綿	156	524	462	195	554	634
鉄鋼石	0	884	0	0	0	0

(資料) 通商産業省通商局通商調査課「日本貿易の展開—戦後10年の歩みから—」商工出版、1956年および通商産業省「通商白書」各年版

表7-3-B 日本の対南アフリカ商品別輸出入（1956～60年）（単位：1,000ドル）

輸出品/年	1956	1957	1958	1959	1960
食料品	224(a)	413	406	619	482
織維品	26,306	38,314	26,980	30,706	35,788
綿織物	6,617	9,668	8,620	10,340	9,061
人絹織物	4,202	5,360	1,914	1,620	2,631
スフ織物	10,975	16,606	10,984	12,740	13,041
衣類	1,648	2,345	1,677	1,784	2,593
陶磁器	1,024	1,180	1,089	469	907
鉄鋼	276	912	464	157	155
ミシン	308	708	1,302	1,176	1,221
ラジオ	305(a)	672	864	1,005	3,908
自動車	4(a)	19	107	292	1,161
カメラ	257(a)	317	309	243	410

輸入品/年	1956	1957	1958	1959	1960
とうもろこし	3,178	10,136	764	5,807	15,204
羊毛	12,892	8,811	5,195	5,905	8,907
鉄鉱石	563	626	47	2,368	5,060
銅鉱	43	713	105	2,932	831
マンガン鉱	—	182	170	155	142
石綿	1,050	1,836	2,346	2,008	2,778
石炭	732	598	569	123	325
ワットルエキス	2,705	2,037	1,996	1,975	1,955
鉄鋼	—	20	0	5,488	12,486

(注) (a) の数字は南西アフリカ（現ナミビア）が含まれる。

(資料) 通商産業省「通商白書」各年版

その後は減少している。輸入についてみると、1948（昭和23）年に羊毛とタンニンが輸入されるようになり、1949（昭和24）年にはそれらが二倍に増加したが、1950（昭和25）年には、やや減少した。それ以外には、皮革、石炭、石綿、鉄鉱石なども輸入されるようになっている⁽²²⁾。

南アフリカは伝統的に輸入超過国であるが、戦後、工業の発展に伴い、資本財の輸入が増加している。1951（昭和26）年の貿易においては、日本の著しい出超となった。日本の輸出は織維製品、金属および同製品、陶磁器、木材等であり、そのうち織維製品が輸出額の8割を占めて圧倒的に多い。輸入品としては、羊毛、皮革、石綿、鉄鉱石、石炭、タンニン原料がある。また、1952（昭和27）年の対南アフリカ輸出は1,800万ドルで、1951年と比較して減少した。これは、織維製品の輸出が減少したためである。この主な原因は、南アフリカ織維市場における過剰在庫による。それに比べて、1952年の南アフリカからの輸入は1,300万ドルとなり、増加した。これは、羊毛輸入の増加による。その他に無煙炭の輸入は増加したが、牛革、鉄鉱石、石綿の輸入は減少した⁽²³⁾。

1953（昭和28）年になると日本の対南アフリカ貿易は、前年に比較して輸出が著増した。これは、日本の南アフリカ向け輸出総額の7割から8割を占める綿織物、人絹織物および毛織物製品の輸出伸長によるものである。その増加の原因としては、1952（昭和27）年には南ア

アフリカ市場がこれらの商品の在庫過剰に悩み日本の繊維製品の輸出が不振を極めたのに対して、1953年にいたってこれらの商品の在庫問題も解消し、日本の人絹織物、綿織物の輸出が進展したためである。また、毛織物製品の輸出増大は、原毛リンク制度の結果によるものであろう。それに反して、鉄鋼素材およびその他鉄鋼製品の輸出が、1952年のそれと比べて非常に減っているのが目立つが、これは、朝鮮戦争の休戦によりこれらの商品に対する需要が減退したことと南アフリカ市場における各国の売り込み競争が激化したことによると考えられる。他方、日本の南アフリカからの輸入増大は、輸入総額の大半を占める羊毛輸入が増加したためであった⁽²⁴⁾。

ところで、1954（昭和29）年の対南アフリカ輸出は若干の増加をみた。増加した品目としては、人絹織物、毛織物、陶磁器、鋼材などがあげられる。しかし、綿布の輸出は半減した。輸出増加の原因は輸入制限の緩和であるが、綿織物の減少は関税引上げの影響によるものであった。また、南アフリカからの輸入は、羊毛輸入が40%減少したために前年に比べて半減した。次いで、1955（昭和30）年における日本の対南アフリカ輸出は減少している。これは、繊維製品（とくに綿織物と毛織物）の輸出減少による。というのは、南アフリカ政府が自国産業保護のために輸入関税を引き上げたからである。さらに、輸入付加税および特別付加税の引上げによって、関税は綿織物が65%、毛織物と混紡が50%となった。ただ、木材製品、雑貨、鉄鋼製品、機械、非鉄金属製品の輸出は増加を示し、輸入では羊毛が増加している⁽²⁵⁾。

さて、1956（昭和31）年における日本の対南アフリカ貿易は、輸出（3,470万ドル）および輸入（2,650万ドル）ともに増加した。輸出では、スフ織物が最大となり、綿織物、衣類、玩具および人絹織物は増加したが、鉄鋼と毛織物は減少した。輸入では、羊毛の増加が顕著であった。鉄鉱石、ワットルエキス、石綿、石炭の輸入が増加したが、とうもろこしは減少した。1957（昭和32）年の対南アフリカ貿易をみると、輸出は5,000万ドルで、輸入は3,400万ドルとなった。輸出のうちで、最大はスフ織物、次いで綿織物、人絹織物、他には衣類、陶磁器、玩具、鉄鋼などがあげられる。輸入では、とうもろこしが第一位で、羊毛がこれに次ぎ、ワットルエキス、石綿、銅地金も輸入された。ところが、1958（昭和33）年には、対南アフリカ貿易は、輸出3,900万ドル、輸入1,600万ドルとなり、著しく減少した。その主因は繊維品の減少である。この減少は、南アフリカが、1958年8月、化繊織物の一部の輸入関税を大幅に引き上げたために生じた。1959（昭和34）年の日本の対南アフリカ貿易は、輸出5,190万ドル、輸入3,720万ドルであった。輸出の大半は繊維品（増加したのはスフ織物、綿織物、衣類で、減少したのは人絹織物と毛織物）が占めていた。他に機械類、船舶、トランジスター・ラジオの輸出が増加した。輸入では、銑鉄、銅鉱石および鉄鉱石などが増加している⁽²⁶⁾。

ところで、南アフリカは、1954（昭和29）年以降、貿易面で、ドル地域とポンド地域の区別を撤廃したが、関税面では三本建を維持し、最低税率、中間税率、最高税率が設けられていた。すなわち、ガット加盟国はじめ多くの国々は中間税率だが、日本、インド、パキスタンなどは最高税率となっている。このために日本の対南アフリカ貿易は、常にこの高関税が問題となっていたが、それにもかかわらず輸出は増加した。南アフリカでは、羊毛輸出価格の暴落、ダイヤモンド輸出の減少、輸入制限を予想しての思惑輸入のために金外貨保有が減少する場合

表7-4 日本の対アフリカ貿易および南アフリカ貿易（1956-80年）

(単位：100万ドル(%)

年	アフリカ貿易①		南アフリカ②	
	輸出	輸入	輸出	輸入
1956	390 (15.7)	100 (3.1)	35 (8.9)	26 (26)
57	500 (17.5)	100 (2.4)	50 (10)	34 (34)
58	410 (14.4)	84 (2.8)	39 (9.5)	16 (19)
59	410 (12)	128 (3.5)	52 (12.7)	37 (28.9)
60	350 (8.7)	163 (3.6)	57 (16.3)	58 (35.6)
61	380 (9.0)	190 (3.2)	49 (12.9)	82 (43.2)
62	330 (6.8)	218 (3.9)	60 (18.2)	119 (54.6)
63	470 (8.7)	266 (3.9)	80 (17)	130 (48.9)
64	608 (9.1)	380 (4.8)	116 (19.1)	155 (40.8)
65	817 (9.7)	353 (4.8)	138 (16.8)	126 (35.6)
66	728 (7.5)	419 (4.4)	127 (17.4)	135 (32.2)
67	850 (8.1)	661 (5.7)	157 (18.4)	279 (42.4)
68	940 (7.2)	839 (6.5)	170 (18.1)	352 (49.9)
69	1,153 (7.2)	982 (6.5)	278 (24)	298 (30.3)
70	1,423 (7.4)	1,098 (5.8)	329 (23.1)	314 (28.5)
71	2,062 (8.6)	995 (5.0)	412 (20.3)	319 (32.0)
72	2,088 (7.3)	1,171 (5.0)	364 (17.4)	399 (34)
73	3,142 (8.5)	1,746 (4.6)	596 (18.9)	522 (29.9)
74	4,936 (8.9)	2,934 (4.7)	959 (19.4)	763 (26.0)
75	5,556 (10.0)	2,319 (4.0)	872 (15.7)	868 (37.4)
76	5,889 (8.8)	2,076 (3.2)	707 (12.0)	752 (36.2)
77	6,643 (8.3)	2,127 (3.0)	757 (11.4)	896 (42.1)
78	6,631 (6.5)	2,217 (2.8)	979 (15.5)	1,042 (47.0)
79	5,231 (5.1)	3,204 (2.9)	993 (19.0)	1,299 (40.5)
80	8,016 (6.2)	4,464 (3.2)	1,800 (22.5)	1,744 (39)

(注) (1)括弧内は日本の輸出・輸入総額に占めるアフリカの割合。

(2)括弧内は日本のアフリカ貿易に占める南アフリカへの輸出・輸入の割合。

(資料)『通商白書』各年度により作成。

もあった。このため、IMFからの借款、輸入制限強化、信用引き締めおよび海外送金制限などの措置が講じられている。

また、南アフリカの工業化は徐々に進展を示しており、これにともなって工業用原材料や資本財の輸入が増加していた。輸出品に工業製品も現われてきたが、この時期には、やはり羊毛、ダイヤモンド、果実、食料品、各種鉱物が多かった。したがって、南アフリカでは、国内繊維産業と直接競合する下級繊維品については常に輸入制限が強化される傾向があった。1958(昭和33)年8月の化繊織物の輸入関税の引上げや11月の繊維二次製品のダンピング税適用もそうした例である。日本としては、過当競争排除による価格低下の防止をはかるとともに、政府間交渉を通じて高率関税の適用を防止することが必要であった。また、対南アフリカ向け輸出品についても、資本財輸出に目を向け、消費財も高級繊維品や耐久消費財にその比重を移すことが期待されたのである⁽²⁷⁾。

以上では、とくに1950年代における日本-南アフリカ貿易とその関連問題を概観してきたのであるが、1950年代以降から1980年にいたる日本の対アフリカ貿易は、表7-4に見られるように、一貫して日本の出超となっている。日本の総輸出額に占めるアフリカの割合は、年平均で、1960年代には7.8%、1970年代には7.9%であった。これに対して、日本の総輸入額に占めるアフリカの割合は、1960年代には5.0%、1970年代には4.1%となっている。

これに対して、戦後日本の対南アフリカ貿易は、1950年代後半は日本の出超、1960年代には、1965年を除いて入超で推移し、1970年代に入ると、前半は日本の出超、後半は日本の入超となっている。また、日本の対アフリカ貿易に占める南アフリカの割合は、年平均で、1950年代後半には輸出額の10.3%、輸入額の26%であり、1960年代には、輸出額の17.8%、輸入額の41.4%となっている。1970年代になると、それは輸出額の15.9%、輸入額の35.4%とやや減少した。他方、表7-5から知られるように、南アフリカの貿易における日本の比重は、1960年代には、南アフリカの総輸出額の8.0%、総輸入額の4.9%を占め、1970年代には、それぞれ10.4%、11.7%であった。南アフリカの対日貿易関係が緊密になっていることがわかる。

興味深いことに、戦前においても戦後においても、南アフリカが国際的に孤立したり、通商困難に陥った時に、日本との貿易が伸びている。たとえば、第一次世界大戦中には、ドイツ製品にかわる集中豪雨的な日本製品の流入が見られたり、世界恐慌期には、南アフリカ産羊毛の買付けと1930年10月の「名誉白人」の誕生が踵を接していた。

戦後になると、1961年における南アフリカ連邦の英連邦からの離脱とアパルトヘイト強化に端を発する国際的孤立にもかかわらず、南アフリカの「60年代の奇跡」と高度経済成長期に入った日本からの輸入増大とは関連があったかもしれない。また、1970年代半以降、南部アフリカ諸国の独立とそれに連動した国際関係の構造変動、あるいは白人少数支配のローデシアへの制裁強化にもかかわらず、日本は国際世論への政治的レトリックとは裏腹に着々と輸出入を増加させていたのである⁽²⁰⁾。

この間の日本と南アフリカとの貿易の品目構成の変化をみると、輸入品としては、1960年代後半までは、食料品（メイズ）と原料品（繊維原料）が多くなったが、その後、原料品のなかでも金属原料が増加してきた。また、1970年代に入ると、加工製品の輸入が増加し、とくに非鉄金属地金が増加している。後半には、鉱物性燃料わけても石炭の輸入が増えた。輸出品としては、1960年代には軽工業品が多い。なかでも繊維品の比率が高かった。ただ、戦前と異なり、人絹製品のシェアが大きい。一方、1970年代になると、こうした傾向とは逆に、重化学工業品の割合が高くなってくる。それは、1965年に軽工業品を凌駕してから、1970年代末には南アフリカ向け輸出品の80%を占めた。重化学工業品のなかでも、機械機器が大部分を占めるのであるが、やはり輸送機械（自動車とその部品）の輸出が顕著であった。

表7-5 南アフリカ貿易に占める日本の割合
(1961-79年) (単位: 100万ドル(%)

年	輸 出	輸 入
1961	1,325 (5.4)	1,401 (3.6)
62	1,332 (7.5)	1,436 (4.0)
63	1,386 (7.2)	1,698 (4.7)
64	1,459 (8.1)	2,150 (5.3)
65	1,427 (—)	2,261 (—)
66	1,668 (7.1)	2,306 (5.4)
67	1,898 (12.9)	2,689 (6.0)
68	2,110 (13.6)	2,637 (6.6)
69	2,147 (9.9)	2,992 (8.8)
70	2,160 (11.7)	3,566 (8.7)
71	1,651 (12.9)	3,365 (10.1)
72	2,042 (14.1)	3,140 (16.3)
73	3,525 (10.5)	4,944 (12.0)
74	4,990 (10.4)	7,227 (12.2)
75	5,318 (12.4)	7,591 (11.1)
76	7,874 (7.5)	6,769 (10.2)
77	6,690 (11.0)	5,912 (12.2)
78	1,2853 (6.8)	7,215 (13.1)
79	1,8213 (6.2)	8,402 (11.3)

(注) 括弧内の数値は、日本の割合を示す。

(資料) 『通商白書』各年度により作成。

人々は、自ら手にした他の国の商品を通して、他国でそれを作り利用している人々とその人々の暮らしを想像するものである。日本-南アフリカ貿易については、日本経済および南アフリカ経済の発展に応じて、それぞれの時期に日本経済の基幹部門となった産業で生産された商品が、南アフリカへ輸出されてきた。それは、戦前では、繊維品（とくに綿織物）と雑貨品であり、戦後では、家庭電気製品と機械機器（自動車を中心とする輸送機械とその部品）であった。

こうした商品と商品の複合は、それらを生産している日本人のライフスタイルを表す面がある。南アフリカの人々にとって、戦前の繊維製品も戦後の自動車と電気製品も日本を象徴するものであった。すなわち、戦後だけを考えてみると、こうした商品は、一方では、日本には、こうした実に品質の高い製品をつくることに精を出す普通の人々が数多くいるのではないかというイメージを生み、他方では、同じ日本人が輸出品を生産するのに必要な資源を採掘している人々の生活を剥奪しているのではないかというイメージを生む。

貿易関係からすれば、日本にとって南アフリカが戦前の軽工業製品の輸出市場から、戦後の戦略的資源の輸入市場に変化した点は、南アフリカの人々と日本人との利害関係が、より緊密になったと言えるかもしれない。それだけに、南部アフリカにおける白人支配の体制を終わらせ、南アフリカのアパルトヘイト体制への批判を続けていたアフリカ諸国の人々は、1960年代後半から1970年代にかけて国際政治の舞台を通じて、日本の行動の実態を非難したのである。

ところで、こうした事態に対して日本政府は、1970年代、反アパルトヘイトの立場から南アフリカへの直接投資を禁止し、ビザの発給を停止し、文化・スポーツ・教育の交流を規制するというスタンスをとった。それにもかかわらず、実際には、「通常貿易」の拡大が進行したのである。すでに、1962年には、当時の国鉄の招待によって南アフリカ鉄道使節団が来日し、鉄道車両の輸出振興がはかられたのをはじめ、1970年末には、南アフリカ内務・労働相フィル Nun、公共事業相クットゥエーの来日、1972年11月には経済大臣ムラの来日が続いた。

ここには、日本政府の政治的レトリックと経済的リアリティとの著しいギャップがあるとの声がしばしば聞かれた。このような事態が生じるのは、日本の対南部アフリカ政策が、「政治」の世界と「実業」の世界と「官僚」の世界との緊密な連携のなかで形成され、こうした動きをチェックできないという日本社会の構造的特質があるのでないかと想像される。「実業」の世界の人々は、私的には、政界の指導者とそのファクションの聞く会合を通じて、あるいは公的には、政府の諮問機関とその会議で接觸するエリート官僚を通じて、政策決定にあるいは関与しているかもしれない。したがって、日本の対南アフリカ政策の意志決定過程には、少なくない注意が必要なのではないだろうか⁽²⁹⁾。

すこし視野を広げて考えてみると、戦後日本の国際関係の基本的枠組は、日米の同盟関係を軸にして展開してきた。日本の政策決定過程に関与した人々にとって、先進資本主義国の中で、やはりアメリカを「規範的」準拠社会として認識する立場の人が多く、対外経済政策の決定過程でもっともプライオリティの高い社会はアメリカであった。また、EC諸国は、明治以来の日本の近代化にとって多くの模倣すべき点をもつ重要な準拠社会であって、戦後には、日

本経済の発展度をはかり、同じ西側陣営に属する国あるいは地域として積極的に関係を発展させるべき「比較的」準拠社会となつたのである⁽³⁰⁾。

以上のような側面を前提とすれば、少なくとも第二次世界大戦後から1980年にいたるまで、日本政府ないし外務省の対アフリカ政策は、次のような特質を有していたと言えるであろう。1960年代のアフリカ諸国の独立以降、アフリカにおける過去の国際関係では、政治的利害をもたなかつたという想定の下に、「アフリカ大陸に政治的野心をもたない国」として各国との友好関係を強化することに努め、日本のアフリカでの国益追求を経済的進出に限定した。これは、「アフリカが希少資源を含む天然資源に恵まれ、世界経済、貿易上の重要地域である」という認識にかかわる。かくして、アフリカへの進出は、歴史的には、西ヨーロッパ諸国の植民地支配を受け、独立後も西ヨーロッパとの関係の深いアフリカにおいて、政治的にはヨーロッパ的秩序に脅威を与えず、ブラックアフリカと白人支配の南部アフリカへ進出するという立場となって現われたのである。

したがって、白人支配の南部アフリカでは、日本経済に必要な戦略的鉱物資源と工業製品市場の確保にむけられ、国際政治の舞台で大きな発言力を有するブラックアフリカでは、国際政治における日本と先進資本主義国との関係を攢乱しないで、資源、市場および投資地域の確保に集中したのである。日本の対南アフリカ政策も、以上のような状況の中で決定されていったと考えられる⁽³¹⁾。

その場合、日本政府の政策決定において準拠すべきであると考えた社会ないし国家は、やはりアメリカであった。日本がとった対南アフリカ「経済制裁」も、実はアメリカに準拠して行われたにすぎないという一面がある。しかしながら、そのアメリカの対南アフリカ経済制裁が、アメリカ社会に潜む「強烈な実利信仰と恐ろしいほどの道徳主義」との危ういバランスと、「実業」の世界の人々と知識人の曖昧な共生関係のなかで生まれてきたものであった点は、少し考えてみる必要があるだろう⁽³²⁾。

注

- (1) 日本貿易振興会『JETRO 20年の歩み』1973年、2~3ページ、『日本貿易会三十年史』1980年、73~79ページ。
- (2) 『JETRO 20年の歩み』11ページ。
- (3) 『JETRO 20年の歩み』4~9ページ。日本貿易振興会『輸出振興から国際協調へ——ジェトロの30年——』1988年、3~17ページ。『日本貿易会三十年史』79~86ページ。海外市場調査会の事業活動、組織については、『JETRO 20年の歩み』、12~17ページ参照。「BETRO」は、貿易調査に関しては、輸出業者自身、販売調査については Commercial Relations and Export of the Board of Trade および他の輸出機構との競争に敗れる。“British Export Trade Research Organization”, *The Manchester School of Economics and Social Studies*, May 1953.
- (4) 財團法人海外貿易振興会への統合および日本貿易振興会法にもとづく日本貿易振興会の設立については、『JETRO 20年の歩み』21~49ページ、54~69ページ参照。
- (5) 『通商弘報』1952年2月28日、463~465ページ、『通商弘報』1952年6月7日、1293ページ。外務省欧亜局英連邦課『南アフリカ連邦使覧』1959年12月、44~48ページ。
- (6) 『通商弘報』1952年12月9日、2859~2861ページ。当時、外務省はスターリング地域の調査を

重視していた。外務省経済局編『スターリング地域経済事情』(第14集) 経済外交研究会頒布『南アフリカ連邦』1960年参照。

- (7) 表7-1に掲載された在プレトリア総領事館からの報告を参照。なお『通商弘報』1955年2月11日、257～258ページ、『通商弘報』1955年3月16日、502ページ参照。当時、マラン政権からストリダム政権への移行には、かなり関心が高かったようである。日本工業俱楽部経済調査資料第5号『南アフリカ連邦事情』1954年、4ページ。
- (8) 『通商弘報』1957年1月25日、217～219ページ。
- (9) 『通商弘報』1957年12月16日、3039ページおよび『通商弘報』1958年9月24日、2884～2887ページ参照。
- (10) 『通商弘報』1958年11月17日、3433ページ、『通商弘報』1958年11月18日、3458ページ、『通商弘報』1958年11月19日、3473ページ参照。1950年代の南アフリカにおける製造業と主要企業については、外務省スターリング地域課『南ア連邦：国内製造工業の現状、主要企業一覧』1961年を参照。
- (11) 『通商弘報』1961年3月27日、870ページ。
- (12) 『通商公報』1961年9月4日、2711～2714ページ。
- (13) 『通商公報』1965年7月17日、2529ページ。
- (14) 『通商公報』1966年10月27日、4088～4091ページ。1966年4月29日～6月5日、南アフリカ市場を調査したランド会調査団は、南アフリカ国内の未生産分野への進出を勧告した。金剛会『南ア共和国市場調査報告』1966年、1ページ。
- (15) 『通商公報』1966年12月24日、5353～5354ページ。
- (16) 『通商公報』1968年1月11日、89～90ページ、『通商公報』1968年1月12日、98～101ページ、『通商公報』1968年4月18日、1385～1387ページ。
- (17) 『通商公報』1971年7月8日、7～8ページ。
- (18) 『通商公報』1972年1月21日、4～5ページ、『通商公報』1972年1月22日、4～5ページ、『通商公報』1973年2月17日、6～8ページ、『通商公報』1973年2月19日、9～10ページ。
- (19) 『通商公報』1973年4月21日、5～7ページ。それらに関連して、ジェトロは、1973年3月南アフリカの投資関連基礎情報の収集にあたっている。立地条件、労働事情、外資政策、外資導入の実態、経済開発関係機関について詳細な調査が行われていた。日本貿易振興会：海外情報センター『南アにおける投資基礎情報』1973年参照。これに前後して、南アフリカの土木建設業界の実態調査が実施されたり、Border Industry Area(周辺産業地帯)とBantu Homeland(黒人自治居住地域)における産業分散計画の実情が調査されていた。ジェトロ：海外情報センター、機械部『南アフリカ共和国の土木建設業界の実情』1972年、ジェトロ：海外情報センター『南ア共和国における産業分散の現状と問題点』1974年参照。なお、南アフリカにおける大型プロジェクトの調査としては、以下のものがある。ジェトロ：機械部『リチャーズ湾開発計画——南アフリカにおける総合プラントプロジェクト——』1977年、ジェトロ：海外経済情報センター『南アフリカ共和国の石炭ガス化』1975年。前者については、Transvaal Coal Owners Associationによる日本向の灘青炭輸出の問題が関連したようである。
- (20) 『通商公報』1974年9月13日、3～6ページ、『通商公報』1974年9月14日、6～8ページ。
- (21) 『通商公報』1976年8月7日、3～4ページ、『通商公報』1976年6月14日、5～8ページ。
- (22) 通商産業省通商局通商調査課編『日本貿易の展開——戦後10年の歩みから——』商工出版、1956年、490～492ページ、通商産業省『日本貿易の現状』海外市場調査会発行、1952(昭和27)年、110ページ。
- (23) 通商産業省『日本貿易の現状』海外市場調査会、1952(昭和27)年、110ページ、通商産業省『日本貿易の現状』、1953(昭和28)年、170～171ページ。
- (24) 通商産業省『日本貿易の現状』1953(昭和28)年、170～171ページ、通商産業省『日本貿易の現状』1954(昭和29)年、130～131ページ。

- (25) 通商産業省『通商白書』1955（昭和30）年、229～231ページ、通商産業省『通商白書』1956（昭和31）年、293～295ページ。
- (26) 通商産業省『通商白書』1957（昭和32）年、409～412ページ、通商産業省『通商白書』1958（昭和33）年、401～404ページ、通商産業省『通商白書』1959（昭和34）年、407～410ページ。
- (27) 通商産業省『通商白書』1958（昭和33）年、401～404ページ。1980年代は、繊維機械市場調査が実施されている。日本機械輸出組合『南アフリカ共和国およびジンバブエの染色整理仕上機械市場調査報告書』1984年参照。
- (28) 青木一能『日本とアフリカ——ひよわな関係から密なる関係の構築を目指して——』（小田英郎編『アフリカ政治と国際関係』頃草書房、1991年、314、319～322ページ。当時の南アフリカおよび南部アフリカ問題に関する以下の報告書は興味深い論点を提示している。ジェトロ：海外経済情報センター『南ア・ローデシア問題に関する諸見解』1974年、ジェトロ：特別経済調査レポート『南部アフリカの政治経済情勢の現状と国際関係——ジンバブエ・南アフリカ共和国を中心にして——』1980年。
- (29) R. J. Payne, *The Nonsuperpowers and South Africa: Implication for U. S. Policy*, Indiana University Press, Bloomington, 1990, pp. 92～96.
- (30) 梅津和郎・伊原吉之助・北川勝彦編『現代日本の国際関係』晃洋書房、1985年、13～15ページ。
- (31) 同書、209～210ページ。
- (32) 柏岡富英「フィランスロピーとアメリカ文化」『国際交流』57号、1991年12月、19ページ、同『アメリカの思考回路——実験国家・その純真と不遜——』PHP研究所、1996年、97ページ。

第8章 1980年代における日本-南アフリカ 通商関係の新展開

南アフリカ共和国大使瀬崎克己は、1993年3月31日、南アフリカ国際問題研究所で行った「現代日本の外交政策」と題する講演のなかで、次のような趣旨の注目すべき発言を行っている。

「南アフリカは、南部アフリカの経済開発に基軸的な役割を演じるであろう。日本は、南部アフリカ地域に資金を供給する計画があり、南アフリカには、原料、専門家、技術知識を提供することが期待される。南アフリカは、その地域全体にくりひろげられる日本の援助を利用できるであろう。南アフリカが非人種的で民主的な政府の樹立にむけて、平和裡のうちにその移行を達成できるかどうかは、南アフリカ自身にとってのみならず、相互の関係にとっても決定的に重要であり、南部アフリカ地域全体にとっても重要である。それはまた、アフリカ大陸全体の政治的安定と経済発展にとっても欠くことができない。南アフリカは、経済面でみれば大陸唯一の機関車であり、他のアフリカ諸国を率いていく立場にある。日本は、南アフリカと協力する用意があり、南アフリカは日本最も重要なグローバル・パートナーの一国である」¹⁰³。

瀬崎発言からは、最近の日本・南アフリカ両国の関係と国際関係における両国の位置の変動を背景として、日本の対外政策あるいは対アフリカ政策において、南アフリカが大きな利害を有する社会として位置付けられていることが知られる。

現在を冷静に見つめ、将来を見通すことは著しく困難なことである。本章では、過去の関係の継承とこれまでには見られなかった新たな関係の展開とが混在している1980年代の日本-南アフリカ関係を観察し、将来における関係を築きあげていくうえで、どのような問題が生じるのかを考える糸口を提示したい。その場合、日本-南アフリカ関係を経済関係ないしその発展から考えることとし、とくに80年代中頃の対南アフリカ経済制裁期からマンデラ政権誕生にいたる時期を取りあげる。以下では、(1) 日本-南アフリカ貿易の現状、(2) 日本の対南アフリカ投資、(3) 日本の対南アフリカ通商政策について順次考察する。

1 日本-南アフリカ貿易の現状

(1) 南アフリカの輸入自由化と日本の市場調査

日本-南アフリカ貿易史の撫撲期以降、第一次世界大戦と1930年代半の二つのピークを経て、1960年代末に至るまで、日本の対南アフリカ通商政策は、安価な工業製品の輸出を通じて南アフリカ市場に侵入することに狙いを定めていた。1980年代半になんでもその政策の残滓が見られる。たとえば、南アフリカのデビリエール商工観光大臣が1983年12月23日に発表し

た輸入自由化措置にもとづいて、1984年1月1日より乗用車およびトラクターを含む90品目の輸入自由化が発表された。その狙いは、インフレの抑制と産業競争力の強化にあった。この措置によって輸入課徴金と繊維品の輸入数量制限も撤廃されることになった^②。これを受け、1984年から86年前半にかけて、南アフリカ市場におけるいくつかの日本製品について市場調査が試みられている。

南アフリカでは、陶磁器および食器の市場は、国産のコンチネンタル・チャイナの独占であるが、輸入品としては欧州品が高級品として定着している。日本品は、ノリタケブランドを中心市場に急速に浸透している。日本製品は、ダン・フレッシュをソールエージェントにして、大型のスーパーや小売店にも出回るようになっていた^③。また、南アフリカにおける磁器市場をみると、高級品では、西ドイツのジリットやフランスのル・クルーなどの輸入品が占めている。中間品の大部分は、国産のヘンドラー・ヘンドラーの製品が占めており、アフリカ人向け市場では、同社の製品が50%、残りはジンバブエとトランスカイ地域の製品が占めていた。日本製品の輸入は、定期的には行われておらず、有名スーパー・マーケットのチェックカードが、販売促進用の景品として日本品を輸入した程度であった^④。

電気製品や金属製品についても市場調査が行われている。南アフリカでは国産の家庭用ミシンがなく、その輸入先は主としてスイス、西ドイツ、日本、台湾であった。日本品の輸入に関与していた業者は、エンピサル・ソーイング・ニッティング、シンガー・南アフリカ、ジャノメなどであったが、日本製高級ミシンの輸出は価格面で難しいようであった。これに対して南アフリカのビデオカセット・テープレコーダー市場における日本製品のシェアは、99%を占めている。日本製品は、技術的に他国製品と比べて群を抜いており、価格も安く、品質の評判もよい、と報告されている。

同様に、南アフリカにおけるネジのメーカーでは、ナショナル・ボルト、カット・スティール、トランスパール・ナットの三大手で大部分のシェアを占めている。ネジの主要ユーザーは、鉱山業、製鉄、エンジニアリング、自動車、家具製造業関係である。日本製品の品質に対する関係業者の評価は高く、価格の点でも欧州製品と競争できるが、反面、納期が長すぎるとの不満が聞かれた^⑤。

日本にとって重要な自動車関連の市場調査も行われていた。NAMSA（南アフリカ自動車製造連盟）のニノ・ベルムレンとのインタビューによると、アフリカ人市場での乗用車販売は14～18%伸びると報告され、アフリカ人の自動車購入増加のうちでとくに目立つのはミニバスであると指摘されている。一方、南アフリカでは、当時の不況のために新車組み付け部品に対する需要が大幅に落ち込んだ。

南アフリカの自動車部品産業は、政府のローカル・コンポーネンツ政策の恩恵を受けている。乗用車、1300キログラム以下の商業車それに座席が15人以下のミニバスの車体重量の66%以上を国産品が占めるように求められている。ランド安によって国産品の価格競争力は上昇しており、価格面で日本品は、西欧品と同等の水準にあるといわれ、したがって、安価な台湾製品はかなりの競争力をもっているようである^⑥。

このように製品輸出市場としての南アフリカに対しては、戦前と同様にかなり詳細な市場調

査が実施されていることがわかる。しかし、ここからは、安価な国内製品の輸出と60年代末までみられたような日本政府のバックアップによる外国市場への侵入という通商戦略には、新興工業経済地域（NIES）などの追い上げのために、陰りがみられるようになってきたことが知られる。

（2）日本-南アフリカ貿易の現状

最近5年間における日本の対南アフリカ貿易は、1988年を除いて赤字基調になっている。輸出総額の88%は、重化学工業品が占めている。重化学工業品のうちで機械機器が77%、その中では一般機械が26%、電気機械14%、輸送機械34%となっている。電気機械では、電気回路用品、テレビ受像機、ビデオテープレコーダーなどの映像機器、自動車用電装品が多い。輸送機械では、自動車および自動車部品が多くを占めている。金属品では、鉄鋼が多く、軽工業品では、最近、写真用または映画用材料、非金属鉱物製品が増加している。

輸入では、原産品のうちで金属原料が16%、そのなかでは、鉄鉱石と非鉄金属鉱（マンガン鉱、クローム鉱）が多い。鉱物性燃料（14%）としては石炭の輸入が目立つ。また、加工製品の輸入は、40%を占めるが、そのなかで多いものは、金属品であって、フェロアロイや白金などが目立つ。最近では、非貨幣用の金の輸入（4%）も増加している⁽⁷⁾。日本-南アフリカ貿易については、日本経済および南アフリカ経済の発展に応じて、両国経済の基幹部門となつた産業で生産されたものが交換されている。

たしかに日本の貿易額全体に占める南アフリカの比率は小さいものであるが、1980年代を通じて日本経済の基軸的な位置を占めるにいたった高度先端技術産業は、南アフリカ産の特定の鉱産物輸入に依存し、しかも輸送機械の輸出を中心にして南アフリカ市場は、日本の重要な市場となってきた。南アフリカにとってみれば、有力な外貨の稼ぎ手となる産業の生産物が日本に輸出されてきた。

経済制裁期に前後して、日本は「産業上の動力」として南アフリカの輸出品を必要とし、「国際社会の嫌われもの」であった南アフリカは、日本を産出物の捌け口として生命線上に位置付けていたのである⁽⁸⁾。日本にとって、貿易関係から見れば、南アフリカが1960年代までの軽工業品の輸出市場から戦略的資源の輸入先に変化した点は、両国の相互依存関係が深まったことを示唆し、この傾向は両国の産業構造の根本的な変化が生じないかぎりはしばらく持続するであろう。

2 日本の対南アフリカ投資

（1）経済制裁と日本の「隠された投資」

1986年から87年にかけて対南アフリカ経済制裁が続き、外国企業の引き揚げが続いた。フランスのファビウス首相は、1985年7月24日、対南アフリカ経済制裁案（7月25日より新規投資の停止、国連の安保理事会に南アフリカ非難決議の提案、郵便・通信・航空会社のボイコット、駐在南アフリカ大使ピエール・ボワイエの更迭）を発表した。さらに、9月10日の

アメリカの対南アフリカ経済制裁に続いて、イギリスを除く EC 9カ国は、石油、武器などの禁輸措置を発表した^⑨。日本では、1985年10月9日、阿倍外務大臣談話をもって対南アフリカ追加措置がとられ、1986年9月19日、内閣官房長官談話というかたちで制裁措置が発表された^⑩。

この結果、1986年から87年に、次のような外国企業の引き揚げが続いた。1986年11月20日、カナダ系で、南アフリカのパインタウンに四つの製靴工場と皮鞣し所をもち、小売店も所有していた BATA（バタシューズ）が引き揚げを発表した。GM、IBM、コダックなどの対南アフリカ投資の撤退も続いた。1986年11月24日、イギリス最大の商業銀行バークレーは、南アフリカの子会社バークレー・ナショナル銀行の所有株式40%を売却して、撤退すると表明した。売却先は、アングロ・アメリカン・コーポレーション、デ・ビアーズ、コンソリディテッド・マイン、ザガーランド・ライフ・アソシエーションであった。1987年4月24日、バークレー・ナショナル銀行は、その名称をファースト・ナショナル・バンク・オブ・ザザン・アフリカに変更すると発表した。

アメリカ最大の商業銀行シティバンクは、1986年のチーズマンハッタン銀行の撤退に続いて、南アフリカから撤退した。南アフリカのファースト・ナショナル・バンクは、シティバンクの南アフリカ子会社を7月1日に購入すると発表した。石油化学エンジニアリング会社のフロア社も引き揚げを決定し、欧洲系企業に売却された。1986年12月4日、アメリカ化粧品メーカーのシェブロン本社は、南アフリカ子会社を1987年までに売却すると発表した。同様に、アメリカのエレクトロニクス・メーカーのハネウェル本社は、4日、南アフリカ子会社をミューレー・ロバーツグループの M & R テクノロジー社に売却すると発表した。企業信用調査で世界的有名なダン・ブラッドストリート社も南アフリカ子会社を売却すると発表した。

イギリス系工業用化学品メーカーのアライド・コロイズグループは、12月10日、100%出資の南アフリカ・アライド・コロイズの売却交渉を南アフリカ資本ケミカル・サービスと完了したと発表した。アメリカのダウ・ケミカル社は、同社の子会社メル・ナショナル社を南アフリカ資本に売却すると発表した。1987年6月17日、アメリカの ITT（国際電話電信会社）は、南アフリカ子会社アルフレッド・ティーブズ・エンジニアリングを南アフリカ企業グラスフィン・インベストメントに売却し、撤退すると発表した。スタンダード・チャータード銀行も、南アフリカから撤退した。11月24日、フォードは、正式に撤退を発表した。フォードは、SAMCOR の株式の42%をもっていたが、このうち24%を SAMCOR の従業員が管理する信託基金に寄付し、18%は、アククロ・アメリカン社とその関連会社に売却した^⑪。

この間、日本政府は、しばしばその不十分さを非難されながらも経済制裁を導入し、しかも南アフリカへの直接投資はいうまでもなく禁止されていた。しかし、南アフリカ製造業への「隠された投資」が行われていたのである。南アフリカにおいて、日本が関与した最も重要な部門は、自動車製造業であった。1960年代に日本が南アフリカにおける自動車組立に参入した時には、アメリカのフォードや GM、イギリスのリーランド、ドイツのフォルクスワーゲンが市場を支配していた。1961年、ダットサン（後のマツダ）がライセンスで組立を開始し、トヨタが現地企業とフランチャイズ協定を結び、翌年、生産を開始した。1970年代には、東

洋工業（後のマツダ）、三菱、いすゞ、ホンダが加わった。こうして、現地で生産される自動車のうちで日本の融資に基づいて組み立てられる割合が急増し、トヨタと日産を中心に南アフリカ自動車工業の「日本化」が生じたのである。

それだけではなく、日本のインパクトをうけて、1980年代に南アフリカ自動車工業は、構造変化を引き起こすことになった。生産企業の数は、1969年の15社から1989年にはわずか7社に減少した。日本と提携関係をもたないのは、ドイツ系（BMWとフォルクスワーゲン）企業だけで、それ以外は日本企業とのライセンス協定を結んでいた。すなわち、南アフリカ・トヨタ、南アフリカ・日産、SAMCOR（マツダ、三菱、フォード）、メルセデス・ベンツ（ホンダ）、デルタ（いすゞ）といった企業をあげることができる。日本企業の進出は、新しい生産体制の革新と普及をもたらし、日本企業が地理的に集中したために現地企業の集中現象が見られるようになつた。

この背景については、少し視野を広げて考えてみなければならない。日本の海外投資の興隆と拡大は、しばしば突然で比較的最近の現象として見られるかもしれない。1971年には、海外投資に対する政府の制限が緩和され、また、1985年のプラザ合意以降、急速な円高と国内の労働コストの上昇のために日本からの輸出には犠牲が伴うことになった。

また、基軸産業の原料コストの上昇と労働供給不足、北アメリカと西ヨーロッパでの日本品に対する政治的攻撃と保護主義的傾向、さらには1970年代と1980年代における対西側諸国との大幅な貿易黒字などのために、海外生産は「輸出に替わる政治的に必要な代替物」となり、日本企業による海外直接投資は、「偶然に生まれたもの」ではなく日本の産業政策の本質にかかる部分となつた^⑫。したがって、日本企業が、南アフリカにおいて直接投資を行うことなく、現地のフランチャイズ協定企業にパテント、技術、経営ノウハウを移転するかたちで「隠された投資」によって南アフリカ市場に進出した過程も、以上のような関連のなかでとらえられねばならない。

このようにして、たとえば南アフリカ・トヨタによってもたらされたジャスト・イン・タイム方式やQCサークルは、経営面での革新をひきおこした。トヨタは、ジャスト・イン・タイム方式を部品供給企業に求め、その主要な下請け企業を説得してダーバンに工場を移転させていた。労務管理も日本式に改められ、部品の流れを改良するために看板方式を導入しただけでなく、QCサークルと「カイゼン」運動を奨励した。「シャカバンガ」（自分で考える）を合言葉に現場の労働者の間に生産性向上への取組を普及させようと考えたのである。トヨタ方式は、現場のアフリカ人労働者の間で多少の不評を買いつながらも、日産の「グリーン・エリア」と品質改善運動とならんで、1990年代初頭の南アフリカではかなり見られるようになつた^⑬。

（2）南アフリカにおける外資の動きと日本

1989年9月20日、デクラーク大統領の就任後、南アフリカの変革は息を告げた。1990年2月2日、デクラーク大統領は、国会開幕演説の中でマンデラの釈放、非常事態宣言の解除、非法政治団体の解禁、政治犯の釈放など、以後の南アフリカの政治改革の方向を示した。一方、2月11日のマンデラ釈放後、アフリカ民族会議（ANC）は2月16日のルサカでの幹部会議

で声明を発表し、硬軟あわせた方針を提示した。こうした動きを受けて、12月15日には、ECが理事会で南アフリカに対する新規投資の自粛を廃棄することを決議した⁽¹⁴⁾。事態は対南アフリカ経済制裁解除へ動き出したのである。

1991年2月1日、デクラーク大統領は国会開幕演説のなかで、人口登録法を含むすべてのアパルトヘイト関連法を今年中に撤廃すると明言するとともに、「新生南アフリカ国家宣言書」を発表した。一方、5月18日、ANC側は政府に対して暴力を抑制しない限り制憲予備交渉を停止すると通告し、また、7月2日から7日まで開催された全国大会でマンデラ議長、シスル副議長、ラマフォサ事務局長、ヌゾ副事務局長、ヌコビ会計幹事という新陣容を整えた⁽¹⁵⁾。日本政府も、1991年6月21日、文化交流と渡航の制限を解除することとし、投融資禁止は継続した。さらに、10月22日、日本政府は閣議で対南アフリカ経済制裁の即時解除を決定した。日本の制裁解除に対しては、南アフリカ各界の賛否両論が聞かれたことは言うまでもない⁽¹⁶⁾。

以上のような状況の中で、最近1～2年の間に南アフリカをめぐる海外資本も動きを見せ始めている。先進諸国は、1991年中、投資禁止を解除してきた。しかし、CODESA（民主南アフリカ会議）の中止、ANC支持派とインカタ支持派の対立、ANCの国有化政策、3年にわたる南アフリカの景気後退などのために新規投資は控えられていた。とは言え、1991年8月20日、フランス最大の銀行パリバがジョハネスバーグに事務所を開設し、台湾が繊維、医療製品などの軽工業に進出、8月15日には、CIDC（台湾投資開発公社）が、南アフリカの石油化学企業に二億ドル投資したとの発表があった。1992年3月には台湾銀行の開設とならんと香港資本の進出がめだちはじめた。

アメリカ企業は、この10年間で200社が引き揚げた。1991年の包括的反アパルトヘイト法廃止後も新規投資は見られない。南アフリカのアメリカ資産は、1981年の26億ドルから1991年の8億8,900万ドルへ減少した。アメリカ企業が慎重なのは、各州あるいは各都市で制定された独自の対南アフリカ投資禁止法が撤廃されていないからである。それに比べてドイツ企業は比較的積極的な動きを見せている。1992年6月、ベンツが南アフリカ・ベンツ社株式の26.5%を買い増したし、ヘキスト社が10月に南アフリカの製薬企業ノリストンの株式60%を子会社南アフリカ・ヘキスト社に買収させている。

これとは対照的に、最近の動きとしては、南アフリカ企業の海外投資が伸びている点が注目される。1992年6月、製紙業、サッピによるドイツのハノーバー・パビール社の買収、10月、ロイヤル・グループによるデルモンテ・ヨーロッパの買収、ファースト・ナショナル銀行によるイギリス商業銀行ヘンリー・アンスバッカーの買収などである。ミノルコ社は、アメリカのシェブロン社と合併のチリ銅鉱山開発へ投資した。この動きをどのように解釈すればよいのであろうか。SACOB（南アフリカ経営会議所）のバーソン事務局長の発言によれば、南アフリカ企業の海外投資の理由として、経済制裁の解除によって世界戦略が拡大したことと国内経済不振による利益減少をあげ、資本逃避ではないと説明しているが、南アフリカ資本の動向は気になるところである⁽¹⁷⁾。

日本の経済界の認識では、南アフリカは鉱物資源に恵まれ、市場規模も大きく、インフラも整備され、経済成長のポテンシャルも高い。また、アフリカ諸国への拠点としてとらえられて

いるので、政情安定の見通しがたてば、経済も回復し、海外からの投資も増加する可能性は大きい、と考えられている。現在すでに新たな合弁事業も始まっている。たとえば日本電工は、1993年10月26日、マンガンやクローム鉱石などの大手サマンコール社との合弁によりフェロクロームの生産会社NST フェロクローム社を発足させた。日本電工は、サマンコール社の製造する金属ケイ素の日本での販売代理店であり、原料輸入でも17年間の取引関係があった。使用原料のクローム鉱石は、サマンコール社との長期契約で全量供給され、また、製品はすべて日本向けの予定である¹⁰。

また、日本の財界からは次のような点にも目が向けられている。南アフリカでは、インフォーマルセクターをはじめとして、アフリカ人独自のビジネス活動が見直されている。企業としての登録や税金の支払などの義務の及ばないところで営業活動を行なっているのは主にアフリカ人であり、都市部で活発に活動が展開されている。業種としては、食料品や雑貨の行商と露店商が多く、製造業・修理・建設関係・娛樂・運輸（ミニバスをつかったタクシー業）など多岐にわたる。

フォーマルセクターでも小規模ビジネスを中心にアフリカ人の活躍が目立つようになった。これは南アフリカのGDPの約1%にあたるが、約8,000のアフリカ人系企業があるといわれる。大規模なものとしては、IDC（産業開発公社）から委嘱されたモロコシ類醸造有限会社、アフリカ銀行、ファーチャー銀行（ファーストナショナル銀行とアフリカ連合商工会議所の共同出資）などがある。現在、アフリカ人企業家側は、白人系企業への下請け業務依頼、フランチャイズ取引の中入れなどでの協力要請と、白人企業内で雇用されているアフリカ人労働者の権限付与などの拡大を求めており、南アフリカ政府によるアフリカ人ビジネスの振興への取り組みは不十分である。たとえば、1992年5月にはじまった市場志向型産業開発計画も黒人ビジネスだけを対象としているわけではない。また、製造業を中心に小規模ビジネスへの融資を目的とする小規模ビジネス開発公社（政府の50%出資）も白人ビジネスへの融資額のほうが多い。

ただ、地方のインフラ開発を目的に設立された南部アフリカ開発銀行については、最近、都市部での融資が伸びている。その中には、（1）アフリカ人向け住宅を含む都市開発計画など都市のインフラ開発、（2）地方経済活性化のインフラ開発、（3）遠距離通信、地域航空路、道路、水道などの大規模インフラ建設、（4）NGO その他の自治体ベースの団体との協力を通じた小規模ビジネス部門の開発などが含まれている。さらに、現在、インフォーマルセクター支援のための特別基金の設立を計画中である¹¹。日本の経済界では、近い将来形成される南アフリカ新政府のもとで産業構造の改革に取り組まれることを前提に、アフリカ人の経営する小規模企業の育成に少なからず関心を示す企業もみられる。

3 日本の対南アフリカ通商政策の新展開

（1） 南アフリカ経済の現状と産業政策

南アフリカ経済の見通しについては、1992年で1～2%の経済成長を予想していたが、インフレを懸念して南アフリカ準備銀行が公定歩合を下げる可能性は少なかった。失業者は400万

人で、新規労働人口の10%しかフォーマルな労働市場で就業できないために、残りはインフォーマル市場で働くか、または失業するしかない。日本およびアメリカの経済制裁解除とコモンウェルス諸国との制裁解除によって国際環境が好転し、政府の輸出振興策も加われば、SAFTO（南アフリカ貿易振興会）は、1992年の輸出が20%増加すると見込んでいた。

輸出関連産業の設備拡張計画が始動している。たとえば、ステンレス鋼コロンブス計画、アルミのALUSAF拡張計画、SASOLの石油化学品生産、自動車産業の新規モデル生産と設備更新、MOSGASの下流部門生産計画などである。南アフリカ政府は、輸出競争力をつけるために繊維・化学産業の関税保護政策を徐々に撤廃し、SACOB（南アフリカ経営会議所）は、研究開発費の少なさを指摘するとともに、生産性の低さをカバーするために合理化を迫っている。

このような状況の中で、日本側の投融資禁止解除で、日本の技術移転に期待がよせられた。最近、日本の主要証券会社および銀行関係者の南アフリカ訪問が増え、商社の企画部門関係者の訪問も頻繁になっている。しかし、日本企業は南アフリカの政治情勢に不安感をもち、事態の推移を静観しているのが実情である。SACOBのヘイウッド事務局次長は、「日本企業は南アフリカ企業とのつながりがあるから、合弁企業の設立、SASOLの石油化学部門、ARM-SCORの民生部門への投資が有望となろう。また、中小企業、自動車部品産業への投資により日本への部品輸出ができる」と指摘している^⑯。

また、最近の南アフリカ政府の産業政策も日本企業の注目するところとなった。南アフリカ通産省は、現在の政策目標を工業品輸出の促進と工業技術振興に置いている。自動車・電子機器・化学産業など、技術革新による高付加価値製品の輸出を目指しているが、長年にわたる輸入代替産業の育成策と鉱業加工品輸出への過度の依存が工業競争力を失わせ、さらに、アパルトヘイトの下で人的資源の育成を怠り、熟練労働者の不足と労働意欲の低下をまねいたことが困難を増している。

南アフリカ通産省は、また、国際市場への進出のためにガットなどの国際協定遵守の方向へ動いており、産業保護の緩和策として、1990年初めには化学品の輸入規制を撤廃した。ガットとの調整は残っているものの、輸出振興策として企業に対する期間5年の低金利ローンも実施されている。今後の課題は、競争力のある工業品の開発にあり、生産性、品質、価格など、南アフリカ諸企業の努力が期待されている。経済制裁による技術導入の遅れがひびき、南アフリカ全域でそれが克服されるにはまだ時間がかかりそうである。

南アフリカでは、景気回復を期待して三つの大型プロジェクトが計画された。第一はALUSAFプロジェクトである。同社は、世界7位のアルミメーカーで、30億ランドの溶鉱炉の建設計画にかかる最後のフィージビリティ・スタディが実施されている。生産コストの大部分を占める電力料金については電力会社ESCOMとの交渉に基づいて、アルミ価格の16%を支払うという条件で25年間の電力供給を保障することで合意した。また、政府とは優遇税率について交渉中である。溶鉱炉の立地は、リチャードベイ、ウィットバンク、サルダンハベイが検討対象になっている。

第二は、コロンブス・ステンレス生産プロジェクトである。これは、ステンレス・メーカー

MS & A 社の生産能力を拡大する計画で、完成後の年間生産能力は49万5,000トンとなり、南アフリカは世界第5位の生産国になる。バーロー・ランド社は、1991年9月MS & A社を11億ランドで買収した。

第三は、SASOL社の化学プラントである。1991年11月、年産75万トンのアルファ・オレフィン・プラントの建設計画が発表された。1993年末までに完成予定である。この事業に関連したものとしては、他にエチレン・プラント、石油精製設備の更新、SASOL-1の石油化学コンプレックスへの転換、アクリル繊維生産、などの大型プロジェクトがある⁽²¹⁾。このような新規プロジェクトに関連した事業に日本の資本は小さくない関心を示している。

(2) 日本の対南アフリカ通商政策

南アフリカ日本商工会議所会頭の大北三井物産支店長をはじめとする日本-南アフリカ経済関係に深くかかわっている経済界の扱い手の発言には、注意を傾けなければならない。大北修二会頭は、1993年1月、今後の日本-南アフリカ経済関係について次のような趣旨のことを述べていた。

「投資分野では、豊富な鉱物資源分野への合弁投資、新規鉱山開発などに日本企業は関心がある。製造業分野では、自動車産業、鉄鋼産業などでライセンス生産が実施されているが、他の分野でもこのようなかたちでの技術移転は南アフリカの経済発展に役だつ。南部アフリカ諸国の経済発展に関して、南アフリカと日本企業は協力できることがたくさんあり、新規生産プロジェクト、観光開発などがその有望な分野である。また、ODA（政府開発援助）資金が利用できれば、南アフリカの技術や生産力の南部アフリカ諸国への移転に役立つはずである。ブラック・ビジネス発展のために、中小企業育成にも関心があるが、これには産業構造を再編しなければならず、政府の援助が必要であろう。日本-南アフリカ間の経済協力関係を発展させ、南アフリカ経済を回復させるには、政治的安定が不可欠で、信頼できる政府が早く樹立され、暴力が抑制されることを願っている」⁽²²⁾

また、日本・南アフリカ・南部アフリカ関係のありかたについては、現在を「転換期」としてとらえ、次のような認識が示されていた。

「過去、日本-南アフリカ関係は、アパルトヘイト問題のために、日本が南アフリカをアフリカの他の地域から切り離して扱う傾向が強かった。しかし、最近の地域情勢は、対南アフリカ関係を、より大きな南部アフリカ（もしくはアフリカ）戦略の中に取り込んでいくことを要求しているように思われる。南部アフリカでは、インフラ部門を中心に日本に資金協力と技術協力の期待が高まるであろう。日本の南部アフリカにおけるODAは、水資源開発、テレコミュニケーションの近代化、港湾設備などインフラ分野が多かったので、旧南部アフリカ開発調整会議（SADCC）諸国との関心とつながったが、過去の日本のODAは、基本的に二国間ベースに限られ、旧SADCCの地域協力とは別のものであった。本格的な南部アフリカの地域経済協力・統合の機運が現われ、南部アフリカ開発共同体（SADC）が条約に基づく正規の国際機関として再組織されつつある今、この狭い二国間政策の枠組みを広げる必要がある」⁽²³⁾

ここには、南アフリカを経済停滞に陥るアフリカと先進工業世界との結合点ととらえ、また、

後方地域に技術と資本を普及する拠点として位置付けるという、ある意味では南アフリカの多くの人々の懸念する議論が含まれているようにも思われる。

ところで、昨年、ウェスタン・ケープ大学のヴィンセント・マーバイ教授は、次のように語っていた。「多角的交渉の再開は、1993年には明らかに可能である。もし成功すれば、考えられる結果は連立政府であろう。しかし、そうした政府は必ずしも民主的でも安定的であるわけでもない。たしかに南アフリカでは、本来の民主主義に向かうのに現実的な障害があるにせよ、それらはまったく克服できないわけではない」²⁵¹。それには、少なくない時間を必要とした。1993年9月7日、南アフリカの世界貿易センターでの長時間にわたる交渉の結果、ようやく TEC（暫定執行評議会）法案が承認され、はじめて一人一票制にむかって進むことになった。世界は、先の1990年2月のデクラーク大統領によるマンデラの釈放宣言と同じように、それを驚きと疑いの目で見たのである。

南アフリカで生じているものはや後戻りのできない革命的とも言えるような運動が持続するのは、将来、不正が除去されることから得られる幸福を期待するよりも、過去の不正の経験から生まれた怒りを持ち続けているときである。不正の歴史を忘れないことが人々の精神を寛大にし、交渉を可能にする。それこそが、海図のない海に南アフリカ国家という船を操って行くのに欠くべからざる要素である。われわれもまた、これまでの日本-南アフリカ関係を自省し、あらたな関係構築のリファレンス・ポイントを確かなものにすることに意を用いなければならない。

それにしても、南アフリカが、1994年4月27日の選挙を終えた後、国際的承認をえるために越えねばならないいくつかのハードルがある。一つは、コモンウェルスへの復帰であり、他はOAU（アフリカ統一機構）への加盟である。前者については、考えてみれば、30年かかって車輪が一周してもとに戻ったのと同じであろうが、後者については、新しい出発という感が強い。南アフリカがアフリカの一部になるというのは、アフリカの内と外に生きてきたアフリカ系の人々にとって満足感あふれる達成の喜びがあると同時に、南アフリカという存在の重みがしばらくの間、人々を苦しめるのではないかという懸念もあるう。

差し迫った関心としては、どのように南アフリカをSADC（南部アフリカ開発共同体）に統合し、また、COMESA（東南部アフリカ共同体）に組み入れるかという点である。南部アフリカの南アフリカになるのか、南アフリカの南部アフリカが生まれるのか、しばらくは事の成り行きから目を離さず、冷静に見ていきたいものである。

注

- (1) K. Sezaki, *The Current Foreign Policy of Japan*, Working Paper Series 1, East Asia Project, International Relations Department, University of Witwatersrand, 1993, p. 9.
- (2) 日本貿易振興会『通商弘報』1984年1月13日、3ページ。
- (3) 『通商弘報』1984年3月15日、9ページ、『通商弘報』1984年12月12日、7～9ページ。
- (4) 『通商弘報』1985年4月19日、9～10ページ。
- (5) 『通商弘報』1985年8月27日、4～5ページ、『通商弘報』1985年9月12日、8～9ページ。

- 『通商弘報』1985年9月30日、11～13ページ。
- (6) 『通商弘報』1984年8月27日、5～6ページ、『通商弘報』1985年12月4日、11～12ページ。
 - (7) 通商産業省『通商白書』平成2年度版（1990年6月）、平成3年度版（1991年6月）、平成4年度版（1992年6月）、平成5年度版（1993年6月）、各年版の各論を参照。
 - (8) E. G. Mukonoweshuro, "Japanese Commercial Interests in South Africa", *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 21, No. 1, 1991, p. 50.
 - (9) 『通商弘報』1985年7月29日、2ページ、『通商弘報』1985年9月19日、6ページ。
 - (10) 外務省『わが外交の近況』（1986年版、第30号）、1986年8月、『通商弘報』1986年9月25日、3ページ。
 - (11) 『通商弘報』1986年11月29日、9ページ、『通商弘報』1986年11月29日、1ページ、『通商弘報』1986年12月11日、1ページ、『通商弘報』1986年12月10日、1ページ、『通商弘報』1986年12月13日、3ページ、『通商弘報』1986年12月23日、4ページ、『通商弘報』1987年2月18日、1ページ、『通商弘報』1987年5月11日、4ページ、『通商弘報』1987年6月22日、3ページ、『通商弘報』1987年7月21日、3ページ、『通商弘報』1987年8月20日、8ページ、『通商弘報』1987年12月21日、3ページ。
 - (12) D. W. Edgington, *Japanese Business Down Under: Patterns of Japanese in Australia*, Routledge, London, 1990., p. 14; C. M. Rogerson, "Japan's Hidden Involvement in South African Manufacturing", *GeoJournal*, Vol. 30, No. 1, 1993, pp. 99～100.
 - (13) *Ibid.*, pp. 103～105.
 - (14) 『通商弘報』1989年9月25日、4ページ、『通商弘報』1990年2月7日、3～4ページ、『通商弘報』1990年2月8日、4ページ、『通商弘報』1990年2月22日、2～3ページ、『通商弘報』1990年12月19日、3ページ。
 - (15) 『通商弘報』1991年2月5日、5ページ、『通商弘報』1991年7月10日、12～14ページ。
 - (16) 『通商弘報』1991年10月24日、4ページ、『通商弘報』1991年10月26日、1～2ページ。
 - (17) 『通商弘報』1991年9月5日、12～14ページ、『通商弘報』1992年11月19日、8～9ページ。
 - (18) 『通商弘報』1993年1月4日、4ページ。
 - (19) 『通商弘報』1993年6月22日、7～8ページ。
 - (20) 『通商弘報』1992年1月7日、9ページ。
 - (21) 『通商弘報』1992年2月20日、121ページ、『通商弘報』1992年2月22日、5ページ。
 - (22) 『通商弘報』1993年1月6日、8～9ページ。
 - (23) 『通商弘報』1993年2月22日、10ページ。
 - (24) V. Maphai, "Prospects for a democratic South Africa", *International Affairs*, Vol. 69, No. 2, 1993, p. 237.
 - (25) B. Magubane, "'Breakthrough' in South Africa", *SAPEM*, Sept., 1993, p. 25.
 - (26) *West Africa*, Nov., 29/Dec. 5, 1993, p. 2125; F. Gwaradzima, "SADC and the Future of Southern African Regionalism," *ASA Issue: A Journal of Opinion Special Double Issue*, Vol. 21, No. 1/2, 1993, pp. 60～69.

第9章 新生南アフリカの誕生と日本-南アフリカ 通商関係の新潮流

反アパルトヘイト闘争の長い苦難の過程で直面した多大の困難を克服して結ばれた「ケンブトン・パーク」協定の趣旨にそって、1994年4月26日から29日には、南アフリカで最初の非人種的民主的選挙が行われた。5月9日、最大得票率を得たANC（アフリカ民族会議）のネルソン・マンデラが新生南アフリカの初代大統領に選出された。マンデラ大統領は、5月10日、「暫定憲法」の下で樹立された「国民統一政府」（Government of National Unity）を中心にして、多様な人種が平和的に共存できる「虹の国家」の建設を宣言した。

しかし、「現在、南アフリカでは、新しい工場やオフィスやショッピング・モールができるつあるのを見て、産業はグローバルな競争力を失っていないと錯覚してはならない。人目をひく装いを凝らした車のエンジンは、使い古しの旧式だ。もし南アフリカが競争著しい世界において繁栄するには南アフリカ経済のエンジンの抜本的なオーバーホールが必要である」との警告も聞かれる。かつて、「市場経済を土台としたブラック・エンパワーメント」をめざしてANCの政策立案に関与したエコノミストのグループは、深刻な失業率と所得格差と低識字率をかかえ、コングロマリットによる産業中堅の支配が張り巡らされている南アフリカ経済を「不安定な摩天楼経済」と呼んだことがあった^⑩。

1995年4月27日、新政権樹立一周年記念式典において、マンデラ大統領は、プレトリアのユニオン・ビルディングに集まった南アフリカ人に対して、「この一年、われわれは悲観論者の期待を裏切ってきた」と皮肉まじりに新政府の実績を訴えた。とはいえ、マンデラ大統領は白人少数支配を覆すための長い闘いと同じぐらいの難問に今もなお直面している。国民統一政府は、もしアパルトヘイトの遺産を払拭しようとするれば、「アジアの虎」に匹敵する経済成長率を達成しなければならないし、また、最終憲法案に合意を得ることで南アフリカ民主主義を確かなものとしなければならないであろう^⑪。

ANCは、1995年11月2日の地方選挙で行政機構の掌握を確かなものとした。シリル・ラマポーサは、「1999年の総選挙を前にして、1994年4月に政権の座につかせてくれた人々の願望に応えることができる三年半という時間が与えられたのだ」と語った。また、南アフリカの未来を託す土台を建設するために18カ月という時間を費やした最終憲法の最初の草案もようやく刊行されたばかりである^⑫。

以上のような状況を踏まえ、本章では、次のような点について考察することを通じて、日本-南アフリカ経済関係の新潮流を探ることにしたい。まず第一に、マンデラ政権誕生後の南アフリカ経済の動向を概観し、第二に、日本と南アフリカとの貿易関係の現状について考察する。次いで、第三に、投資市場としての南アフリカの変化と最近の日本企業の対南アフリカ

投資の動向を明らかにし、第四に、南アフリカの通商戦略とそれに伴って現れてきた対日要求の意味について検討する。

1 マンデラ政権誕生後の南アフリカ経済の動向

(1) 国内経済の動向

マンデラ政権の下で新生南アフリカの最初の一年に見られた特徴は、自由企業原理に基づく健全な経済運営であった。二重為替管理メカニズムの柱となっていた金融ランドを1995年3月に廃止した時も、ランドは他の通貨に対して安定していた。しかし、外国からの投資は人を落胆させるほどであり、国際収支の改善もほとんどみられない。

南アフリカのGDP（国内総生産）は、クリス・リーセンバーグ財相の財政演説によると、1994年には実質で2.5%増加し、1988年以来初めて実質GDP増加率が人口増加率（2.3%）に対応した。しかし、第一四半期の農業生産の減少と民主主義への移行に伴う平常生産の中止のために、年平均3%の成長率は期待できなかった。消費者物価の上昇率は、1994年には9%であったが、1995年に入って10%になった。それは2月の抵当担保利率の引上と3月の物品税と燃料税の引上の影響による。

一方、失業は依然として大問題である。公式の失業率は32.6%（460万人）で、黒人が41%と最も高く、ここにはインフォーマル・セクターは入っていない。全失業の半分は30歳以下である。2月、リーセンバーグ財相は、「人材省の直面している主要な問題は、南アフリカ経済のファンダメンタルを調整することである」と語った。このなかには、成長率の改善、国内貯蓄の増加、財政赤字の削減、国際競争力の強化と投資の優遇が含まれている。1995年、政府、ビジネス、労働およびコミュニティの各代表を加え、NEDLAC（全国経済発展労働会議）が発足した。同会議は、これらの問題についてのコンセンサスを得るために役立つことが期待されている。

南アフリカ準備銀行総裁クリス・スタルは、「金融引き締め政策が、インフレの一層の高進を抑え、現在の経済拡大を支える」と語り、次のように金融政策を変更した。「(1) 1995年第四四半期まで貨幣供給増を6%と10%の間に制限する。(2) 準備銀行に保持される銀行の最低現金準備を1%から2%に引き上げる。(3) 金融政策目標の効果をあげるために民間部門への信用拡張の最大限度額のガイドラインを各金融機関に指導する」⁴⁰。

このように財政とマクロ経済のバランスが新政府の金融政策の特徴である。その他の目標は、RDP（復興開発計画）の中に見られる。無任所相ジェイ・ナイドーによると、RDPは南アフリカの深刻な社会経済問題（大衆の貧困、不平等、停滞した経済）への政府の対応に他ならない。

ナイドーは次のように付言する。「挑戦すべき課題は、人々の基本的ニーズに応えると同時に、経済成長を刺激することである。これは、すべての市民が自らの責任でその役割を演じるならば、克服できるものである。それこそ、RDPが政府と市民のパートナーシップであり、大衆組織や民間部門や政府機関やNGOに直接依存する理由である」。この考えが、「マサカ

ネ」(ともに建設しよう) キャンペーンの原動力となっている。

RDP の資金は、政府財政から捻出される計画であるが、1994-95 年度ではそのうちで 7 億ドルが割り当てられた。1995-96 年度の RDP 資金は、14 億ドルである。この資金はアドホック的プロジェクトに融資されるのではなく、国家の各部門からの資金とあわせて、新しい優先課題に使用される。

また、RDP の資金は、明確な実施目標と時間の枠組、それに実施に伴うパフォーマンス(成果)の指標に基づいて投入される。昨年、政府は 22 の PLP(大統領指導プログラム)を提示し、貧窮者、女性、子供の生活改良を目指した。そのプログラムの中には、土地再分配、電化(37 万 8,171 の新登録)、無料の医療ケア、学校の栄養改善(700 万人の小学生へのマンデラ・ランチ)があった。他のプログラムとしては、発電所建設、小農育成、農村部での水と衛生の改良、成人教育、診療所建設、全国公共事業、エイズ対策、学校改善、学習文化の促進があった⁽⁵⁾。

(2) 貿易・国際収支の動向

ところで、南アフリカの貿易構造は、資源を輸出し、機械などの製品を輸入する発展途上国型といえる。最近、資源輸出依存からの脱却を目指して、高付加価値製品の輸出に取り組んでいる。

輸出品では、金が全体の 30% を占め、石炭、マンガン、ダイヤモンド、ベースメタルなどの資源関連品目が約 35% を占めている。砂糖やメイズなどの農産物も主要な輸出品である。化学品、自動車部品などの工業製品の輸出も伸びはじめ、高付加価値化が進んでいる。輸入品では、化学品、自動車部品、工作機械などの機械機器が大部分を占める。資源では石油輸入が多い。南アフリカは、景気が回復すると資材や機械類の輸入が増加し、貿易収支が悪化し、景気抑制策が講じられるという国際収支の大井の低い経済構造となっている。

地域別の貿易構成をみると、欧洲地域が輸出の 33%、輸入の 45% を占め、次いで、アジア・中近東地域が輸出の 18%、輸入の 26% を占めている。北米・中南米は(多くはアメリカ向け)、輸出 9%、輸入 16% である。アフリカ地域は、輸出と輸入それぞれ 9%、3% とわずかである。輸出入総額を国別構成でみれば、アメリカ、ドイツ、日本、イギリス、スイスが主要国で、それぞれのシェアは、7-9% である。

国際収支についてみると、金以外の輸出品は鉱物資源と食料・飼料であり、これらは国際商品として相場変動も激しく、輸出額は年々変動する。貿易収支は黒字だが、金を除外すれば赤字である。1985 年の対外債務危機以降、経常収支の黒字が減少すると金融引き締め策がとられている。資本収支はマイナスが続いている⁽⁶⁾。

南アフリカ経済の安定は、競争の激しいグローバル経済のなかで、経済開発と雇用確保を実現できる政府と民間部門の形成にかかっている。これまでのところ、厳しい現実を抱えながらもかつての共産主義者と NP(国民党) テクノクラートが同居する政府は、極めて有能である。持続的成長のための安定的なマクロ経済環境の創出にあたっては、著しい財政的圧迫を覚悟しなければならないばかりか、南アフリカへの外国投資の流入と中小零細企業の台頭を促進する

方法を案出しなければならない。

2 日本-南アフリカ貿易関係

最近3年間の日本-南アフリカ間貿易の変化について概観しておこう。まず、1992年の日本の対南アフリカ貿易は、輸出が17億1,900万ドルで、前年比5.1%の増加（円ベースでは1.1%の減少）、輸入が19億800万ドルで前年比4.9%の増加（円ベースでは1.0%の減少）であった。対南アフリカ貿易の赤字は、1991年の1億8,500万ドルから1億8,900万ドルに増加した。

対南アフリカ輸出総額の87.1%は、重化学工業品で14億9,800万ドルとなり、前年比5.7%の増加となった。このうちで機械機器では、一般機械（航空機用を除く内燃機関、事務用機械、加熱用または冷却用機械）が8.1%増加、電気機械（電気回路用品、テレビ受像器とビデオテープレコーダーなどの映像機器、自動車用電装品）が11.3%減少、輸送機械（自動車、自動車部品）が11.7%増加、精密機械が2.3%増加となり、機械機器全体では5.1%増加の13億ドルとなった。金属品では、鉄鋼が15.2%の増加、金属製品が25.3%の増加となった。軽工業品（輸出額の10.8%）では、タイヤやチューブ、写真用または映画用材料、非金属鉱物製品が増加したが、繊維品、レコード、テープ類は減少し、全体では2.2%の増加であった。

南アフリカからの日本への輸入は、金属原料（輸入総額の15%）、石炭（15.7%）、金属品（33%）、食料品（9.1%）、金（非貨幣用、8.1%）などが主要品目であり、あわせて輸入総額の80%を占める。金属原料については、鉄鉱石が増加したが、マンガンが減少し、石炭では原燃料炭と一般炭が増加した。金属品では、フェロアロイ、銅地金が減少したが、白金が大幅に増加し、全体として12.7%の増加となった。食料品では、メイズ、果実および野菜が増加したが、砂糖が77.3%減少となり、全体としては17.3%の減少であった^⑩。

次いで、1993年における日本の対南アフリカ貿易は、輸出が20億500万ドル、前年比16.6%の増加（円ベースで2.6%の増加）、輸入が18億9,700万ドル、前年比0.6%の減少となった。日本の対南アフリカ貿易収支は、1989年以降赤字続きであったが、1993年には前年の1億8,900万ドルの赤字から1億800万ドルの黒字に転じた。

日本の対南アフリカ商品別輸出では、80%は機械機器である。前年比、ドルベースで24.5%（円ベースで9.4%）の増加となった。南アフリカからの輸入品構成では、非鉄金属、鉄鋼などの金属品が39.2%、金属原料が13.3%、石炭が13.1%、金（非貨幣用）が9.9%、食料品が5.2%となっている。非鉄金属は1990年以降4年連続の増加となり、鉄鋼は前年比では減少しているが、1988年と比較しても数量で22.7%、ドルベースで15.6%の減少である。金属原料も1988年以降1991年まで増加したが、その後は2年続けて減少している^⑪。

最後に、1994年の日本の対南アフリカ貿易は、輸出が20億2,900万ドルで、前年比1.2%の増加（円ベースで7.3%の減少）、輸入が21億9,700万ドルで、前年比15.8%の増加（円ベースで6.4%の増加）となった。この結果、日本の対南アフリカ貿易収支は、前年の1億800万ドルの黒字から1億6,800万ドルの赤字に転じた。1991年以降ドルベースで見ると、輸

出は増加しているが、輸入の変化は不規則である。

主要輸出品の構成をドルベースで見ると、一般機械が26.5%、電気機械が13.2%、自動車が13%、自動車部品が24.1%である。一般機械は年々増加し、1994年には前年比ドルベースで9.7%の増加（円ベースで0.4%の増加）となった。電気機械はドルベースで1.7%増の横這いで、円ベースでは6.5%の減少となった。自動車は数量で21.5%、ドルベースで11.7%減少（円ベースで19.4%の減少）した。自動車部品は数量ベースで3.5%の増加、ドルベースで4.1%の増加、円ベースで4.4%の減少である。鉄鋼も繊維品も減少傾向にある。

主要輸入品のシェアでは、食料品が16.1%、金属品（非鉄金属、鉄鋼など）が33.4%、金属原料11.2%、石炭11.4%、金（非貨幣用）10.3%となっている。食料品では前年約八割の減少となったメイズの輸入が20倍に増加した。非鉄金属は円ベースで1.1%の減少となったが、ドルベースでは7.5%の増加で五年連続である。鉄鋼と金属原料の輸出は減少した⁽⁹⁾。

ところで、日本の海上貿易は、貿易全体に対して輸出入ともに金額ベースで約80%程度、数量ベースで約100%を占めている。この海上貿易をトン・ベースで地域別にみると、アフリカのシェアは1992年と1993年でそれぞれ1.6%と1.3%であり、東南アフリカのシェアは、それぞれ0.7%、0.6%となっている。この間、対南アフリカ貿易については、日本郵船、大阪商船三井船舶、三光汽船、川崎汽船、ニチロ、新和海運、昭和海運、ニッスイシッピング、日鉄海運など13社が配船している⁽¹⁰⁾。

3 投資市場としての南アフリカの新動向と日本企業

（1）投資市場南アフリカの評価と欧米の対南アフリカ投資

1994年1月、アメリカ大手証券会社のメリルリンチとリーマン・ブラザーズは、（1）投資家に対する南アフリカ企業の調査資料提供、（2）株式や債券の売買仲介、（3）南アフリカ企業の資金調達アドバイスなどの業務を再開した。モルガン・スタンレーとゴールドマン・サックスもこれに追随する態度を見せた。また、アメリカ政府は、5月5日、南アフリカに対して3年間で6億ドル規模の支援を実施することを発表した。これは南アフリカの民主化とアメリカ企業の南アフリカ進出を支援するためである⁽¹¹⁾。

次いで、1994年10月3日、アメリカの有力各付け機関ムーディーズは、南アフリカの外債建て長期国債にたいして「Baa3」とすることを決定した。これは、投資対象として「適格」を示す水準で、南アフリカ政府は、ユーロ市場や日本市場で債券を発行して資金を調達できることになった。ただし、スタンダード & プアーズは「適格」を下回る格付けをしており、南アフリカの評価は一定していない。

しかし、南アフリカ政府は今回の格付けを受けて、月内にユーロ債を、さらに今後は、サムライ債（非居住者が発行する円建て債）やヤンキー債（同ドル建て債）を発行する計画のようであった。南アフリカ政府は、1994年12月上旬、5億ドルの5年物政府債を起債し、アメリカ市場で利回り9.625%で7億5,000万ドルの販売に成功した。この間、南アフリカのアメリカ系企業は、1991年には104社であったが、1995年3月には188社に回復し、「アメリカ・南

アフリカビジネス協議会」（オフラハーティ理事長）が設立されている⁽¹²⁾。

一方、イギリスの対南アフリカ市場進出も進展した。1994年9月20日、メジャー首相はケープ議会で演説し、5億3,000万ランドのパッケージ支援を今後三年間で行うと発表した。そのうち3億5,000万ランドはRDPに充當され、残り1億8,000万ランドはEUとコモンウェルス開発公社を通じて供与される。1995年には約10億ランドの公的輸出信用も供与される。また、「オポチュニティ・SA」キャンペーンの一環として、投資促進保護協定、中小黒人企業育成、医療保健分野支援、教育・スポーツ振興に関する三期間協定が調印された。

この間、南アフリカに進出したイギリス系企業としては、AMEC（アンゴラ沖のシェブロン・オイルに石油プラットホーム三基の建設）、ヘンリー・アスバッシャー銀行（エンジニアリング教育分野へ支援）、ヒル・サミュエル銀行（8月にジョハネスバーグに営業所設立）、ストラクチャーム（株）（低価格住宅建築システム製造・試験工場に20万ポンド投資）、ウェイド・アダムズ建設（病院修復プロジェクト）、インダストリアル・コントロール・サービス（緊急停止コントロール・システムの企業で南アフリカ企業と代理契約）、ボーダーフォン（南アフリカ・テレコムと非白人地区での移動電話網の整備）、ケーブル・アンド・ワイアレス（南アフリカMネット、国営トランステルと合弁会社）などをあげることができる⁽¹³⁾。

また、ドイツも、1993年6月、ドイツ企業の行動を規制してきたEC行動基準が廃止されてから、機械機器分野（自動車、電気・電子、化学、機械、原料加工）で活発な進出を見せた。フォルクスワーゲンやメルセデスベンツをはじめ、部品サプライヤーのボッシュ、デグサ、シーメンス（電気・電子）、ヘキスト（化学、南アフリカの化学コンツェルン・ゼントラヘムと提携）、ショーリング（製薬、ベルリメド設立）、バイエル（農業化学、製薬）、マンネユンス（機械、ザクス社）、VDM（クルップ・シュタール傘下、VDMテクノロジー設立）、ドイツ・アロエスペース（1994年8月、南アフリカ事務所開設）などが進出した⁽¹⁴⁾。

（2）日本の対南アフリカ投資促進策

マンデラ大統領は、1994年5月、南アフリカ経済の復興と再建のために市場経済の確立と財政再建を重視し、内外経済界の不安を払拭して日米欧からの投資を促進する戦略を発表した。デクラーク副大統領も同様の主旨の演説をロンドンで行っている。

これに前後して、ロンドンの金融街シティでは通称「マンデラ・ポンド」（南アフリカ政府の国債）の噂が飛んだ。このユーロ債の格付けをめぐって、「先進国の一歩手前」（英銀の債券引き受け担当）と「国民の平均的生活水準が低く、発展途上国並」（邦銀）に評価がわかった。また、 Anglo-American社は松下電気、日立製作所、東芝などにカラーテレビ・ブラウン管製造の共同事業をもちかけたが、検討に手間取っているうちに韓国との商談を決定してしまった。EUが4月20日に一般特恵関税の適用を決定し、アメリカも対南アフリカ援助を倍増したにもかかわらず、この時点では、日本政府は、OECD（経済協力開発機構）のDAC（開発援助委員会）で南アフリカが自ら途上国としての地位を取得しなければODAの拡充は困難と判断していた⁽¹⁵⁾。

このように日本の対南アフリカ評価は、他と比べて遅れをとっていたが、1994年6月、通

産省は南アフリカ向けの輸出と投資に、2年間で5億ドルの貿易保険の引き受け枠を設けると発表した。これにはアメリカ政府の要請を受け、マンデラ政権支援と日本企業の南アフリカ市場進出を促進する狙いがある。適用するのは輸出信保保険、投資保険、用途を指定しない貸付を対象とする海外事業資金貸付保険である。これはアメリカの輸出入銀行や貿易保険機構との協調による信用供与を進め、日本だけでなく外国企業の南アフリカ向け輸出や投資に日本の保険を適用して、南アフリカの国際経済への復帰を援助するというものであった⁽¹⁶⁾。

その後、1994年10月に、東京で「南アフリカ・シンポジウム」が開催され、在南アフリカ日本大使館の瀬崎克巳大使は、次のような発言を行っている。「第一に、日本は、南アフリカの民主化の持続的発展のために、国際社会と協力してRDPに対する側面からの支援を行う必要がある。第二に、南アフリカの持続的経済発展が期待されるが、その推進力はRDPと海外からの投資（直接投資と技術移転）である。RDPを実施していくには、地方政府の整備、政府の開発金融機関の統廃合が残っているが、今後は、日本の企業とブラック・ビジネスとの関係強化とこれを通じたブラック・ビジネスの進展を重視しなければならない」⁽¹⁷⁾。

一方、経團連は、1994年11月27日から12月1日まで「南アフリカ経済ミッション」を派遣したが、その報告書から次のような点がうかがわれる。南アフリカ政府側の要望は、日本の投資促進（南アフリカ経済の国際競争力の強化に資する高付加価値型輸出産業への投資）と黒人の雇用創出・所得向上に貢献する投資（黒人企業との合弁事業の推進あるいは中小企業育成案件の推進）であった。

これに対する日本企業側としての対応は次のようなものであった。まず、経團連としては、1994年7月、日本政府が発表した対南アフリカ支援策、すなわち、2年間で13億ドル（ODA3億、輸銀融資5億、貿易保険枠5億）の援助パッケージの早期実行を希望している。そのうえで、第一に、南アフリカ政府に対して外国為替管理の撤廃および輸入関税の適切な軽減措置などの実施を要望する。第二に、日本の民間投資は、鉱物資源関連で拡大して行くものと考えられるので、南アフリカ側の望む分野への投資は早期に実現できない。第三に、南アフリカ側の望む中小企業支援には、マンデラ政権支援という点で、経團連と政府で設立したJAIDO（日本国際協力機構）で検討するとともに、JAIDOがアメリカの設立したSAEDF（南部アフリカ企業開発基金）と連携して対南アフリカ協力案件を推進する計画の研究にあたる。第四に、日本政府側でも、南アフリカの中小企業振興支援の観点から南アフリカに対する中小企業政策移転のためのセミナーの開催、JICA、AOTS（海外技術者研修協会）、JODC（海外貿易開発協会）などを通じた技術協力実施の協力体制をつくるように働きかける⁽¹⁸⁾。

貿易・投資関係の強化については、1995年3月に南アフリカにおいて二重為替相場制度が廃止され、海外株主への送金課税も廃止されて、投資に有利な環境が生まれつつある。ただし、投資を促進するためには、外国為替取引制限の撤廃と少数巨大企業による独占の緩和など難問の解決が残されている。一方、日本政府は、1995年4月、南アフリカを特惠関税制度の受益国に指定した。

(3) 日本企業の対南アフリカ投資の現状

ところで、キリンビールは、1993年9月に買収したオランダの菊の品種改良会社、フィデス社の南アフリカ農場を利用して、1994年7月以降、菊切り花の輸入を開始した。南半球にある南アフリカは、日本の菊の端境期に出荷できる利点があるというわけである。

また、日本輸出入銀行は、1995年1月13日、南アフリカとの融資契約に調印した ESKOM（南アフリカ電力公社）に対して3億ドルを限度とするアンタイドローン（資材調達先を日本に限定しない貸出）を供与する。融資額は為替相場の変動に備えて円建では330億円と現行の相場水準で換算したものよりやや多目である。この融資は1994-96年の3年間で実施し、2年の据え置き期間を経て、8年で返済する。金利水準は長期プライムレート（最優遇貸出金利、年4.9%）程度で、南アフリカ政府の保障をつける。輸銀は、その後、DBSA（南部アフリカ開発銀行）向けにアンタイドローン1億ドル、産業開発公社向け貿易信用を5,000万ドル供与する交渉を進めている。これで、南アフリカ向け融資総額は4億5,000万ドルとなる。さらに、邦銀各行が南アフリカ民間銀行向けの協調融資に乗り出している⁽¹⁹⁾。

とはいっても、日本企業の南アフリカ進出は、現在40社ほどで、1994年までに投資した企業は、日本電工だけであった。新政権誕生後、住友商事などのように日系企業による新たな投資と貿易が進展している。松下産業（石材加工）は三菱商事と共同でNSP（ナチュラル・ストーン・プロセッサー）へ資本参加し、建築用石材の輸入を開始した。昭和電工は、丸紅と組んでサマンコールとともにミドルバーグ・テクノクロムを設立し、低炭素テクノクロムの生産・販売に乗り出した。トヨタは豪州トヨタをアジア向け輸出拠点に考えているが、南部アフリカと中近東には南アフリカを輸出拠点とすることを考えている。三菱自動車工業は、メルセデス・ベンツと協力して小型トラックの南アフリカでの販売を発表した。理想科学工業は、100%出資の子会社リソー・アフリカを設立して、南アフリカおよびその周辺国への印刷機の販売に進出する予定である。日鉄商事はハーニックおよびELGハニエルと共同出資でハーニック・フェロクロムを設立して、フェロクロムの生産・販売に進出した。松下電機は1994年7月に独自に視察団を派遣し、南アフリカから東南アジアへの輸出を検討している。松下はNPCエレクトロニクス社と技術提携した。また、1994年11月、豊田通商が支店を設置し、日本電機は事務所を開設した。

1995年9月13日、日産ディーゼルと三井物産が南アフリカ日産の100%持株会社であるオートメーカーズに資本参加した。オートメーカーズは、10月24日にジョハネスバーグ証券取引所に上場し株式公開するのに先立ち、9月7日、日本・南アフリカ間で合意した。日産ディーゼルは3,750万ランド、三井物産は7,500万ランドでオートメーカーズの株をそれぞれ4.1%、8.6%を取得する。三井物産は、南アフリカ日産の製造する商業用車中核部品の日本からの輸入と南アフリカ日産の乗用車および商業車のサハラ以南アフリカへの輸出を手掛ける。今後の南アフリカ日産の経営戦略としては、(1) 乗用車と商業車の生産比率を50:50にし、(2) ライセンス生産のUNOにイタリア・フィアットの他のモデルを追加、(3) アルファロメオの輸入販売、(4) 部品輸出に力を入れる予定である⁽²⁰⁾。

しかし、日系企業が南アフリカ投資市場に進出して行くには、三つのクリアしなければなら

ない問題がある。第一は、南アフリカ経済界を支配している六人企業群（アングロ・アメリカン、アングロ・ヴァール、リバティ・ライフ・グループ、SA ミューチュアル、レンブラント）およびその傘下にある企業にどのようにアクセスするかである。

第二は、巨大企業群の下請け会社としての中小企業が黒人企業家によって台頭してきており、このような資本蓄積の可能性を秘めている黒人企業との関係強化、ならびに黒人層への教育と訓練の機会を与える政府の計画に援助するかたちで黒人ビジネスと関係を開くことができるか、という点である。

第三は、南アフリカにおける外国投資にかかる法律（通貨・為替法、1933年、為替管理規則、1961年、会社法、1973年）が、WTO（世界貿易機関）との関連で規制緩和の方向にむかうように国際経済面で日本が自由貿易へのイニシアティブを發揮できるか、という点である⁽²¹⁾。

4 南アフリカの通商政策と日本

（1）南アフリカ通商政策の新展開

まず、1994年9月19日、リーベンバーグが憲法改正の上で蔵相に就任した。これはメジャー首相とマンデラの会談、IMF総会（11月）などの国際会議を配慮した人事であった。これによって、国際金融機関からの支援、海外投資、国際金融市場での資金調達および10月のユーロ市場での「マンデラ・ポンド」の格付けを有利にするという思惑が南アフリカにはあったと考えられる。リーベンバーグ新蔵相は、就任早々、外国投資促進のために税制面でのインセンティブの付与を検討しているが、民間部門育成のための低金利融資用資金を除き、対外借入れは行わず、為替管理制度の自由化および世界銀行・IMFとの関係強化にも慎重な方針を発表した⁽²²⁾。

この間、南アフリカの通商戦略は新たな展開を見せた。まず、対アフリカ市場戦略であるが、1994年8月29日、ボツワナのハボローネで開催されたSADC（南部アフリカ開発共同体）首脳会議で、南アフリカは正式加盟を承認された。それを契機にして、積極的に東南部アフリカ市場との関係を強化し始めている。

これに前後して、南アフリカ資本は海外進出の姿勢を見せており。たとえば、南アフリカ・コンサーベーション社は、東アフリカ・ワインザーホテル・マネジメント社のホテルチェーンのうちで北部タンザニアのシゴロンゴロ・クレーター・ロッジとケニアのマサイラマキチュワテンボ・テントキャンプの二カ所の経営権を買収した。南アフリカ・コンサーベーション社は、東アフリカ・コンサーベーション社をタンザニアに設立し、南アフリカのナタールにあるクルーガー国立公園と提携して観光開発と地域社会を調和させながらアフリカの野性動物保護を行う模様である。また、紙・パルプ製造企業SAPPIグループは、1994年10月10日、アメリカの製紙メーカー、スコット製紙傘下のSDワーレン社を16億ドルで買収した⁽²³⁾。

他方、南アフリカはアジア市場への進出を計画している。マニュエル通産相は、1994年10月14日、インド洋をとりまくアフリカとアジアの諸国で共同市場をつくる「インド洋経済圏」

構想を明らかにした。これはアフリカの豊富な天然資源とアジアの工業力を結合しようというものである。すでに南アフリカとインドは貿易協定を結び、南アフリカはSADCと、インドはSAARC（南アジア地域協力連合）との調整を始めたようである。また、1995年1月24日、インドを公式訪問したマンデラ大統領は、25日にインド首相ラオと会談し、「経済協力合同委員会」設置の合意書に調印した。マンデラ大統領は、インド洋経済圏の形成に強い意欲を示している。

さらに、インドと南アフリカが提唱している「インド洋経済圏」構想については、1995年2月7日、オーストラリア訪問中のデクラーク副大統領が、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、インドネシアを加えた「インド洋自由貿易グループ」の結成を提案した。ここには、APEC（アジア太平洋諸国経済協力会議）とのパイプを築くという南アフリカの通商戦略の一端を見ることができる¹²⁰。

これらの南アフリカの対アジア通商戦略を具体的に裏付ける動向としては、まず、南アフリカの対南アジアおよびASEAN諸国との貿易拡大があげられるであろう。1994年の南アフリカの対アジア貿易は、輸出152億ランド（シェア17%）、輸入184億ランド（同23%）であった。主要輸出品は半金属（35%）、鉱物（20%）、農産物（10%）であり、主要輸出国は日本（27%）、台湾（12%）、韓国（11%）である。また、輸入品には一般・電気機械（31%）、輸送用機械（26%）、繊維（10%）があり、主要輸入国は日本（43%）、台湾（14%）、香港（8%）となっている。

一方、アジア諸国は金融投資を通じて南アフリカに接近している。1993年の対南アフリカ投資は、291億6,200万ランドでアジアからの直接投資は8億6,800万ランド（3%）であった。そのうちで、香港が3億1,400万ランド（36%）、台湾が2億400万ランド（24%）であり、金融部門に投資（46%）が集中している。

とくにインドは、「環インド洋経済圏」の構築のために南アフリカとの経済交流を強化している。インドは、90万人にのぼる南アフリカ国内のインド系住民との連携を通じて貿易と投資を拡大する方針である。また、9億人のインド市場は、南アフリカの企業家にも魅力的な輸出市場である。たとえば、インドの醸造・蒸留グループ、UB（ユナイティッド・ブリューワリーズ）は、1995年6月、南アフリカの黒人企業NSB（ナショナル・ソルガム・ブリューワリーズ）の株式の30%を6億ルピーで取得した。UBは1994年4月以降、ジョハネスバーグに支店を開設し、NSBと合併交渉を進めており、合併後はNSBはUBの技術指導でNBの「キングフィッシュ」ビールを南アフリカで生産・販売する予定である。

また、マレーシアの住宅メーカーがハウテン州に低価格住宅の生産・販売拠点を築きつつあり、1995年8月下旬、マハティール首相は「投資ミッション」を南アフリカに派遣し、中小黒人企業の支援に力を入れ始めた。台湾は進出企業（350社）も多く、全国に分散しており、南アフリカ[内]在住の中国系移民のネットワークを中心にビジネスを展開している。1995年7月、「南アフリカ・台湾ビジネス合同委員会」は25の合弁事業プロジェクトを策定した。

香港もアフリカ・欧米市場への輸出拠点の構築を目指している。香港の対南アフリカ投資の内訳は、債券購入などの金融投資が3分の2、証券投資（民間の非金融部門）が3分の1と

なっているが、1995年8月には、香港のビジネス・ミッションが南アフリカを訪問している。香港貿易発展局長フン氏によると、「対アフリカ・ビジネスに長い経験と市場影響力を持ち、歓米諸国との各種貿易優遇措置を享受する南アフリカは、香港の輸出拠点となる」という判断がはたらいているようである⁽²⁵⁾。

ところで、南アフリカは、高率関税の改正と規制の緩和に動き始めた。まず、公営企業のリストラが開始されている。1994年10月、ボタ鉱業エネルギー相は、ソエコールの民営化による外資導入案を提示した。同相はロンドンではヨーロッパ系メジャーのBP（ブリティッシュ・ペトロリアム）やロイヤル・ダッチ・シェルと交渉、続いてヒューストンではアメリカ系メジャーにも探査参加を交渉した。17日にはケープタウンで関係各国の石油相を招いて会議が開催され、モッセル湾沖合いで探索が進展している。

次に、南アフリカのリーベンバーグ蔵相は、国外からの投資を促進するために1995年3月13日から「二重為替制度」の廃止を明言した。非居住者による南アフリカむけ証券や不動産投資などに使う「金融ランド」（国外でのみ通用する通貨）をなくし、通常の貿易決済に使う「商業ランド」に一本化されることになった。金融ランドは、海外からの投資の実質コストを下げるにより投資の奨励手段と位置付けられていたが、取引量が少なく政治情勢に左右され相場変動が激しいので投資拡大の障害となったからである。

さらに1995年7月3日、マニュエル通産相は、市場開放計画について次のように語った。「9月から自動車、繊維、衣料の輸入関税を段階的に引き下げる。自動車（完成車）は9月1日から100%を65%に下げ、その後は、段階的に下げる2002年に40%とする。外国が南アフリカへ輸出しやすい環境をつくり、競争力のある国内産業を育成する。繊維と衣料も8年間で関税を下げる予定であり、2002年には、衣料全般で40%、ポリエステル繊維が7.5%となる」というわけである⁽²⁶⁾。

これまで南アフリカで重要な役割を担ってきた通商関連機関のリストラも進行している。SAFTO（南アフリカ貿易振興会）は、1995年7月1日よりIDC（南アフリカ産業開発公社）の支援で再編され、1995-96年度予算では、政府補助金も打ち切られることになった。SAFTOでは、約2,000社にのぼる加盟企業の会費の引き上げ、ヴィン・ツィル専務理事の勇退など経営陣の刷新、それに中小企業優先事業の展開を計画している模様である。また、サウス・アフリカ・ファウンデーション（SA Foundation）は、10月から再発足することになった。さらに、7月27日にはすでに「経済閣僚委員会」が設置され、それは経済成長政策、関税引下げ、投資優遇措置、国営企業の民営化、不公正取引の是正などが論議される場となる。同委員会の委員長にはマンデラ、委員にはムベキ、デクラーク、ブテレジ、マニュエル、ナイドーの各閣僚が就任した⁽²⁷⁾。

（2） 南アフリカの対日通商政策

すでに1994年6月、マニュエル通産相は「日本は対外投資に積極的で、貿易黒字を抱えている」と語り、投資・貿易両面で南アフリカ経済活性化に対する日本の貢献を期待していた。

南アフリカは、1995年4月に入って、250億円ないし300億円の円建て外債の発行を検討し

始めた。具体的には、南アフリカが6月に円建て外債を発行する計画であった。邦銀各行は、南アフリカの民間銀行むけに協調融資に乗りだし、日本輸出入銀行も融資契約をすでに結んでおり、今回、資本市場からも日本の資金が南アフリカへ流れることになったわけである。南アフリカ債は満期期間が5年、発行額が300億円とされ、主幹事は大和証券である。これらは、生命保険会社および損害保険会社などの金融機関や事業会社などの機関投資家に販売される予定である。各付け機関の日本インベスタートサービス（NIS）は、南アフリカ債の各付けをBBB（トリプルB）とした。5月8日には、武村蔵相とリーベンバーグ蔵相は会談している。リーベンバーグ蔵相は、「アフリカ開発銀行」への加盟交渉も1～2カ月で終えると語り、数日以内に円建外債の発行を決定すると語った⁽²⁸⁾。

その後、7月に来日したマンデラ大統領は、4日、早稲田大学で講演し、南アフリカに対する日本の民間企業投資の拡大を訴えた。さらに、マンデラ大統領は、5日前半には、日本の財界人と懇談し、その席上でも南アフリカへの直接投資の拡大を要請した。日本から投資の期待される分野としては、アルミ、ステンレス、飼料、自動車部品、電気、電子産業があげられたい。マンデラ大統領は、民主化と産業の高度化に取り組む意向を強く示し、競争力のある産業育成と雇用創出に日本の経験を生かしたいとも語った。また、マンデラ大統領は、地域一体型警察システム（交番）の導入や日本企業から労働者教育、技術革新および生産性向上の方法の修得も目指すと述べていた⁽²⁹⁾。

南アフリカの対日通商戦略を理解するにあたっては、アジアと南部アフリカという両国が属している地域の内部と地域間の政治経済関係のありかたに密接に関連している点についての認識を欠いてはならないであろう。日本の対南アフリカ通商は、以下に示す対南部アフリカ「経済外交」と密接に関連していると考えられる。

すなわち、（1）南部アフリカの「平和と開発」への活動努力に対して日本がどのように寄与するかという点、（2）南部アフリカ諸国の実情に応じた機動性のある柔軟な外交ないし援助体制をどのように構築するかという問題、（3）南部アフリカにおいて鍵をにぎる新生南アフリカの民主化と経済再建に積極的かつ具体的な指導力を發揮できる領域をどこに確定し、それに対してどのような研究調査体制と援助実施体制を組むのかという課題、（4）地域協力機関としてのSADCに対する積極的支援をどのように実施するかという問題、（6）日本-南部アフリカ関係において、ひいてはアジア-アフリカ地域間関係において南アフリカをどのように位置付けるのかという展望、などがあげられるであろう⁽³⁰⁾。

いずれにしても、日本が取り組むべきは、地域協力ないし地域間協力が各国政府の力量を高めること、すなわち南アフリカと南部アフリカ各国の二国間協定よりも南部アフリカ地域レベルの多国間協定の方が有利であること、さらにはアジア・アフリカ間地域協力の方がメリットのあることを示す「地域開発援助」ないしは「通商政策」の策定でなければならないと考えられる。

すなわち、この枠組の具体化は、南南協力のネットワーク（非公式の交流・接触・会合・ワークショップ）を強固なものにしていくことから始まるであろう。たとえば、南アフリカ商工会議所とアジアの商業界との合弁事業協議会つくり、情報と経験の共有をはかるとともに貿

易・投資ミッションの交換を通じてアジア・アフリカの交流をはかり、合弁事業の機会を探る。その場合、南アフリカの製造業と輸出部門に注目する。また、日本を含むアジア諸国には、WTOで先進国市場へのアクセス改善を訴え、情報と技術、市場拡大と投資でも協力する体制を構築していくことが期待されるであろう。

最近の南アフリカにおける論議は、「ポスト・アパルトヘイトの時代」から「ポスト・マンデラの時代」へその重点を移行し始めた感がある。「ポスト・アパルトヘイトの時代」は、1990年2月のネルソン・マンデラ解放以降、三世紀にわたる白人支配を終焉させる交渉の成功をもたらした。劇的なドラマと奇跡がこの段階を特徴づけている。時には、マンデラのパーソナリティの力でこの国の統合がかろうじて維持できたこともあった。しかし、今や南アフリカはもっと確実な土台のうえに成立っていると考えてよいだろう。途方もない問題が残っているが、たとえそうであったにせよ、南アフリカの民主化は遠くその軌道を外すことはないようと思われる。

多人種的民主主義へむかう南アフリカの次の段階は、もはや一人の男の手におえるものではない。ごく最近各地方で選出された何千という男女が国家のトップが構想するグランド・デザインを現実のものとするために関わることになるであろう。前途に横たわる問題——経済成長、犯罪の抑制、地方自治の建設——への挑戦は、南アフリカの過去を克服することにかかわる一人一人が一致してはじめて対応できるものではないだろうか。

「ポスト・アパルトヘイトの時代」は、「ポスト冷戦の時代」と重なる。冷戦の終了には、いくつかの意味があった。一つは、19世紀以来続けられてきた欧米の帝国的霸権をめぐる闘いの時代が終わったことであり、もう一つは20世紀の二つの大戦を経て中央集権化した国家のエリートが「経済」とそれを下から支えてきた「普通の人々」を力づけてコントロールするシステムが支配する時代の終わったことである。いま一つあげれば、近年の「アジア・ルネサンス」に見られるように、西洋中心の「コロンブスの時代」の終りをも意味しているかもしれない。

このように考えてみると、「ポスト・アパルトヘイトの時代」から「ポスト・マンデラの時代」を経て、21世紀に向かう南アフリカの目標は、俄には定め難い。とはいっても、最近の一世纪の歴史に準拠して考えるならば、さしあたり次のような点に留意すべきであろう。

第一に、新世紀の南アフリカは、アフリカ大陸レベルでもグローバルなレベルでも「霸権」を求めるのではなく、むしろ他との「協調」のなかに生きる道を見出すべきである。第二に、南アフリカ社会の建設には上に立つものが下のものに無理を強いることを避け、たとえ時間がかかるても各人がよく考えて相互に啓発されながら参加するという道を選択すべきである。第三に、バルカン化され、国際政治ゲームの「駒」にされてきたアフリカが「世界においてその存在意義を取り戻す道は大陸規模での取組しかない」（クワメ・ンクルマ）とすれば、南アフリカもまた「パン・アフリカニストの夢」に「アフリカ・ルネサンス」への道を求めるべきではないだろうか。

注

- (1) *SAPEM*, May 1995, p. 3. 『日本経済新聞』1994年5月3日。
- (2) *SAPEM*, March 1995, p. 72; *Financial Times*, May 2, 1995.
- (3) *Financial Times*, November 21, 1995.
- (4) South African Reserve Bank, *Quarterly Bulletin*, No. 197, September 1995, p. 23.
- (5) *SAPEM*, May 1995, pp. 15-17; Vincent Maphai ed., *South Africa: The Challenge of Change*, SAPES, Harare, 1994; Ministry in the Office of the President, *WHITE PAPER ON RECONSTRUCTION AND DEVELOPMENT*, Cape Town, November 15 1994.
- (6) South African Reserve Bank, *Quarterly Bulletin*, No. 197, September 1995, pp. 1-2, 11-13. ARC レポート『南アフリカ 経済・貿易の動向と見通し』世界経済情報サービス、1995年、14 ~ 19 ページ。
- (7) 通商産業省『通商白書』平成5年度、663 ~ 665 ページ。
- (8) 通商産業省『通商白書』平成6年度、664 ~ 669 ページ。
- (9) 通商産業省『通商白書』平成7年度、669 ~ 675 ページ。
- (10) 『船協海運年報 1994』日本船主協会、1994年9月、26 ~ 28、297 ページ。
- (11) "Financial Times Survey : Investing in South Africa", *Financial Times*, May 2, 1995. 『日本経済新聞』1994年1月8日、1994年5月6日。
- (12) 『日本経済新聞』1994年10月4日、『通商広報』1994年10月24日、11 ページ、『通商広報』1995年4月28日、519 ページ。
- (13) *Financial Times*, May 2, 1995. 『通商広報』1994年9月26日、4 ~ 5 ページ。
- (14) 『通商広報』1995年3月30日、5 ~ 6 ページ。
- (15) 『日本経済新聞』1994年5月2日、1994年5月10日、1994年5月21日。
- (16) 『日本経済新聞』1994年6月20日。
- (17) 「南アフリカ・シンポジウム：新生南アフリカの発展と投資環境」(1994年10月14日)、瀬崎大使報告「南アフリカにおける日本の役割」。
- (18) 経済団体連合会『政府派遣南部アフリカ経済ミッション報告書(1992年5月9日-23日)』東京、1992年12月、9 ~ 31 ページ。『経団連訪南アエコノミックミッション報告書(1994年11月27日-12月1日)』東京、1995年1月、4 ~ 8、77 ~ 80 ページ。日本貿易振興会『南アフリカ共和国の投資環境と進出企業動向』(特別調査レポート) 東京、1994年。社団法人海外コンサルティング企業協会『南部アフリカ産業振興調査報告書』東京、1995年3月。社団法人日本メタル経済研究所『新生南アフリカ共和国誕生によるレアメタル需給への影響』東京、1994年11月。
- (19) 『日本経済新聞』1994年7月13日、1995年1月11日。
- (20) 南アフリカ日本大使館『経済月報』1995年1月~7月、『通商広報』1995年10月6日、4 ページ。
- (21) 『月刊アフリカ』(アフリカ協会)、35巻10号、1995年10月、6 ~ 7 ページ。
- (22) 『日本経済新聞』1994年9月20日、『通商広報』1994年9月29日、1 ページ。
- (23) 『通商広報』1994年7月11日、11 ページ、『通商広報』1994年9月21日、7 ページ、『通商広報』1994年9月30日、14 ページ、『通商広報』1994年10月24日、10 ページ。
- (24) 『日本経済新聞』1994年10月15日、1995年1月25日、1995年2月8日。
- (25) 『通商広報』1995年10月25日、5 ページ。
- (26) 『日本経済新聞』1994年10月2日、1995年3月11日、1995年7月4日、『通商広報』1995年3月22日、2 ページ。
- (27) "Financial Times Survey : South Africa", *Financial Times*, November 21, 1995. *Africa Confidential*, Vol. 36, No. 18, September 8 1995. 『通商広報』1995年8月3日、17 ページ、『通商広報』1995年8月4日、4 ページ。

- (28) 『日本経済新聞』1995年4月27日、1995年5月9日、1995年5月10日。
- (29) 『日本経済新聞』1995年7月5日。
- (30) Colin Stoneman, "Prospects for the Development of Regional Economic and Political Relations in Post-Apartheid Southern Africa: Can the New South Africa Dynamise the New SADC?", (unpublished paper), Lionel Cliffe, "Democratisation and Economic Liberalisation: Twin Transformations in Africa", Paper Presented for the 1995 International Symposium on "Transition to and Transition of Market Economy", Organized by the International Research Centre for Japanese Studies, Kyoto, Japan, September 18-21, 1995. 国際協力事業団『南部アフリカ地域援助研究会報告書』東京、1994年。国際開発センター『IDC FORUM: 変わり行く南部アフリカと日本の経済協力——課題と提言』(14号) 1994年。

付論 I 1930年代の英領熱帯アフリカ市場における日本製品

—— 日本領事報告に基づいて ——

本論では、サハラ砂漠以南のアフリカのなかで、対象とする地域を英領熱帯アフリカに限定して、第二次世界大戦前の日本との関係の構造、あるいは結合構造を考えてみたいと思うが、それについてさしあたり通商関係ないしその発展から考えてみることにした。すなわち、戦前期の日本と英領熱帯アフリカの貿易はどれほどの展開を示していたのか、また、英領熱帯アフリカへの日本製品の進出が諸外国との関係においてどのような問題を引き起こすことになったのか、という点について考察する⁽¹⁾。

過去のさまざまな記録を調べてみると、戦前期日本の商品市場としてアフリカ大陸に関するもっとも詳しくまとまった記述は、1932（昭和7）年に外務省通商局が編集し、日本産業協会カイロ日本商品館が発行した『阿弗利加經濟事情展望』のなかに見られる。この報告書によると、アフリカ市場は4つのグループないし地域に分けられていて、熱帯アフリカに位置する地域としては、東アフリカがBグループとして、西アフリカがDグループとして分類されている。東アフリカのなかには、英領、仏領、および伊領ソマリランド、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバル、マダガスカル、ポルトガル領東アフリカ、エチオピアそれにニヤサンンドが入っていた。また、西アフリカのなかには、ベルギー領コンゴ、ポルトガル領アンゴラ、仏領西アフリカ（ニジェール、セネガル、ギニー、赤道アフリカ、象牙海岸、ダホメ、上ボルタ、モーリタニア、カメルーン、トーゴランド）、それに英領西アフリカ（ナイジェリア、ガンビア、ゴールドコースト、シェラレオーネ）が入っていた。

戦前期の日本において、アフリカ大陸でもっとも重視されたのは、いうまでもなくエジプトと南アフリカであったが、BおよびDグループは、1920年代末から30年代初頭の世界恐慌期になって大いに注目されるようになった。本小論では、英領熱帯アフリカのうちで、東アフリカについてはとくにケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバル、西アフリカについてはナイジェリアとゴールドコーストを中心に考察する。

1 英領熱帯アフリカ市場への関心 ——『貿易雑誌』の調査に基づいて ——

日本と英領熱帯アフリカとの本格的な貿易が展開するに先だって、また、展開するにつれて、アフリカ市場の情報収集のために多大な努力が払われていた。早くからその重要な役割を演じたものに、領事館および領事報告制度があった。アフリカでもっとも早く在外公館が開かれたのはケープタウンで、1918（大正7）年8月のことであった。1919（大正8）年12月には、

ポートサイドにも領事館が開設され、次いで1926（大正15）年3月には、アレキサンドリアに総領事館が置かれている。さらに、昭和期に入ると、モンバサ領事館、カイロ公使館、アジスアベバ公使館、カサブランカ公使館、ケープタウン公使館などの開設が続き、1939（昭和14）年にいたるまでアフリカに関する経済情報の収集ネットワークが拡充されてきた。

また、このような領事館からもたらされる情報以外に、農商務省や商工省の派遣した海外実業練習生、遺外官、商工技師、および貿易局通信員などからも情報が寄せられた。後には、貿易斡旋所がモンバサ（1927年）、ナイロビ（1933年）、カサブランカ（1934年）に設置され、貿易取引に関する情報だけでなく、アフリカで活動する日本人商人や業者に各種の援助が与えられるようになった。それに加えて、地方自治体の派遣した旅商の調査や民間の業界・団体および個別企業の調査も行われ、東アフリカに関する情報収集は多様化していった。

ところで、西アフリカに関する通商情報については、明治および大正期には、アンヴェルス、ロンドンなどのヨーロッパ諸都市の領事から情報がよせられているが、昭和期に入ると、アフリカ大陸ではポートサイド、ケープタウン、モンバサの領事館をはじめ、カサブランカ、ナイロビ、ラゴスなどの貿易斡旋所からも情報が寄せられている。それだけでなく、アフリカに植民地を有するヨーロッパ本国に駐在する日本領事からも数多くの経済情報がもたらされたのである。

（A）東アフリカの通商情報

東アフリカに関する通商情報は、戦前期のさまざまな貿易雑誌に掲載され、国内での周知徹底がはかられていった。このうちで、まず領事報告についてみると、すでに外務省通商局の『通商彙纂』（明治27年～大正2年）のなかに、量的には少ないがベルリンやハンブルグの領事館から独領東アフリカについての情報が送られている。後には、リヨン帝国領事であった木島孝蔵が出張し、調査にあたったジブチ、モンバサ、ザンジバルの港湾事情や貿易概況の報告がみられる^②。

その後、『通商公報』（大正2～13年）の時代になると、アフリカ諸地域の調査は、地域的にも広がり、量的にも増大した。ケニア、ウガンダ、ポルトガル領東アフリカ、ザンジバル、タンガニーカ、エチオピア、伊領エリトリア、アビシニアなどの情報が、ポートサイドとケープタウンの領事館から送られてきた。主要な調査項目としては、東アフリカ各地の外国貿易概況、ウガンダの綿作状況、東アフリカ主要港の設備、関税制度、インド洋海運、英領東アフリカの鉄道建設の状況などがあげられる。

続いて、外務省通商局から刊行された『日刊海外商報』（大正14年～昭和2年）でも、東アフリカと日本の貿易状況、東アフリカ市場をめぐるイギリス、ドイツ、アメリカなどの商品の競争状況と各国の対策、東アフリカにおけるインド人商人の活動やヨーロッパ人の生活状況について調査報告が寄せられてくる。それに加えて、主としてザンジバルとケニアでは綿布の輸入状況が、ウガンダとタンガニーカでは綿布の輸入状況と綿花の生産状況が報告されている。

さらに、『海外経済事情』（昭和3年～昭和9年、週刊、昭和10年以降隔週刊）の時代になると、東アフリカに関する報告は約230件に達する。東アフリカ全体にかかわる問題としては、

「英領東アフリカ連合問題と在住インド人の態度」、「東アフリカ綿布市場に関するイギリス商務官見解と対策」、「コンゴ盆地条約改訂問題とイギリスおよび東アフリカにおける与論」、「日本製綿布の販路拡張とオランダの競争」、それに東アフリカ各地の毎年の外国貿易状況などの報告がみられる。また、ケニアとザンジバルの綿製品と雑貨品の輸入状況、ウガンダの綿花栽培の状況、タンガニーカの綿布輸入と綿花やサイザル麻の栽培状況の報告が数多くなる。

このような経済情報は、農商務省（のちには商工省）にも、岡省から嘱託として派遣された通外官、貿易局通信員、商工技師、海外市場調査員、旅商などを通じて収集された。昭和期に入ると、それらの情報の中で東アフリカに関するものが、『内外商工時報』（大正6年～昭和15年）に掲載されるようになる。

ところで、大阪などの主要な都市で発行された雑誌のなかにも、東アフリカの経済情報のみならず、広く海外経済事情の普及に少なからず役割を演じたものがあった。たとえば、大阪府立商品陳列所（後には大阪府立貿易館と改称）が発行した『通商彙報』（大正4年～昭和19年）にも、領事報告が転載されたり、海外各地から集められた陳列品・見本の説明や市場での取引習慣が掲載され、当該業者に有益な情報が提供された。東アフリカに関する経済情報は、昭和期に入ると目立ち始め、東アフリカ市場に派遣された大阪の各商社の派遣員からもたらされる調査報告が掲載されるようになる。大阪府立貿易館は、独自にモンバサに貿易通信員を派遣し、調査にあたらせていた。

それに加えて、大阪には、「大阪阿弗利加輸出組合」が1929（昭和4）年10月28日に設立されている。同輸出組合は、1932（昭和7）年には南アフリカに出張所を設置して市場の開拓と調査にあたるとともに、東アフリカにも視察員を派遣して詳細な調査にあらせていたようである^⑨。また、大阪市役所産業部調査課は、『東洋貿易研究』（大正15年～昭和19年）を発行していた。昭和期に入ると、この雑誌にも東アフリカの市場情報が掲載された。本誌では、とりわけ綿織物と雑貨品の市場調査に力点がおかれていたことを窺わせる。

さらに、主要都市の商業会議所などの発行する機関誌も、通商情報の伝達に重要な役割を演じた。たとえば、大阪商業会議所の『月報』（明治39年～昭和18年）は、何度か誌名は変更されるが、大阪の各業者に東アフリカを含めて各地の通商情報を提供した^⑩。東アフリカについては、『貿易通報』46号（明治44年3月）にケニアのマガジ湖でソーダの積荷が発見され、その採取・運搬の会社が設立されたことを報じる記事が最初であった。

第一次世界大戦になると、「東アフリカ市場と日本品の割り込み」（『月報』203号、大正13年4月）など、東アフリカ市場に関する記事が次第に増加する。各『月報』の目録をみると、大阪商業会議所は、東アフリカ市場への大阪の業者の関心を高めようとして、1928（昭和3）年9月19日に「東アフリカ経済事情講演会」を開催したり、「大阪阿弗利加輸出組合」がアフリカへ商業視察員を派遣する時などには補助金を支給したりしている。

(B) 西アフリカの通商情報

西アフリカに関する経済事情報告の中では、『通商彙報』（明治32年121号）に掲載された「アフリカ公果自由国ニオケル鉄道敷設ニ関スル概況」（明治31年11月7日付、アンヴェルス

領事館) が最初であった。領事報告の数では、西アフリカは、東および南アフリカと比較して多くはない。しかし、『通商彙纂』にはじまり、その後、『通商公報』の時代をへて、情報獲得源も広がり、西アフリカに関する多様な経済情報が収集掲載されるようになった。

続いて、『日刊海外商報』の時代をへて、戦前昭和期に入ると、ケープタウン、モンバサ、カサブランカからの通商情報も含めてアフリカに大きな関わりを行する各国から一層詳細な情報が連日寄せられてくる。それについては『海外経済事情』に掲載された西アフリカに関する通商情報の数を見ればわかる。これらの通商情報は、地域的に見ると、ベルギー領コンゴ、英領西アフリカ(とくにナイジェリアおよびゴールドコースト)、仮領西アフリカ(カメルーンおよびトーゴ)、それにポルトガル領西アフリカ(ギネーおよびアンゴラ)のものが多い。また、調査項目で見ると、各地の経済事情一般、貿易状況をはじめとして、原料綿花の栽培状況や鉱物資源の開発、日本製綿織物の売れ行きなどについて多くの報告が見られる。とくに、世界恐慌期以後、英領西アフリカにおける日英綿製品をめぐる市場競争にはかなりの関心が傾けられ、それは、「コンゴ盆地条約」との関連も絡んで盛んに議論された問題であった。

英領西アフリカの経済情報については、1920年代中頃から収集されるようになってきた。たとえば、外務省通商局から英國政府出版の Colonial Reports の要約紹介が「ゴールドコースト植民地事情」として『海外経済事情』に掲載されたり、1920(昭和4)年3月4日付けのロンドンタイムズ経済付録記事の翻訳紹介が「英領西アフリカ経済事情」として掲載されている。また、1928(昭和3)年12月8日付けの『リューロップヌベル』誌掲載の記事は「アフリカ大西洋岸の諸港」と題して掲載され、西アフリカに関する経済情報が提供されている。これに加えて、1928(昭和3)年11月22日付で在ロンドン帝国総領事代理米沢菊二は、「ナイジェリア貿易状況『1927年』」を報告し、さらに英國の The Empire Market Board 発行の調査報告に基づいてゴールドコースト植民地経済の状況を伝えている。

1930年代始めになると、ナイジェリアの取引事情がケープタウンの山崎領事代理から寄せられたり(昭和5年12月13日付)、ナイジェリアの貿易状況や一般国情がロンドンの松山商務参事官から送られてきている。とくに神経をつかっていたのは、西アフリカ向け輸出織物の標記と包装や税関規則および関税率(昭和19年4月6日付)であった。さらに、英國製綿布の西アフリカへの進出状況が詳細に調査され、日本品のうちで割り込み可能な商品が模索されている。調査地域もナイジェリア中心からシェラレオーネやゴールドコーストに広げられることになった。

ところで、西アフリカに関するこのような経済情報は、外務省に収集蓄積されるものとは別に、昭和期になると農商務省の発行する『内外工商時報』にも掲載される。また、主要貿易都市の一つ大阪で発行されていた雑誌の中に西アフリカに関する経済情報の掲載されていたものがあった。たとえば、1890年(明治23年)に開設された大阪府立商品陳列所が海外経済情報の普及のために発行した『通商彙報』にも、西アフリカ各地の関税及び輸入規則の詳細な記事が掲載されている。それに加えて、大阪府立商品陳列所が独自にアフリカに派遣した通信員からの報告や輸出組合中央会アフリカ班によるナイジェリアのラゴス市の調査報告など当時の西アフリカを知る貴重な情報が見られる。

一方、1922年（大正11年）大阪市商工課に貿易調査係が設置され、「支那貿易通報」が創刊されている。本誌は、1926年（大正15年）に『東洋貿易研究』と改題され、大阪市役所産業部調査課から1944年（昭和19年）まで刊行された。本誌には、「新市場西アフリカ」（12-6、1933年6月）、「コンゴにおける日本品の進出」（14-4、1935年4月）、「残された宝庫西アフリカ事情」（17-2、1938年2月）など興味深い記事が見られる。

さらに、1891年（明治24年）に設立された大阪商業会議所は、翌年、1892年（明治25年）から『大阪商業会議所月報』を発行した。この『月報』は、1904年（明治37年）まで継続し、1906年（明治39年）から1921年（大正10年）までは、『貿易通報』、1922年（大正11年）から1927年（昭和2年）までは『大阪商業会議所月報』、さらに1928年（昭和3年）から1943年（昭和18年）までは『大阪商工会議所月報』として継続発行された。この『月報』は、大阪の各業者に西アフリカを含めて各地の通商情報を提供したのである。その中で、「西部アフリカ経済事情」（288、289、昭和6年5月、6月）、「ナイジェリアにおける日英綿布輸入比較」（309、昭和8年2月）、「葡領アンゴラにおける綿製品輸入」（311、昭和8年4月）などの記事が目をひく⁽⁵⁾。

2 日本の対東アフリカ貿易 —— 1926～1939年 —

（A）日本-東アフリカ貿易のトレンド

第一次世界大戦中、アフリカにおいてヨーロッパ製品（とくにドイツ製品）の代替品となっていた日本製品は、戦後、ヨーロッパ諸国の製品がアフリカ市場に復帰してくるにつれて、その市場を失うにいたる。戦中、泉州や播州の產地綿織物業が「小幅物」から輸出向けの「広幅物」へ転換したことも含めて、国内で発展してきた綿織物業や雑貨品工業は、戦後の不況とヨーロッパ諸国のブロック経済政策や帝国と植民地経済との関係強化によって大きな影響を受け、輸出市場の獲得を急務としていた。

以上のような状況のなかで、日本国内における綿織物の生産と輸出の体制を整備するだけでなく、開拓されるべき新たな市場としてアフリカ、近東、バルカン諸国および中南米が注目されたのである。とくに世界恐慌以後、1930年代には東アフリカ市場への関心がいっそう高まってきた。

まず、日本とアフリカ諸地域との貿易関係の展開は、次のようなものであった。日本の対アフリカ貿易は、第一次世界大戦中に一時的に輸出が輸入を上回るが、1923年にいたるまでは、ほぼ入超で推移し、その後は出超になっている。日本の総輸出額に占める対アフリカ輸出は、1920年代には2.5%で、30年代では6～7%程度の推移でやや上昇した。また、日本の総輸入額に占めるアフリカからの輸入は、1920年代には2%程度、30年代には3～5%の間を推移している。

日本の対アフリカ輸出のなかでは、エジプトと南アフリカ連邦が多くの部分を占め、東アフリカのシェアは、1930年代をみると平均で16.2%となっている。同期の東アフリカからの輸入は、アフリカからの輸入額のうち平均で16.7%を占めていた。ただし、ウガンダにおける

原料綿花の収穫状況に影響されて輸入額に変動がみられたために、輸入総額に占めるシェアのピーク（29%）とボトム（3%）の差が大きい。

それでは、東アフリカにおいて対日貿易はどれくらいの位置にあったのであろうか。東アフリカの総輸出額に占める対日輸出のシェアは、1926～39年の時期で、最高は10%（36年）、最低1%（35年）で、平均すれば5.1%であった。また、総輸入額に占める日本のシェアは、最高は1936年の17%で、最低は1927～29年の5%であって、この間の平均は9.5%となっている¹⁶。（表付I-1参照）

（B） 原料供給源としての東アフリカ

それでは、戦前期の日本はどのような商品を東アフリカに輸出し、どのような商品を輸入していたのであろうか。東アフリカの主要輸出品は、綿花、コーヒー、トウモロコシ、サイザル麻、ソーダなどであるが、日本は、主として天然ソーダ、綿花、ワットルバークを輸入していた。日本が東アフリカから輸入した商品のうちでもっとも多く占めていたのは、やはり原料綿花であった。

この綿花は、ほとんどウガンダから輸入されている。領事報告資料に基づいて正確な輸入量（輸入額）を時系列的に把握することは難しいが、日本の綿花輸入はウガンダにおける綿花生産の豊凶を反映して、かなりの変動を示していたように思われる。しかし、世界恐慌期の綿花輸入額の激減を別にすれば、34年61万4000ポンド、36年124万1000ポンド、38年80万2000ポンドというよう、1930年代には多くのウガンダ綿が輸入された。

ウガンダの綿花の収穫状況については、領事から報告が逐次もたらされているが、それには、日本にとって二つの意味があった。すなわち、原料綿花の豊凶と価格変動は、第一に、日本における綿織物工業の原料の安定的供給に深くかかわっていたからであり、第二に、植民地経済のもとで綿花の栽培にあたっているアフリカ人農民の収入あるいは購買力に深くかかわり、ひいては日本製綿織物や雑貨品の売れ行きに大きく影響したからであった。ウガンダの綿花栽培農民の生活が、日本の綿織物が生産されている紡績・織布兼営工場で働く人々や、大阪の泉南や兵庫県の播州の産地綿織物業者のもとで働く人々の生活と大いに関連していたことに注目する必要がある。

ウガンダでの綿花栽培は、植民地政府が、アフリカ人首長を介して各地の綿花栽培農民に種子を配布し、アフリカ人農民に現金作物として栽培させるというかたちをとった。ウガンダには、1920年代の後半になると、176の綿花工場があり、そのうちで3分の2はヨーロッパ人の経営で、残りはインド人の経営であった。綿花の買付け時期は植民地政府に指定され、買付け

表付I-1 東アフリカの輸出入額と対日貿易、
1926～39年
(単位: 1,000 ポンド)

年	輸出総額	日本	輸入総額	日本
1926	9,035	475	9,757	618
1927	8,692	632	10,532	553
1928	10,712	542	11,310	638
1929	11,009	869	12,135	693
1930	8,380	252	10,244	723
1931	6,212	143*	7,036	754
1932	6,861	151	6,746	842
1933	8,254	450*	6,844	1,049
1934	8,920	759	8,818	1,461
1935	10,709	141	10,604	1,791
1936	13,671	1,439	11,604	2,017
1937	15,289	1,239	15,986	2,692
1938	12,875	323	14,109	1,763
1939	13,397	960	12,864	1,655

（注）東アフリカとはケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルをさす。

1926～33年はケニア、ウガンダ、タンガニーカを合計したものである。

1934～39年はケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルを合計したものである。

* タンガニーカを含まない。

（資料）「海外経済事情」（外務省通商局）掲載の東アフリカに関する貿易調査報告にもとづいて作成。

場所も織綿工場か政府指定の32カ所のストアと定められていた。アフリカ人は、自ら収穫した綿花を政府の指定した時期に指定された場所で売ることによって、わずかばかりの現金収入を得たのである。

東アフリカでは、日本綿花がインド人の織綿工場を買収して直販をはじめているが、東洋綿花と江商は主としてインド人商人を通じて綿花の買付けを行っていた。また、このような綿花の主要な栽培地としては、ビクトリア湖、キヨガ湖の盆地にあたるブガンダやナイル川両岸のイーストプロビンス、ブンガプロビンスをあげることができる。

(C) 織物市場としての東アフリカ

次に、日本のどのような商品が東アフリカに輸出されたのであろうか。東アフリカに日本から輸入された主要な商品としては、ビール、陶磁器、ガラス製品（ガラスピン、ガラス器、鏡）、セメント、トタン板、珊瑚鉄器、鉄鋼製品（刃物、工具、錠前、ナイフ）、綿織物、綿毛布、メリヤス製品、衣服類、マッチなどがある。日本から輸出された商品のなかでもっと多かったのは、綿織物と雑貨品であった。欧米と異なり、日本はアフリカ人、インド人、アラビア人の必要とする一般の生活用品を数多く輸出している。

東アフリカへ輸入された綿織物のうちで日本製品がどれくらいのシェアを占めていたか正確に時系列を追って把握することは困難だが、東アフリカの綿織物輸入額に占める日本製品の輸入額は、1931年以来急増し、36年には日本製品のシェアは80%に達した。1920年代には、イギリス、インド、オランダの製品が多くのシェアを占めていたことから判断してみると、1930年代に東アフリカの綿織物輸入額の年平均65%を日本製品が占めるようになったことは、驚くべきことである。（表付I-2参照）

それでは、この日本製綿織物のなかで、どのような製品が東アフリカに輸入されたのであろうか。1926年と1939年の間に東アフリカに輸入された日本製綿織物のうちで、金額の面でも数量の面でもっと多かったのは、未晒綿布（粗布）であった。しかし、1932年以後、捺染綿布、反染綿布、および糸染綿布が増加している。（表付I-3参照）

未晒綿布の輸入額についてみると、東アフリカにおける日本品のシェアは、世界恐慌期の1930年～33年には落ち込みがみられたものの、30年代後半には90%を占め、1926～39年の平均で67%が日本製粗布であった。これらの未晒綿布は、日本では、東洋紡績、日本紡績、泉州織物、内外綿で生産されたものであった。需要は、農産物の出回る時期に多くなり、主としてアフリカ人の衣服、カンジュ（男子用の衣服）の材料として、またシューカス（腰巻）として利用された。

晒綿布についてみると、1920年代後半から30年代初頭には、やはりイギリス製品とオランダ製品が多く、晒綿布の輸入額に占める日本製品のシェアは20%内外であったのに、日本国内での生産体制が整えられるにつれて、30年代後半には80%近いシェアを占めるようになっている。1926～39年における日本品の平均シェアは、41%である。この晒綿布は、アフリカ人男女のカンジュ、シューカスおよび肌着に利用された。

捺染綿布については、東アフリカでは、イギリス製品が多かったが、1934年以降ようやく

表付1-2 東アフリカの[別]締織物輸入額、1926-39年

(単位：1,000 ポンド)

年	輸入総額	日本	イギリス	インド	オランダ
1926	1,797 (31,475)	438 (—)	543 (—)	335 (—)	375 (—)
1927	1,958 (41,054)	436 (—)	592 (—)	335 (—)	462 (—)
1928	1,050* (41,920)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1929	1,176* (50,041)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1930	1,436 (38,322)	253* (—)	227* (—)	81* (—)	178* (—)
1931	1,183 (75,288)	503 (15,523)	237 (3,548)	196 (8,000)	204 (2,848)
1932	1,156 (77,180)	527 (21,884)	258 (4,616)	116 (4,621)	114 (1,558)
1933	1,188 (87,744)	675 (28,551)	220 (3,299)	77 (2,010)	114 (1,208)
1934	1,258 (90,543)	891 (74,978)	240 (9,125)	60 (1,558)	45 (1,238)
1935	1,487 (110,159)	1,109 (93,445)	263 (11,121)	57 (2,285)	38 (2,121)
1936	1,530 (120,731)	1,225 (107,597)	190 (7,538)	57 (2,930)	32 (2,027)
1937	2,026 (134,281)	1,612 (115,543)	195 (7,005)	103 (5,733)	78 (4,660)
1938	1,562 (109,620)	1,168 (919,790)	186 (6,462)	81 (4,183)	99 (5,944)
1939	1,475 (117,999)	1,087 (92,612)	146 (5,004)	63 (3,163)	63 (3,877)

(注) 東アフリカは、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルをさす。()内の数字は、輸入量(平方ヤード)である。1926-33年については、ケニア、ウガンダ、タンガニーカの金額を合計し、1934-39年には、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルを合計した。*の金額は、タンガニーカを含まない。

(資料)『海外経済事情』(外務省通商局)に掲載されたケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルに関する各年の貿易調査報告にもとづいて作成した。

表付1-3 東アフリカの種類別締織物輸入額、1926-39年

(単位：1,000 ポンド)

年	未晒綿布	晒綿布	捺染綿布 (カンガ)	捺染綿布 (その他)	反染綿布	糸染綿布
1926	669 (403)	149 (11)	—	233 (5)	397 (6)	349 (37)
1927	669 (390)	881 (20)	—	261 (16)	431 (9)	427 (78)
1928	265 (143)	96 (10)	—	135 (51)	266 (10)	288 (15)
1929	390 (346)	78 (17)	—	157 (61)	248 (11)	303 (87)
1930	423 (142)	93 (16)	—	124 (44)	181 (9)	186 (54)
1931	393 (163)	100 (22)	—	143 (65)*	282 (14)	143 (68)
1932	272 (96)	86 (18)	—	150 (30)*	269 (54)	213 (21)
1933	295 (86)	76 (22)	—	133 (39)*	303 (112)	229 (32)
1934	284 (261)	90 (59)	102 (6)	184 (163)	339 (207)	253 (187)
1935	362 (343)	115 (87)	141 (6)	245 (215)	376 (270)	241 (184)
1936	393 (374)	149 (124)	106 (13)	254 (233)	379 (285)	240 (188)
1937	426 (395)	195 (168)	155 (21)	284 (254)	581 (464)	376 (302)
1938	393 (384)	108 (82)	191 (51)	226 (196)	371 (262)	267 (193)
1939	374 (275)	121 (92)	112 (22)	225 (196)	452 (359)	191 (137)

(注) 東アフリカは、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルをさす。1926-33年はケニア、ウガンダ、タンガニーカを合計し、1934-39年については、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルを合計したものである。()内は日本品の輸入額を示す。*の数値はカンガを含む。

(資料)『海外経済事情』(外務省通商局)、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルに関する各年の貿易調査報告にもとづいて作成。

日本製品が大量に輸入されるようになる。日本品としては、捺染綿綾が中心であって、カンガについてはイギリス製品に及ばなかったようである。同様に、反染綿布の輸入額についても、1930年代になって増加はじめた。反染綿布の輸入額に占める日本製品のシェアは、1930年代後半には75%を越えている。したがって、東アフリカ市場において、イギリス品及びオランダ品のシェアと日本品のシェアの逆転は、日英間の貿易摩擦の原因となった。反染綿布には、カニキという黒染め綿布(女性用の頭巾と腰巻)、ホドルンギ(茶褐色染の綿布、男性用のカンジュ)、紅天竺、カーキドリル(都市部のアフリカ人用洋服)、クレープ(上流アフリカ人用

のカンジュ、ヨーロッパ人の子供服)などがあった。

また、糸染綿布も、金額の面で1934年以降、総輸入額の70%以上を日本品が占めるようになっている。糸染綿布には、縞リン(アフリカ人、インド人、アラブ人の肌着)、キコイ(アフリカ人男性用腰巻)、クングル(蒸船縞のアフリカ人用肌着)、キスワ(アフリカ人女性用腰巻、アラブ人男性用ターバン)があった。

これらの綿織物は、1926年以前はポンペイやアデンを経由して、1926年以後は、大阪商船会社(OSK)の東アフリカ航路に就航していた“かなだ丸”、“めきしこ丸”、“しかご丸”、“ばなま丸”によって神戸から輸送され、日本綿花を通じてあるいはインド人の商社を通じて東アフリカへ輸出されたのである。日本製綿織物は、インド人商人の手をへて、ケニアの海岸地方やウガンダ鉄道沿いのナイロビ、キスム、カンバラ、ジンジャなどの諸都市や農村部のアフリカ人の間に広められていった。

このような綿織物は、大日本紡績連合会に加盟している大手の兼営綿布工場(東洋紡績、鐘紡、大日本紡績、服部商店)だけでなく、産地綿織物業者の手で生産されていたことを付け加えておきたい。大手の生産者は大手の商社を通じて、また、中小の産地綿織物業者は、日本綿織物工業組合連合会や日本輸出綿織物同業組合連合会の助力によって中小の商社を通じて、東アフリカ市場に綿織物を輸出していた。大阪には、こうしたアフリカへの輸出を促進するため「大阪阿弗利加輸出組合」が設立されていたのである¹⁹⁾。

(D) 日本商社の活躍

第一次世界大戦は、日本の綿工業が一大飛躍を遂げ、世界市場で競争できる機会を与えた。綿工業の発展は、安価で良質の労働力、近隣のアジア市場の存在と海運の発展と貿易会社の活動に負っていた。また、国内の機械工業の革新、経営の合理化、技術と資本と労働の組み合わせ、綿工業家や貿易商社の組織化が重要な役割を演じた。とりわけ、綿工業の発展には、安価な労働力を確保し、高品質の綿花を輸入し、綿製品の有利な捌け口を見出すことが必要であった。混綿技術の進歩によって、海外からのほとんどあらゆる種類の綿花を利用して、高品質の綿糸を生産することが可能となった。

これが、アメリカやインドの綿花と並んで東アフリカの綿花が注目されるようになった理由である。とくに、ウガンダでは、綿花の栽培が1903年以降、大いに拡大していた。1920年代中ごろ、インド人の経営する練綿工場が増加しており、植民地政府がその数を制限しようとしたほどである。ウガンダ綿は、もともと、インド系やイギリス系の商社を通じてポンペイ市場を経由して、日本に輸入された。このための費用を軽減しようとして、日本の工業家は、当然、東アフリカから綿花を直接輸入するために海運直航路の開設を望んだのである。

日本の原料綿花のうちで80%は、三綿とよばれた日本綿花、東洋綿花、江商によって輸入されたといわれる。日綿は、1919年、すでにモン巴萨に事務所を構え、1927年にはダル・エス・サラームに出張所を構えた。東洋綿花も、1920年にはジンジャに事務所を構え、江商は1926年にカンバラに事務所を置いている。これらの日本の商社は、たとえばバイリ兄弟会社やリバプール・ウガンダ社のようなインド系やイギリス系の商社とともに、ウガンダ産綿花の

中国やヨーロッパや日本への輸出の拡大に貢献したのである。当時、日系の商社は、中小規模のインド系縫綿工場に融資しただけでなく、自らの縫綿工場を経営している。

原綿の買付けに従事した三大商社のうちで、とくに日綿は、東アフリカにおける綿花貿易にもっとも深く関与していた。はやくも1917年、同社はケニア、ウガンダ、タンガニーカ、ベルギー領コンゴ、エチオピア、伊領ソマリランドの状況を調査するために、ポンペイから調査員を派遣している。1926年、OSKが東アフリカ航路を開設したとき、日綿は、ウガンダでは6つの縫綿工場（カムリ、ナマガンダ、ナミルンバ、ナミナガ、ナムウェンダ、イラバ）を買収しただけでなく、綿花の買付け地域をタンガニーカのミケセにも広げている。

ところが、1933年、植民地政府は、現地における日本人による縫綿工場の経営と縫綿の海外への販売を禁止した。それ以後、日綿は、自らの活動を綿花の買付けに限定しなければならなくなってしまった。他方、日綿は、東アフリカ市場において、綿織物や人絹や雑貨品の販売に努力した。以上のように、戦前期の東アフリカにおける貿易会社は、日本の綿工業の発展と日本-東アフリカ貿易の促進に重要な役割を演じたのである⁽⁹⁾。

他方、このような大手の商社だけでなく、中小の日本人商店の活躍があったことも見逃せない。アフリカでもっとも古い日本人商店は、ケープタウンに古谷駒平が開いたミカド商会である。それについて古いものをあげれば、ポートサイドの南部商会であろう。南部商会は、日本船への食料の売り込みを本業としていたが、日本製の雑貨品の販売にも従事していた。また、アレキサン드리アには、1926年より横浜正金銀行の出張所が開かれ、三井、三菱、日綿の出張所も開かれている。

さらに、カサブランカには、三井、三菱の出張所のほかに、神戸の山本博商店、大阪の山本顧弥太商店と又一株式会社の出張員が配置されていた。東アフリカのモンバサには、さきに述べた三綿以外に大同貿易の出張所があり、小北商店や小出商店などが日本製雑貨品の販売に従事していたのである。雑貨品については、日本人商店以外に、インド人商店や日本に在住するインド人商人、イギリス人商人、ドイツ人商人の手をへて東アフリカ市場に運ばれたものが、ずいぶんあったようである⁽⁹⁾。

3 日本の対西アフリカ貿易 — 英領西アフリカを中心にして —

1929年当時の英領西アフリカ植民地市場を調査分析した横浜正金銀行の大内は、日本どのような商品の進出が可能かについて次のように提言していた。

「英領アフリカに輸入される製品の中で第1位は、綿布である。その輸入額は毎年600万ポンドとされている。これは全輸入額の20%を越えている。需要される布の柄や模様、色合いは、地方により、黒人の生活や習慣により異なる。多くの需要の見込めるものは、Grey baft, blue baft, salemores, cheap shirting, croydons, twill, brocade, prints, domestics, real and imitation madras handkerchief等である。ナイジェリアは、綿布の最大の需要地であって、一年平均350万ポンドの輸入がある。イスラム教徒が多いために、晒綿布(shirting brocade)の需要が多い。糸染綿布は輸入綿布の30%くらいで格子物や縞ものの需要が多い。

インドの real madras を真似た imitation madras の売れ行きがいい。捺染物には可能性がある。ラゴス近辺のヨルバ人は、白、灰、鼠、茶、緑、青を好み、北部のハウサ人は赤、白、黄、オレンジ、緑を好む。南のナイジャーライオ洲の人々は、滑らかな派手な色を好む。黄金海岸では、綿布需要はアフリカ人のカカオ価格の良否に依存したが、一般的に wax block prints と言う捺染物が流行することと、アフリカ人女性が他の地方では綿製ハンカチーフを用いるのに、ここでは絹または人絹のものを利用している。brocade は白も黒も需要があり、blue baft sal-empore の売れ行きも良好である。シェラレオンでは、顕著な需要を示すものはないが、fancy cotton (柄物) の需要が比較的多く、headkerchief, head tie は絹物になっている。ガンビアは、イスラム教徒が多いので、晒金巾、白ブロケードがおおい。英領西アフリカ輸入綿布の総額の 75% は、英國が占め、晒綿布と grey baft の 90% は英國製である。西アフリカ市場をめぐって、オランダが生地と晒に進出し、ドイツ、イタリア、チェコ、ベルギー、スイスは、夫々得意の綿布を輸出している。アフリカ人の美術及び色に関する見方を研究し、これに答えることが西アフリカ市場進出には必要である。西アフリカ、とくにナイジェリアとゴールドコーストは日本にとって注目すべき市場である。」⁽¹⁰⁾

また、大内は、その他の雑貨品については次のように述べている。

「現在のところ英國から来ているワイシャツ、シングレット、シャツ、肌着、洋服等注目される。カンバスシューズやラバーシューズの人気が急激に高まってきた。アフリカ人の家庭では 2~3 のエナメル器を持っているが、最大の需要があるのは、各種の水盤、薬缶、スープ皿等であり、これらの商品も期待される。」⁽¹¹⁾

(A) ナイジェリア

まず、1929 年頃のナイジェリア貿易について考えてみよう。ナイジェリアの輸入相手国は、英國、ドイツ、米国、オランダ、フランスの順であり、また、輸出相手国は、英國、ドイツ、米国、フランス、オランダの順であった。主要輸出品としては、バームカーネル、バームオイル、落花生、カカオ、綿花、錫であって、輸入品の主要なものは、綿布と綿製品である。輸入綿布は、晒綿布、糸染綿布、捺染綿布、生地綿布、反染綿布の順になっている。その主要供給国は英國で、ドイツ、イタリア、フランス、オランダがそれに続いていた⁽¹²⁾。

ところで、1929 年当時のナイジェリアの対日貿易について大内は次のように記していた。

「ナイジェリアと本邦との貿易関係は政府統計に表示されたる数字に拠れば、1929 年本邦よりナイジェリアへの輸入は、1931 ポンドにして、ナイジェリアより本邦への輸出は皆無である。斯くの如く本邦との貿易関係は全く微々たるものにして、メリヤス製品の例をとれば、英國、独逸、和蘭、伊太利、仏國、固より本邦商品にして一旦歐羅巴に入り更に當國に輸入せらるるもの相当あるものと想像せらるるも、本邦より直接貿易としては全く未開拓の市場にして本邦貿易業者の進出を切望してやまぬ次第である。」⁽¹³⁾

次いで、1932 年度貿易統計に基づいて OSK の川島は、日本とナイジェリアの貿易関係について、次のように報告している。

「日本ヨリノ輸出品ハ綿布、人絹製品並ニカンバス靴ヲタルモノトシ合計廿八種其金額一

二一、六七八磅ニシテ何レモ安価良質ヲ以テ歓迎セラレ居リ今後人為的阻止策ノ厄ヲ蒙ラザル限り益々増加進展ノ可能性ニ富ムモノト觀測セラル。日本品輸入貿易ノ情勢叙上ノ如ク好望ヲ示セルニ反シナイジェリア天產物ノ対日輸出ハ從來之ヲ見タルコト無ク貿易表面ニ掲記セラレタルモノ皆無ノ狀態ニテ今回我社『あらすか丸』西阿國航ノ機会ニ於テレイゴスヨリ政府鉄道部所有古鉄約七〇〇噸ノ積出ヲ見タルコト蓋シ対日ナイジェリア輸出ノ新記録ト謂ウベキモノナリ。ナイジェリア天產物中輸出ノ大宗タルハ……椰子実、落花生、椰子油、ココア、皮革、錫ノ諸品ナルガ輓近本邦製造工業ノ發達ニ鑑ミ原料トシテ上記諸品利用ノ方途ヲ研究シ當業者並ニ輸送業者ノ協力ニ拠り之ガ対日輸出ノ途ヲ開キ以テ本邦対ナイジェリア間ノ貿易均衡ヲ計り本邦商品輸出市場ノ支持開発ニ努ムルコト頓シ緊要ナリト信ゼラル。」⁽⁴⁾

ところが、このナイジェリアにおいても1930年代初頭以降の日本品の進出は、イギリスの脅威であった。ナイジェリア総督は、1934年2月、日本品の輸入に対して関税の引き上げなどなくもっと強硬な措置をとることを提言した。1934年末でイギリス製綿製品の輸入は、37,799,409平方ヤードであったが、品質の劣る日本製品は、15,925,075平方ヤードに達していたからである⁽⁵⁾。

(B) ゴールドコースト

さて、ゴールドコーストの1929年の貿易について、横浜正金銀行の大内は次のように述べている。輸出貿易について見ると、ゴールドコーストは、カカオの單一栽培植民地であったために、その輸出先は、米、独、英、蘭などで世界への供給の半分を占め、輸出総額の80%に達している。輸入品の主要なものは、綿布、綿織物、食料品、麦酒、アルコール飲料、煙草などであった。輸入綿布の中で、捺染が第1位で、反染、糸染、晒がこれに次いでいた。綿布供給国としては、晒では英國、反染では英、独、和、白の順である。糸染では、英、ナイジェリア、和、独、白の順であった。また、生地綿布では、英、和、奈染では、英、和、独、瑞の順となっている。日本とゴールドコーストの貿易については、1929年度の同地政府統計によれば、1929年の日本への輸出は、88ポンド、日本よりの輸入は41,361ポンドであった。輸出は、カカオの2トン(88ポンド)、輸入は、衣裳類(7,328ポンド)、生地綿布(178ポンド)、その他の綿布(2,046ポンド)、絹製品(1,689ポンド)、人絹製品(418ポンド)であった⁽⁶⁾。

ところで、1932年、OSKの田島は、ゴールドコースト市場における日本綿布について次のように語っている。

「十一種ノ綿製品ヲ通ジ英本国ヲ最トスルモ本邦亦独、蘭本国ト拮抗シテ有力ナル地位ヲ占メ居ルハ大イニ意ヲ強ウスル次第ナルガゴールドコースト土人ノ特ニ嗜好スル更紗綿布ニ於テノミ特ニ本邦品ノ劣勢ナルハ市場研究ノ未ダ十分徹底セザルニ因山スルモノト思ハレ此方面ニ於テ今後尚開拓發展ノ余地アルヲ思ワシム次第ナリ」

「本邦綿製品ノ輸入状況ニ關シ貿易統計ニ左ノ如キ註音ヲ述べ居レリ一九三二年度ニ於テ日本綿製品ノ輸入ハ期末ニ至リ著ク増加シ一九三三年度ニ於テ更ニ一層ノソウカヲ来スベキモノト信ズベキ理由アリ、輸入統計面ノ國別ハ往來國ニ依リ居リ原産ニ因ラザルヲ以テ實際上日本綿製品ノ輸入ハ統計面の数字ヨリモ更ニ大ナリト推定セラルルモ其程度ハ判明セズ然ルニモ不

拘一九三二年度ニ於テ日本ハ綿布各種、縫糸、綿製タオル、綿製莫大小、衣服等ニ亘り其輸入ヲ増セルモノナリ一九三二年ニ於ケル綿製品ノ輸入ハ大體ニ於テ左ノ通り前年ニ比シ増加ヲ示セルガ其原因ハ値段ノ下落、関税ノ引下（一九三二年五月一五%ヨリ一二%ニ変更）並ニ一九三一年度末在荷ノ小量ナリシコトニ存ス」¹⁰⁷

また、田島は、日本とゴールドコーストとの貿易関係とその対策を次のように総括していた。

「日本ヨリノ輸入品ハ各種綿布、人絹、衣類、カンバス靴ヲ主タルモノトシテ合計三十九種其金額七一一三一磅ニ登リ此他貿易表ニ現レザル日本品ノ間接輸入ヲ合スレバ總額ハ妙カラザルモノトナルベク西ア地方ニ於テゴールドコーストハナイジェリアニ次グ重要且好望ナル邦品新市場ナリ。日本製カンバス靴ノ輸入急増ニ関シ貿易統計ニ左ノ如キ註言ヲ加エ居レリ。當年度ニ於テ安値ナル日本製カンバス靴ノ大量輸入ヲ見タリ、既述ノ通り本統計面数字ハ必シモ日本製品ノ輸入実額全部ヲ示スモノニ非ルニ不拘、一九二八、二九兩年ニハ日本製靴トシテ申告セラレタルモノ皆無ナリシニ一九三〇年ニハ六五〇四足ノ輸入ヲ見、続テ一九三一年ニハ三三一〇四足、一九三二年ニハ一九四〇〇〇足ト急激ナル増加ヲ示セリ、之等ノ靴ハインボイス値段一足ニ付キ一志ノモノ少カラザル有様ナルヲ以ッテ其売行良好且増加ノ趨勢ニ在リ。日本品輸入ノ進展叙上ノ如クナルニ反シ日本向輸出ハ今日迄皆無ノ状態ニ在リ、輸入ノ増加ニ鑑ミゴールドコースト輸出ノ大宗タルココアニ對スル日本ノ買出動ヲ要望スル向非常ニ多ク本邦側トシテ対策講究ノ要緊切ナルモノアルヲ感ゼシムル次第ナリ」¹⁰⁸

以上のように、1932年、日本は、ゴールドコーストの輸入の1.3%を提供したが、1933年には、それは3.3%になっている。綿製品の輸入については、1932年の0.5%から1933年には、2.9%に達した。ゴールドコーストでは、この数値が問題なのではなく、むしろ日本製品の質が改善されたにも拘わらず、イギリス製品と比較して25～40%価格が低いことに問題があったようである。

それに先だって、1932（昭和7）年6月7日、ロンドンの松山商務参事官は、イギリス製綿布の西アフリカへの進出状況について、次のように説明し、論評していた。すなわち、英領西アフリカに於けるランカシャー品の地位は他国製品に対して圧倒的であり、将来も大いに進展の余地がある。さらに、イギリスが金本位制を停止した結果、為替の下落となり、綿布及び羊毛製品はアフリカ人専門の市場に進出することが容易になった。しかし、よく考えてみると、一般的にランカシャー製品を嗜好する傾向は、英領西アフリカに共通して見られるが、それぞれの植民地によって嗜好と需要が異なっていることも考慮しなければならない。また、英國の業者の間では、西アフリカの人々は保守的で、流行品や斬新な品は受け入れないように思われてきたが、実際には、新製品も需要を喚起するには重要な要件である¹⁰⁹。

この後、英領西アフリカへの日本の貿易拡大は、遅れて始まったとは言え、急速であった。1932年、日本の対西アフリカ綿製品輸出は、440万平方ヤードで、イギリスのそれは1億6,000万平方ヤードであった。日本の英領西アフリカ向け輸出は、1930年代初頭にかなりの進展を示し、同地域の輸入に占める日本品のシェアは、1933年には、11%に達している。イギリスは、この地方における圧倒的シェアを失い始めた。もっとも、日本品は、英領西アフリカ市場では、支配的地位を享受できなかったが、1937年には、日本の輸出は、2183万円に達し

ている。このような日本の西アフリカ市場への進出は、イギリスの脅威となつた⁽²⁰⁾。

イギリスは、英領西アフリカ市場において外国製品に対して差別待遇を実施できない条約に束縛されていた。1871年の英蘭条約と1898年の英仏条約（ナイジェリアとゴールドコーストに関するもの）がそれである。ただし、シェラレオーネとガンビアは、こうした条約に縛られることなく、日本からの輸入に対して差別的措置をとることができた。1932年、関税を付加することでシェラレオーネとガンビアへの日本品の輸入が制限された。これが不十分だとわかった時、イギリスは、日本品の輸入阻止にもっと有効な割当制の導入をはかかろうとした。日本は、これに対抗して、対西アフリカ向輸出品の多様化を試みたのである⁽²¹⁾。

4 热帯アフリカ市場をめぐる日英貿易摩擦

ところで、日本にとってアフリカにおける新市場はどれほどの重要性を持っていたのであるか。少なくとも1930年と1934年の間には、日本の対アフリカ輸出は219.8%増加し、その間に貿易黒字は、470%増加している。日本の輸出に占める対アフリカ輸出のシェアも、その5年間に3.9%から8.4%に倍増した。このうちで第1位はエジプト、第2位は南アフリカ連邦、それに次いで新市場として東・西アフリカが位置していた。興味深い点は、1937年以降、新市場への輸出額が、エジプトと南アフリカ連邦への輸出額を凌駕したことである⁽²²⁾。

日本の対アフリカ輸出の約2分の1は、綿製品であった。1930年代前半には、日本の綿製品は、低価格と効率的な販売方法でインド、中国をはじめとする東南アジア、中東およびバルカン諸国、それにヨーロッパや英連邦および英領植民地など至るところに進出し、これらの地域において輸出市場を確立していたイギリスと貿易摩擦を引き起こす⁽²³⁾。

1930年代において、世界の綿製品の主要な輸出国は、イギリスと日本であって、両国で世界の綿製品輸出の60%を占めていた。ところが、イギリスのシェアが30年代初頭の33%から後半には27%へ減少するのに対して、日本のシェアは31%から38%に増加している。英領西アフリカについても、1932年、日本の綿製品輸出は440万ヤードで、その地域の日本品のシェアは、3%であったが、1937年には、11%となり、これは当時の日本の東アフリカへの綿製品輸出の2分の1に相当した。こうした日本製品の西アフリカ市場への進出と世界市場でのイギリスの綿製品輸出の後退にマンチェスターは恐怖心とともに危機感を抱いたのである⁽²⁴⁾。

1932年12月、マンチェスター商業会議所は「日本の競争に関する特別委員会」を設置し、政府に対して1911年の日英通商条約の破棄を勧告した。こうした動向に関してロンドンの松山商務参事官は、11月末のリバプール商業会議所理事会の決議「英國政府は日本品が英領西アフリカ市場に於て貿易の常軌を攢乱して、法外の安値を以て市場に潜入発展を試みつつある事実に鑑み、英帝国内に於ける他市場の例により同市場防衛の為、速に対日最惠国条款を廃棄するの急務なることを勧告す」を報告すると共に、マンチェスター商業会議所が、12月12日400名の会員を召集して臨時総会を開催し、リバプール商業会議所と同様の決議を行なったこと伝えている⁽²⁵⁾。

昭和9年1月のリバプール野田領事の報告によれば、これに応えてイギリス政府は、1933

年4月、ロンドンで日英の民間紡績業者による会議の開催を提案し、1934年5月16日をもって1911年の日英通商条約と1925年の追加条約を、英領西アフリカに適用することを廃止する旨通告してきたことを伝えている。同時に、マン彻スター商業会議所は、日英綿業交渉の基本方針の覚書を商務大臣に提出している⁽²⁶⁾。日本側は、日英会商において英國側の足並みが揃うかどうか疑問をもっていた。1934年（昭和9年）2月6日の在リバーブル野田領事の報告によると、1934年1月31日下院において日英綿業競争問題について保守党議員J. R. Remerは、マン彻スター商業会議所の評議會の中に日本製品の販売に関与するものがおり、果たして商議が日英綿業会商の代表としての資格を行するのかどうかを問題にする發言のあったことが伝えられている⁽²⁷⁾。

1934年2月から3月にかけてロンドンで日英綿業会商が開催された。日英の交渉は、日本とイギリスの世界経済における位置と認識の相違を反映して、当初から暗礁に乗り上げてしまった⁽²⁸⁾。会商決裂後、マン彻スター商業会議所の「日本の競争に関する特別委員会」は、イギリス植民地における割当制導入を政府に勧告した。内閣は、1934年3月19日の閣議において、商務相の勧告を受けて「日本の貿易競争に関する内閣委員会」の設立を承認している。この委員会は、商務相を委員長として、大蔵相、外務相、自治領相、植民地相から構成された。第1回会合は、1934年3月27日に行なわれ、輸入割当制の導入について議論されている。4月11日に開催された第2回会合では、英領植民地での日本に対する輸入割当制が検討され、西アフリカには輸入割当制を導入、また、東アフリカはイギリスにとって最も重要な市場であるという認識のもとでサンジェルマン条約の修正または破棄と日英通商条約の破棄を検討した。この間、商務相ウォルター・ランシマンは、5月7日にイギリス植民地及び保護領で外国製綿製品および入絹に対して輸入割当制の導入を公表した。ただし、6月6日の委員会では、ランシマンは、サンジェルマン条約のもとで日本だけを東アフリカ市場で差別する見通しは暗いと表明している⁽²⁹⁾。

日本が當時重大な関心をもってみていたのは、コンゴ盆地条約改訂問題であった。1934年5月、イギリスは各植民地に輸入割当制を実施した。しかし、東アフリカは除外され、日本の綿織物は東アフリカ市場から締め出されることはなかったのである。これは、コンゴ盆地条約の賜物であった。1935年7月は、コンゴ盆地条約の改訂期にあたり、日本にとってその成り行き（とくにイギリスの態度）は最大の関心事であった。日本は、1935年3月に国際連盟を脱退していたために、東アフリカ市場をめぐる日本の立場は微妙となり、委任統治地タンガニーカの動静はとくに懸念されていたようである。

ところで、コンゴ盆地条約は、1885年のベルリン会議一般議定書に端を発し、1919年9月のサンジェルマン・アン・レーでの対オーストリア和平条約署名の際、イギリス、アメリカ、日本、フランス、イタリア、ポルトガル、ベルギーの各國はベルリン一般議定書の改訂条約に署名した。この条約の意義は、コンゴ盆地を中心とする熱帯アフリカにおける開発、居住ならびに貿易の自由と機会均等を定めたもので、アフリカに植民地を有する諸国といえどもこの条約に拘束され、自己の植民地において日本製品に対して有利な特惠もしくは差別的関税を設定できることにあった。したがって、アフリカに植民地を領有しない諸国も、東アフリカでは

通商の自由、身体および財産の保証、動産・不動産の取得と移転に関して差別されることになったのである。

ところが、東アフリカ市場への日本製綿織物の進出は、イギリス系業者の不満をつのらせていた。しかも、イギリスが自由貿易政策を捨てて、保護貿易政策に転換するにいたった1932年のオタワ会議を前に、東アフリカではコンゴ盆地条約の改廃をめぐって議論が噴出していたのである。1932年6月14日、ナイロビ商業会議所は条約廃止を決議、モンバサ商業会議所は5月11日の総会で条約支持を決議した。しかし、イギリス系の商人たちは、イギリスの対東アフリカ貿易を有利に運ぶために特恵関税の設定を主張した。こうした風潮の中で、イギリス領東アフリカ移住者会議（British East Africa Settler Conference）と東アフリカ商業会議所連合会（Association of Chamber of Commerce of East Africa）年次総会は、特恵関税設定の運動を展開し、この運動は「東アフリカ連邦」結成運動と連動していたのである。

ただし、こうした動きに対して、モンバサ商業会議所会頭S.H.セヤーは疑義を提示した。同氏は、1933年10月に来日し、同月21日に大阪商業会議所を訪れ、歓迎会の席上、自由貿易の立場から日本と東アフリカとの貿易促進、とくに日本の輸入促進を訴えた。一方、東アフリカ市場への日本製綿織物と雑貨品の進出は、イギリス本国でも問題となり、東アフリカ貿易の連絡機関となっていた合同東アフリカ会議（Joint East African Board）は、東アフリカ市場調査のためにジョン・サイドマンを派遣したのである⁽³⁰⁾。

この間1932年には、すでに日本製品の流入の急増とイギリス製品の激減が同時に進行していたシェラレオネとガンビアでは、日本製品の輸入規制が行なわれ、これが不十分だとわかると輸入割当制の導入が検討された。これに対抗して日本の業者は、西アフリカ向けの輸出品の多様化を計る。日本品の進出に神経質になっていたイギリスはこれを「不公正」だとして対抗措置を講じる。英領西アフリカでの割当制導入は、イギリス圏内でもかなりの議論を呼んだが、先にも触れたようにシェラレオーネ、ゴールドコーストおよびナイジェリアでは1934年5月17日に割当制が導入され、ガンビアでは6月30日に導入されることになったのである。

この結果、ガンビアでは、日本製のゴム底靴と綿製品が著しく増加したことにイギリス総督は脅威を感じていたが、割当制導入後、日本製品は確かに減少した。しかし、それを埋めたのは、イギリス製品ではなく、実はソ連製品であった。また、ゴールドコーストでも、日本製品の輸入が1932年の1.3%から1933年には3.3%に急増していたが、日本製品のシェアよりもその価格が他の製品と比べて25~40%低かったことが問題とされ、輸入割当制の導入が計られた。確かに事態は好転したが、日本製品の代替品は、インド、イタリア、香港、アメリカ、ソ連からもたらされたのである。また、ナイジェリアでの輸入割当制の導入の効果は不透明であった⁽³¹⁾。

両大戦間期において、日本の対アフリカ輸出の2分の1は綿製品であった。日英貿易競争は、この綿製品をめぐって行なわれたのである。たとえば、1930年と34年の間に英國製品は20%減少し、日本製品は、264%増加した。これに対してイギリスはさまざまの対日措置をこうじる。日本の立場から見れば、1930年代は、アフリカを舞台に日英関係が後退し日伊関係へ重

点の移行が見られた時期であった。言い換れば、新市場の競争をめぐって日英関係は冷却し、日伊関係がエチオピアと満州の支配をめぐる妥協によって緊密化する。世界恐慌を契機としてイギリスはアフリカ市場の保護へ、日本は新市場（東西アフリカ）への輸出拡大へと動いた。日本の対イギリス帝国への貿易を見ると、対ドミニオン貿易は赤字で、英領植民地貿易は黒字であった。アフリカ人をはじめとする植民地住民は、マンチェスター製品よりも安価な日本製品に傾いたのである。1930年代において、日本にとってアフリカで最も重要な市場となったのは、東アフリカと西アフリカであった。前者では、イギリスはこれを防衛しようと試みた。後者では日本のわずかな進出をも阻止しようとした。極端な場合、日本の実質的な脅威がなくとも日本製品の流入を阻止しようと企て、逆に他のヨーロッパ諸国の輸出に道を開いたのである。

注

- (1) アフリカを舞台とした列国と日本との通商競争や日英間の抗争をめぐる諸問題についての研究は、まだ十分に行われていない。近年、このような問題を取り上げた研究が現われてきた。Kweku Ampiah, "British Commercial Policies against Japanese Expansionism in East and West Africa, 1932–1935", *The International Journal of African Historical Studies*, Vol. 23, No. 4, 1990, pp. 619–641. R. A. Bradshaw, "Japan and Colonialism in Africa, 1800–1939", Ph. D., Ohio University, June 1992.
- (2) 『通商叢纂』大正元年、8号、9号、15号。
- (3) 『大阪商業会議所月報』351号、昭和11年7月25日、356号、12月25日。
- (4) 次のように名称が変更された。『貿易通報』(明治39年～大正10年)、『大阪商業会議所月報』(大正11年～昭和2年)、『大阪商工会議所月報』(昭和3年～8年)。
- (5) これに加えて、戦前期に刊行された学術雑誌あるいは一般雑誌に掲載された西アフリカ研究も、重要な情報源であった。さしあたり以下のものを参照。有賀長雄「白耳義園王及コンゴ独立国」(『外交時報』3-28、1900(明治33)年)、長岡春一「国際法上より観察したる公果独立国」(『国家学会雑誌』14-175、1901(明治34)年)、山田三良「コンゴ自由国の発生及び消滅」(『国家学会雑誌』23-20、1909(明治42)年)、浜野恭平「コンゴ盆地条約と日本」(『外交時報』48-10、1928(昭和3)年)、「コンゴ盆地条約改訂問題」(『国際事情』232、1929(昭和4)年)。
- (6) Katsuhiko Kitagawa, "Japan's Economic Relations with Africa between the Wars: A Study of Japanese Consular Reports", *African Study Monograph*, Vol. 11, No. 3, 1990, p. 133.
- (7) 阿部武司『日本における産地紡織物業の展開』東京大学出版会、1989年、27、39～41ページ、杉山伸也、アン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦——日本の南進とアジア・欧米』同文館、1990年、82ページ。
- (8) 日紡実業株式会社『日紡七〇年史』1962年。
- (9) 日本貿易振興協会『アフリカ向本邦雑貨輸出貿易の分析——昭和十四年』1941年、25～27ページ。
- (10) 横浜正金銀行頭取席調査課『アフリカ西部海岸視察報告書』(調査報告第83号、昭和7年) 237～241ページ。
- (11) 同書 241ページ。
- (12) 同書 192～203ページ。衣類や装身具については、英、独、仏の順になっている。また、ナイジェリアに輸入される織物製品としては、以下のものがあげられる。Grey Baft, Croydons, Shirting, Domestics, Mule, Dhooties, Twill, Brocade, Drill, Tussors, Shantung, Damasks, 線子、

- 敷布、蚊帳、モスリン、フランネル、ハンカチーフ、ワイシャツ、メリヤス、綿ハンカチーフ、綿綿ビリード、ベルベットの綿物などである。
- (13) 横浜正金銀行、前掲書、218～219ページ。
- (14) 大阪商船会社『西アフリカ経済事情調査報告書』83ページ。
- (15) "Japanese Trade Competition in the Colonies", 22 February 1934 FO 371/18170
- (16) 横浜正金銀行、前掲書、120～129ページ。田島は、ゴールドコーストと日本との貿易関係について、1932年の経済統計に基づいて次のように記している。ゴールドコーストの輸入をみると、イギリスが60%を占め、それは、最近、漸減している。それに続くのは、米、独、和、仏、日などの諸国である。これらの国々の輸入は減少しているが、日本からの輸入は増加した。統計上は日本品として計上されていないが、欧洲から再輸出されたものも相当含まれていたであろう。品種別にみると、綿反物や綿製品が多く、それに次いで自動車油、煙草、人絹、鉄鋼、包装用袋が多い。(大阪商船会社、前掲書121、122ページ)
- (17) 大阪商船会社、前掲書、127～128ページ。
- (18) 同書、143ページ。
- (19) 「英國綿布の西アフリカ進展状況」(『海外経済事情』第5年、昭和6年第30号)
- (20) R. A. Bradshaw, "Japan and Colonialism in Africa, 1800-1939", Ph. D., Ohio University, June 1992, pp. 380-381.
- (21) R. A. Bradshaw, *ibid.*, p. 382.
- (22) R. A. Bradshaw, *ibid.*, p. 365-366.
- (23) 杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦——日本の南進とアジア・欧米』同文館、1990年、89ページ。
- (24) R. A. Bradshaw, *ibid.*, p. 380. 杉山・ブラウン編著、88ページ。
- (25) 「本邦綿製品と英領西アフリカ市場進出と英國当業者の特恵保護運動」(昭和7年12月16日在英松山商務參事官報告)『海外経済事情』昭和8年15号、杉山・ブラウン編著、91ページ。A. Redford, *Manchester Merchant and Foreign Trade*, Vol. 2, Manchester, 1956, pp. 249-262. "Japanese Competition and the British Cotton and Artificial Silk Export Trade", 22 December 1932 (Manchester Chamber of Commerce Archives, M 8 / 5 / 18)
- (26) 「ランカシャー対西アフリカ貿易不振と日本競争問題」(昭和9年1月13日付在リバプール野田領事報告)『海外経済事情』11号、昭和9年、杉山・ブラウン編著、91ページ。Joint Committee of Cotton Trade Organization, "Japanese Competition", 12 May 1933, Manchester Chamber of Commerce Archive, M 8 / 5 / 18.
- (27) 「英國下院議員のマンチェスター商議所攻撃と其反響」(昭和9年2月6日付リバプール野田領事報告)『海外経済事情』12号、昭和9年、「西アの日英競争に公正なる意見」(昭和9年1月9日付リバプール野田領事報告)『海外経済事情』10号、昭和9年。
- (28) 当時の「日英綿業会商」の状況については、『大阪朝日新聞』に連日にわたって報道されていた。昭和9年2月13日、15日、16日、22日、28日、3月9日、14日、15日の記事を参照。
- (29) Cabinet, "Committee on Japanese Trade Competition", 19 March 1934, 27 March 1934, 11 April 1934, CAB 27/568.
- (30) 大阪府立貿易館『通商叢報』316号、昭和8年11月15日、同334号、昭和10年5月15日、商工省『内外商工時報』22巻7号、昭和10年7月15日、『大阪商業会議所月報』317号、昭和8年10月25日。
- (31) 英領西アフリカにおける輸入割当制導入後の経過調査については、以下の資料を参照。"Textile Quota: West Africa" (CO 852/17/14), "Quota on Japanese Cotton and Rayon Textiles" (1 February 1935), "Memorandum on the Working and Effect of Quota on Cotton and Artificial Silk Piece Goods up to 31st December 1934" (26 February 1935) (CO 852/17/14)

付論Ⅱ 新生南アフリカにおける黒人企業の動向

南アフリカの歴史において1990年2月2日は、人々の脳裏に長く記憶される日となるであろう。その日は、南アフリカが根本的な政治的移行過程を開始した日だからである。南アフリカの移行過程は実にユニークであった。それは前例のない交渉による過程であったからである。この過程は、現在に特有の国際的環境のもとで生じたというむきもあるが、この変革が南アフリカの当事者によって指導されてきたことは否定できない。

1993年11月の多数政党の交渉フォーラムで「暫定憲法」が採択された時、事態はもはや後戻りできない体制に向かって進みはじめたように思われた。それがどれほどの驚きで迎えられたかは、歴史的にみれば、国民党と解放運動の間の不愉快きわまりない敵対関係の長い歴史があったことを思い起こすだけで充分である。また、交渉フォーラムには、規模も異なり深刻なほどの思想的な隔たりのある18の政党が結集した。第一、これらの政党が一同に会することができる自体奇跡であった。しかも、各党があらゆる懸案に同意し、「暫定憲法」さえ認めたのは驚きという以外に言葉は見つからない。

もちろん、この交渉過程には犠牲がまったく伴わなかったわけではない。人的犠牲は桁はずれであった。1990年2月以降、15,000人以上の黒人が政治的・社会的暴力で命を落した。この暴力の原因は多種多様であるが、それは、解放運動を覆し、運動の支持者にテロ攻撃を意図したものであったことは明白である。1992年には、一時、アフリカ民族会議（ANC）は、暴力を抑制する意志がなく能力もない当時の政府に反発して交渉から撤退したことがあった。しかし、絶余曲折を経ながらも南アフリカの移行過程は1993年末には後戻りできないものとなり、残されたものは1994年4月の選挙だけとなった。

「憲法の採択」と「選挙の実施」は誰の目から見ても重大な事柄である。しかし、南アフリカの直面する問題に本筋で取り組む上で、両者は事のはじまりを示すものに他ならない。第一の問題は、多くを占める黒人を代表する政権が最初の「ウフル」（Uhuru）の選挙に勝利をおさめ、長くその政治的合法性を得ることができるかどうかである。第二の問題は、新たに選挙権を得た多数の人々の高まる期待を充足できるかどうかという点である。不幸にして、この再分配の問題は経済不況のなかで取り組まれなければならない。これは経済成長の問題と深く関わっている。1980年代において、「経済停滞、投資の減退、一人当たり所得の減少、失業の増加、所得格差」というタームで特徴づけられてきた南アフリカ経済は、国内の政治的決着と国際的経済制裁の終了で1993年末になってようやく回復の兆候がみられた¹⁰。

本小論の目的は、最終的には、南アフリカにおける都市部を中心とする黒人企業家活動の現状を分析し、南アフリカ経済のマクロ経済バランスを回復させる政策の枠組みを提示することである。その場合、日本における中小企業政策の歴史的経験を踏まえ、対南アフリカ経済協力における日本企業の役割についても考察しなければならないであろう。このような目的を達成

するために、具体的には、次のような研究内容が設定されるであろう。すなわち、まず、第一に、現代南アフリカにおける小規模黒人企業家活動の立地、構造、特徴および問題点をその歴史的背景とともに究明する。第二に、黒人中小企業家活動と南アフリカ経済を支配している白人巨大企業との関係および黒人企業家活動促進のための融資および投資環境の現状を分析する。第三に、新生南アフリカにおけるマクロ経済バランスを回復させるための日本政府の経済協力と日本企業の具体的な経済協力の枠組を検討する。

本小論は、過去二回にわたる現地の予備調査と国内の関係機関の聞き取り調査から得られた知見を整理するために執筆された。さしあたり、次のような点について順次考察する。第一に、マンデラ政権誕生後の南アフリカが直面している問題を明らかにする。第二に、新生南アフリカの新政権が取り組んでいる「復興開発計画」(RDP)を取り上げ、その中でもとくに持続的発展の枠組としてアフリカ人中小企業の育成を検討する。第三に、アパルトヘイト下のブラック・ビジネスの立地、構造、特徴および問題を振り返り、現在、どのようなブラック・ビジネスが台頭しているかを観察する。第四に、南アフリカにおけるブラック・ビジネスの経営理念とそのインパワーメントに対する取組の一端を明らかにする。

1 マンデラ政権誕生後の南アフリカ

さて、反アパルトヘイト闘争の過程で直面した多大な困難を克服して、1994年4月には、南アフリカで最初の非人種的民主的選挙が行われた。この選挙は、比例代表制のもとで、全27政党によって闘われたのである。主要政党は、アフリカ民族会議(ANC)、国民党(NP)、インカタ自由党(IFP)、自由戦線(FF)、民主党(DP)、パン・アフリカニスト会議(PAC)であった。選挙は、平静のうちにおこなわれ、2,270万人の有権者のうちで86%が投票した。選挙の結果、国民議会ではANCが252議席(62.6%)、NPが82議席(20.4%)、IFPが43議席(10.5%)を獲得した。(カッコ内は得票率)「暫定憲法」の規定では、下院第一党から大統領、第二党および得票率の20%をこえた政党から副大統領を迎える、5%をこえたすべての政党から閣僚を出すことになっていた。

5月9日、最大得票率を得たANCのマンデラが新生南アフリカの初代大統領に選出された。「暫定憲法」の規定にしたがって複数大統領制をとり、第一副大統領にタボ・ムベキ、第二副大統領にデクラークが就任した。5月10日のマンデラ大統領就任の際、閣僚の配分は、下院で5%以上の議席を獲得した政党から議席数に応じて、ANC 18、NP 6、IFP 3となり、1999年までの「国民統一政府」(Government of National Unity: GNU)が樹立された。こうして新生南アフリカの一步が記されたのである。州議会では、クワズールー・ナタール州でIFPが、西ケープ州でNPが首位を獲得したが、残りの7州ではANCが勝利をおさめた。選挙で勝利をおさめた各党の実力者が州知事に就任した^②。

ところで、1994年4月27日の制憲議会選挙実施の日は「自由独立の日」(Freedom Day)と定められた。マンデラ大統領は、1995年4月27日の木曜日、全人種参加選挙の記念式典で、プレトリアのユニオン・ビルディングの外に集まつた1万人の南アフリカ人に対して、「この

一年、われわれは悲観論者の期待を裏切ってきた」と皮肉まじりに新政府の実績を訴えた^⑨。

一年前のこの週、南アフリカは白人支配から解放された地上で最後の国となった。南アフリカでの自由の最初の一年の成果はアフリカ大陸の他の国でのほろ苦い成果とくらべてみれば、「いまなお発展しつつある奇跡」とよんでいいかもしれない。人種間戦争もなく、民族間戦闘もなく、内乱もなかった。経済は、この十年のうちでどの一年よりもはやく成長した。政治は、動搖していたものの安定的であった。政府は、選挙運動中の「すべての人々によりよい暮らしを」という公約を果たすには緩慢であったにせよ、世界の人々のモラルのかがり火であり国内の英雄である大統領に率いられたことは幸いであった。一年というものは、驚くべき速さで過ぎる。南アフリカ人が、アパルトヘイトとして知られる46年にわたる人種差別機構の残した不平等を縮めようとする願望と比べると彼らがこの一年で自由を得た速度は驚異的であろう。

政治的暴力は、南アフリカの最初の選挙以来三分の一に減少した。しかし、長期的にみれば犯罪の芽は残っている。貧しい若者の大量失業、世界レベルの貧富の差、銃とギャングの横行などである。南アフリカは500万人の白人マイノリティが経済を牛耳り、3,200万人の黒人マジョリティが政治を行う国になった。両者は、3世紀にわたる抑圧の生々しい歴史を記憶に止めている。これは、すぐには人の心の中では変わりそうもないであろう。

南アフリカの東ケープ州ポートエリザベスの一角に「ソウェト・オン・シー」(Soweto-on-sea)といわれるところがある。選挙後、経済変化がおこりつつあるが、その速度はおそらく、かならずしも目に見えるようなものではない。たしかに、国民統一政府の「実験の一年」で、黒人は夕方のテレビニュースをみたり、黒人タウンシップの警官と冗談をとばしたり、ラグビー・ゲームの応援歌が「ヌコシ シケレリ「アフリカ」になった。しかし、極貧にある南アフリカ黒人にとって、政治の変革は昔から聞き飽きたニュースである。最底辺の南アフリカ人にとっては、目の前で自分達の暮らし向きが大きく変わることを見ることができれば、やはり新政府は信用できないであろう。

年率3%の経済成長では、南アフリカ経済は、毎年労働市場に新たに入ってくる不熟練黒人に仕事を確保することはできない。しかも、アパルトヘイト時代の遺制（黒人教育の差別）のために黒人労働者は、識字能力が低く、生産性も低い。ひとによって評価は異なるが、黒人の失業は33%とも50%ともいわれている。政府は、最初の5年間で100万戸¹⁰の住宅を建設すると公約しているが、それだけでは急増する住宅需要においつかない。700万人、全黒人の4分の1は掘っ立て小屋やスクオッター・キャンプに暮らしているのが南アフリカの現実なのである。

もし「国民統一政府」がアパルトヘイトの遺制を払拭し、経済格差をうめようとするならば、いわゆる「アジアの龍」と同じくらいの成長率を達成しなければならない。前途に横たわる気の遠くなるほどの政府の課題のなかで、失業にまさる難題はない。現在470万人の南アフリカ人には仕事がない。そのうちで半数は30歳以下である。

ひとつ重要な問題は、人々の信ずるにたる合法的な地方政府をどのようにしてつくるかである。どんな小さなプロジェクトを行うにも違った立場の人々の要求を処理しなければならない。南アフリカには、内から下から地方からの支えが何よりも望まれている。1995年11月1

日には、クワズールー・ナタール州と西ケープ州を除いて地方選挙が実施された。すべての地方自治体の樹立が遅れたとしても、人々の納得のいくかたちで地方政治が実現されることを期待したい。

また、中央政府が9つの州議会にどの程度の権限を委ねるかという問題がある。いわゆる「ローカル・イニシアティブ」の問題である。クワズールー・ナタール州をめぐるマンデラとブテレジの確執が不安定要因とみられることが多い。学校が統合され、電気が各タウンシップの家庭にともっても、黒人の期待を充たすことを犠牲にして白人の信頼を保持しようとすればポピュリストの政治家はたちまち事をおこすであろう。アパルトヘイト時代の終わりにみられた南アフリカ人の行動（看護婦や学生のストライキやデモ、家賃ボイコット）も懸念材料ととられかねない。また、実業界が南アフリカ黒人の経済的インパワーメントに難色を示し、新興特権階級ないしブラック・ビジネスとの関係のありかたが行き詰まり、どちらか一方の利益に固執するようなことにでもなれば、経済改革は停滞する。

最も神経質になっているのは、黒人エリート達（中流階級）である。彼らは、中級の政府官僚、中小企業家、会社の訓練生、熟練職人であって、今なお、白人の支配する世界で道を切り開こうとする人達である。「政府は、黒人の経済力を強めるためにアファーマティブ・アクションを立法化すべきだ」と主張する。白人も、自らだけで大衆をコントロールできないことを悟っているし、かれらにかわってそれができる黒人と協力する用意がある、という。とは言うものの、アフリカ独立30年、アパルトヘイト100年の歴史に照らして考えてみれば、黒人エリート層は自らの身の置き所をどこに定めるべきか思い悩むところもあるのではないだろうか。

2 「復興開発計画」(RDP) と中小黒人企業の育成 —— 持続的発展の枠組 ——

さて、アフリカ民族会議 (ANC) は、1994年の選挙にむけて社会経済政策を選挙公約として発表した。これが「復興開発計画」(RDP) である。マンデラ政権誕生後、1994年9月には、RDP白書が公表された⁴⁶。このRDPは、1955年の「自由憲章」の精神を継承し、国民党政権の経済政策に対抗する政策枠組を論じたものであった。ANCは、各種団体との意見調整を行いながら、ポスト・アパルトヘイトの南アフリカ社会の建設理念を議論してきた。それは、南アフリカ社会の統合と民主化、貧困の解消、基本的ヒューマン・ニーズの保障、人的資源開発の促進、民主的国民経済の建設である。これらについてはすでに国民的合意が得られており、なにびとも異論を唱えるものはないと考えてよい。

これに先立つ1970年代後半以降、経済政策の改革を求める議論が南アフリカ財界、南アフリカ経営会議所 (SACOB) からすでに出ていた。そこで、当時の国民党ボタ政権は、政府の経済計画策定機関たる経済諮問協議会 (Economic Advisory Council) を民営化した。この協議会からは、1986年には「長期経済戦略」として、自由主義的な市場指向型経済の建設が勧告された。さらにデクラーク政権の下、1993年には、キース大蔵大臣によって「南アフリカ経済の再構成：規範モデルアプローチ」(The Restructuring of the South African

Economy : Normative Economic Model : NEM) が発表されている⁽⁵⁾。

南アフリカ政府の政策は、「市場に委ねよ」という点につきる。政府の役割は、「市場の機能しない領域における積極的かつ効率的介入」に限定されている。すなわち、それは教育、職業訓練、公衆衛生、交通網などインフラストラクチャーの提供と農村・都市の不良住宅への支援、零細企業への支援であった。ただし、所得の顕著な格差や資源のアクセスへの不平等には全く言及されていない。

他方、南アフリカの民主化の過程で、南アフリカ労働組合会議（COSATU）は、産業戦略プロジェクト（ISP）の研究プロジェクトを発足させた。このプロジェクトは、経済傾向グループ（ETG）の研究者たちによって実施され、この研究成果が ANC の経済政策に組み込まれたのである。NEM に対して ANC は、マクロ経済研究集団（Macro-Economic Research Group : MERG）を組織し、「民主主義を機能させるために：南アフリカにおけるマクロ経済政策の枠組」（MERG 報告）を公表した⁽⁶⁾。南アフリカの経済政策論争は、この両報告をめぐって今日にいたるまで展開されている⁽⁷⁾。

RDP のなかには、国民統一政府が取り組むべき課題が目白押しになっている。まず、MERG 報告では、RDP の目標経済成長率を 5% とし、南アフリカ経済は 1997 年以降成長軌道にのるものと想定されている。

いうまでもなく RDP の雇用政策の柱は、大規模公共事業である。住宅、教育、衛生、水供給、道路などの分野に公共投資を行い、労働集約型技術を用いて農村の貧困な若年層や婦人に雇用機会を提供するというものである。この公共事業に必要な年間投資額は、政府歳出の 9%、GDP の 2.7% があてられる。

RDP では、今後 5 年間で 100 万戸⁽⁸⁾の低価格住宅を建設する計画になっている。MERG 報告では、従来の補助金政策や住宅金融政策にかわって、公共部門による低所得者用賃貸住宅の建設が必要であると論じられている。一年間で 10 万戸、60 億ラントの投資が必要となる。これはちょうど RDP では総予算の 5% に住宅関連支出を増額すると符合している。

また、国民に就学機会を保障するために、RDP では 10 年間義務教育制の確立をあげている。アフリカ人児童の 20% を収容してきた農場学校（政府補助をうけて農場主が経営）の質が悪く、全国同一レベルでの義務教育を発展させるには、農村部での学校建設を促進することを亟ぐ必要がある。アフリカ人の知識レベルを全体的に底上げするためには、一般教育、成人教育、職業訓練が重視されねばならないからである。

さらに、RDP では、全所帯が一日 20 ないし 30 リットルの清浄水を得られる施設を、戸口から 200 メートル以内に設置するという公約がある。これには 110 億ラントのインフラ投資が必要である。また、一万人あたり一診療所という WHO の基準を充たす 2,000 カ所の診療所建設には、年間 3 億ラントが必要とされる。その上、RDP の公約では、20 世紀中に 25 万戸に配電し、電化率を 72% にひきあげることになっている。アパルトヘイト政策の結果、黒人居住地域は、職場から遠く、黒人労働者の通勤距離は長い。通勤道路の整備も悪く、事故が多発している。MERG 報告では、公共交通システムの早期導入が指摘され、道路整備に年 32 億ラントが必要であるとされている。

次は労働政策である。MERGでは、最低生活基準（月額550 ラント）の三分の二を最低賃金とすべきであるとの提言が行われている。ただし、この政策とインフレおよび雇用減少との関連については論争がある。また、RDPでは、「産業民主主義」が追及されているが、それは、団結権、スト権、政府・企業情報へのアクセス権を憲法で保障し、クローズドショップを禁止しないというものである。労働協約を産業レベルで締結し全産業に遵守させるシステムの法制化や労働条件について経営側と組合側の協議が要請されている。このように労働組合を法的に強化することで、組合にも経済運営の責任をおわせ、経済の安定を高めようとしているのである。

これに加えて、興味深いのは産業政策である。MERG報告では、南アフリカの産業構造について鉱業・鉱産物加工業・エネルギー部門からなる「広義一次部門」とその他の製造業の「第二次部門」を指定し、部門間リンクエージの希薄などころに問題があると考えられている。つまり、鉱業を軸として形成されてきた輸出依存型の「広義一次部門」が国内産業の圧倒的的部分を占め、GDPの30%に達する。これ以外の製造業は、保護政策のもとにあり、GDP貢献度も15%で停滞している。かくして、MERGの産業構造論では、鉱業の前方連関部門育成と輸出鉱産物の高付加価値化の必要性が論じられることになった。

RDPでは、貧困問題の視点から農村開発の重要性も指摘されている。南アフリカでは、農産物の66%が製造業部門の原料となり、農業部門の投入財の58%は国内製造業に依存している。しかも、農産物加工業は、著しく労働集約的である。したがって、農業関連製造業を「農工業複合」(manufacturing-agriculture complex)とし、それに対する重点投資が雇用問題解決への鍵となると考えられている。これとあいまって農業部門の生産性と雇用問題の観点から土地再分配政策や土地返還政策をすすめることも必要となる。それは、生産効率の悪い白人農家を農業経営から撤退させ、農業生産性の向上と雇用創出を実現するからである。また、遊休国有地や旧ホームランドの耕作適地の利用に道をひらくと同時に、優良企業による農地取得と農場経営の奨励で雇用創出をはかることも必要になるというわけである。

ところで、RDPによって示されたプロポーザルは、これまで多数のアフリカ諸国によって採用してきた経済の強化政策と比較して長期的な持続的開発と経済成長の点で優れていると考えられる。というのは、多数のアフリカ諸国においては、政策の指針となる原則は、主として社会的正義と国家による経済統制に重きをおく傾向が強く、長期的な経済成長の持続性に注意が払われてこなかった。また、市場の機能障害がみられる領域に対応するものとしては国有化が推奨されてきた。長期をとってはじめて競争を実現し利益をもたらすプロジェクト（教育や訓練）には、市場はかえって短期的制約を課すものであったからである。

黒人の経済的立場を強化する領域において多くのアフリカ諸国が経験してきた失敗は、国民統一政府をこの問題に神経質にさせた。とくにRDP白書の作成においてはそうであった。各種の国務大臣の公にした多くの政策は、住宅、教育、水、労働、商業および工業のなどであり、黒人の経済的強化を促進する点により大きな価値を置いている。

経済政策目標の中では、中小企業に対する政府の支援による雇用増大に力が入れられている。こうした企業への支援の制度的枠組は、根本的に再編される必要がある。このために、政府は、

民間部門およびNGOとの協力関係を維持しながらセクター別に異なった的確な支援政策をとろうとしている。

とくにブラック・ビジネスの発展のためには、条件の整備が急がれる⁽⁸⁾。南アフリカ経済のなかでブラック・ビジネスを強化していくためには、(1) フォーマルな黒人企業の数を増加すること、(2) 黒人企業の平均規模を大きくすること、(3) 黒人企業の部門間バランスを保つことが、期待される。さらに、ブラック・ビジネスが発展するには、製造業部門の強化やビジネスの中心地とのコネクションも必要である。

それだけでなく、ブラック・ビジネスの発展には、次のような要因があげられる。(1) 法律上の障壁と行政上の抑圧の解除をふくむビジネス環境の改革（社会的・政治的環境における構造的抑圧の除去）、(2) 企業家気質の開発、(3) 金融、土地、経営、助言サービス、訓練、合法的カウンセリング、マーケティングなど、資金とノウハウの供与、(4) 小規模ブラック・ビジネスと巨大白人企業との連携をはかることで、建築・衣料・自動車産業などの基軸産業でのブラック・ビジネス・セクターの開発、などである⁽⁹⁾。

3 ポスト・アパルトヘイトのブラック・ビジネス

以前から存在した黒人企業の多くは、小規模な小売業である。黒人の製造業部門は未発達で、技術的には軽工業に限定されていた。たとえば、裁縫、大工、皮細工、溶接などである。サービス部門は、主として食品提供、建築、輸送（タクシー運転手）であった。黒人の小売部門は数の上では多かったが、1970年代末でジョハネスバーグの小売業販売額の1%程度であった。

ソウェトは、最も発展した黒人ビジネス地域であった。1980年代中頃におこなわれたプレトリアーウィットウォーターズランド・ヴァール地区の29カ所の黒人都市の調査によれば、「グレーター・ソウェト」で約2,500の認可ビジネスがあり、そのうちで行商、市場の売店、キオスク、配管工、電気工など専門企業がタウンシップに散在していた。

全国アフリカ人商業会議所連合会（The National African Federated Chamber of Commerce: NAFCOC）が、1964年に設立された。この目的は、ブラック・ビジネスのための舞台を用意し、ブラック・ビジネスを進展させるために政府と交渉することである。アフリカ銀行（The African Bank）は、NAFCOCの考え出したものであるが、これは、ブラック・ビジネス前進への重要な一步であった。ABは、1975年に、Standard, Nedbank, Trustbank, Volkskas, Barclays の各銀行の援助で設立された。同行は、ジョハネスバーグ、ソウェト、プレトリア、ボプロツワナ、トランスクライ、クワズールーに支店をもっている。

政府の最初のブラック・ビジネス（ホームランド）対策は、1959年のBantu Investment Corporation Actであった。この目的は、融資、技術その他の援助、専門家の助言、情報および指導、自助努力の促進であった。1979年、カールトン会議の結果、半官半民のジョイント・ベンチャーとして小規模ビジネス開発公社（Small Business Development Corporation）の設立準備のため、産業構造に関する調査が行われた。その結果、SBDCは、1981年2月に1億5千万ランドの資本金で設立された。その基本的な目的は、南部アフリカ

の小規模ビジネス部門においてすべての人々の間で企業家活動を促進し、発展させることであった。業務内容は、直接融資、事業用地の供与、助言サービスなどである。

1982年の黒人開発局（Black Development Board）の行なった調査統計によれば、黒人居居住区に9,000の認可ビジネスがあり、そのうちで40%は万屋とカフェ、17%がタクシー業であった。製造業はわずか564であった。もちろん、このなかにはインフォーマル部門は含まれていない。産業については、1984年末、SBDCが301の黒人工業家を援助して、都市の黒人居居住区の近辺に12の軽工業用地を建設した。しかし、南アフリカにおけるブラック・ビジネスの発展は、資金利用、事業用地の獲得、ビジネスの中心地へのアクセス、経営および技術ノウハウの不足、熟練したスタッフと中間管理職の不足、教育の欠如、ブラック・ビジネス間のコミュニケーション・システムの欠如、などによって阻止されてきたのである。

それでは、現在の南アフリカにおいてブラック・ビジネスはどのような展開を示しているのであろうか。ごく最近にいたるまで南アフリカでは、ブラック・ビジネスなどという言葉は、ひろく聞かれることはなかった。都市部で不動産を所有することが禁止され、技術や訓練もまともに受けられず、資本も事实上獲得できなかったために、黒人にとって唯一の資本主義への道は、労働者になることであった。現在、ブラック・ビジネスは南アフリカ実業界では流行語となっている。南アフリカ経済の成功には、黒人中産階級の力強い成長を必要としており、それは新たなビジネスの発展によって創り出されるのだという認識が広まっている。

このプロセスはある程度進んでいる。マンデラ釈放後、ジョハネスバーグ証券取引所（JSE）では、黒人の経営する10企業が上場された。合計40億ランドである。しかし、この金額は、JSEの上場資本8,350億ランドと比較すれば、微々たるものであり、黒人企業が南アフリカ経済の一角に食い込むにはかなりの時間がかかるであろう。

それにもかかわらず、その速度は速くなっている。2つの新興黒人企業、New Africa Investment Limited (NAIL) (ヌタロ・モトラナ) と Real Africa Holding (前アングロ・アメリカン社重役、ドン・ヌクベ) は、この半年間にかなりの発展を示した。その他では、Thebe Investment が急成長し、近い将来上場するであろう。これら三社は、以前の白人系親会社や新しい外国人パートナーに融資をうけたコングロマリットである。したがって、これらの会社は、真の黒人の経済力を示すものではなく、政治的影響以上の価値をもたない未経験の経営者に対する白人企業による施しにすぎないと非難も聞かれる。

しかし、「NAILのような企業体は黒人の台頭にはぜひとも必要なものである」と語るのは、黒人むけビジネス雑誌Enterpriseの編集者タミ・マズワイである。アングロ・アメリカン社は、その子会社Johannesburg Consolidated Investmentのリストラからうまれた3つの会社のうちで2社を売却する。JCIの売却は歓迎されているが、そこには大きな問題がある。というのは、アングロ・アメリカン社は、JCIのうちで高利潤をもたらすプラチナ鉱山に依然として利害関係を保持しているだけでなく、その売却額50億ランドは、現在の黒人投資家の力量をはるかにこえているからである。

ところで、現在、南アフリカ政府は、黒人の権限強化プログラムの焦点が、「黒人所有の零細・中小規模企業」(SMMES) の育成におかれるべきだと考えている。マンデラ大統領は、

SMMES の育成が産業発展戦略の中心になると語る。「中小企業は、南アフリカ経済に富を増進させ、誇りと尊厳の源となる」というのである。このプロセスを促進するために、通産省は、活力のあるビジネス計画を提起した人々に特別の訓練と融資を行おうとしているし、国際機関の Overseas Private Investment Corporation (合衆国ベース) と Commonwealth Development Corporation は、現地基金をすでに設立した¹⁰⁾。

一方、短期的には焦点は、外国企業との合弁事業ということになるであろう。1980年代半ばに投資を引き揚げた合衆国企業は、黒人企業と提携する準備をすすめている。こうした動きの最前線には、ファースト・フードとドリンクの最大手がある。ペプシは、南アフリカでの展開を黒人マネージャーに任せようとしている。ケンタッキー・フライド・チキンは、現在南アフリカの277店舗を二倍にして、黒人にまかせる計画があり、マクドナルドも南アフリカでの展開を考えている。

USAID は、全国アフリカ人商工会議所連合会 (NAFCOC) に属する全国工業会議所の6つのビジネス情報センターにコンピュータを導入し、各センターをインターネットで結び、ブラック・ビジネスの活性化をはかるために三年間で850万ドルを援助した。これには、情報提供機関の拡充によって黒人の中小・零細企業の買収の機会を増やし、工業会議所と他業種会議所の協力を深め、下請部門の育成などで産業の裾野を広げるという狙いがある。

かつて将来の葬祭費用のために現金貯蓄をプールしてきた黒人グループ、「ストックベル」は、銀行で口座を開いて、個人がそれを担保に融資を受けられるようにしようとしている。いまのところこれに対する反応はよく、債務不履行もほとんどない。こうした新しい融資事業に参入しようと考える銀行も現れてきた。

NAFCOC は、卸・小売業者やタクシー業者、ガソリンスタンド経営者の組織に支えられてきた。同会議所は、12地域の商工会議所、中小・零細企業62業種、15万6,000社を傘下にもつ。現在、加盟企業の経営強化と国内ビジネス環境の整備に力点を置いている。1994年9月ニューヨーク国際見本市に13社が参加し、衣料品、化粧品、手工芸品、食品などの輸出戦略商品を出品した。11月の南アフリカ国際産業見本市 (SAITEX) にも共同出店している。

このような状況の中でいくつかの有力な中小ブラック・ビジネスが台頭している。たとえば、1985年ボプタツワナで設立された化粧品メーカー、「ブラック・ライク・ミー」は、ヘアケア関連80種、化粧品関連20種類の商品を生産している。ヘアケア、スキンケアで専門家を養成し、黒人消費者の肌や髪質を研究している。

また、1993年度の「ブラック・ビジネス・オブ・ザ・イヤー」を受賞した「ハード・ボイス」は、広告代理店である。同社は、エスコム、総合醸造会社 SAB、コカコーラと契約を結び、国内広告市場で8%のシェアをもち、ケニア航空のPRも担当している。南アフリカの人口の80%を占める黒人消費者の動向は、内外企業の大きな関心の的になっている。したがって、黒人消費者の声がメディアや広告代理店に与える影響は大きい。広告業界の役割は、商品購入に際してその品質と機能、アフターサービスに関する詳細な情報を求めている黒人消費者に商品情報を提供し、同層の生活向上のために正しい商品知識を身につけることである。

NAFCOC の中心メンバーであり、90年代にはいって急成長を遂げているブラック・ビジネ

スに「ナショナル・ソルガム・ブリューワリーズ」(NSB) がある。この NSB の子会社が「VIVO ブリューワリーズ」である。もともと黒人居住区でビールを醸造・販売していた国営企業の NSB は、1990 年の民営化とともに黒人が経営陣となった。そのラガー・ビール部門が、94 年 8 月から操業したのが VIVO である。このビールは、「VIVO」のブランドで国内最大市場のハウテンにも出荷、「マクロ」や「メトロ・キャッシュ & キャリー」などのハイパー・マーケットとも取引を開始した。ところで、1995 年 6 月、インドの醸造蒸留企業グループであるユナイティッド・ブリューワリーズ (UB) は、NSB の株式の 30% を 6 億ルピーで取得した。UB は 1994 年 4 月以降、ジョハネスバーグで支店を開設し、NSB と合併交渉をすすめてきた。合併後は、NSB は UB の技術指導で UB の「キングフィッシャー」ビールを南アフリカで生産・販売することになっている⁽¹⁰⁾。

広くはアフリカ、具体的には南アフリカでは、過去の傷を癒し、人的資源の開発と持続的経済成長の基盤を創るために新たなビジネス哲学が必要とされている。アメリカ、ヨーロッパおよびアジアの経験がそのレファレンスとなるかどうかは俄には定め難い。いずれにしても、アフリカ人の価値観が現地の条件に最も適していることは疑いのないところである。南アフリカのブラック・ビジネスにおいて、全社的な品質管理と生産管理、それに経営工学は、それぞれふさわしい役割を果たすことができるであろうが、それらがアフリカ人のサバイバル・テクニックの本質に触れてこなければその威力を發揮できないであろう。南アフリカ人のなすべきことは、「ウブンツ」(Ubuntu) の精神の探求と発展にかかっているということが最近言われるようになった。『ウブンツ：アフリカ的経営変革の精神』は次のように述べている⁽¹¹⁾。

「もし南アフリカの企業がグローバル市場で競争力をつけようとするのなら、『ウブンツ』を讃え、進取の気取りに富んだコミュニティを創ることで人々の集団的意志、知性、エネルギーを生み出さねばならない。」

簡単に言えば、「ウブンツ」とは、個人が集団のなかで自らを表現できるように働きかけることである。この精神こそアフリカ人社会の基盤であり、逆境でこそ明確になってくる。それは、反アパルトヘイト闘争の時代に、南アフリカのコミュニティでの各人の行動を通して形成してきた。それは、また、ANC や黒人労働組合でのコンセンサスを求める集会の中にも見られた。「ウブンツ」は、しばしば自覚されるものではなく、暗黙のうちにとられた行動であった。「ウブンツ」の精神は、集団的連帯を生みだし、それに基づいて逆境にある人と社会（剥奪された都市であろうと労働現場であろうと）を向上させる支えになる。もっとも、現在のところこうした考え方方はまだ、充分受け入れられてはいない、「ウブンツ」をブラック・ビジネスのなかでどのように定義するのか、またこの集団的連帯の精神があまりに美化されてはいないかなど、さまざまの批判が聞かれる。

とはいって、現在、南アフリカでは政府の RDP の意図を汲み、それを民間レベルで実践しようという動きが顕著になってきた。NAFCOC や黒人経営フォーラム (BMF) では、2000 年を目指して、黒人の経済的インパワーメントへの具体的取組が進められている。たとえば、前者は、NAFCOC: 3-4-5-6 PROGRAM Target Year 2000、後者は、BMF: Affirmative Action Blueprint Target Year 2000 を提唱している⁽¹²⁾。南アフリカでは、現在、黒人の経済

的インパワーメントに関する多くの政策提言が現れるようになったとはいえ、長期的な展望にたった目標、明確な行動対象および実施計画に関する議論がこれからも幅広く行われなければならない。

しかし、南アフリカにおいてこのような課題に取り組んでいくにあたって、いくつかの懸念されてきたことがあった。最後に、それに関する最近の動きを記しておこう⁽¹⁴⁾。

第一は、南アフリカの生き方を示す新憲法をさまざまな利害の対立を越えて納得のいくようにならなければ、という難題である。南アフリカの制憲議会（ラマボーサ議長）は、1996年5月8日に新憲法草案を採択した。アフリカ民族会議（ANC）と国民党（NP）は、教育、財産権、労働の三つの分野で対立したが、単一言語教育の存続を認めること、土地制度改革では市場価格による売買方式を取り入れること、経営者のロックアウト権を削除することで妥協が成立し、ようやく新憲法が制定される運びになった。新憲法は、憲法裁判所の審査の後、1999年までに段階的に発布・施行される。

第二は、これまで二年間新生南アフリカの運営にあたってきた国民統一政府（GNU）をはたして維持できるのか、という問題である。NPのデクラーク氏は、5月9日、GNUからの離脱を発表した。NPは、「暫定憲法」の下で参加していた連立政権をはなれて野党に転じるというのである。NPは、次の選挙までに選挙民に対して幅広い支持をえられるような新基軸を出さねばならないし、ANC、南アフリカ共産党（SACP）および南アフリカ労組会議（COSATU）の連合によって提出されてくる政策に対して明確な代替案を考え出さねばならない。

これをうけて、マンデラ大統領は、5月13日、内閣改造と閣僚の後任人事を発表した。第一に、第二副大統領のポストは廃止、閣僚数は28から26に削減された。第二に、後任人事としては、農業・土地関係相にハネマン氏、環境関係・観光相にジョーダン氏、鉱物・エネルギー関係相にマズーナ氏、福祉・人口開発相にモレケチ氏、州関係・憲法開発相にモーサ氏の着任が予定されており、これらの新閣僚は、7月1日に正式に就任した。今後、マンデラ大統領の手腕がいよいよ問われることになる。

第三は、地方政治の民主化を行えるのかどうか、という問題である。1995年11月1日に実施された地方選挙では、クワズールー・ナタール州とケープタウン市都市部が除外されていた。今年実施されたケープタウン都市部の地方選挙では、NPがリードを保ったようである。ただ、クワズールー・ナタール州では、ANCとインカタ自由党（IFP）は暴力事件の鎮静化をはかったが、地方選挙は6月26日まで延期された。

第四は、多数派を含めるANC内部でポスト・マンデラをめぐる確執が生じるのではないか、という恐れである。これまで、ANCは、多くの内部的緊張を解決してきたようである。現在の副大統領、タボ・ムベキ氏が、1999年かまたはその前にマンデラ氏をおそらく継承するのではないかと観察されている。このことを最も明確に確信させるのは、ムベキ氏のライバル、シリル・ラマボーサ氏の最近の動向である。ラマボーサ氏は、新憲法が制定された時点で、制憲議会を離れ、ANCの議長を辞任して、アングロ・アメリカン社の下にあるメディア産業企業のジョニックに入る模様である。

今、南アフリカにおいて、多くの黒人たちはビジネスや職業への機会を求めている。こうした野心のかなえられる道を民間の実業界のルートで用意しなければ、その野心に向かう所は政治的な要求となってあらわれてくるだろう。政治への期待と経済の現実のギャップが人々の不満をつのらせるようになれば、これははたして南アフリカ社会全体の利益になるだろうか。南アフリカの多くの問題を解決するのに役立つ一つの方策は、すぐれたパフォーマンスをおさめることのできるビジネスの活力ではなかろうか⁽¹⁵⁾。

注

- (1) Vincent Maphai ed., *South Africa : The Challenge of Change*, SAPES, Harare, 1994, pp. xx-xxi.
- (2) 林見史編『南アフリカ：民主化の行方』東京 アジア経済研究所 1994年、7～8ページ。
- (3) SAPEM, March 1994, p. 72.
- (4) Ministry in the Office of the President, *WHITE PAPER ON RECONSTRUCTION AND DEVELOPMENT*, Cape Town, 15 November 1994.
- (5) *The Restructuring of the South African Economy: A Normative Model Approach*, compiled by the Central Economic Advisory Service, in close consulting with the South African Reserve Bank, Government Departments and other bodies and the Special Economic Adviser to the Ministry of Finance who acted as a coordinator, March 1993.
- (6) Macroeconomic Research Group, *Making Democracy Work : A Framework for Macroeconomic Policy in South Africa*, A Report to members of the Democratic Movement of South Africa, Centre for Development Studies, South Africa, 1993.
- (7) N. Nattrass, "Economic Restructuring in South Africa : The Debate Continues", *Journal of Southern African Studies*, vol. 20, no. 4, 1994, pp. 521-526.
- (8) SAPEM, September 1995, pp. 46-47.
- (9) N. Nattrass & E. Ardington eds., *The Political Economy in South Africa*, Cape Town, Oxford U. P., 1990, pp. 217-221. cf. R. Smollen ed., *Black Advancement in the South African Economy*, London, Macmillan, 1968.
- (10) *Financial Times*, May 2 1995.
- (11) 日本貿易振興会『南アフリカ共和国の投資環境と進出企業動向』(特別調査レポート) 東京 1994年 59～65ページ。『通商広報』1995年10月6日、10月25日。
- (12) 南アフリカ・シンポジウム：新生南アフリカの発展と投資環境 1994年10月14日 濑崎大使報告「南アフリカにおける日本の役割」
- (13) *Financial Times*, October 6 1995.
- (14) SAPEM, September 1995, pp. 47-48.
- (15) *African Business*, June 1996, p. 6, *Financial Times*, May 21 1996.

結び

およそ、人間の行動の仕方が、その人間の属する社会集団やその集団における地位と役割によって規定される点は、しばしば指摘されるところである。他面、人間は、自らの態度、行動および評価を自分の所属する社会集団以外の集団に意識的に準拠して決定する場合があり、その場合、意識的に想定される集団は、「準拠集団」(Reference Group)と称される。他方、接触の仕方が特定の個人ないし準拠集団を経由して間接的であって、独自の立場から意識的な価値評価をともなう接触をおこなう段階にいたっていない集団を「非準拠集団」(Non-reference Society)と称することもできる¹¹⁾。

今、この理解の解釈を少し広げて、一国の政策当局が、自国の国益の立場からみて、自国外の社会ないし国家を意識的に「準拠集団」として設定し、政策決定を行う場合があると想定してみよう。日本が、明治以来、後発国として我が國以外の多様な「準拠社会ないし国家」(Reference Societies or States)を意識的に設定し、近代化してきたことは歴史の語るところである。この「準拠社会ないし国家」の概念の下に、いくつかの特徴をもった概念を設けることができる。第一は、日本にとって、到達すべき一つの目標、またはモデルとなる「規範的準拠社会ないし国家」(Normative Reference Society or State)である。第二は、日本の政治的・経済的発展過程において、自国の位置や発展段階を確認するための「比較的準拠社会ないし国家」(Comparison Reference Society and State)である。第三は、日本の社会、経済および文化の発展にとって政策当局が模倣して「プラスになると判断する社会ないし国家」(Positive Reference Society or State)であり、第四は、日本にとって、どちらかと言えば、政策当局が模倣することによって「マイナスになると判断する社会ないし国家」(Negative Reference Society or State)である。

「準拠社会ないし国家」は、日本の政策当局によって、通商政策を含む総合的な対外政策体系の中に独自の判断にたって位置付けられ、接触の仕方が直接的または意識的な場合を指す。ところが、政策当局の接触の仕方が、特定の準拠社会を経由して間接的であって、独自の立場から意識的な接触を行う段階にいたっていない「非準拠社会ないし国家」(Non-reference Society or State)を設定することもできる。これらの「準拠社会ないし国家」の選択される数とその性格は、日本の政治、経済および文化の歴史的变化だけでなく、世界の政治、経済の構造変化と日本の相対的地位の変化によって異なるであろう。

この「準拠社会ないし国家」および「非準拠社会ないし国家」の概念によって、第二次世界大戦以後1980年代中頃にいたるまでの日本の国際関係を整理してみると、次のような構図を描くことができるであろう。

まず、日本にとって「規範的」準拠社会に相当すると考えられるものからとりあげる。戦後日本の国際関係の基本的枠組は、日米の同盟関係を軸として展開してきた。日本の政策当局に

とて、先進資本主義国の中なかで、やはりアメリカは、戦後一貫して到達すべき規範的社會として、対外政策決定過程で最もプライオリティの高い社會であった。ただ、1970年代に入り、日本が自由主義世界第二位のGNP、世界のGNPの10%を占める經濟大国になるにいたって、日本も世界における經濟的地位にふさわしい政治的役割を期待されるようになった。

また、旧ソ連は、アメリカと異なる意味で模倣すべき一つの「規範的」準拠社會であると考えられてきた。戦後日本は、西側陣営に属したためにソ連との接触の仕方はきわめて消極的であった。しかし、政策決定過程においてはインプリシットに、政策当局が常に動向を注視してきた國は、ソ連であった。1956年、日ソ共同宣言以降、国交が回復されたが、經濟、貿易、文化の交流が進展したものの、北方領土問題をめぐって、依然、認識の相違が見られる。

次に、「比較的」準拠社會と考えられる諸地域をとりあげる。第一に、EC諸國（現EU）は、明治以来、日本の近代化にとって多くの模倣すべき点をもつ重要な準拠社會であった。1951年のサンフランシスコ平和条約以後、1960年代を通じて、經濟関係が緊密化した。1964年、IMF八条国への移行とともに、日本にとって、EC諸國は、經濟発展の位置を確認し、かつ同じ西側陣営の國として積極的な関係を發展させるべきものと、政策当局には認識されている。1970年代末以降、アフガニスタン問題、ボーランド問題などの複雑な国際関係を反映する問題の対応をめぐって、相互に協力し合う必要性が生じた。しかし、日本とEC諸國の間にみられる貿易摩擦は、ECの組織や構造の認識を深めないかぎり、經濟構造において日本と共通する特徴を有する國を含むだけに、今後、混乱を引き起こす可能性があった。

次いで、日豪関係では、1952年の講和条約締結後、1957年には、通商条約が結ばれ、日本のエネルギー資源と農林水産物の輸入、工業製品輸出という相互依存的貿易パターンが發展した。ただ、石油危機後の日本におけるエネルギー集約産業の後退、コミュニケーション・ギャップ、オーストラリアの国内資源保存政策により、調和的でない面もみられる。近年、オーストラリアは、アジア・太平洋地域における先進国として、日本にとってプラスになる面も多く、積極的な協力関係を發展させるべき「準拠社會」として、政策当局の立場からみて位置づけられている。

また、カナダとの関係は、經濟的には補完関係にあり、現在のところ經濟的不均衡がないために、近年、政治、經濟、文化の各分野で多様な協力関係の進展が期待されている。さらに、中国は、日本が近代化を開始したころ、「準拠社會」としては「否定的」なものとして日本の政策当局には考えられていた。戦後、民間レベルの交流が行われ、1972年、日中共同声明とともに国交が正常化された。1978年には、日中平和友好条約が締結されている。日中関係については、東アジアおよび世界における中国の戦略的位置からみて、「平和友好、平等互恵、長期安定、相互信頼」という四原則に従って長期的に両國の関係を發展させるべきである。中国は、近年、日本の政策当局にとっては、積極的外交を展開し、世界政治のなかで日本の位置を確認できる「比較的」準拠社會に転換していったのではないだろうか。

最後に、非準拠社會から準拠社會に転換した例についてみておく。まず、第一は、戦後、東南アジア諸国で展開された民族独立運動の結果生まれた多くの新興国である。冷戦体制下で、日本と東南アジア諸國の関係は、アメリカのアジアでの中ソ勢力封じ込めという政治構想の中

で開始された。初期においては、賠償金支払いを媒介として、1960年代に入ると、両者の貿易関係の発展を媒介として、アメリカの対アジア政策の一環に日本が組込まれていたと考えられる。1967年8月の東南アジア諸国連合（ASEAN）の結成以後、ASEANの発展とインドシナにおける紛争のなかで、日本は、東南アジア諸国の援助要求および工業製品輸入要求への独自の対応を迫られた。ASEAN諸国は、日本の経済的支配、資源獲得型直接投資、公害産業の移転に不信感を依然としてもっているものの、東南アジア諸国の中には、日本を逆に「準拠社会」としてみようとする国も現われている。東南アジア諸国は、日本にとって、特定の規範的準拠社会を経由するような政治的接触の仕方あるいは経済的関係だけの積み上げから一步踏み出して、アジア・太平洋経済協力構想のなかで、今後、政治的にも評価すべき準拠社会に変化していくと考えられる。

次いで、中南米地域は、開発途上国の中でも中進国を含み、広大な土地と豊かな天然資源にめぐまれている。日本と経済的には相互依存関係にあり、近年、中南米諸国は、日本の経済協力を期待感を強めているが、民間レベルの経済協力が中心で、今後、日本のサバイバルをかけた平和の枠組を構築していく上で、政府レベルの協力が広く考えられねばならないだろう。

また、中東は、戦後の高度経済成長期に、イランやサウジアラビアから石油を輸入するようになって、日本にとって死活的重要性をもつ地域になった。1973年の石油ショックは、日本の中東に対する経済的依存関係の深さを認識させただけでなく、中東の複雑な政治事情に対する日本独自の認識と対応を迫るものであった。日本の政策当局は、アメリカの中東政策に追随するような立場を再考し、中東をきわめてプライオリティの高い準拠社会に転換させていった。

最後に、アフリカでは、戦後、民族主義の機運が高まり、それは、日本が高度経済成長期であったため天然資源を獲得する地域としてたちあらわれた。1973年の石油危機以後でも、日本は、アフリカでは、アラブ以前的対外態度をとり、アフリカにおける政治状況、とくに南アフリカでの人種差別にも無関心に貿易関係を開拓してきたのである。しかし、最近、開発努力を行いつつあるアフリカ諸国に対する期待があり、日本は、南北関係の複雑に交錯したアフリカ諸国の中にも慎重な対応を迫られている。

しかし、以上のような状況のなかで、南アフリカはやや趣を異にしていた。たとえば、「日本と南アフリカとの関係は歴史的に疎遠であり、その通商関係も希薄であった」とかあるいは「日本の対南アフリカ政策は一貫性を欠き、その政治的レトリックは経済的リアリティと矛盾する」との指摘が行われている。とは言え、本研究で明らかにしてきたように、19世紀末以降の日本-南アフリカ関係の歴史的展開を踏まえて、その関係の「経済的リアリティ」から「政治的レトリック」を考えてみると、そこにはかなり緊密な通商関係と一貫した対南アフリカ通商政策が見られたように思う。

日本の対南アフリカ通商政策のリファレンス・ポイント（準拠点）を最も如実に示したのは、1930年10月16日の「南ア人同居住其他ニ関スル日阿取扱」締結後、南アフリカでの日本製品の市場を確保しつつ反日感情をおさえるために、羊毛買付戦略を提言した1933年12月14日付のケープタウン駐在茂垣領事から広田外務大臣に送られた電文であろう。その内容は次のようなものであった。

「現下南アニ於ケル排日貨極メテ陥懲ナルニ鑑ミ対策上放任スル事我方ニ取り極メテ不利ニシテ事態ハ漸次人種的偏見サヘ加味シ来リ折角工作済ノ南ア通商發展ノ足場即チ日阿取極ニ動搖ヲ来シソノ将来サヘ現在ニ於テハ安全ナラス故ニ此ノ際犠牲を払フテモ南阿羊毛ヲ買付ケ南アニ於テ政権ヲ左右スル位置ヲ占ムル農民（蘭系）ヲ味方ニ引入レ現ドノ排日ニ対抗シ更ニ英帝国經濟ブロック破壊ニ迄進ム事最モ緊要ナリト思考ス」

少なくともごく最近に至るまで、この南アフリカ通商戦略の基本線は不動であった。日本の通商政策においては、南アフリカ市場での日本製品のシェアを確保することに最も高いプライオリティがおかれ、それに抵触しない限りでの経済制裁の実施であり、自動車産業の犠牲を強いた貿易削減の実行（自主規制）であった。したがって、南アフリカに関するかぎり、「経済的リアリティ」からすれば「政治的レトリック」は見事に一貫していたのである。ただし、これには、南アフリカ側の政治的リアリティと経済的リアリティが一致しているという重要な前提があった。

すなわち、南アフリカの現実政治の担い手たるオランダ系白人社会が経済的現実を動かしうる存在であるという、日本側の読みがあったと思われる。したがって、南アフリカにおいてオランダ系白人の政権が存続し、彼らの経済界での優位が持続していたという意味において、また日本の対南アフリカ政策のリファレンス・ポイントがオランダ系白人社会にあったという意味において、日本の対南アフリカ政策のレトリックは国際的非難にもかかわらず一貫していたと考えざるをえない。日本の対南アフリカ政策決定者の深層には、南アフリカを動かしているのはオランダ系白人社会であるという「創られた準拠社会」が抜きがたい存在となっていたのである。

しかし、今日、冷戦の終結、日本の国際的位置の変動、さらに新生南アフリカへの胎動の中で、日本の政策当局は、対南アフリカ政策のリファレンス・ポイントをいずれに定めるべきか、本来の意味での危機（文字通りの経済的リアリティと政治的レトリックの矛盾）が生じかねない時期に直面しているのである。なぜならば、南アフリカの政治経済の変動は、現実の政治の担い手と経済的現実を動かす階層との離反と統合という実に危ういバランスのなかで展開していくのではないか、と考えられるからである。

したがって、日本の選択は、南アフリカの現実政治の担い手とその支持基盤を強化し、経済的現実を動かしうる状況を醸成する方向にもっていく政策を主とするか、あるいは従来の南アフリカの政治と経済を動かしてきた階層との関係を重視する政策を主とするか、いずれにせよ重大な岐路に立っていると言って誤りはないであろう。

それに加えて、ポスト冷戦の新しい国際秩序については、いろいろな議論が展開されている。第一に、「民主的な国家がより平和的かどうかわからないにしろ、民主的国家の間では戦争は発生しないのではないか。したがって、民主化支援が平和の基礎的条件となる」という考えがある。第二に、「国境や国益をこえた高度な専門家集団の国際的ネットワークが問題に対する『認識の形成』と『知識の提供』における担い手になる」という議論が聞かれる。第三に、「国際組織としては内発的な自己組織力を發揮できるコンソーシアム型の秩序の共同運営がおこなわれるべきではないか」という考え方があらわれている¹²⁾。今後、我が国がポスト冷戦期の国

際秩序形成にどのような関わり方を示すか、が問われることになるであろう。

また、ポスト冷戦期の新しい国際秩序が模索されるなかで、南部アフリカ地域がいかなる位置を占めるのかという点についても議論が展開されている。ポスト・アパルトヘイトの新生南アフリカは国際社会のなかで自らをどのように位置づけるのであろうか。また、新生南アフリカは、広くはアフリカ大陸で、狭くは南部アフリカにおける持続的開発と地域協力あるいは地域統合とどのような関わりかたを見せるのであろうか。さらに、新生南アフリカは、赤道以南の南半球経済圏（環大西洋・環インド洋）あるいはアジア・アフリカ地域間協力（南南協力）にどのような関わり方を示すのであろうか。したがって、今日、こうした南部アフリカ地域で予想される動向に対して、日本はいかなる関係を取り結ぶことが望まれるのであろうか。新世紀にむけた日本（あるいは東アジア）と南部アフリカの関係構築のための新基準を模索することが急がれる。

以上のような状況のなかで、最近、南部アフリカの研究者の中で、国境というものは、経済回復や経済成長の展望にとっては障害にすぎず、地域協力こそが国内と地域の両方に経済発展をもたらすという議論が力をもちはじめている。しかし、ひとは、地域協力が全体として明白な利益をもたらすとわかっていても、過去の経験から一步踏み出すのを躊躇するところがある。結局は、各国政府が、最終的には経済統合は喫緊の国内問題を処理するうえで自國のみでなしいうよりもその力量を高めると確信できなければ、地域協力がもたらす重大な利益を見失わせるものなのであろう。政府も、企業も、人も、共通の利益をもとめて共同で行動することから何が得られるかを明確に知ることができなければ、すすんで協力のアイデアを支持することはない。

南部アフリカ地域における政治的流動性が顕著であれば、地域統合へむけて政治的支持を結集することは難しい。南アフリカでさえも、ようやく迎えたポスト・アパルトヘイトの時期には、内向きになる傾向がつよく、地域問題よりもむしろ国民融和と持続的開発の問題に対処する傾向が強くなるのも無理からぬことである。いまこそ、南部アフリカ諸国の政治的指導者が、南アフリカとの互恵的交流への展望は、二国間協定よりも多角的な地域協定によるほうが有利にひらけることを評価できる条件を具体的に提示していかねばならないであろう。

地域経済統合への努力を正当とする考え方とは、地域全体の努力が、個々の国々の政策や手段の単独行使よりも開発の利益をより大きく持続させるという見通しから生まれた。したがって、今後、日本が取り組むべきは、地域協力が各国民政府の力量を高め、南アフリカと南部アフリカ各国民の二国間協定よりも南部アフリカ地域レベルの多国間協定の方が有利であることを示す「地域政策」でなければならないと考えられる。言い換えれば、日本自らが「準拠社会ないし国家」と想定するものとの個々の関係を通して比較を試み、自らの位置を確かめるだけでなく、いま一步踏み込んで、自らの帰属する地域における位置を認識し、「準拠社会」間のネットワークを形成する中で、積極的に地域形成にかかわることを通じて、それぞれの地域に属する個々の社会に地域内ないし地域間の関係の中で問題を考える方が利益をもたらすことを示す政策の策定にむけて取り組む必要があるのでないだろうか。

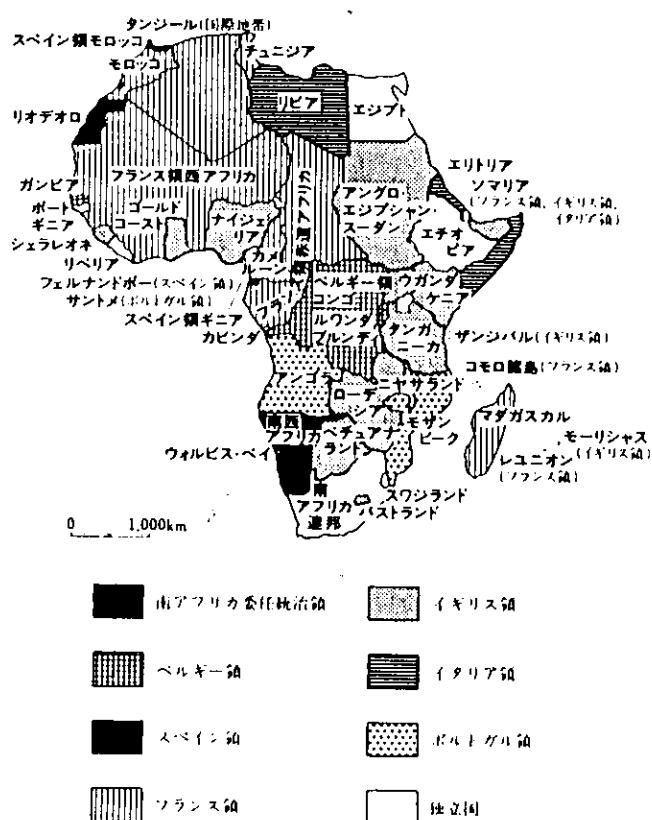
注

- (1) R. Merton et al., "Contributions to the Theory of Reference Group Behavior", in R. Merton & P. Lazarsfeld eds., *Continuities in Social Research: Studies in the Scope and Method of the American Soldier*, Free Press, 1950. T. Kashioka, "Modernizing Elites and Reference Societies (1): Program", *The Review of Inquiry and Research* (Kansai University of Foreign Studies), No. 33, 1981.
- (2) 猪口邦子「冷戦後の国際システムの特質と日本外交——理論研究に基づく考察——」『国際問題』420号、1995年、22~38ページ。

地図1 現代のアフリカ諸国

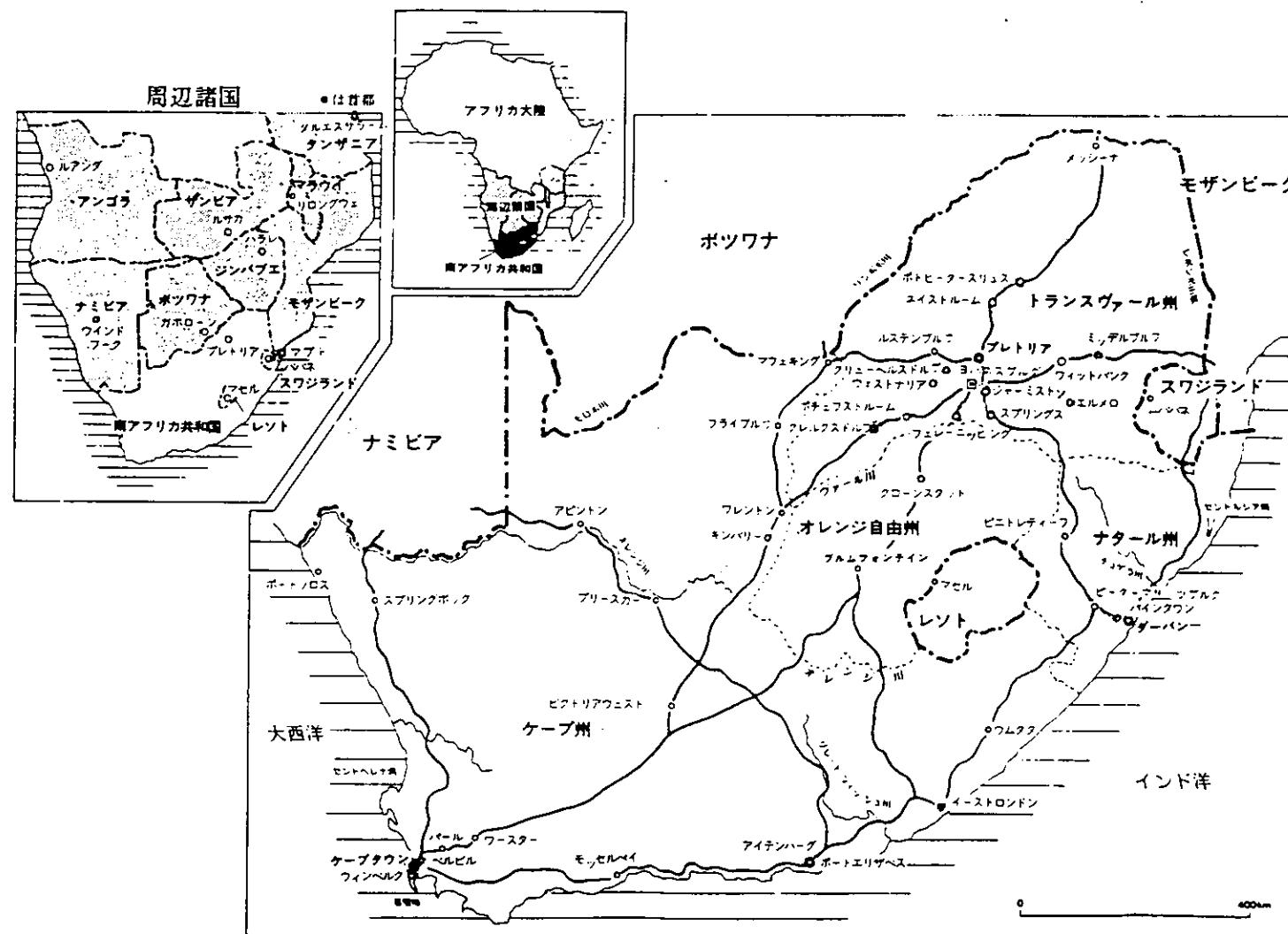


地図2 植民地時代のアフリカ（第一次世界大戦後）

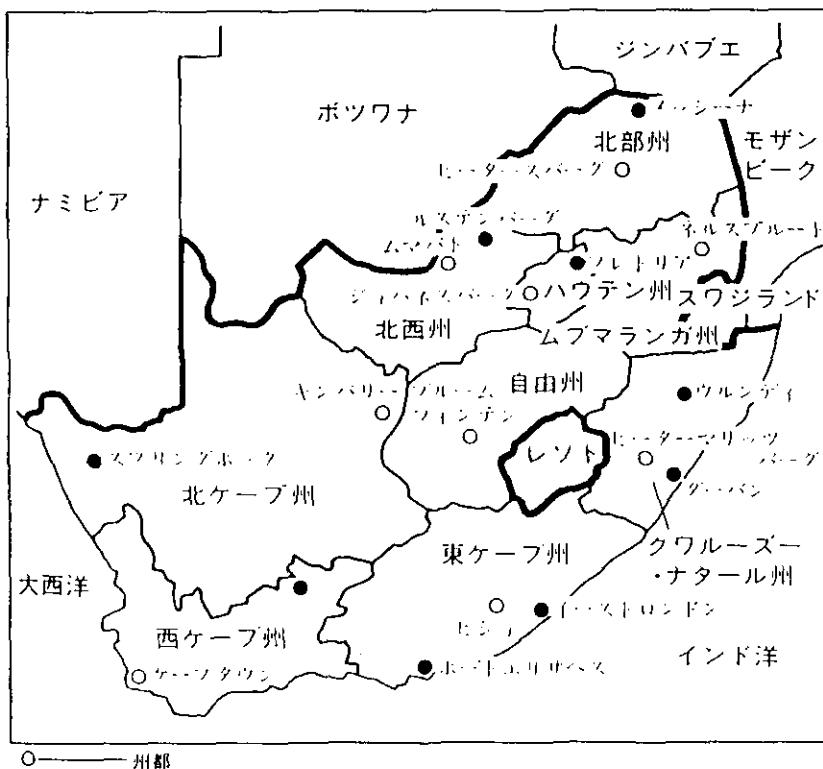


(資料) Catherine Coquery-Vidrovitch, *Africa: Endurance and Change, South of Sahara*, Berkeley, 1988, p. 87

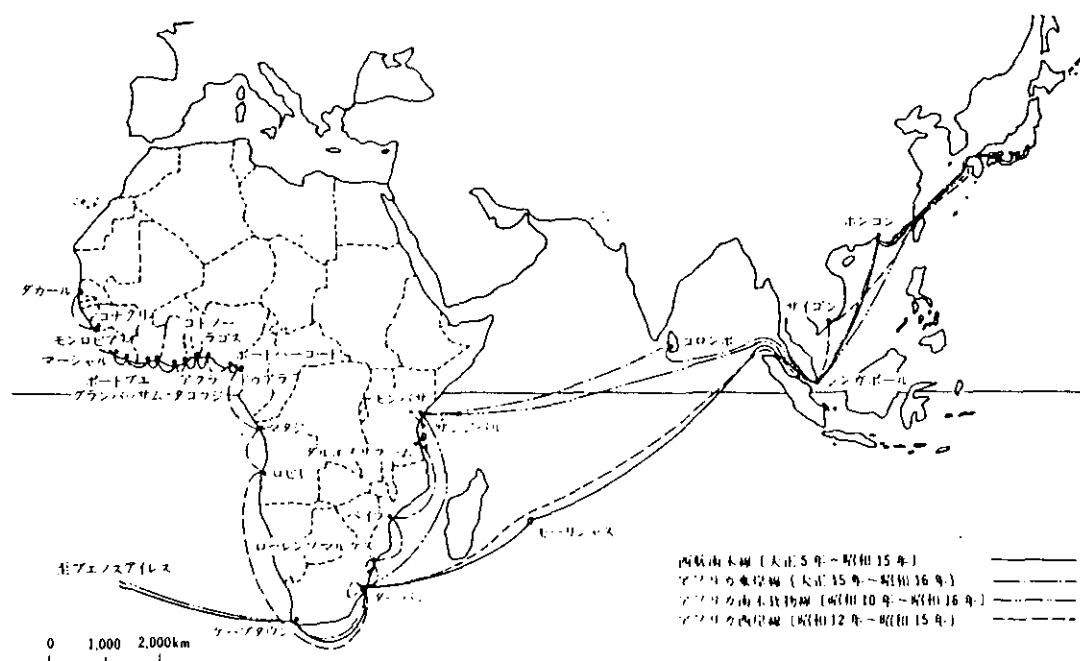
地図3 南アフリカ共和国（1994年以前）および周辺国



地図4 南アフリカ共和国（1994年4月以降）



地図5 大阪商船定期航路



(資料)「大阪商船株式会社五十年史」1934年；「大阪商船株式会社八十年史」1966年；「阿弗利加東岸航路沿革史」および「阿弗利加西岸航路沿革史」大阪商船会社「アフリカ航路史」1956年所収、より作成。